

国の制度及び予算に関する 提案・要望書



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

令和 6 年 6 月
横 浜 市



日頃から、横浜市政の推進に御理解、御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

このたびの提案・要望では、横浜市が最優先で取り組んでいる子ども・子育て支援について、妊婦健康診査への支援拡充や出産費用の実質無償化、多様な働き方を選択できる社会に向けた育児・介護休業法等の改正、小1の壁の打破に向けた取組への財政措置など、安心して産み育てられる環境の充実に向けた項目を掲げています。また、脱炭素社会の実現に向けた取組の加速化や、その過程において、2027年に横浜で開催する国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の成功に向けた協力・支援を盛り込んでいます。加えて、グローバル企業とスタートアップが多数立地する横浜市の強みを生かして都市の活力をさらに高めるため、スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援の強化についても挙げています。

また、令和6年能登半島地震を受けて、市民の皆様の安全・安心をお守りするとともに、発災時には速やかに復旧・復興が進むよう、地震防災対策に関する提案・要望を横断的に盛り込みました。

人口減少や少子高齢化の進展、物価高など多くの課題に直面する中でも、横浜の持つ多様な魅力をさらに高め、「住みたいまち」、「住み続けたいまち」、「選ばれるまち」の実現に向けてスピード感を持って取り組んでいきます。そして、国や県、周辺自治体等と緊密に連携し、最大の基礎自治体として、日本が抱える課題の解決と活力の創出にも貢献してまいります。

関係府省におかれましては、このたびの提案・要望に対し、特段の御配慮をいただけますよう、重ねてお願い申し上げます。



令和6年6月

横浜市長 山中 竹春

提案・要望項目

1 すべての子どもたちの未来を創るまちづくり

(1) 妊婦健康診査等にかかる公費負担の充実	1
(2) 「小1の壁」の打破に向けた取組の推進	3
(3) 多様な働き方を選択できる社会の実現及び多様な保育ニーズへの対応と充実	5
(4) 出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計	9
(5) 子どもの医療費助成の充実	11
(6) 子育て・教育に係る経済的支援の拡充	13
(7) 「こども家庭センター」設置に伴う一体的な相談支援体制確保に係る財政措置	15
(8) 妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業の創設に向けた情報連携システムの早急な構築及び自治体への財政的支援	19
(9) 産後ケア提供体制を確保するための基準の統一化とケアの質の確保に向けた取組の推進	21
(10) 児童養護施設・乳児院等における専門的支援の充実に向けた人材確保及び職員配置	23
(11) 児童相談所及び一時保護所の体制強化	25
(12) 全ての幼児教育・保育の質の確保・向上	27
(13) 保育者確保に向けた更なる取組の推進	29
(14) 待機児童対策の更なる推進	31
(15) 小学生の放課後対策の推進	33
(16) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進	35
(17) ひきこもり地域支援センターに関する財政支援の拡充	37
(18) デジタル・AI時代を見据えた教育DXの推進	39
(19) 充実した教育環境のための支援スタッフの配置及び教員確保のための処遇改善	41
(20) 小中学校における食育の推進・学校給食の充実に向けた支援	43
(21) いじめや不登校等に対応するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び児童支援専任教諭の定数化	45
(22) 横浜が目指すグローバル人材の育成に向けた取組への支援	47

2 誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり

(1) 障害児の療育環境整備に係る支援の充実	51
(2) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実	53
(3) 介護職員等の確保に向けた施策の推進	55
(4) 介護支援専門員に対する業務負担軽減等の支援	57
(5) 介護保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化	59
(6) 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充	61
(7) 補装具費支給制度における所得制限の撤廃対象の拡大	63
(8) 国民健康保険の財政基盤の安定化に向けた支援の拡充	65
(9) 国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止	67
(10) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備の強化	69
(11) 新型コロナワクチンの定期接種に関する必要な措置	71
(12) 带状疱疹ワクチン等の定期接種化と財源措置	73
(13) がん検診の推進	75
(14) 小児・AYA世代のがん対策の推進	77
(15) 看護職員等における処遇改善及び人材確保に向けた取組の推進	79
(16) 防犯対策の推進	83

3 Zero Carbon Yokohamaの実現

- (1) 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援……………85
- (2) 脱炭素行動の加速化に向けた支援の強化……………87
- (3) 脱炭素におけるグローバルネットワーク推進への支援強化……………91
- (4) プラスチック資源循環の推進……………93
- (5) 脱炭素化に向けた持続可能で安全・安心な港づくり……………95

4 未来を切り拓く経済成長と国際都市・横浜の実現

- (1) 第9回アフリカ開発会議の横浜開催に向けた協力・支援……………97
- (2) アジアにおける MICE 分野の国際競争力強化……………99
- (3) ディープテック・スタートアップ支援の強化……………101
- (4) 経済の土台を支える中小企業・小規模企業における持続的な賃上げ実現のための支援……………103

5 新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり

- (1) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援……………105
- (2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援……………107

6 成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり

- (1) 横浜都心・臨海地域における都市再生の推進……………109
- (2) 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進……………111
- (3) クルーズ船受入れのための陸電設備の整備と回遊性向上……………113

7 花・緑・農・水の豊かな魅力あふれるガーデンシティ横浜の実現

- (1) 花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進……………115

8 災害に強い安全・安心な都市づくり

- (1) 道路における防災・減災、国土強靱化の対策推進……………117
- (2) 防災・減災、国土強靱化のための流域治水対策の推進……………119
- (3) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援……………121
- (4) 大規模地震に備えた水道施設の更新・耐震化への支援……………123
- (5) 地震防災対策等の強化について……………125

9 市民生活と経済活動を支える都市づくり

- (1) 高速道路の整備推進……………127
- (2) 市内幹線道路等の整備と連続立体交差事業の推進……………129
- (3) 鉄道をはじめとする持続可能な交通に向けた取組への支援……………131
- (4) 公共施設の老朽化対策の推進……………133
- (5) 国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大……………137

10 新たな価値やサービスを生み出すDXの推進

- (1) デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進……………139

11 国の成長をけん引する大都市の自治強化

- (1) 「特別市」の早期法制化の実現……………141
- (2) 持続可能な市政の基盤となる「地方税財政制度」の充実……………143
- (3) 地方分権改革の推進……………145
- (4) 三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進……………147

- 【巻末】提案・要望項目 府省別一覧……………149

妊婦健康診査等にかかる公費負担の充実

こども家庭庁

- 1 妊婦健康診査費用の実態に即した全額国庫負担による実施
- 2 妊娠届出前の産科に要する費用（妊娠判定料）の全額国庫負担による実施

現状

国

- (1) 妊婦健康診査にかかる公費負担については、地方財政措置がなされるとともに基金による補助が行われ、平成 25 年度以降は地方財政措置が講じられている。その対象範囲として、平成 27 年には厚生労働省「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（以下、「望ましい基準」）により検査の項目・回数を目安が示されている。
- (2) 令和 5 年 3 月 27 日厚生労働省の事務連絡では、「妊娠が予定日（40 週）を超過したため 14 回以上の妊婦健診が必要な方への公費負担についても特段のご配慮をお願いします」とされている。
- (3) 低所得妊婦に関する初回産科受診料支援については、令和 5 年度予算から補助を開始。
- (4) 令和 5 年 3 月に閣議議決した「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」では、「妊産婦健康診査の未受診者への受診の勧奨等を推進」「市町村単位で、妊娠期や産後期の母子の健康管理の観点から実施している妊婦健康診査や伴走型相談支援を推進することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備」とある。

横浜市

- (1) 現在、横浜市の妊婦健康診査事業では、14 回分の健診費用補助券（計 82,700 円分）の交付を行うとともに、令和 6 年 10 月からは横浜市独自に現金 50,000 円を追加支給することにより、公費負担の拡充を予定している（計 132,700 円分）。
- (2) 低所得妊婦に対する初回産科受診料支援（妊婦健診外）については、令和 6 年 2 月から事業開始しているが、それ以外の妊婦の初回産科受診料については全額自己負担となっている。

課題

妊婦健康診査にかかる公費負担の拡充にあたっては、国の示す望ましい基準以上の見直しが必要

- (1) 出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあること、および 40 週を超え自己負担により 15 回目以上の受診をする妊婦が横浜市においては全妊婦の約 3 割である。安心・安全な出産のためには、全国で統一した基準にて実施されることが望ましく、国庫補助事業としての公費負担の拡充が求められる。
- (2) 令和 6 年に神奈川県が産婦人科医療機関を対象に実施した妊婦健康診査の費用負担に関する調査報告では、望ましい基準にかかる平均合計額は県内でもエリアにより 2 万円近くの違いが生じており、首都圏等の地域の実情に即した国庫負担額が求められる。
- (3) 妊娠判定時の受診費用は妊婦が自己負担していることから、妊産婦健康診査の未受診者への受診の勧奨等を推進するためには、費用助成を実施することが必要。

提案・要望内容

- 1 妊婦健康診査の公費助成については地方財政措置が講じられているが、妊婦の適切な健康管理のためには全国一律の基準にて実施されることが望ましい。そのため、昨今の物価高騰や地域の実勢も踏まえたうえで、全額国庫負担への転換を図ること
- 2 望ましい基準の14回を超えた妊婦健康診査費用についても全額国庫負担において実施すること
- 3 妊娠届提出前の初回の産科に要する費用（妊娠判定料）については、妊婦の自己負担とされていることから、令和5年度国予算における低所得妊婦に対する初回産科受診料支援に留まらず、全ての妊婦に対し、妊婦健康診査費用とは別に全額国庫負担において実施すること

参考1 妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（一部抜粋）

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準 (平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)

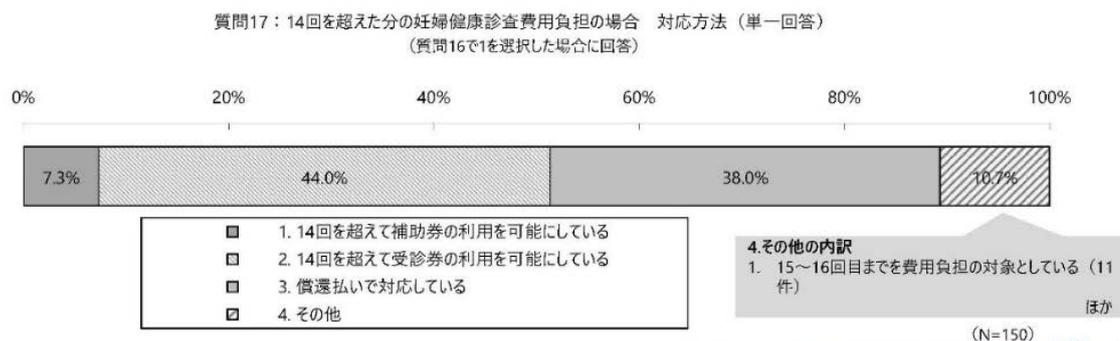
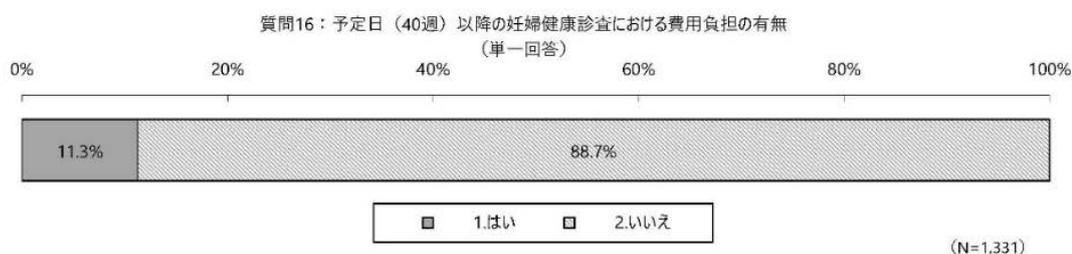
第1 妊婦健康診査の実施時期及び回数等

- 1 市町村は、次のイからハまでに掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる頻度で妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）を行い、妊婦一人につき、出産までに14回程度行うものとする。
 - イ 妊娠初期から妊娠23週まで おおむね4週間に1回
 - ロ 妊娠24週から妊娠35週まで おおむね2週間に1回
 - ハ 妊娠36週から出産まで おおむね1週間に1回
- 2 市町村は、妊婦一人につき14回程度の妊婦健康診査の実施に要する費用を負担するものとする。

参考2 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究」（野村総研）より抜粋

市区町村アンケート | 単純集計 | 予定日（40週）以降の妊婦健康診査 14回を超えた分の妊婦健康診査費用負担

予定日（40週）以降の14回を超えた分の妊婦健康診査について、9割近い市区町村が公費負担していない。



「小1の壁」の打破に向けた取組の推進

こども家庭庁

「小1の壁」の打破に向けて地方自治体を実施する独自の取組への財政措置の実現

現状

国

- (1) 放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため、こども家庭庁と文部科学省の連名により「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月）を策定。待機児童対策等の従来から推し進めている放課後児童対策に加え、朝のこどもの居場所づくりの推進など、多様な居場所づくりにも取り組むこととしている。
- (2) 「放課後児童対策パッケージ」に挙げられたもの以外でも、長期休業期間中の昼食提供の事例集を国がとりまとめる等により、国が補助対象としていない内容についても、地域の実情に応じた対応を市町村に求めている。

横浜市

- (1) 放課後児童対策の更なる充実に向けて、令和5年度に市独自でニーズ調査を実施。
- (2) ニーズ調査結果を踏まえ、保護者支援のために市内全ての放課後児童クラブにおいて夏季休業期間中の昼食提供をモデル実施。加えて、学校施設を活用した朝の時間の居場所づくりのモデル実施（2か所）や、保護者とクラブとの日々のやり取りの負担軽減のためのシステムの開発に取り組んでいる。

課題

放課後児童クラブを利用できても子育てと就労の両立に苦慮する保護者への支援が必要

- (1) 国は放課後児童対策について、待機児童解消のための量的拡充を中心として実施してきた。一方、保育所の時と比較すると、給食がない夏休み等のお弁当づくりなど保護者に新たな負担が生じ時間的・精神的なゆとりがなくなることや、預けられる時間が短く働き方の見直しやキャリアの中断を迫られる場合があるなど、小学校入学に伴い、子育てに関する負担が新たに生じている。横浜市が実施したニーズ調査でも保護者の約88%が放課後児童クラブを利用できていても何らかの負担を感じており、「小1の壁」を真に打破するためには、保護者が抱えるこれらの負担に対応した、よりきめ細やかな支援が必要。

地方自治体を実施する独自の取組への財政措置が必要

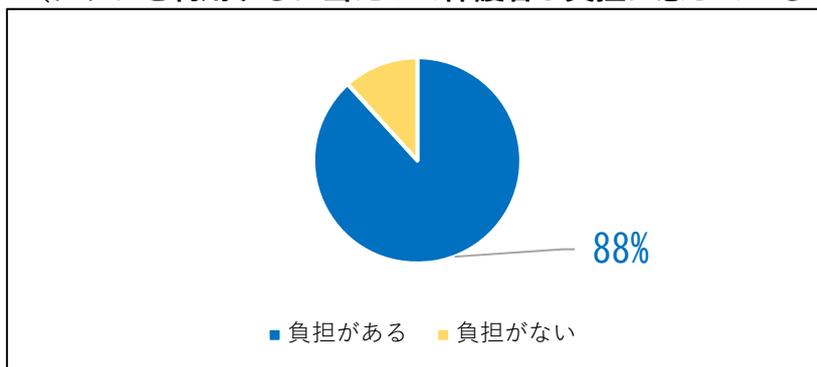
- (1) 「小1の壁」の打破に向けて、市町村が地域の実情に応じた対応を進めるうえでは、国が市町村の取組に対する支援をより一層進めていくことが必要だが、十分な財政措置が図られていない。

提案・要望内容

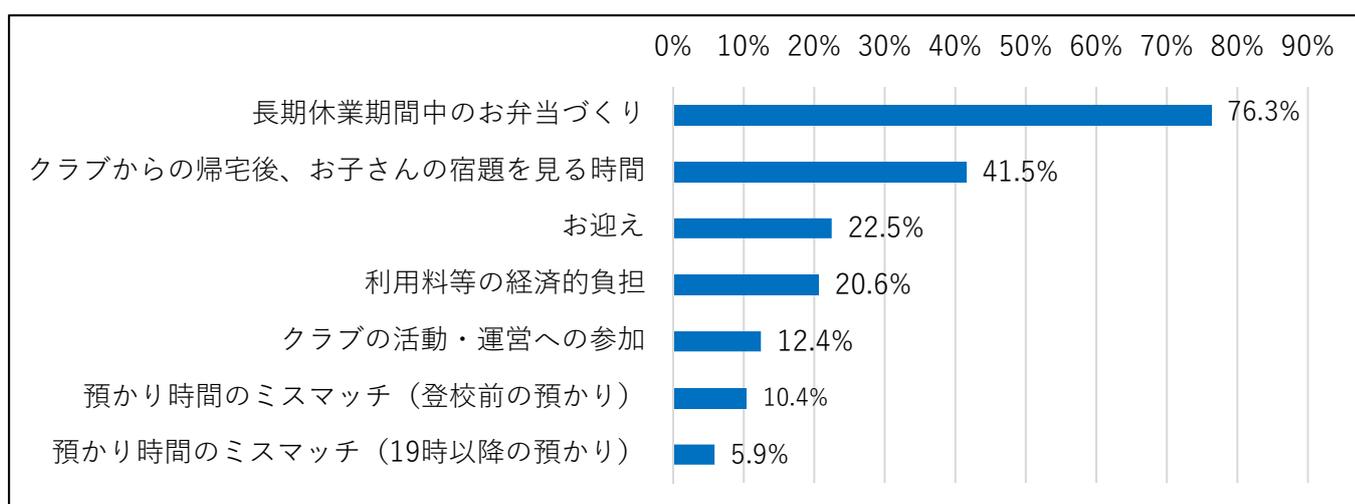
- 1 「小1の壁」の打破に向けて、地域の実情に応じたニーズに対応するために地方自治体を実施する独自の取組に対し地方自治体が柔軟に活用できる補助メニューを創設する等の財政措置の実現

参考1 横浜市が実施したニーズ調査結果

(クラブを利用するに当たって保護者が負担に感じていることがあるか)



(保護者が負担に感じていること)



参考2 放課後児童対策のために横浜市単独で行う取組 (令和6年度予算)

取組	予算額
長期休業期間中の昼食提供 (夏休みにモデル実施、注文システム開発)	281,375 千円
DX に向けたシステム開発・保守	246,500 千円
DX に伴うランニングコスト	9,827 千円
朝の居場所づくり事業 (2校でモデル実施)	3,486 千円

参考3 放課後児童クラブにおける食事提供についての調査結果 (国の調査)

長期休業中に事業所として昼食を提供している放課後児童クラブ数：2,990 か所/13,097 か所(22.8%)
 ※長期休業中に事業所として昼食を提供している放課後児童クラブを把握している自治体 995 市区町村に所在する 13,097 か所

参考4 放課後児童対策に対する他都市の状況 (令和5年5月時点)

	指定都市・特別区※	横浜市の近隣市
長期休業期間中の昼食提供	19/34 自治体 (55.9%)	9/15 自治体 (60.0%)
平日の登校前の預かり	5/34 自治体 (14.7%)	3/15 自治体 (20.0%)

※指定都市は令和4年7月時点で人口100万人以上の都市に調査

多様な働き方を選択できる社会の実現及び多様な保育ニーズへの対応と充実

こども家庭庁、厚生労働省

- 1 多様な働き方を選択できる社会に向けた育児・介護休業法等の改正
- 2 「こども誰でも通園制度」実施に向けた地方の負担軽減及び適切な職員配置等
- 3 一時預かり事業、病児保育事業及び延長保育事業の補助制度の拡充

現状

国・横浜市

- (1) 現行の育児・介護休業法では、育児休業及び育児休業給付金は**1歳に達するまでの取得・受給を原則**としており、**例外的措置として保育所等に入れない場合に限り、最長2歳に達するまで延長可能**としている。
- (2) 国は、「こども大綱」において、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていくとともに、病児保育の充実を図るとされている。また、延長保育事業については、令和6年度から補助要件を緩和するとともに補助基準額を引き上げている。
また、「こども未来戦略」において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、**月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する**、とされた。
- (3) 横浜市では、令和5年度に子育て中の家庭の現状とニーズを把握するためにアンケート調査を実施し、その結果、こどもが1歳以降も育児休業を取得したいと約8割の方（母親）が回答。一時預かり事業について、育児休業取得者の増加を背景に低年齢児の利用も増加しているため、令和5年度には市独自で0歳児の補助単価を増額し、認可保育施設だけでなく、一時預かり専門の認可外保育施設にも拡大。また、認可保育施設での一時預かり実施のための改修費補助の新設や、育児負担の軽減を目的とした、多胎児を受け入れた施設への市独自加算、病児保育事業の安定運営に向けた委託費の拡充など、市独自で補助を充実。延長保育事業は、子ども・子育て支援交付金を活用した補助のほか、切れ目のない保育を提供するため、ローテーションのための保育士雇用経費や調理員雇用経費などを市独自に助成。また、令和6年度から、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業を実施。

課題

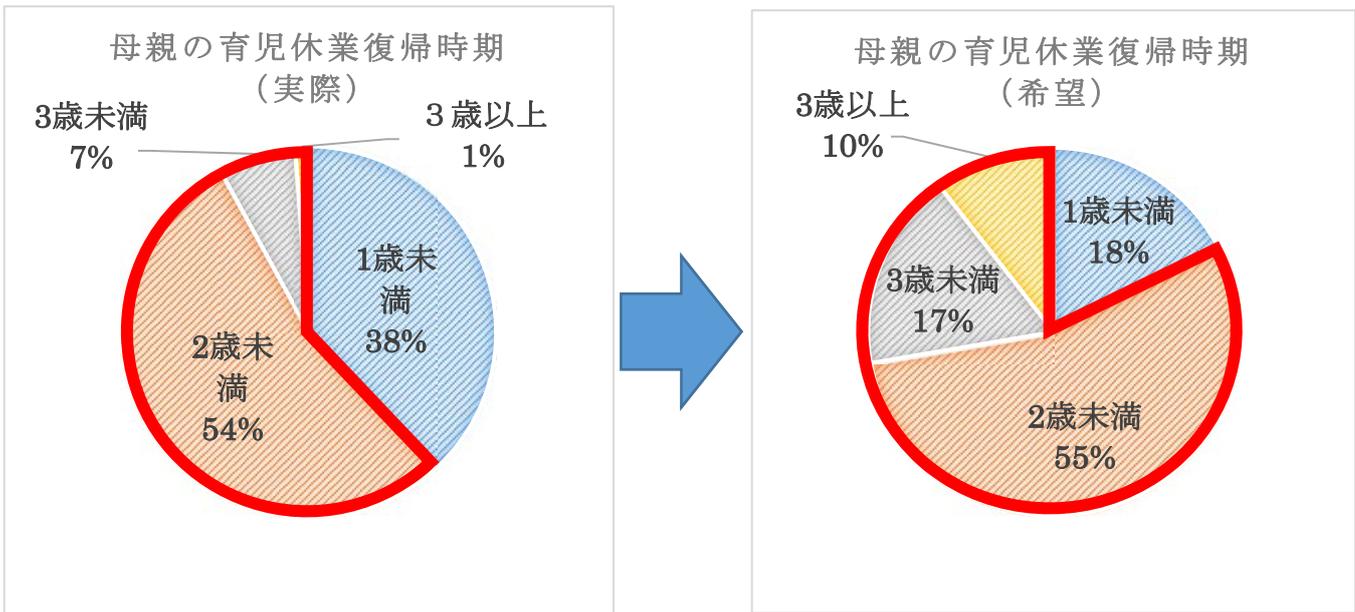
多様な働き方を選択できる社会の実現及び多様な保育ニーズへの対応と充実が必要

- (1) 横浜市が実施したアンケート調査結果から、働き方が多様化する中で、1歳以降も育児休業の取得を希望する方が多く、在宅での育児のニーズが高まっている。また、育児休業延長に保留通知が必要という現行の仕組みによって、保護者も自治体にも労力を要するとともに、保留児童の実態の把握がより難しくなっている。
- (2) 一時預かり事業及び病児保育事業は、事業の採算性が低く保育士の確保も困難な状況で、実施園の拡大が難航。また、延長保育事業は、事業の実施に必要な早朝又は夕方から夜にかけての保育士確保が困難。当該時間帯は、多くの保育所において正規職員等の常勤職員で対応しているが、国の補助額では不十分。
- (3) 「こども誰でも通園制度」は、具体的な課題や事務フローについて、制度設計の段階から自治体の意見を十分に反映するとともに、利用者にとって利用しやすい制度とすることが必要。また、通常の保育と異なり、保育に慣れていない乳児を預かるこども誰でも通園制度においては、保育所等の配置基準以上の手厚い職員配置が必要であり、利用実績に応じた給付ではなく、安定的に保育人材を雇用できるような給付制度が必要。

提案・要望内容

- 1 多様な働き方を選択できる社会に向けた育児・介護休業法等の改正
多様な働き方を選択できる社会に向けて、子どもが2歳になるまでは自由に育児休業を取得し、育児休業給付金を受けられるよう、育児・介護休業法等を改正
- 2 一時預かり事業、病児保育事業及び延長保育事業の補助制度の拡充
 - (1) 一時預かり事業及び病児保育事業における人件費や賃料等の**地域格差是正のための地域区分の設定**や、**人材確保のための土曜保育加算の創設**、ひいては**公定価格と同等の賃金水準の実現**
加えて、一時預かり事業においては、**乳児加算の創設**や、枠の確保だけでなく継続的な子育て支援を推進するため、現行の国庫補助制度にある土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所を要件とする**基幹型施設加算の条件緩和**など、補助制度の拡充
 - (2) 延長保育事業において、早朝又は夕方から夜にかけて安定的に保育士が確保できるよう、**正規職員等の常勤職員を想定した補助単価への引上げ**、さらには、**利用実績に関わらず、安定した体制が整備できるよう基本分に相当する補助制度の創設**
- 3 「こども誰でも通園制度」実施に向けた地方の負担軽減及び適切な職員配置等
「こども誰でも通園制度」について、国と地方自治体の協議の場を通じて、人口規模に応じた具体的な課題や事務フローについて、制度設計の段階から十分に協議し、地方自治体の事務負担軽減等を図るとともに、事務費、システム改修費、保育士確保等必要な財政措置の実施。
また、一時預かり事業と併用する**利用者にとって、利用しやすい制度**とすること
保育に慣れていない児童を安全に預かるため、配置基準を見直す（年齢にかかわらず3:1）とともに、**施設が計画的・持続的に保育人材を確保できるよう十分な給付を行うこと**

参考1 ニーズ調査における母親の実際と希望の育児休業復帰時期



年齢区分	実際		希望	
	人数	割合	人数	割合
1歳未満	4,922人	38.1%	2,239人	17.7%
2歳未満	6,962人	53.9%	6,909人	54.6%
3歳未満	872人	6.8%	2,179人	17.2%
3歳以上	151人	1.2%	1,328人	10.5%
	12,907人	100.0%	12,655人	100.0%

実際に子どもが1歳以降も育児休業を取得した方の割合が61.9%に対し、1歳以降も育児休業の取得を希望する方の割合は82.3%であり、20%以上の差が生じている。

参考2 一時預かり専門の認可外施設「乳幼児一時預かり事業」に係る補助の状況

(単位：千円)

年間延べ 利用児童数	国の補助額 (R6)			横浜市補助額 (運営上 必要な金額)	国の補助額 との差額
	基準額	事務経費 加算	補助合計		
3,300人以上 3,900人未満	8,888	2,670	11,558	19,903	▲ 8,345
3,900人以上 4,500人未満	10,310	2,670	12,980	20,980	▲ 8,000
4,500人以上 5,100人未満	11,732	2,670	14,402	26,378	▲ 11,976
5,100人以上 5,700人未満	13,154	2,670	15,824	28,119	▲ 12,295
5,700人以上 6,300人未満	14,576	2,670	17,246	29,858	▲ 12,612

年間延べ利用児童数3,300人未満の施設も含め、全37施設に補助を実施予定。
国の補助額との差額は計310,927千円

参考3 「こども誰でも通園制度」：横浜市で実施している一時預かり事業とこども誰でも通園制度（想定）の比較

	認可保育所等での一時保育	乳幼児一時預かり事業	地域子育て支援拠点の一時預かり事業	こども誰でも通園制度（想定）
実施施設	認可保育所、地域型保育事業、幼保連携型認定こども園	認可外保育施設	地域子育て支援拠点	認可保育所、地域型保育事業、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点等
事業目的	保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたいときなど、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童をお預かり		保護者及びその家族の通院、休養、家事、冠婚葬祭、きょうだい児の用事等を理由に、一時的に児童を預かることで、保護者の育児にかかる心身の負担軽減を図り、以って児童の健やかな成長を支えることを目的とする	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化する
対象児童	生後57日～就学前児童 ※施設によって、異なる。	生後57日～就学前児童	原則生後6か月～就学前児童 ※施設によって、異なる。	0歳6か月～2歳の未就園児
利用方法	定期利用、自由利用 市独自のWeb予約システム		自由利用、各施設のWeb予約システム等	定期利用、自由利用 国による全国共通の総合システム
利用時間（上限）	月120時間		月32時間（月8回×4時間）	月一定時間 （R6年度試行実施は「月10時間」を上限として実施）
職員配置	横浜市保育士配置基準 0歳児3：1、1歳児4：1、2歳児5：1等	年齢に関わらず、3：1	年齢に関わらず、3：1	R6年度試行実施では ・乳児 3：1 満1歳～満3歳未満 6：1 ・保育士配置基準に応じて保育従事者を配置し、そのうち保育士等は1/2等
令和6年度実施箇所数 令和5年度実績 （延利用者数）	令和6年4月1日現在 479施設 令和5年度実績 92,367人	令和6年4月1日現在 37施設 令和5年度実績 96,796人	令和6年度実施箇所数 3箇所 令和5年度実績 4,217人	令和6年度試行的事業 横浜市実施箇所数 14箇所（予定）

提案の担当 /

こども青少年局保育・教育部保育対策課長	安藤 敦久	TEL 045-671-3955
こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長	岡本 今日子	TEL 045-671-2365
こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課担当課長	齋藤 淳一	TEL 045-671-2386
こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課長	大槻 彰良	TEL 045-671-2701

出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計

厚生労働省

出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計

現状

国

- (1) 令和 5 年 4 月から、出産育児一時金が 42 万円から 50 万円に増額。
- (2) 厚生労働省による出産費用の実態把握に関する調査研究によると、出産費用は年間平均 1%程度で上昇。また、出産費用は、都道府県によって 20 万円以上の差が見られたことなどが報告されている。(参考 1：出産費用の推移)
- (3) 政府が令和 5 年 12 月に閣議決定した「こども未来戦略」によると、出産費用の見える化を行い、その上でこれらの効果等の検証を行い、令和 8 年度を目途に、出産費用（正常分娩）の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進めるとある。

横浜市

- (1) 厚生労働省の発表によると、令和 4 年度の室料差額等を除いた神奈川県における出産費用の平均値は 550,864 円であり、全国で 2 番目に高い。(参考 2：都道府県別出産費用（令和 4 年度）)
- (2) 令和 5 年度に、横浜市の出産費用の実態を把握するため、市内の分娩取扱施設を対象に出産費用についての調査を実施。調査の結果、市内分娩取扱施設の基礎的費用の平均値は 548,224 円、中央値は 555,000 円であり、増額された出産育児一時金を上回っていた。
- (3) 調査結果を受け、令和 6 年度から横浜市独自に出産育児一時金に上乘せし、最大 9 万円を助成することで、市内公的病院の基礎的費用を 100%カバーしている。

課題

出産費用における公的医療保険適用の制度設計にあたっては丁寧な検討が必要

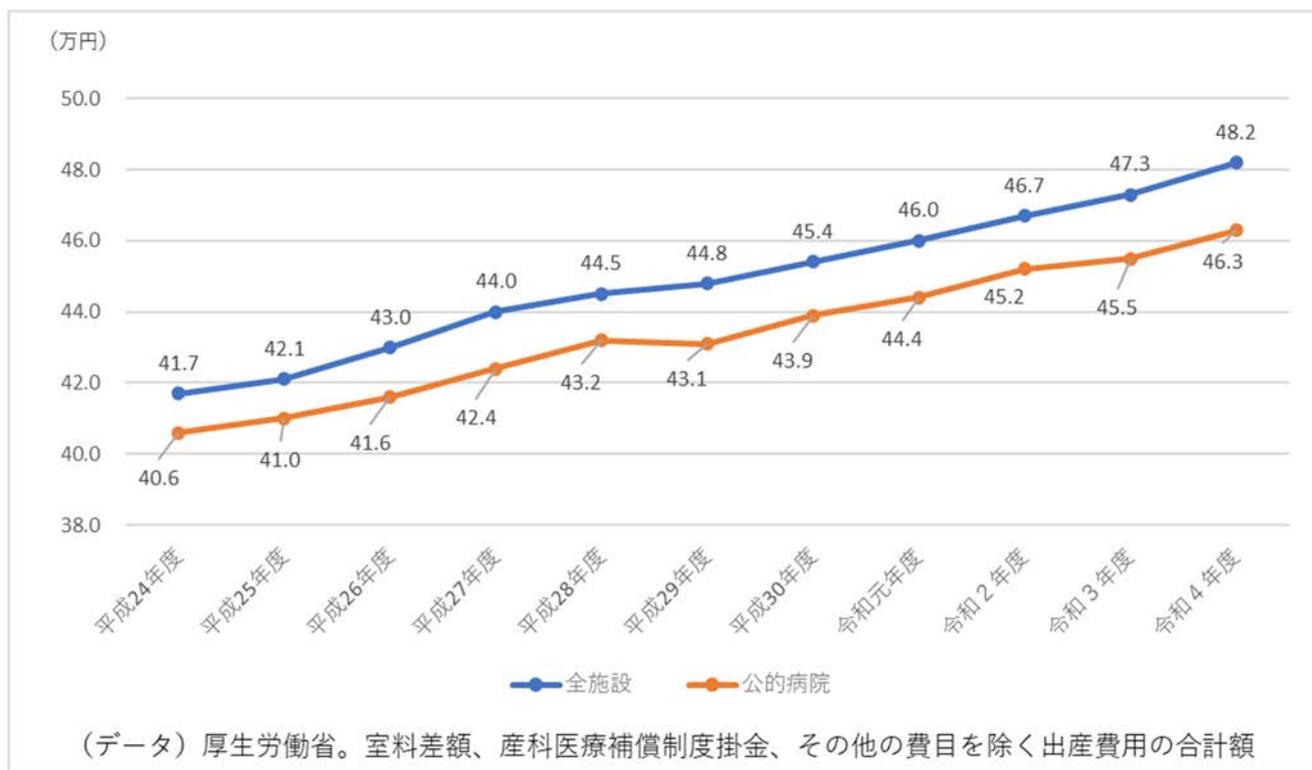
- (1) 大都市圏の出産費用が高額であることを踏まえ、保険適用の実現までの間の対応として、出産育児一時金の地域加算制度の構築が必要。
- (2) 出産費用を理由に出産を躊躇うことのないよう、保険診療の対象とした費用の自己負担額は全額公費で負担する仕組みとすることが必要。
- (3) 保険適用により公定価格として全国一律に診療報酬が定められた場合、現在医療機関で確保している人員体制等の維持が困難になることや、医療機関等の経営が成り立たなくなるなどの懸念がある。地域間の出産費用の格差が大きいことを踏まえ、人件費や物価が高額な大都市圏においても出産環境や医療提供体制の質が落ちることのないよう、診療報酬の検討にあたっては、地域の実情を十分に踏まえた検討が必要。
- (4) 分娩は病気ではないとして保険適用外とされてきた背景から、制度上の位置づけの見直しや保険適用の範囲の整理など様々な課題がある。

提案・要望内容

- 1 大都市圏の出産費用が高額であることを踏まえ、保険適用の実現までの間の対応として、出産育児一時金の地域加算制度を構築すること。出産費用における保険適用の検討にあたり、自己負担額は全額公費で賄うとともに、公費負担については、国による財政負担を前提に進めること。また、地域間の費用格差を踏まえ、大都市圏の医療機関等の経営に配慮した制度設計とするとともに、各施設が工夫を凝らして実施している独自サービスに対する妊婦の選択の幅が狭まることのないよう、保険適用の範囲の整理にあたっては、様々な課題を踏まえ、丁寧に検討すること

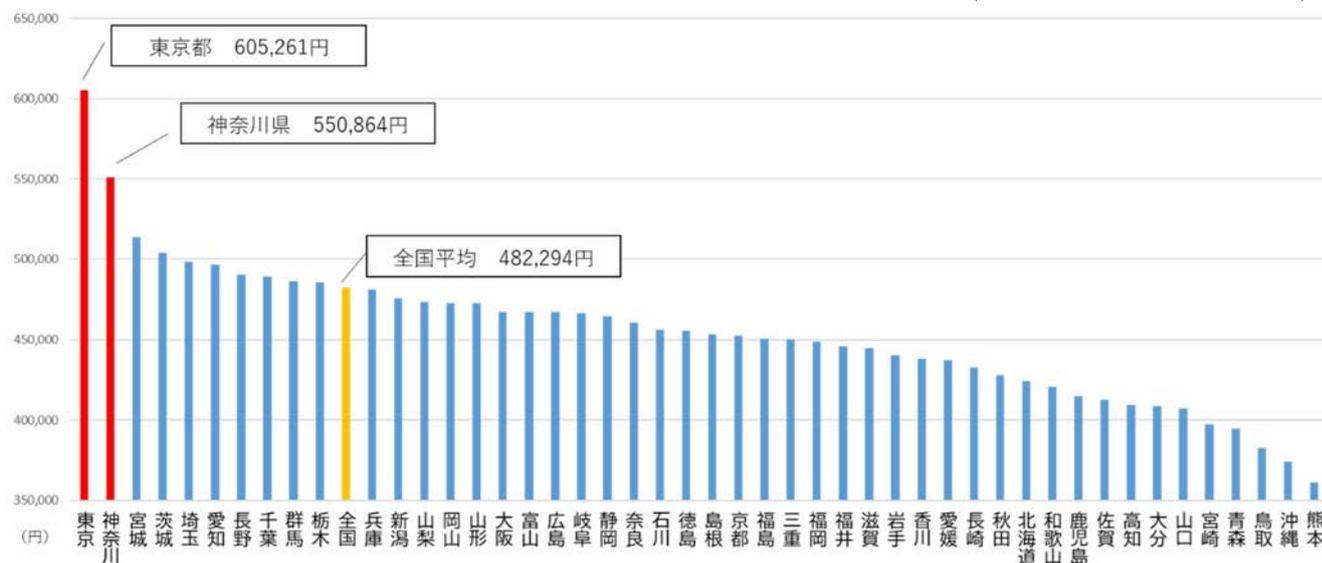
参考 1 出産費用の推移

(出典元：厚生労働省集計資料)



参考 2 都道府県別出産費用 (令和4年度)

(出典元：厚生労働省集計資料)



子どもの医療費助成の充実

こども家庭庁

- 1 子どもの医療費に関する全国一律の医療費助成制度の構築
- 2 国と地方自治体が共同で制度検討を行う体制の構築

現状

国

- (1) 子どもの医療費については、医療保険制度の下で、義務教育就学前は2割、就学後は3割が自己負担。
- (2) 自己負担分に対しては、全ての市区町村が独自の助成を実施。一方で、対象年齢・所得制限・自己負担額等の助成内容は、各市区町村によって異なる。
- (3) 子どもの医療費助成を行う市区町村に対して、国民健康保険への国庫負担金を減額する措置が行われてきたが、平成30年度から、義務教育就学前の子どもについては廃止される等、市区町村による取組への支援に進展。さらに令和6年度からは、18歳未満までを対象に廃止。

横浜市

- (1) 子どもの医療費助成の対象を段階的に拡充しており、通院助成の対象を平成29年4月に小学6年生まで、平成31年4月から中学3年生まで拡大し、令和3年4月から、1、2歳児の所得制限を撤廃し、令和5年8月から中学3年生までの所得制限及び一部負担金を撤廃。
- (2) 令和5年4月、7月、11月指定都市市長会として、統一的な子ども医療費助成制度の創設を要請。

課題

子どもの医療費に関して、本来国の責任で全国一律の医療費助成制度を構築することが必要

- (1) 令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、国を挙げて子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世代の家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関に受診しやすい環境を築くための重要な施策。本来は、地方自治体間の差異をなくしナショナル・ミニマムの保障として、国の主導による全国的な実施が必要。
- (2) 同じ医療を受けても、居住地や住所地によって自己負担に差があり、不公平が生じているため、全国一律の医療費助成制度が必要。

提案・要望内容

- 1 全ての子どもが、18歳の年度末まで、全国どこに住んでも安心して必要な医療を受けられるよう、**子どもの医療費に関する全国一律の医療費助成制度の構築**
- 2 長期的に安定した全国一律の医療費助成制度設計となるよう、**国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築**

参考1 横浜市の小児医療費助成制度（令和5年8月から所得制限及び一部負担金撤廃）

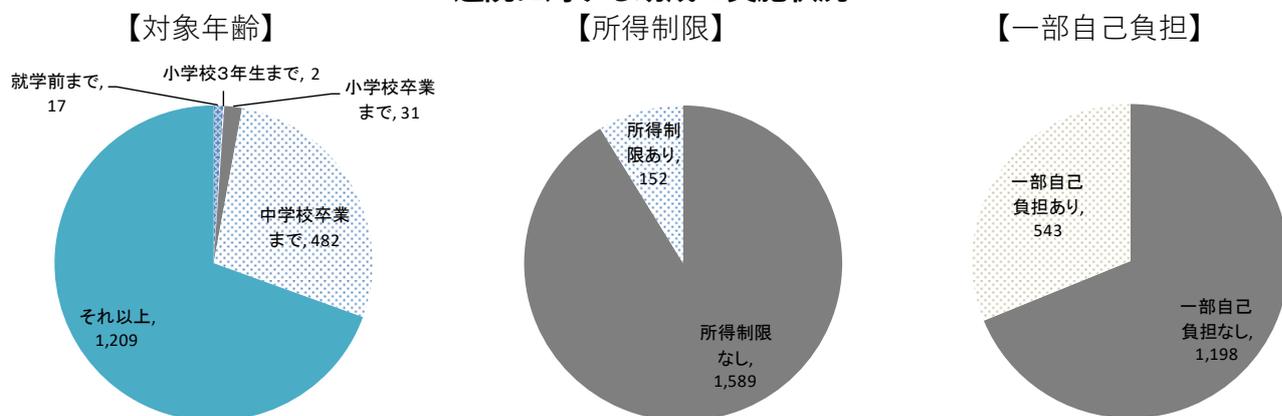
	改正前	改正後(令和5年8月以降)
年齢	0歳～中3	0歳～中3
助成対象	入院・通院	入院・通院
所得制限	3歳以上所得制限あり	なし
助成内容	次の場合は通院1回500円の一部負担金あり ・1、2歳児で保護者の所得が基準額以上の子ども ・小学4年～中学3年生の子ども(非課税世帯を除く)	全額助成

参考2 子どもの医療費の自己負担分への助成の実施状況

全ての市区町村（1,741）が独自の助成を実施。一方で、助成内容は異なっている。

<通院に対する助成の実施状況>

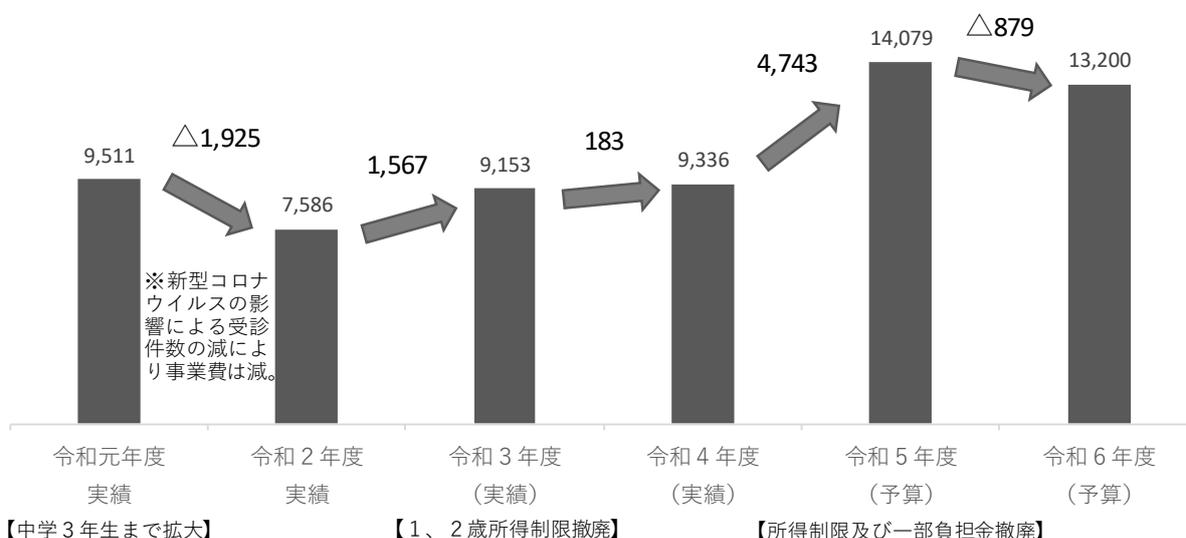
(単位：市区町村)



(出典) こども家庭庁 令和5年度「こどもに係る医療費の援助についての調査」

参考3 横浜市における事業費の推移

(単位：百万円)



子育て・教育に係る経済的支援の拡充

こども家庭庁

多子世帯に対する保育料軽減制度の拡充等

現状

国

- (1) 子ども・子育て支援新制度（平成 27 年）において、**多子世帯等に対する認可保育所等の保育料の負担軽減**を規定。
- (2) 幼児教育・保育について、3～5 歳児クラスの利用者及び 0～2 歳児クラスの子どもの非課税世帯の保育料等¹を無償化（令和元年）。**年収 360 万円未満相当の世帯については軽減措置**を拡充。
- (3) 多子世帯に対する経済的負担の軽減は、**0～2 歳児クラスの保育料について、認可保育所等を利用しているきょうだいがいる場合に第 2 子を半額、第 3 子を無償に軽減**。年齢条件（きょうだい児が未就学児であること）、施設利用条件（きょうだい児が未就園や認可外保育施設利用だときょうだい児として数えない）あり。
- (4) 3～5 歳児クラスについては、第 3 子の副食費を免除。年齢条件（認可保育所等は保育料軽減と同じ条件。幼稚園等はきょうだい児が 3 歳から小学 3 年生）、施設利用条件あり。

横浜市

- (1) 国基準保育料から市独自に軽減し、低所得者層では概ね国基準の 5 割程度、中間層から高所得者層では 7～8 割程度としている。
- (2) 横浜市が認定を与える認可外保育施設（横浜保育室）や保留児を対象とした一時預かり事業（年度限定保育事業）の利用者がいる世帯等についても、市独自に多子軽減を実施。

課題

多子世帯に対する保育料等、育児に関する経済的負担の軽減が必要

- (1) きょうだいの年齢が離れている場合や、認可保育所に空きがなくやむを得ず認可外保育施設等を利用する場合などは軽減の対象外となっており、**実際の子どもの人数に応じた負担軽減となっておらず、制度が分かりづらい**。（参考 1）
- (2) **必ずしも望んだタイミングで子どもを授かるとは限らないにもかかわらず**、きょうだいの年齢差によって軽減の対象外になることは**不公平感が強く、制度の見直しを望む切実な声が多い**。
- (3) 子ども・子育て支援新制度のなかで**多子軽減にかかる年齢条件が保育所等と幼稚園等で異なることが分かりづらく**、利用者の不満や不公平感を招いている。特に、認定こども園では同じ施設で保育利用と教育利用できょうだいの数え方が異なることに、施設や利用者の理解が得難い。
- (4) **第 2 子保育料の無償化など多子軽減を独自に拡充する自治体が東京都をはじめ増加し**、政令市では半数以上がなんらかの拡充策を実施している。**少子化対策を目的とした子育て世帯への経済的支援は、自治体の財政力による地域格差を生じさせないよう、国が主導することが必要**。
- (5) 国の調査に基づく横浜市推計では 2 人以上の子どもを望む世帯は 22.4 万世帯いるが、実際に子どもが 2 人以上いる世帯は 11.6 万世帯であり、10.8 万世帯に理想と現実のギャップがある。

- (6) **理想の子ども数を持たない理由**では「子育てや教育にお金がかかりすぎるから（妻 35 歳未満 77.8%）」を挙げる世帯が一番多く、**第2子保育料の無償化などの多子軽減を拡充し、経済的負担を軽減することは少子化対策として有効。**（出生動向基本調査・国勢調査 2020 年から推計）
- (7) 併せて幼児・教育保育の無償化の2歳児以下への適用など、子育て・教育全般の経済的負担を軽減する政策が必要

提案・要望内容

- 1 複数の子どもを育てることに対する経済的負担の軽減や、所得や年齢等により出産をあきらめる家庭がなくなるよう、少子化対策を目的とした子ども子育て支援制度の拡充として、保育所や幼稚園等を利用する多子世帯への保育料等の負担軽減にかかる**年齢条件及び施設利用条件の撤廃**と、保育所等を利用する多子世帯に対する**第2子保育料の無償化**（0～2歳児クラス）
- 2 幼児教育・保育の無償化の2歳児以下への適用など、子育て・教育全般の経済的負担の軽減策の検討

参考1 年齢条件及び施設利用条件による世帯への影響（子ども3人の世帯の例）

収入が同じ世帯でもきょうだいの年齢により、平均保育料で年間約53万円の差がある。また、上のきょうだい卒園した場合も軽減がなくなる。

※横浜市平均保育料（月額）：約44,000円（第1子標準時間）第2子を半額として試算

	第1子	第2子	第3子	保育料計/年	備考
世帯A	5歳児 (無償化)	1歳児 (22,000円)	0歳児 (0円)	264,000円	
世帯B	小学生 ※年齢条件により 数えない	1歳児 (44,000円) ※第1子扱い	0歳児 (22,000円) ※第2子扱い	792,000円 (差額528,000円)	第1子の年齢により世帯Aより負担が大きく、不公平感に

参考2 指定都市及び東京都の多子軽減拡充状況（横浜市調べ：今後拡充予定含む）

指定都市・東京都	軽減策
6市・東京都 東京都、大阪市※、静岡市、堺市、福岡市、北九州市、札幌市	年齢条件・施設条件の撤廃 第2子保育料の無償化 (※令和8年度から完全無償化を検討中)
4市 神戸市、川崎市、浜松市(令和6年9月～)、広島市(令和6年11月～)	年齢条件・施設条件の撤廃
7市 さいたま市、新潟市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市、仙台市	その他拡充 第3子のみ年齢条件撤廃など様々
3市 横浜市、相模原市、千葉市	国基準どおり

参考3 理想の子ども数を持たない主な理由（第16回出生動向基本調査（結果概要/妻の年齢35歳未満））

理由	割合（選択率）
子育てや教育にお金がかかりすぎるから	77.8%
これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	23.1%
自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから	21.4%

「こども家庭センター」設置に伴う一体的な相談支援体制確保に係る財政措置

こども家庭庁

- 1 児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）に係る財政措置
- 2 サポートプラン作成に係る財政措置
- 3 母子保健・児童福祉両部門の情報の管理・閲覧・共有を行うシステムに係る財政措置

現状

国

- (1) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月15日法律第66号）において、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置に努めることが規定。
- (2) 「こども大綱」「こども未来戦略」「新たな児童虐待対策体制総合強化プラン」で、こども家庭センターの全国展開が掲げられている。
- (3) こども家庭センターでは、既存の取組に加え、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓が新たな取組として付加。
- (4) こども家庭センターに係る経費として、統括支援員の配置や母子保健機能・児童福祉機能の運営費、サポートプラン作成にかかる支援員の加算等の財政支援を措置。（負担割合は国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6）
- (5) 5年度補正予算で「児童相談所等における業務効率化・ICT推進事業」で、母子保健・児童福祉の総合連携のためのシステム構築又は改修のための補助が創設。（負担割合は国 1/2、市町村 1/2）

横浜市

- (1) 横浜市では従来から母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）と児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）を18区役所のこども家庭支援課に設置している。令和6年度からはこの区役所こども家庭支援課に「こども家庭センター」機能を設置し（6年度以降、18区に段階的に設置）（6年度は3か所設置）、母子保健と児童福祉が一体となった全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援を強化。
- (2) 児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）は、令和4年度に全区設置（18拠点）を完了。相談対応や他機関との連携等を行う子ども家庭支援員、心理アセスメントや相談者の心理的ケアを行う心理担当支援員、虐待通告への対応や虐待が認められる家庭等への支援等を行う虐待対応専門員を中心に、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援、要支援・要保護児童及び特定妊婦等への支援の強化に当たっている。

- (3) こども家庭センター設置を機に、新たに統括支援員（係長級の保健師）を配置し、母子保健分野（保健師等）と児童福祉分野（子ども家庭支援員等）双方の担当者が連携・協働し、妊産婦や子ども、その家庭への支援を行う。また支援が必要な家庭に対し、サポートプランを作成し、当事者のニーズに沿った手厚い相談支援を強化。
- (4) 現在、母子保健分野は、妊産婦・子育て世帯・乳幼児を対象とする支援の情報を管理できる「個別支援記録システム」を運用。
- (5) 一方、児童福祉分野は「児童福祉システム」を運用。その他、子どもと家庭に関わる相談、障害児相談、ひとり親相談等は、制度の利用状況や支援の経過等の情報の管理方法が統一されておらず、業務によってシステムや紙ファイルなどで管理。

課題

こども家庭センターで一体的な相談支援を運用するための体制確保が必要

- (1) 児童福祉機能には、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に加え、要支援・要保護児童及び特定妊婦等への支援の強化が求められている。現状、児童人口により最低配置人数が決定されており、虐待通告に対する市民の感度が高まっている中、虐待通告や相談に対応する業務量が見込まれていない。
- (2) 児童相談所の児童福祉司が、管轄人口6万人に1人（平成28年度・経過措置適用による）から3万人に1人（現在）の配置へと大幅な増員が進められたのに対し、旧子ども家庭総合支援拠点の最低配置人員については、平成29年度の事業開始以来、国による体制強化が図られていない。児童相談所との緊密な連携を促進し、地域における相談対応体制を一層強化していくためには、児童相談所の児童福祉司と同様に配置基準の見直しが不可欠。
- (3) 虐待相談対応件数による虐待対応専門員の上乗せ配置があるものの、前々年度の実績をもとに計算されることから現状を反映することができず、また、毎年度配置人数が変わる可能性があることから、支援員の雇用や育成が不安定であり、安定的な運用に繋がらない。
- (4) 虐待相談対応件数はいわゆる初期対応の件数であり、継続ケースの業務量が見込まれていない。虐待相談として受け付けた後、継続ケースとして電話相談、訪問、関係機関との調整等を行いながら定期的なアセスメントを行い、継続的な関わり・支援をしていく。毎年度6,000件程度が継続ケースとなり、年度をまたいで対応しているが、虐待対応専門員の配置には考慮されていない。
- (5) サポートプランの作成は統括支援員の助言・指導のもと、母子保健分野・児童福祉分野双方の担当職員が担う。サポートプラン作成に伴い、子どもや保護者との面接、合同ケース会議の開催、作成・手交のための家庭訪問、関係機関との共有、プランの評価・見直し等、サポートプランに伴い業務量の増加が見込まれる。支援が必要な妊産婦及び子どもと家庭へのサポートプランを作成するための人員増強が不可欠。
- (6) サポートプラン作成にあたっては、支援対象者との十分な信頼関係の構築や、パートナーシップの形成のほか、ニーズアセスメントや子どもの成長発達に関する専門的知識、子どもとその家庭を包括的に捉える視点が不可欠である。さらには多様なサービスや地域資源を組み合わせ、サポートプランとして必要な支援内容を組み立てられるスキルも必要であるため、横浜市ではサポートプランの作成を統括支援員の指導・助言のもと、主に母子保健分野、児童福祉分野の保健師、社会福祉職（常勤職員）が担っている。サポートプラン作成に係る支援員の加算の財政措置は、直営の場合は非常勤職員単価となっており、横浜市においては財政措置が不十分。

- (7) こども家庭センターを実効性のある組織として機能させるためには情報の一元管理と並行し、保健師や社会福祉職等の業務効率化による個別支援への対応時間の捻出が不可欠。そのため、こども家庭センター機能に適したシステム構築が求められる。
- (8) サポートプラン作成機能のシステム化、母子保健及び児童福祉における支援内容・状況を一元管理・共有し、タイムリーに必要な情報を得るための仕組みの構築が求められている。大規模自治体である横浜市においては、国の現行支援では、システム構築費用に係る財政負担が大きい。さらに構築だけではなく、その後の継続した運用・保守のための経費も必要。

提案・要望内容

1 児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）に係る財政措置

児童福祉機能について、要保護児童等への包括的・継続的な支援を安定的に行うための配置基準の見直し及びそれに伴う財政措置の拡充

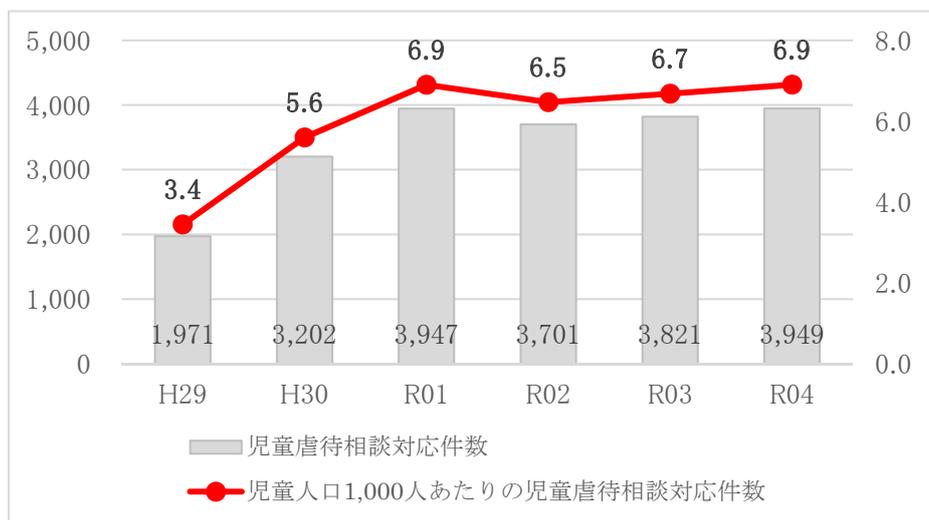
2 サポートプラン作成に係る財政措置

こども家庭センターにおけるサポートプランの作成に係る支援員の加算を、直営の場合であっても常勤職員を想定した財政措置を講ずること

3 母子保健・児童福祉両部門の情報の管理・閲覧・共有を行うシステムに係る財政措置

こども家庭センターに適合したシステム構築・改修のための補助率の引上げとシステム運用保守のための財政措置を拡充すること

参考 1 横浜市の区役所における児童虐待相談対応件数の推移



旧子ども家庭総合支援拠点事業が開始された平成29年度と令和4年度を比較すると、児童人口あたりの児童虐待相談対応件数は、2倍に増加している。

※児童人口について：平成27年国勢調査 571,993人（平成29年度～令和元年度に適用）
令和2年国勢調査 537,296人（令和2年度～令和4年度に適用）

参考2 「こども家庭センター」にかかるサポートプラン作成及び財政支援について

■サポートプランの作成対象者

- ①母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者（母子保健法第9条の2第2項）⇒**母子保健**
- ②児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とするとして認められる要支援児童等その他の者（児童福祉法第10条）⇒**児童福祉**



妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業の創設に向けた情報連携システムの早急な構築及び自治体への財政的支援

こども家庭庁

- 1 地方自治体の状況を踏まえた自治体間の情報連携システムの構築及びシステム導入に向けた財政的支援
- 2 給付事務にかかる経費及び妊婦等包括相談支援事業の財政的支援

現状

国

- (1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、現行の出産・子育て応援給付金を令和7年4月1日に制度化する見込み。
- (2) 給付金の支給状況や伴走型相談支援（妊婦等相談支援）の相談記録等を自治体間で情報連携するためのシステム構築を検討。
- (3) 妊婦等包括相談支援事業や委託経費等については、令和7年度予算の編成過程で検討。

横浜市

- (1) 妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援（出産・子育て応援金の給付）を一体的に実施。
- (2) 令和5年度に独自の支給管理システムを構築し、運用。
- (3) 出産・子育て応援給付金の審査にあたっては、転入歴のある申請者への給付状況を転入前の居住地に1件ずつ照会。転出者についても、他自治体からの照会に回答。
- (4) 年間約4万4,000件の給付金の申請が見込まれる横浜市では、事業の迅速かつ正確な執行のため、民間事業者へ事務を委託。

課題

システム構築に当たっては、地方自治体の状況を踏まえた対応が必要

- (1) 効率的かつ確実な事業の実施のために、地方自治体の給付事務や独自のシステムの構築状況を踏まえたシステムの構築が必要。
- (2) すでに独自のシステムを構築、運用している地方自治体は、国のシステムと当該地方自治体のシステムを連携するなど、準備が必要。さらに、連携のための経費を要する。

妊婦のための支給事務にかかる財政的支援が必要

- (1) 申請内容を確認するための事務を委託しているが、横浜市は現金給付のため対象外となっている。仮に、クーポン等での給付とした場合でも、人口規模が大きいいため、現状の国庫補助基準額では不足しており、財政的支援が必要。

妊婦等包括相談支援事業にかかる財政的支援が必要

- (1) 前身事業である伴走型相談支援事業の国庫補助率が、令和5年度下半期に2/3から1/2に引き下げられ、市の負担が増えた。

提案・要望内容

- 1 地方自治体が効率的に事業を実施できるよう、**給付事務や独自のシステムの構築状況を踏まえた、情報連携システムの設計検討**。あわせて、**地方自治体のシステムとの連携にかかる財政的支援**
- 2 妊婦のための支援給付を**確実かつ迅速に実施**できるよう、**給付事務にかかる経費への十分な支援**。**妊婦等包括相談支援事業に要する人件費等のランニングコストの十分な補助**。最低でも、**令和4年度補正予算の伴走型相談支援事業の補助率と同等の2/3への引上げ**

参考1 横浜市出産・子育て応援金の交付決定者数

(単位：人)

	令和4年度(※)	令和5年度 (3月速報値)
出産応援金	25,159	29,111
子育て応援金	16,270	20,747
合計	41,429	49,858

※令和5年2月事業開始

参考2 令和6年度出産・子育て応援交付金の補助単価及び横浜市予算計上額

出産・子育て応援交付金の補助単価・補助率 (令和6年度出産・子育て応援交付金交付要綱に基づく)				本市予算計上額 (R6年度)
1 種目	2 基準額	3 補助率	4 本市補助申請予定額	
伴走型相談支援	基本額 こども家庭センターの母子保健機能に係る窓口(従前の子育て世代包括支援センター)1カ所当たり 9,495千円	国 1/2 〔 都道府県 1/4 市町村 1/4 〕	55,438千円 〔 国費 36,851千円 県費 18,587千円 〕	71,726千円
出産・子育て応援給付金	出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの支給対象者それぞれ1人当たり 50千円	国 2/3 〔 都道府県 1/6 市町村 1/6 〕	1,949,957千円 〔 国費 1,559,966千円 県費 389,991千円 〕	2,339,950千円
委託経費等	出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの対象者(※)100人当たり 87千円 ※現金以外のクーポン発行等のために必要な経費	国 10/10	現金支給のため対象外 (クーポン等で実施した場合の申請可能額 37,440千円)	364,031千円 (人件費除く)

産後ケア提供体制を確保するための基準の統一化とケアの質の確保に向けた取組の推進

こども家庭庁

- 1 「産後ケア事業」の提供体制確保のための基準の統一化
- 2 安全性とケアの質の確保に向けた取組

現状

国

- (1) 令和5年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、産後ケア事業について、支援を必要とする全ての方が利用できるよう、提供体制の確保と実施体制の強化を行うこととされた。
- (2) 令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業」において、①産後ケア事業ガイドラインの改訂案の作成、②産後ケア事業の体制整備の充実にに向けた実態把握が行われた。

横浜市

- (1) 横浜市においては、産後ケアの利用者は年々増加しており、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするためには、実施施設数の更なる確保が急務となっている。
- (2) 実施時の安全面の確保等から、月齢4か月までに受入れを限定している。
- (3) 一部の事業者は他の都道府県の事業も受託している状況にある。

課題

産後ケア実施に係る統一的な基準が必要

- (1) 国のガイドラインでは「本来業務に支障のない範囲で空きベッドを活用して行う」こととしているため、産後ケアは、産科医療機関等の任意の取組に留まり、新規参入が限られている。
- (2) 病院・有床診療所・助産所それぞれが具備する施設・設備が大きく異なるため、受入や運用に差異が生じている。
- (3) 同一の施設に対し、複数の自治体が異なる委託を行うため、支援内容等に差異が生じるとともに受託先の対応が複雑化している。

安全性とケアの質の確保に向けた取組が必要

- (1) 国のガイドラインでは、「助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上配置すること」とする一方で、「利用人数はおおむね20名を上限」としている。1対20名の受入は現実的に困難であり、安全管理を含めた運営方法は各自治体に委ねられ、具体的な基準等が示されていない。
- (2) 母子保健法施行規則において、「乳児の保育を行う部屋」を設置することとされている。また、国のガイドラインにおいて、必要に応じて保育士を置くことができるとされているが、「保育」の定義はなく、産後ケアにおける「保育」の扱いが明確となっていない。

提案・要望内容

- 1 産後ケア事業の提供体制を確保する観点から、対象月齢や利用者の人数、実施施設に応じたきめ細やかな施設・設備等に関する実施基準を定めること
- 2 国のガイドラインの見直しに際し、安全性とケアの質の確保する観点から、支援内容に応じて必要となる人員配置基準及び保育の扱いを明確に示すとともに、必要な財政措置を講じること

参考 1 横浜市委託事業者における人員配置の状況

令和 4 年度ショートステイ型及びデイサービス型を実施している 8 事業者（助産所）を対象にアンケートを実施

（単位：か所）

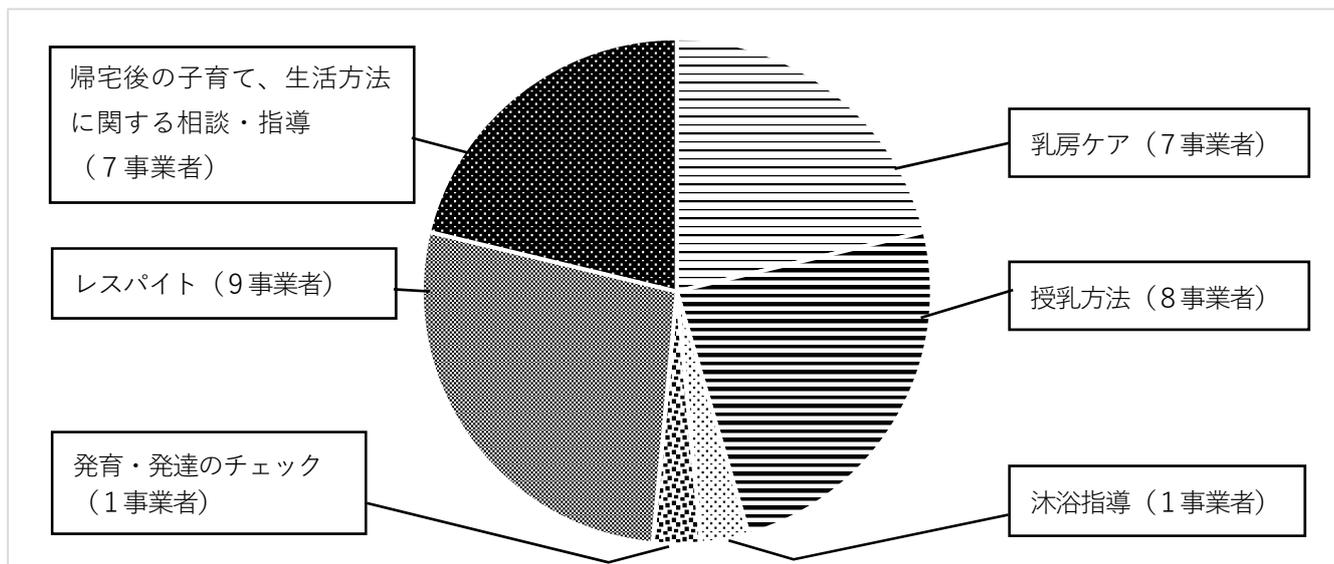
	0人	1人	2人	3人～	合計
看護師	7	0	1	0	8
助産師	0	0	5	3	8
その他	4	1	2	1	8

- ・看護師の配置は 1 事業者のみ。助産師は、平均 2～3 名の体制で実施。
- ・半数にあたる 4 事業者は、その他として事務や調理員を雇用。

参考 2 多様化する利用者のニーズ

令和 4 年度ショートステイ型またはデイサービス型を実施している 11 事業者（助産所）を対象にアンケートを実施

利用者から求められるケア上位 3 つを回答



児童養護施設・乳児院等における専門的支援の充実に向けた人材確保及び職員配置

こども家庭庁

- 1 児童養護施設や乳児院等の職員に対し、社会的養護処遇改善加算の増額等の見直しや宿舍借上制度等の創設
- 2 職員の労働環境を改善するため、児童養護施設ほか各施設種別における現行の職員配置基準の見直しを行うなど、体制強化への支援

現状

国

- (1) 平成 29 年 8 月に公表された「新しい社会的養育ビジョン」などにおいて、社会的養育のあり方として、施設においても「できる限り良好な家庭的環境」での養育を実現するとともに、高度なケアニーズに対応するなど施設の専門性の向上を求めている。
- (2) 各自治体はそれぞれが策定した都道府県等社会的養育推進計画に基づき、施設における体制整備の強化や専門的支援の充実等に取り組んでいる。

横浜市

- (1) 令和 2 年 7 月に「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」を策定。現行計画との継続性を踏まえつつ、令和 7 年度から 11 年度までの次期計画策定に向けて取り組んでいる。
- (2) 児童養護施設が 11 施設、乳児院が 3 施設のほか、児童自立支援施設や児童心理治療施設等もあり約 800 人の児童が生活している。
- (3) 市内の児童養護施設等における職員の離職率は約 16%、約過半数が 5 年以内に離職と高水準。
- (4) ケアニーズの高い児童に対する集中的なケアが必要な仕事である一方で、夜勤などの不規則勤務や人手不足による長時間労働が発生するなど、現在の配置基準では職員の負担が大きく、労働環境の改善が必要。
- (5) 母子生活支援施設においても多様な支援・養育機能の展開のため、職員配置基準を抜本的に見直すなど、体制の充実強化が必要。
- (6) 国は小規模化・地域分散化を進めるため児童 6 人に対して職員を最大 6 人配置できる制度としているが、保護単価・加算が不十分で、人材確保が進んでいないため、3～4 人で 24 時間のローテーションを回しており、過重労働を強いられている。国が定める措置費の他、市独自に職員雇用費や職員処遇改善費の補助制度を実施。

課題

人材育成の確保・育成・定着のサイクルの実現が必要

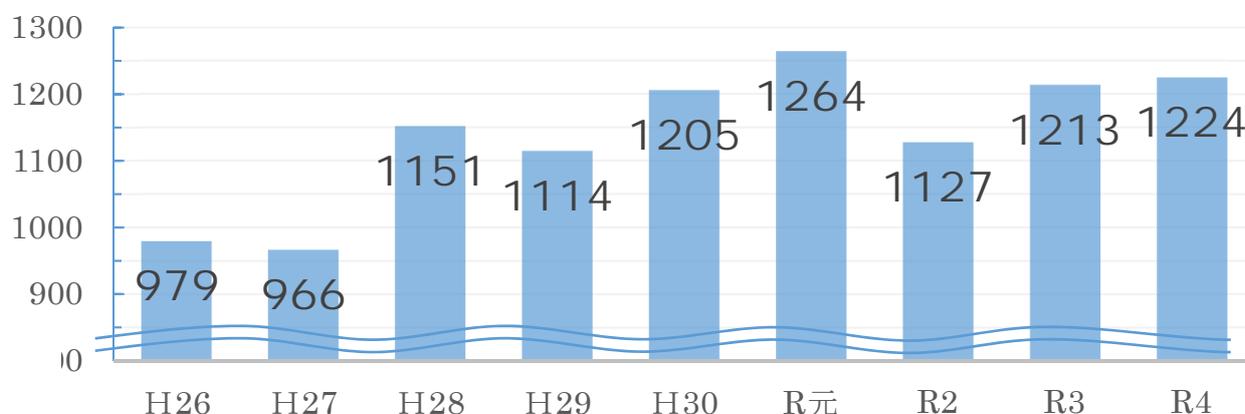
- (1) 保育士資格保有者が、待遇面の格差により就職先を認可保育所とするケースが多いため、待遇面を改善し児童養護施設等についても認可保育所と同等の待遇で採用活動できる環境が必要。
- (2) 児童養護施設等の職員が、高度なケアニーズに対応するための専門性を一層発揮できるよう、人材の育成・定着につながる支援が必要。

提案・要望内容

- 1 人材確保・育成等に対する支援の一層の充実を図るとともに、多様な専門職や専門性の高い職員を継続的に配置できるよう国において児童養護施設や乳児院等の職員に対し、認可保育所と同等の待遇になるように、**社会的養護処遇改善加算の増額や宿舍借上制度の創設等の対応**
- 2 施設の高機能化を目指すにあたり、ケアニーズの高い児童等が施設におけるケアを適切に受けることができる環境を整備し、職員の労働環境を少しでも改善するため、児童養護施設ほか各施設種別における**現行の職員配置基準を見直し、児童福祉施設保護措置費における事務費一般分保護単価の底上げや、職員配置改善加算の見直しを行うなど、体制強化への支援**

参考1 市内児童養護施設等における被虐待児受入加算対象者数※

(人数/年度)



※児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童相談所一時保護所における措置の主な理由が虐待である児童等の各月延べ認定数

参考2 国制度における認可保育所の保育士との処遇の差

○ モデルケース 保育士人件費の比較

例：勤続8年副主任クラスの保育士の場合（同一基本給料）



■ 宿舍借上負担軽減分

保育所等を運営する事業者が保育士の確保や離職防止のために保育士用の宿舍を借り上げるための経費を国が助成（国制度における横浜市の補助基準額：7.9万円）

■ 処遇改善

保育所 処遇改善等加算II：副主任保育士等への加算（4万円）
児童養護施設等 処遇改善加算II：リーダー的業務を担っている保育士等への加算（5千円）

参考3 市内児童養護施設等における離職率

施設種別	職種	離職率
児童養護施設等（私立 市内平均）	保育士等※	16.1%
保育所（私立 全国平均）	保育士	10.7%

※保育士等：児童養護施設等において直接処遇を行っている職員（保育士、児童指導員、母子支援員等）
(市調査、厚生労働省 平成29年社会福祉施設等調査)

児童相談所及び一時保護所の体制強化

こども家庭庁

児童相談所及び一時保護所の整備に対する財政支援の拡充

現状

国

- (1) 「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」(令和5年4月1日施行)により、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準を示し、**管轄区域内の人口は、「基本としておおむね50万人以下」とすべきとした上で、管轄区域の設定にあたっては、児童人口や将来の人口の見通し、地理的条件や交通事情等を含めた総合的な考慮の下に定めることを規定。**
- (2) 「『一時保護所の定員超過解消計画』の実施方針について」(令和4年2月21日)により、安心こども基金に「児童相談所一時保護所等整備事業」を創設。自治体が一時保護所の定員超過解消のための計画を作成し、こども家庭庁の承認を得た場合に、**一時保護所を整備するための費用の補助率を時限的に2分の1から10分の9に嵩上げされてきたが、令和5年度末で終了。**
- (3) 「一時保護施設の設備・運営に関する基準」(令和6年4月1日施行)により、**こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための設備基準や職員の配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定。**

横浜市

- (1) 377万8,318人(令和2年国勢調査)の人口を4所の児童相談所で管轄しており、**1所当たりの管轄人口は94万人を超え、国が示す参酌基準を大幅に超過。**
- (2) 一時保護所定員177人(令和5年度末)に対して、**入所児童数は平均で176.6人、最大で207人に上っており、年間の半数近くの日数で定員を超過。**

課題

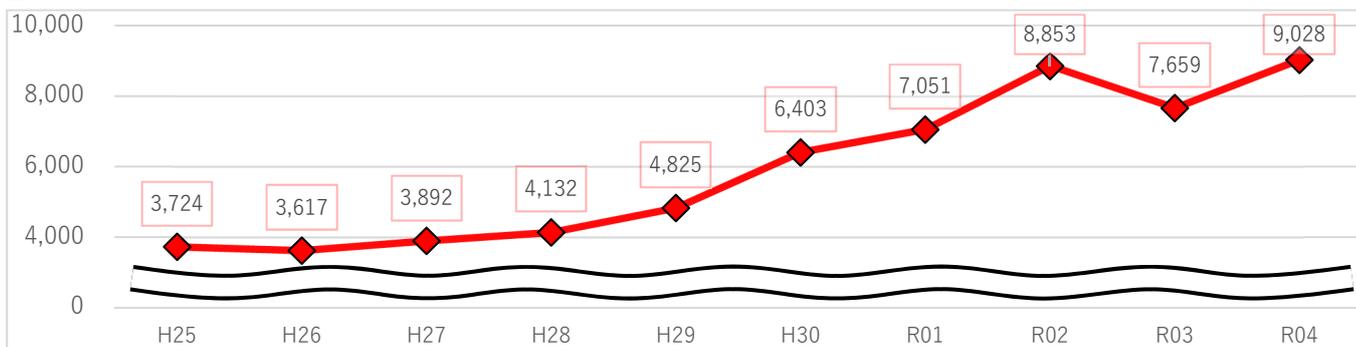
児童相談所及び一時保護所の体制強化が必要

- (1) 児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4年度に9,028件となり、過去最多を更新し、1所で抱える案件数が増加。**今後、児童虐待相談対応件数が増加していくと、迅速な意思決定や要保護児童等へのきめ細かな支援に支障をきたす恐れがある。**
- (2) 児童相談所の体制強化として、移転新設工事中の南部児童相談所の再整備(令和6年7月移転予定)を実施、(仮称)東部児童相談所の新設整備(令和8年度開所予定)に着手するが、国の示す管轄人口の参酌基準に適合するためには、引き続き、児童相談所整備の検討が必要。
- (3) 近年の**児童相談所整備では、一時保護施設の居室の個室化**など、新たな設備・運営基準に先んじて対応している。**定員超過に伴う個室における複数人の生活は、こどもの権利擁護の観点から望ましくないため、年間を通じて定員超過しないような定員設定及び一時保護施設の整備が必要。**
- (4) **新たな児童相談所整備に対する個別の補助事業がなく、また、一時保護所整備費用の補助率嵩上げは令和5年度末で終了しており、自治体の財政負担が大きい。**

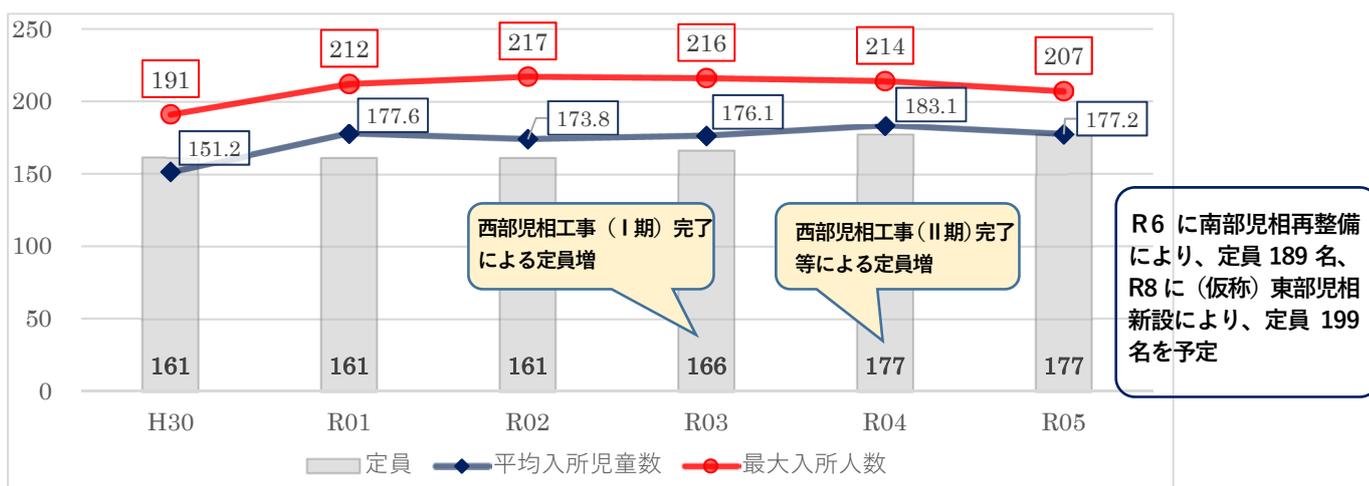
提案・要望内容

- 1 平成 18 年度の税源移譲時には想定していなかった、児童虐待対応件数の急増や管轄区域の参酌基準及び一時保護施設の設備・運営に関する基準を踏まえた児童相談所の整備を進めるため、**新たな児童相談所整備に対する個別の補助事業の創設及び一時保護所整備費用の補助率高上げの復活**

参考 1 横浜市の児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

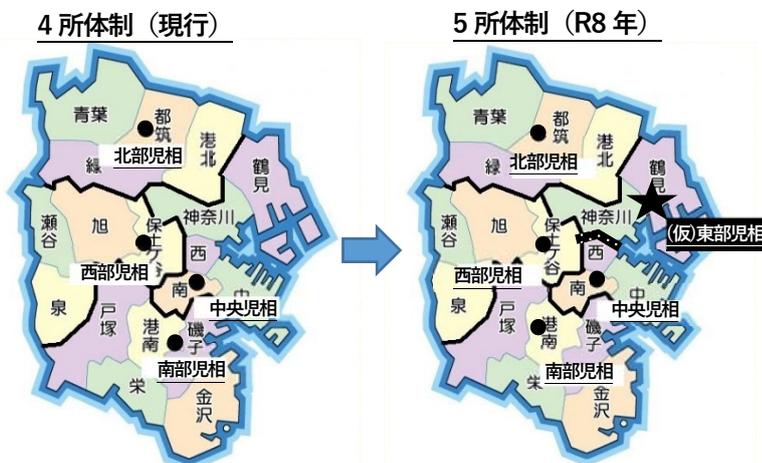


参考 2 横浜市の一時保護所における定員及び入所人数の推移



参考 3 横浜市の児童相談所管轄区域及び管轄人口

児相別	管轄人口	
	4 所体制	5 所体制
中央児童相談所	999,184	454,480
(仮)東部児童相談所	-	544,704
西部児童相談所	727,986	727,986
南部児童相談所	984,821	984,821
北部児童相談所	1,065,500	1,065,500
合計	3,777,491	



提案の担当 / こども青少年局こども福祉保健部こどもの権利擁護課児童施設担当課長
こども青少年局こども福祉保健部中央児童相談所副所長

真館 裕子 TEL 045-671-2359
宇佐美 高司 TEL 045-260-6516

全ての幼児教育・保育の質の確保・向上

こども家庭庁、文部科学省

- 1 質の確保・向上のための適切な職員配置
- 2 保育者の研修受講に係る体系づくり
- 3 使用済みおむつ処分費用の公定価格への反映
- 4 認可外保育施設の質の確保・向上
- 5 適正な給付のための法整備

現状

国・横浜市

- (1) 国は、「こども未来戦略」に基づき、4・5歳児の職員配置基準について、30対1から25対1へ最低基準を改正。1歳児の職員配置基準は、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1へ改善。また、保育士等キャリアアップ研修や睡眠中の事故防止対策、居宅訪問型認可外保育事業者（ベビーシッター）に対する講習の実施など、幼児教育・保育の質の確保・向上の取組を実施。さらに、保育所等における使用済みおむつの処分を推奨し、そのための保管用ゴミ箱の購入費等の補助を実施。
- (2) 横浜市では、安全・安心な保育を提供するための職員配置基準の上乗せや、自園調理・アレルギー対応のための栄養士・調理員雇用費等の助成を実施。また、質の確保・向上のための「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修・実践、研修代替等のためのローテーション保育士の雇用費の助成等に加え、認可外保育施設の児童の健康診断受診費用などへの独自助成を実施。その他、給付費を不正請求した場合、認可保育所に対しては、他の施設種別とは異なり、子ども・子育て支援法の罰則規定が適用できないため、民法に基づく利息を請求。

課題

全ての幼児教育・保育の質の確保・向上が必要

- (1) 不適切保育を防ぎ、質の高い保育の提供のため、さらなる基準の改善が必要。また、食育やアレルギー児対応を促進するためには、公定価格の基本分単価に含まれている調理員雇用費では不十分。**質の確保・向上のための適切な職員配置**が必要。また、保育所等が増加する中、保育の質の確保・向上のため、保育所等が遵守・留意すべき内容や重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に係る十分な費用が必要。
- (2) 研修受講時の代替保育士の費用は公定価格での算定だけでは不十分。また、キャリアアップ研修より先の研修体系は国から示されていない。保育士等の継続した専門性向上による**保育者の研修受講に係る体系づくり**が必要。
- (3) 使用済みおむつの処分費用は公定価格には含まれておらず、運営費を圧迫している。そのため、**使用済みおむつ処分費用の公定価格への反映**が必要。
- (4) 認可外保育施設を対象とした衛生・安全対策に係る補助は対象が限定的。さらに、ベビーシッターに対する集団指導の具体的な方策の提示と必要な経費の助成など、質の確保・向上が必要。
- (5) 施設種別により罰則の軽重が異なることのないよう、認可保育所にも同等に子ども・子育て支援法の罰則規定が適用できる制度の整備が必要。

提案・要望内容

1 質の確保・向上のための適切な職員配置

より安全・安心な保育を提供するため、**保育士配置基準を1歳児は4対1、2歳児は5対1へ見直し**。また、自園調理による食育の促進及び確実なアレルギー児対応のための**調理員配置費用の拡充**による、質の確保・向上のための適切な職員配置

また、「巡回支援指導員」の配置に要する費用について、国家公務員の給与改定に準じ、補助基準額へ反映

2 保育者の研修受講に係る体系づくり

研修で園を不在とする際に代替職員を雇用するなど、**安定したローテーションを組むための補助の充実、キャリアアップ研修修了後の質の向上に向けた研修体系や、保育士が自身の専門性向上に向けて研修受講履歴を管理できる仕組みの構築**

3 使用済みおむつ処分費用の公定価格への反映

保育所等の運営費の圧迫や保護者に経済的負担を強いることなく、双方の負担を軽減するための**使用済みおむつ処分費用の公定価格への反映**

4 認可外保育施設の質の確保・向上

子どもの健康診断等の**衛生・安全対策事業の創設・拡充**や、**ベビーシッターへの集団指導に関する具体的な方策の提示と対応に必要な経費の助成**による、認可外保育施設の質の確保・向上

5 適正な給付のための法整備

公平性の確保のため、子ども・子育て支援法に基づく不正利得の徴収に関する罰則規定について、認可保育所であっても加算金を徴収できるよう同法に明記

参考 横浜市の保育士配置の状況

■保育士・保育教諭の職員配置基準（2・3号認定） 【単位…人（児童数：保育士数）】

年 齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上
民間保育所 ・認定こども園	横浜市基準	3：1	4：1	5：1	15：1	24：1
	国基準※	3：1	6：1		15：1	25：1

※当分の間は従前の基準により運営することも可とする経過措置あり。

■市基準保育士配置を確保するための加算（保育所・認定こども園（2・3号））

年齢	児童1人あたりの単価（定員等に関わらず一律同額）		
	配置加算基礎分	処遇改善等加算Ⅰ分 ※1	処遇改善等加算Ⅲ相当分
1歳児	40,100円	400円	900円
2歳児	16,000円	160円	300円
4・5歳児※2	4,010円	40円	90円

※1 処遇改善等加算Ⅰ分の加算額は、各単価に施設の平均経験年数と職員の賃金改善及びキャリアパスの取組状況に応じて決定する加算率（%）×100を乗じて得た額とします。

※2 チーム保育推進加算取得施設の単価です。公定価格の4歳以上児配置改善加算取得施設は別に単価を設けています。

提案の担当 /

こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長	岡本 今日子	TEL 045-671-2365
こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課担当課長	齋藤 淳一	TEL 045-671-2386
こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	八木 慶子	TEL 045-671-2706
こども青少年局保育・教育部こども施設整備課長	野澤 裕美	TEL 045-671-2376
こども青少年局保育・教育部保育・教育給付課長	楨村 瑞光	TEL 045-671-0201

保育者確保に向けた更なる取組の推進

こども家庭庁、文部科学省

- 1 賃上げ等による一層の保育士の処遇改善の実施
- 2 保育者の定着のための更なる取組の実施
- 3 効果的な保育士採用に向けた取組の推進

現状

国・横浜市

- (1) 国は、新子育て安心プランに基づき教育・保育等の量的拡充及び質の向上を図っている。「こども未来戦略」において、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充を掲げており、保育士等の更なる処遇改善を進めるとされている。また、令和4年2月からの収入を3%程度引き上げるための措置を公定価格の加算として恒常化。一方で、宿舍借り上げ支援事業については、対象期間を段階的に短縮（10年→6年）。なお、国の補助対象外となった7～10年目の保育士に対しては、横浜市独自で継続して補助を実施。
- (2) 横浜市では、保育者が働きやすい環境づくりに向け、休憩室の設置・充実など職場環境の改善への補助や、横浜市独自の処遇改善及び職員配置基準の上乗せ、保育体制強化事業における保育支援者及びスポット支援員の配置について施設の定員規模に応じた独自助成、家庭的保育補助者加算の上乗せ、外国人児童保育のための独自助成、長時間預かりを実施している幼稚園を対象とした住居手当補助等を実施。このほか、保育者が労働環境等で悩んだ際に、不安を解消し、離職防止を図るための相談窓口を令和4年度から設置するなど、保育者の定着支援を推進。
- (3) また、民間団体と連携した就職相談会や、潜在保育士等への就労奨励金の交付（保育士・保育所支援センターの支援を受けて就職した場合）等を実施。さらに、令和6年度からは、保育士養成施設の在学生への修学資金貸付について、貸付期間を従来の1年間から2年間に拡充し、入学準備金及び就職準備金の貸付を新設するなど、保育者の採用支援を実施。

課題

保育者確保に向けた更なる取組の推進が必要

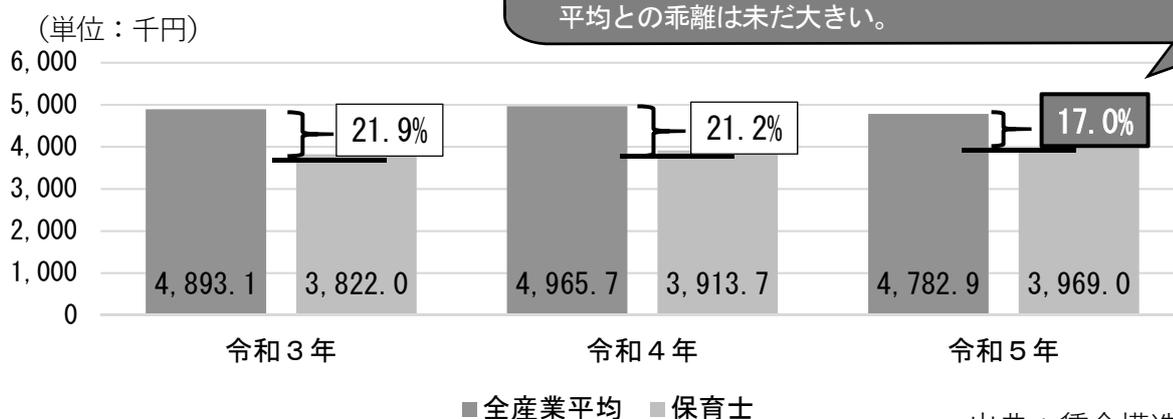
- (1) 人材紹介料の高騰により保育士等の人件費が圧迫されている。また、保育所等の委託費や給付費には人件費に充てる用途制限がなく、保育士等の人件費を国の想定より低くすることも可能な制度。その他、処遇改善等加算Ⅱの算定割合が低く、7年目以上の保育士に十分な額が行き渡らない。さらに、令和4年2月からの収入を3%程度引き上げるための措置を実施しても、全産業平均に比べ保育士の年収は低く、**より一層の処遇改善**が必要。
- (2) 宿舍借り上げ支援事業は保育者の生活に直結するため、施設や保育士からは制度の先の見通しが立たないことへの不安の声が寄せられている。また、現行では、制度終了後も他の法人に移ると再度宿舍借り上げ支援制度を利用することができ、そのことが、対象期間満了後の保育士の転職を促していると、施設から指摘がある。転職防止のためには、一人一回限りの利用とするよう制度変更を行う必要がある。一方で、宿舍借り上げ支援事業が保育士の就労継続に寄与している実態をふまえ、同一法人内で継続して勤務する場合に限り、補助対象期間を撤廃することで、より一層保育士の定着が図られる。

- (3) 保育士資格取得後の就業状況などの現況が把握できないため、潜在保育士への継続的な働きかけが困難。国が検討する資格管理システムとの連動等による**効果的な保育士採用に向けた取組の推進**が必要。

提案・要望内容

- 賃上げ等による一層の保育士の処遇改善の実施
全国一律での人材紹介会社の紹介料の上限設定、及び保育所等の委託費や給付費を確実に保育士の人件費に充てるとともに、**処遇改善等加算Ⅱの算定割合の見直し及び保育士給与のベースアップなどによる、より一層の保育士の処遇改善の実施**
- 保育者の定着のための取組の更なる実施
宿舎借り上げ支援事業について、**制度終了後の転職を防止するため、一人一回限りの利用とするよう制度変更**、併せて、**同一法人内で継続して勤務する場合に限り、補助対象期間の延長**、また、地域による基準額の撤廃及び今後の見通しの提示。さらには、幼稚園教諭に対する宿舎借り上げ支援事業の創設。また、保育者の負担軽減のための保育体制強化事業における保育支援者及びスポット支援員の配置に係る補助を定員規模に応じた制度に変更や、保育者が働きやすい環境づくりに向けた事務職員の配置に係る公定価格の加算充実、家庭的保育補助者加算の充実、外国人児童支援に対する補助の要件緩和、保育所等が ICT システムを更新するためのシステム導入補助を再申請できるよう要件緩和、ICT を活用した子どもの見守りに必要な機器の購入補助の施設規模に応じた基準額への拡充、保育・教育施設と地方自治体の効率的な情報伝達システムの運営費への補助新設など、保育者の定着のための取組の更なる実施
- 効果的な保育士採用に向けた取組の推進
保育士採用に向けた取組を効果的に実施できるよう、保育士資格保有者の現況等に関する情報管理を国レベルで推進

参考 保育士の年収の全産業比較



全産業平均に比べ保育士の年収は17.0%低い（令和5年）

※収入を3%程度引き上げるための措置により改善したものの、全産業平均との乖離は未だ大きい。

出典：賃金構造基本統計調査

(調査年6月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間）について同年7月に調査)

提案の担当	／	こども青少年局保育・教育部保育対策課担当課長	岡崎 有希	TEL 045-671-4468
		こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長	岡本 今日子	TEL 045-671-2365
		こども青少年局総務部監査課長	塗師 浩美	TEL 045-671-4191

待機児童対策の更なる推進

こども家庭庁

- 1 よりニーズの高い1歳児枠確保の促進
- 2 将来を見据えた持続可能な受入れ枠確保の促進

現状

国・横浜市

- (1) 国は、新子育て安心プランに基づき教育・保育等の量的拡充及び質の向上を図っている。また、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の取りまとめにおいては、利用定員区分の適切な設定の周知と、細分化等を含む公定価格の在り方の検討が示されている。
- (2) 横浜市では、令和6年4月1日時点の待機児童は全て1・2歳児であり、保留児童は、1・2歳児が7割以上を占めている。利用児童数は年々増加しているが、増加幅は縮小傾向にある。一方で、年齢間や地域間でニーズの差が大きく、かつ保留児童が市内に点在している。その中で、ニーズが高い認可保育所の1歳児枠拡大に向けた定員変更や中規模改修への補助拡充など、将来を見据えた既存資源の活用を推進している。その上で施設の不足分は新規整備し、令和7年4月に向け1,290人分の受入れ枠の拡大を進めていく。

課題

待機児童対策の更なる推進が必要

- (1) 公定価格の、0歳児と1歳児の単価の差や0歳児の利用が要件の加算、定員を恒常的に超過する場合の減算のほか、小規模保育事業では、同一または隣接する敷地の幼稚園の設備を活用した場合25人まで受入れが認められているが、それ以外は22人が上限であり、保育ニーズに合わせた受入れ枠の調整が困難。さらに、小規模保育事業は1歳児の受入れ枠拡大に効果的だが、初年度は2歳児入所が少なく、運営が不安定。よりニーズの高い1歳児枠確保の促進策が必要。
- (2) 保育のニーズは増加傾向にある一方で、就学前児童数が減少傾向にあるため、既存施設を活用して受入れ枠を増やすことや、定員に余裕のある園への送迎支援等の取組が不可欠である。
- (3) 保育所等の突然の閉園等、老朽化による廃園を防ぎ、安全で質の高い保育所等の運営を継続するため、将来を見据えた持続可能な受入れ枠確保の促進策が必要。

提案・要望内容

1 よりニーズの高い1歳児枠確保の促進

0歳児から1、2歳児への定員の変更をした場合に、一定期間0歳児と同額まで運営費を加算することや、0歳児利用を要件とした加算要件の緩和、定員を恒常的に超過する場合の減算の時的な緩和、小規模保育事業の利用定員の弾力化による受入上限の見直し、新設の小規模保育事業が安定運営できるような運営費加算の創設、定員に余裕のある園への送迎支援など、よりニーズの高い1歳児枠確保の促進

2 将来を見据えた持続可能な受入れ枠確保の促進

突然の閉園を防ぎ、安全で質の高い保育所等の運営を継続するため、公定価格の細分化による安定的な施設運営の支援、利用定員総数が増加しない老朽民間児童福祉施設整備などでも、**保育対策総合支援事業費補助金等における「定員拡大」の補助率と同等にする引上げの実施や予算の確保**、企業主導型保育事業の事業主体として利用児童の処遇に責任をもち、施設が運営を継続できるよう支援体制を充実するなど、持続可能な受入れ枠確保の促進

また、認可を目指す認可外保育施設のうち、移転先が見つからないなどにより、令和6年度末までに認可移行することが困難な施設への支援期間の延長

参考 待機児童及び保留児童の年齢別人数（令和6年4月1日時点）

	待機児童数			保留児童数		
	R6.4	R5.4	増減	R6.4	R5.4	増減
0歳児	0人	2人	▲2人	168人	205人	▲37人
1歳児	4人	7人	▲3人	879人	954人	▲75人
2歳児	1人	0人	1人	417人	364人	53人
3歳児	0人	1人	▲1人	137人	140人	▲3人
4歳児	0人	0人	0人	61人	56人	5人
5歳児	0人	0人	0人	29人	36人	▲7人
計	5人	10人	▲5人	1,691人	1,755人	▲64人

提案の担当 / こども青少年局保育・教育部保育対策課長 安藤 敦久 TEL 045-671-3955
 こども青少年局保育・教育部保育対策課担当課長 須山 次郎 TEL 045-671-4221
 こども青少年局保育・教育部こども施設整備課長 野澤 裕美 TEL 045-671-2376
 こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長 岡本 今日子 TEL 045-671-2365

小学生の放課後対策の推進

こども家庭庁

- 1 地域の実情に合わせた財政措置の実現
- 2 低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯等への利用料減免制度の創設

現状

国

- (1) 放課後児童対策の一層の強化のため、こども家庭庁と文部科学省の連名により「**放課後児童対策パッケージ**」(令和5年12月)を策定。
- (2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年)や放課後児童クラブ運営指針(平成27年)を策定するとともに、市町村に対する補助事業として財政措置。
- (3) 保育所等は市町村ごとに定められた地域区分による財政措置がされているが、**放課後児童健全育成事業の補助単価は全国一律**。

横浜市

- (1) 小学校を活用した公設民営の放課後キッズクラブと民間施設を活用した民設民営の放課後児童クラブとで、受け皿を確保。両事業ともに、運営主体に対する運営費の補助により事業を実施。
- (2) 利用料減免補助や既存の民間施設の家賃補助等、**国の補助制度にない独自の補助制度**を実施。
- (3) 国の補助の増額に伴い、横浜市から運営主体への補助額も増。一方、**都市部は賃借料の負担が重く、最低賃金も全国平均より高い**ため、運営に苦慮するクラブが多数存在。

課題

人件費や賃借料補助等、地域の実情に合わせた財政措置が必要

- (1) 放課後児童健全育成事業について、人件費や賃借料等の運営経費は市町村により大きく異なるため、**地域の実情に合わせた補助金額の設定が必要**。
- (2) **放課後児童支援員の更なる処遇改善**を行い、**安定的な人材確保**ができる環境整備が重要。

低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯等の負担を軽減する財政措置が必要

- (1) 利用料を徴収している全国のクラブのうち、**約88.5%**(令和5年、22,125か所)が**利用料減免を実施**し、その割合は増加傾向(平成28年:約81.1%)。高いニーズに対する財政措置が必要。
- (2) 利用料減免として「生活保護受給世帯」を対象としている全国のクラブの割合は**64.8%**、「兄弟姉妹利用世帯」が**54.2%**、「ひとり親世帯」が**28.4%**であり、家庭の負担に配慮した利用環境を整えることが必要。

提案・要望内容

- 1 地域による人件費や賃借料等の格差を踏まえ、地域の実情に合わせた財政措置の実現として、現在の基準額を全国平均水準としたうえで**保育所等と同様に地域区分の新設により各種補助基準額(人件費・賃借料等)の引上げ**の実施
- 2 低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯等を対象とした、**利用料減免制度の創設**

参考1 最低賃金をもとにした時間数比較（令和5年10月）

■障害児受入推進事業（基準額：2,009千円）

・基準額に対して、最低賃金によって勤務できる時間数

	最低賃金	時間数
全国平均	1,004円	約2,000時間
神奈川県	1,112円	約1,800時間

勤務可能時間に
約200時間の
格差が発生

・基準額と最低賃金で想定される、勤務時間数に対する人件費
(基準額/最低賃金(全国平均:1,004円) = 約2,000時間)

	最低賃金	勤務時間	人件費
全国平均	1,004円	約2,000時間	2,009千円
神奈川県	1,112円	約2,000時間	約2,224千円

約215千円の
市費負担の
追加が必要

参考2 民設民営クラブ1か所あたりの平均賃借料 各都市の状況（令和5年4月）

横浜市	さいたま市	名古屋市
208,837円 (201か所)	189,581円 (193か所)	194,043円 (67か所)

横浜市は指定都市の中でも賃借料負担が重い

参考3 公設民営クラブ利用料減免額 各都市の状況（令和6年4月）※19時までの月額利用料

	利用料	減免額	備考
横浜市	5,000円 (7・8月は+500円)	2,500円	生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯、就学援助世帯
さいたま市	8,000円	8,000円または6,000円	対象世帯の区分により異なる。
名古屋市	6,500円	3,250円	生活保護世帯、ひとり親家庭（所得制限あり）

参考4 横浜市における子育て就労世帯の利用料等の負担状況（月額）

ステージ	利用料	副食費・おやつ代	合計
3～5歳児（保育所） 【減免適用後】	0円 【0円】	4,500円 【0円】	4,500円 【0円】
小学生（公設民営） 【市独自の減免適用後】	5,000円 【2,500円】	2,000円 【2,000円】	7,000円 【4,500円】

就学後は減免適用の有無にかかわらず利用料等の負担が増加。支援が必要な世帯は減免制度がないと負担が大きく増える。

国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進

厚生労働省、こども家庭庁

- 1 子どもの学習・生活支援事業に対する補助制度の拡充
- 2 病児保育事業における利用料負担軽減制度の拡充

現状

国

- (1) 平成 31 年 4 月施行の改正生活困窮者自立支援法により、子どもの学習支援事業は、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。
- (2) 一時預かり事業では、令和 4 年度から、「年収 360 万円未満相当世帯」及び「要支援・要保護児童等のいる世帯」に対する減免制度が創設されたが、病児保育事業の負担軽減制度にはない。

横浜市

- (1) 学習支援と生活支援では支援の目的や手法等が異なるため、法改正以前から、別事業として生活支援事業を実施。そのことで、学習や将来の自立の土台となる生活習慣の習得、コミュニケーション能力の向上、ロールモデルの獲得等の効果が出ている。
- (2) 横浜市の生活支援事業では、子どもや家庭の状況を鑑み、人員支援体制の充実や送迎の実施、安心して過ごせる場所の確保等を進めている。
- (3) 病児保育事業では、経済的な理由で利用できないことを防ぐ目的で、児童扶養手当受給者等のひとり親世帯等を含め幅広く利用料を市独自で減免している。

課題

子どもに寄り添ったきめ細かな支援に対する補助制度の拡充が必要

- (1) 生活困窮状態にある等養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ子どもは、手洗い・歯磨きや入浴等の基本的な生活習慣が身に付いておらず、きめ細かな支援が必要。
- (2) 送迎など対象者に応じた丁寧な支援を実施するため、横浜市の総事業費は毎年度増えているにもかかわらず、補助の上限額が定められていることから、補助率は下がる一方であり、財政負担が重くなっている。

低所得者世帯等が経済的負担なく、病児保育事業を利用できる環境整備が必要

- (1) 仕事を休むことで収入への影響が大きい低所得世帯、心身の不調により就労困難なひとり親世帯、死別・離別等によりひとり親となった直後の世帯の子どもの養育環境整備や親の就労に向けた支援として、病児保育事業を経済的負担なく利用できる環境整備が必要。

提案・要望内容

- 1 「子どもの学習・生活支援事業」における、人口規模や実施か所数、送迎の実施等に応じた、大都市の状況やきめ細かな取組内容に見合った補助金額の設定
- 2 「病児保育事業」における、「年収 360 万円未満相当世帯」及び「要支援・要保護児童等のいる世帯」への利用料減免制度の拡充

参考 1 横浜市の子どもの学習・生活支援事業実施状況

	学習支援に関する事業	生活支援に関する事業
目的 役割	■生活保護受給世帯を中心とした生活困窮世帯の子どもの高校進学に向けた学習意欲や学力の向上	■養育環境に課題がある家庭に育つ子どもの生活・学習習慣（食事、歯磨き、宿題など）の習得等
対象者	■生活保護受給世帯、生活困窮世帯や養育環境に課題があり支援を要する世帯の中学生、事業を利用して高校等に進学した生徒及び高校生世代（高校に行っていない子を含む）等	■虐待、生活困窮、親の疾病、不就労、外国につながる、ひとり親など様々な理由により養育環境に課題があり、生活支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ■個々の中学生の到達度に応じた学習支援 ■大学生ボランティア等による精神的な成長の促進 ■高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、相談先・居場所の提供等による精神的なサポート ■1回あたり2時間程度 	<ul style="list-style-type: none"> ■日常生活習慣等を身につけるための支援（基本的なコミュニケーションの習得、簡単な調理、掃除・整理・整頓、衛生管理（歯磨き等）の意識づけ等） ■学校の勉強の復習・宿題等の習慣づけ、基礎的な内容の学び直し ■週5日、1日5時間以上開所
実施方法	概ね1対2による個別支援（多動や不適応など、特に配慮を要する参加者に対しては、1対1での対応を行う場合あり）	少人数制による個別支援
実施場所	地域の実情に応じ公共施設等（区社協・福祉保健活動拠点、地域ケアプラザ等）	地域の実情に応じ設定（民家・集合住宅等借上げによる常設施設）

参考 2 令和4年度の国庫補助実績

国の子どもの学習・生活支援事業の補助率：1/2（基準額の上限設定あり）



国の補助率との乖離により 136,001 千円の超過負担が発生

横浜市の総事業費に対する、国の子どもの学習・生活支援事業の補助率：1/4 以下（約 23%）

参考 3 病児保育事業と一時預かり事業の国と横浜市の利用料減免制度の比較

		国の減免制度	横浜市の減免制度
病児・病後児保育事業	生活保護世帯 市民税非課税世帯	あり ※低所得者減免分加算 生活保護法被保護者世帯 5,000円 市区町村民税非課税世帯 2,500円	あり ※国の制度に準じて減免
	年収360万円未満相当世帯 要支援・要保護児童等のある世帯	なし	一部あり ※ひとり親家庭等福祉医療証保持世帯等について、独自に全額減免
一時預かり事業	生活保護世帯 市民税非課税世帯	あり ※一時預かり利用者負担軽減事業 生活保護法被保護者世帯 3,000円 市区町村民税非課税世帯 2,400円	あり ※国の制度に準じて減免
	年収360万円未満相当世帯 要支援・要保護児童等のある世帯	あり 年収360万円未満相当世帯 2,100円 要支援・要保護児童等のある世帯 1,500円	あり ※国の制度に準じて減免

提案の担当 / こども青少年局青少年部青少年育成課長 森脇 美也子 TEL 045-671-2324
 健康福祉局生活福祉部生活支援課長 伊藤 泰毅 TEL 045-671-2367
 こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長 岡本 今日子 TEL 045-671-2365

ひきこもり地域支援センターに関する財政支援の拡充

厚生労働省

人口規模に応じた補助制度の拡充

現状

国

- (1) 平成 21 年度から、ひきこもり支援推進事業を開始し、ひきこもりに特化した専門的な窓口として、各都道府県及び指定都市にひきこもり地域支援センターの整備を進め、現在は、全ての都道府県及び指定都市に設置。
- (2) 令和 4 年度から、ひきこもり支援に関して住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指してひきこもり地域支援センターの設置主体を市町村に拡充するとともに、新たなメニューとして、ひきこもり支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施するひきこもり支援ステーション事業を開始。
- (3) 指定都市については、1 か所のひきこもり地域支援センターに対してのみ補助を実施する体系と定められている。

横浜市

- (1) おおむね 15 歳から 39 歳までの青少年とその家族を対象に社会参加に向けた支援を実施している「青少年相談センター」が、平成 21 年度からひきこもり地域支援センターの認証を受け、国庫補助を受けている。
- (2) 人口 377 万都市である横浜市において、ひきこもりの若者が約 13,000 人と推計されている(※)。
※令和 4 年度横浜市子ども・若者実態調査による推計値
- (3) 「青少年相談センター」の支所として市内 4 か所に「地域ユースプラザ」を設置し、相談支援、常設の居場所運営、ネットワークづくりなどのきめ細かいひきこもり支援を実施。しかし、現行の制度では、ひきこもり地域支援センターは 1 自治体あたり 1 か所と定められているため支所の 4 か所については国庫補助を受けられず市独自で実施。

課題

人口規模に応じた補助制度の拡充が必要

- (1) 国のひきこもり支援推進事業において、当事者会、家族会開催事業は、ひきこもり地域支援センターの必須事業である。横浜市では青少年相談センターでの事業展開にとどまり、支所である地域ユースプラザでは未着手である。ひきこもり等困難を抱える若者の相談の多くは家族からであり、地域で孤立していることが多い。そこで、地域のより身近な場所にある地域ユースプラザにおいても、家族・当事者支援の強化を図る必要があるが、現行制度の対象は、人口が多い指定都市であっても 1 自治体あたり 1 か所となっており、地域の実態に合わせた補助基準の見直しが必要。

提案・要望内容

- 1 多様な支援を柔軟に行うことができるよう、現在、1 自治体あたり 1 か所の想定で定められているひきこもり支援推進事業の補助体系について、人口規模や複数か所を想定した補助制度の拡充を行うこと

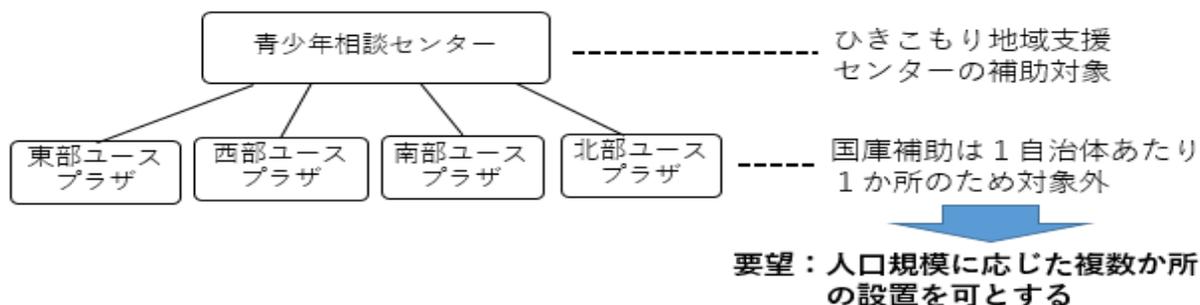
参考1 地域ユースプラザ管轄エリア及びエリア別若者人口・ひきこもり推計人数 (令和6年1月1日現在)

エリア	人口(人)	若者人口(人)	ひきこもり推計人数 ※
東部	1,002,681	284,198	3,865
西部	719,427	175,121	2,382
南部	976,857	231,206	3,144
北部	1,070,255	292,883	3,983
計	3,769,220	983,408	13,374

※令和4年度横浜市子ども・若者実態調査におけるひきこもり出現率1.36%を若者人口に乗じて算出



参考2 横浜市におけるひきこもり等困難を抱える若者支援



参考3 地域ユースプラザ事業内容

- ①地域における青少年に関する総合相談（電話相談、来所相談、家庭訪問等）
- ②区役所における若者のための専門相談の実施
- ③ひきこもりからの回復期にある青少年の居場所の運営
- ④社会体験、就労体験のプログラムの実施
- ⑤地域の関係支援機関・区役所との連携及び地域ネットワークづくり
- ⑥地域ユースプラザ及びその実施事業等に関する広報・啓発活動
- ⑦応援パートナーの養成・派遣
- ⑧ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施

参考4 横浜市令和4年度実績額

	金額	内容
事業費	187,205 千円	青少年相談センター及び地域ユースプラザ事業の決算額計
うち国庫補助額	19,000 千円	(1自治体あたり補助基準額 20,000 千円+加算額 18,000 千円) × 補助率 1/2

→ 1自治体1か所の補助体系となっているため、74,603千円の超過負担が発生

参考5 青少年相談センターの相談者別電話件数 (令和4年度)

相談者種別	母親	父親	本人	家族・親族・知人	学校・関係機関	その他	不明	合計
件数	722	156	491	104	176	16	9	1,674
割合(%)	43.1	9.3	29.3	6.2	10.5	1.0	0.5	-

合計 52.4%

デジタル・AI時代を見据えた教育 DX の推進

文部科学省

- 1 GIGA スクールの安定的な運用に向けた財政支援
- 2 教員用端末も含めた端末更新への確実な財政支援
- 3 働き方改革の実現・教育活動の高度化に向けた校務 DX 推進のための財政支援
- 4 児童生徒の読書環境の充実に向けた学校図書館への電子書籍導入支援

現状

国

- (1) 新しい時代の質の高い教育やデジタル化の加速のため、「1人1台端末の更新」、「GIGA スクール運営支援センター整備事業」を令和5年度補正予算で議決。端末の更新は、児童生徒数の3分の2について1台5.5万円を上限とした補助。残り3分の1及び教員分は地方財政措置。また、児童生徒の15%の台数を予備端末として補助と示された。
- (2) 学習者用デジタル教科書(教材含む)は、令和3年度から実証事業を実施。令和6年度は、小中学校全校で英語、5割の学校で算数、数学を実施。
- (3) 「GIGA スクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」にて、教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指し GIGA スクール構想の下での校務 DX について検討。
- (4) 学校図書館に整備すべき蔵書数は、学校図書館図書標準により学級数に応じて定めている。

横浜市

- (1) 令和2年9月「横浜市における GIGA スクール構想」を策定し、端末、高速大容量通信等を各校に整備し運用。令和6年度から、端末ごとにフィルタリング実装、全校で端末持ち帰りを実施。
- (2) 学校サポートデスクや運用保守等を GIGA スクール運営支援センター事業として実施。
- (3) 1人1台端末の次期更新に向けた具体的な検討を開始。
- (4) 次期校務システムの調査費を予算計上。次世代の校務システムへの移行のための調査を実施。
- (5) 毎年度、図書購入費を確保して学校図書館の蔵書充実に努めているが、児童生徒数約26万人、学級数約1万学級という、大都市ならではの大規模な整備水準が求められるなか、学校図書館図書標準を達成している学校が一部にとどまっている。(100%達成している割合:小学校 11.9%、中学校 35.7%)

課題

日常的な ICT 活用のための端末運用経費や ICT 支援員、フィルタリング費用への財政支援が必要

- (1) 「GIGA スクール運営支援センター整備事業」の補助金で対象外となっている端末保守費用や、高速大容量ネットワークを維持するための通信費等について、財政支援が必要。
- (2) ICT を活用した学びの浸透に向けて、教員の負担軽減や円滑な授業支援等を行う ICT 支援員が学校訪問する人件費について、継続した十分な財政支援が必要。
- (3) 日常的な端末持ち帰りにおける、児童生徒の安全な端末利活用のためのフィルタリングや、学校・家庭の双方向学習のための教育用クラウドサービスの利用のための財政支援が必要。

- (4) デジタル教科書の使用にあたっては、音声や動画等を含むデジタル教材(指導者用デジタル教科書等)も合わせて必要となる。デジタル教材は、動画などの教材を活用し、各児童生徒に合った学習を行うことができるため、個別最適な学びにつながり、高い効果を得られるが購入費が高額となる。保護者負担や市費負担とせず、教材も含めたデジタル教科書の無償提供が必要。

ICT を活用した学びの保障のためには教員端末の更新にも財政支援が必要

- (1) 教員分の1人1台端末の更新には、児童生徒と同様に地方財政措置から補助制度へ変更し、確実に利用できるようにし、教員分の予備機調達も補助対象とすることが必要。
- (2) 予備端末15%の整備補助については、端末保守費としても活用できるよう、自治体の実態にあわせた柔軟な運用が必要。

校務 DX 推進のための財政支援が必要

- (1) 国が進める「校務 DX」の推進にあたり、現システムからの確実なシステム移行や安全に使用するためのセキュリティ環境の構築等の費用が必要。

学校図書館図書標準に電子書籍の冊数を含めることが必要

- (1) 学校図書館に電子書籍を導入することによって、読書バリアフリーの推進や、デジタル社会に対応した読書環境の整備につなげることが必要。また、小中学校の特別支援学級の児童生徒の増加や学級編成の標準の引き下げ(35人学級)に伴う学級数の増加を受けて、整備すべき図書の本数が増加しており、ハード面からも学校図書館に配架できる冊数に限りがあることから、学校図書館図書標準に電子書籍の本数を含めるべき。

提案・要望内容

- 1 ネットワーク通信費、フィルタリング等のライセンス費用、デジタル教科書に付随する教材及び指導者用デジタル教科書も国庫補助対象とする等、端末活用推進のための財政支援
- 2 予備端末購入費を端末保守サービスへの充当も可能とする柔軟な運用、教員分も含めた端末更新への確実な財政支援
- 3 校務 DX 推進のための確実なシステム移行やセキュリティ環境の構築のための財政支援
- 4 児童生徒の読書環境の充実に向けて、学校図書館図書標準に電子書籍の本数を含めるとともに、学校図書館における電子書籍も含めた図書購入を推進するための財政支援

参考 GIGA スクール構想にかかる全体経費の見通し

各項目に係る費用	R2(実績)	R3(実績)	R4(実績)	R5(決算見込)	R6	R7
1 クラウドサービス等	0	0	0	13,908	276,394	559,701
フィルタリングサービス				13,908	35,178	80,975
クラウドサービス					155,000	155,000
デジタル教科書教材					86,216	323,726
2 運用に係る経費	0	1,110,298	1,439,262	1,486,981	1,478,863	1,478,863
端末保守		738,486	911,502	876,910	794,747	794,747
データセンター維持費等		256,477	384,924	487,963	470,945	470,945
校内LAN整備運用		79,220	121,273	88,384	141,171	141,171
モバイルルーター通信費		36,115	21,563	33,724	72,000	72,000
3 端末等整備	16,500,833	0	0	0	0	16,129,850
端末	11,657,461					16,129,850
ネットワーク整備	198,000					
校内LAN整備	4,645,372					
その他	0	910,566	1,169,424	1,394,092	1,295,056	1,295,056
学校サポートデスク	0	133,430	155,092	198,827	191,108	191,108
ICT支援員	0	777,136	1,014,332	1,195,265	1,103,948	1,103,948
合計	16,500,833	2,020,864	2,608,686	2,894,981	3,050,313	19,463,470
うち、国の補助金	9,711,109(59%)	278,792(14%)	184,674(7%)	132,562(4%)	71,026(2%)	0(0%)
基金(機器整備事業費補助)						10,111,567

充実した教育環境のための支援スタッフの配置及び教員確保のための処遇改善

文部科学省

- 1 副校長・教頭マネジメント支援員への継続的な財政支援
- 2 教員業務支援員への継続的な財政支援
- 3 部活動改革による教育環境充実のための支援
- 4 教員の処遇改善に伴う財政措置

現状

国

- (1) 中央教育審議会答申を受け、平成 31 年「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定。令和 2 年に文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理に関する指針を策定。
- (2) 平成 29 年から教師の負担を軽減し児童生徒への指導等に注力できるよう、プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応等をサポートする教員業務支援員の配置に係る財政的な支援を実施。
- (3) 令和 4 年「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定。令和 5 年度から 7 年度までの 3 年間を改革推進期間として休日部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めるが、「地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す」とされた。
- (4) 令和 6 年 5 月 13 日に中央教育審議会初等中等教育分科会「質の高い教師の確保特別部会」がまとめた『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（審議のまとめ）が示された。この中で、教師の処遇改善として、「教職調整額の 10%以上への引き上げ」や、「新たな級の創設」等が必要であるとされた。また、学校の指導・運営体制の充実としては、「支援スタッフの更なる配置充実」や「副校長・教頭マネジメント支援員の配置充実」、「部活動指導員の配置充実」が必要であるとされた。

横浜市

- (1) 平成 30 年 3 月に「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を策定。国の上記指針を受け、令和 2 年 3 月に「横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則」を制定。
- (2) 全小・中・義務教育・高・特別支援学校における時間外在校等時間月 80 時間超の教職員の割合は、平成 30 年度と令和 5 年度を比較すると 15.2%から 6.1%と着実に減少しており、小学校で 8.1%から 2.1%、中学校で 32.8%から 15.2%となっているが、働き方改革は道半ばの状況。
- (3) 教職員の資質・能力の向上と働き方改革を一体的に推進する必要性等に鑑みて、上記プランは、「第 4 期横浜市教育振興基本計画」に内包し、教職員の採用・育成・働き方を一体的に推進。
- (4) 平成 29 年度から教員業務支援員を配置し、令和元年度には全小・中・義務教育学校に配置。令和 6 年度から特別支援学校に配置。
- (5) 令和 6 年度より副校長マネジメント支援員（副校長サポート）を小・中学校 15 校に配置。
- (6) 人事委員会勧告を踏まえ、特に初任給及び若年層の給料月額を大幅に増額。また、令和 5 年度には義務教育等特別勤務手当を増額し、諸手当を含めた初任給については県内で最も高い水準。
- (7) 平成 30 年度から部活動指導員を配置し、令和 6 年 3 月時点で延べ 950 人以上を配置。本施策は、生徒の活動機会の確保と質の向上、教職員の負担軽減に寄与し、地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に資するものであり、持続可能な部活動の実現に不可欠。
- (8) 令和 3 年度から部活動の地域移行に関する国の実証事業を活用し、令和 5 年度は市立中学校 12 校 15 部活動において、民間スポーツクラブ等への委託により実践。

課題

教職員の働き方改革を推進し、より充実した教育環境の実現に向け、負担軽減及び処遇改善が必要

- (1) 令和4年度教員勤務実態調査において、副校長の在校等時間が最も長くなっている。学校の運営改善には、副校長の学校マネジメントに係る業務を専門的に支援する人材の配置が不可欠。
- (2) 学校の役割の多様化により、授業準備等が勤務時間に収まっていない教職員が一定数存在。充実した教育環境の実現には、教員業務支援員と部活動指導員への財政支援の継続・拡充は不可欠。
- (3) 仮に教職調整額を10%に引き上げた際の増額分について、現行の義務教育費国庫負担制度のとおり国と地方が1:2の割合で負担する場合、横浜市の追加負担額は約55億円と試算される。この多額の追加負担は横浜市の財政を圧迫することとなり、教育水準の低下を招く結果とならねないため、国による財政措置は不可欠。

提案・要望内容

- 1 学校の運営改善を図るために副校長マネジメント支援員を配置できるよう「教員支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）」を継続し、活用事例等を周知すること
- 2 教育現場における働き方改革の推進のために教員業務支援員を全校に配置できるよう「教員支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）」を継続すること
- 3 部活動指導員を希望する全部活動に配置できるよう「地方スポーツ振興費補助金・文化芸術振興費補助金（中学校における部活動指導員の配置支援事業）」を拡充すること。また、部活動の地域移行に係る地域の団体や人材による指導に伴う人件費及び事務費等について、自治体に新たな財政負担を強いることがないよう、十分かつ恒久的な財政措置を講じること
- 4 教職調整額及び各種手当の見直し等、職務の負荷や勤務実態に応じた給与体系の構築に向けた検討を一層進めること。また、処遇改善にかかる取組を各地方自治体が確実に進められるよう、所要額については、現行の負担割合を前提とせず、国の責任において必要な財政措置を確実に行うこと

参考1 時間外在校等時間月80時間超の教職員の割合

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
副校長	22.2%	18.4%	12.7%	13.7%	11.3%	6.8%
全体	15.2%	11.6%	7.6%	8.9%	8.6%	6.1%

参考2 令和6年度教員業務支援員配置予定人数

小・中・義務教育学校・特別支援学校 493人

※ 教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業） 補助率 1/3

参考3 令和6年度副校長マネジメント支援員配置予定人数

小・中学校 15人（大規模校を対象）

※ 教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業） 補助率 1/3

参考4 『『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（審議のまとめ）』（抜粋）

- ・引き続き、全ての小・中学校で教員業務支援員との協働を通じた負担軽減が進むよう、教員業務支援員の安定的な確保のための環境整備と一層の連携・協働に向けた学校マネジメントの推進に取り組む必要がある。
- ・令和6（2024）年度に創設した副校長・教頭マネジメント支援員について、配置を充実し、副校長・教頭を魅力あふれる職に刷新するとともに、学校全体の運営改善を図っていく必要がある。
- ・部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たって、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を促進するため、部活動指導員の配置充実も必要である。
- ・教師の職務等の特殊性を踏まえ本給相当として支給される教職調整額の率については、現在の4%を少なくとも10%以上とすることが必要であり、その水準を目指していくべきである。

提案の担当 / 教育委員会事務局総務部教育政策推進課長 浦田 晴香 TEL 045-671-3223
 教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課長 片山 哲夫 TEL 045-671-3226
 教育委員会事務局教職員人事部教職員労務課長 大木 靖博 TEL 045-671-3227
 教育委員会事務局学校教育企画部小中学校企画課長 高橋 義成 TEL 045-671-3233

小中学校における食育の推進・学校給食の充実に向けた支援

文部科学省

- 1 栄養の指導及び管理並びに衛生管理等を担う栄養教諭等の定数改善
- 2 小中学校給食に関する支援の充実

現状

国

- (1) 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年制定)」(以下、「標準法」という。)において、栄養教諭及び学校栄養職員(以下、栄養教諭等という。)の定数は、児童生徒数が550人以上の給食単独実施校で1人となっているものの、549人以下の給食単独実施校の定数は、4校に1人のみとなっている。
- (2) 平成17年度に食に関する指導(学校における食育)の推進に中核的な役割を担う栄養教諭制度を創設。食に関する指導と給食管理を一体のものとして行う栄養教諭の配置が進むことにより、地場産物を活用して給食と食に関する指導を実施するなど、教育上の高い相乗効果がもたらされるとともに、栄養教諭を中心として食に関する指導に係る全体計画が作成されることや、体系的・継続的な学校全体の取組となることが期待されている。
- (3) 学校給食法において、食材費については保護者の負担とされているが、この規定は、経費の負担区分の基本的な考えを示したもので、保護者が負担する学校給食費を自治体等の判断で補助することを妨げるものではないとされている。なお、経済的困窮者に対する支援として、生活保護世帯に教育扶助費として給食費が支給されている。

横浜市

- (1) 現行の標準法に基づいて栄養教諭等の配置を行っているため、小学校では、児童生徒数が549人以下の給食単独実施校203校は、栄養教諭等が4校に一人の配置となっている。
- (2) 標準法の範囲内で栄養教諭等の配置ができていない小学校については、会計年度任用職員の配置や、近隣校の栄養職員の兼務により、給食管理や衛生管理などを行っている。
- (3) 中学校では、令和3年4月から給食(デリバリー型)を提供し、令和8年度からは、全員給食を開始するが、民設民営の学校給食調理施設から給食を提供していることから、標準法上の配置基準に該当しないため、栄養教諭等が配置されていない。
- (4) 標準法の範囲内で栄養教諭等が配置されていない小学校や中学校では、給食と一体的に行うべき食育指導・栄養指導等は、近隣の小学校の栄養教諭等が中心となり、ネットワークを組織して対応している。
- (5) 国基準に加え、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者(準要保護者)については、給食を無償提供している。経済的困窮者を除く者については、給食費を保護者負担で徴収している。物価高騰により食材費が上昇しているが、現在は国の臨時交付金を活用することにより、保護者負担に転嫁せず、給食費を維持している。

課題

安心安全な給食の提供及びアレルギー対応等を十分に行うためには、栄養教諭等の配置が必要

- (1) 児童生徒への安心・安全な給食の提供やアレルギー対応等は、児童生徒の生命に関わる極めて重要な対応であり、専門的な知識を持つ栄養教諭等の全校配置が必要不可欠。
- (2) 標準法の範囲内で栄養教諭等が配置されていない小学校や中学校では、近隣の学校と兼務の栄養教諭等と連携をはかりながら、当該校の養護教諭や管理職等が通常業務を行い、アレルギー対応や栄養管理、食材の発注、衛生管理等の業務を担っているため、専門性を発揮した対応に限界がある。

食育・栄養指導を充実させるために給食管理と一体的に行う指導が必要

- (1) 国が推進する小中一貫教育を踏まえた 9 年間の切れ目ない食育・栄養指導は、給食管理と一体的に行う必要があるが、給食管理に関する業務への比重が大きくなっている。
- (2) 特に、標準法の範囲内で栄養教諭等が配置されていない小学校や中学校では、学校における食育を推進する体制の構築が難しく、学校全体の取組としての体系化が難しい状況であり、食育・栄養指導を栄養教諭等が近隣の学校と兼務で担っているため、負担が大きい。

学校給食については、自治体の財政力による格差を生じさせないように、国が主導することが必要

- (1) 小中学校給食の無償化など保護者負担の軽減を独自に実施する自治体が東京都をはじめ増加しているが、学校における食育の生きた教材となる学校給食については、自治体の規模や財政力による格差を生じさせないように、国が主導することが必要。

提案・要望内容

- 1 児童生徒への安心・安全な給食の提供や、アレルギー対応など、児童生徒の成長や生命に関わる極めて重要な対応、個別最適な対応や、国が推進する小中一貫教育を踏まえた 9 年間の切れ目ない食育・栄養指導を給食管理と一体的に行うなど、栄養教諭等の担う役割が重要なため、標準法上の配置基準にある給食単独実施校の全校に栄養教諭等の配置ができるよう、定数改善を実施すること
- 2 学校給食について地域格差が生じないように、経済的負担の軽減策を検討すること

参考 小学校における栄養教諭等の配置の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
給食単独実施学校数（※1）	340 校	341 校	341 校	341 校	340 校	339 校	339 校
栄養教諭等配置学校数	198 校	204 校	207 校	207 校	203 校	199 校	196 校
栄養教諭等未配置学校数（※2）	142 校	137 校	134 校	134 校	137 校	140 校	143 校

※1 小学校のみ（特別支援学校は含まない）

※2 給食管理等のみを行う非常勤栄養職員配置校を含む

いじめや不登校等に対応するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び児童支援専任教諭の定数化

文部科学省

- 1 スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）について、教職員定数への算定、義務教育費国庫負担金の対象としての位置付け
- 2 子ども一人ひとりの成長段階に対応し、関係機関や地域との連携を進めるため、小学校の生徒指導を専任する「児童支援専任教諭」の教職員定数への算定

現状

国

- (1) 平成 27 年に、中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」が出され、SC、SSW について、「将来的には学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討する。」とされている。
- (2) いじめ重大事態の発生件数は全国で 923 件、また、不登校児童生徒数も小・中学校で約 30 万人と過去最多となったことを受け、「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」（令和 5 年 10 月）を策定。SC・SSW の配置充実が図られた。
- (3) 令和 5 年 12 月にこども基本法に基づく「こども大綱」を閣議決定。「いじめ防止」や「不登校のこどもへの支援」を「こども施策に関する重要事項」に位置づけた。
- (4) 令和 6 年度予算では中学校生徒指導体制の強化（いじめ・不登校等への対応強化）として、全国で加配定数 60 人増の拡充措置があったが、小学校にはない。小学校高学年における教科担任制の推進のための強化や、小学校の 35 人学級の計画的整備を示した。

横浜市

- (1) SC は、心理の専門職として、児童生徒が安心して相談できるよう、中学校と同一学区の小学校を同じカウンセラーが対応する小中一貫型で配置。SSW は、福祉の専門職として、各校を定期的に巡回して支援する体制を構築するとともに、区役所や児童相談所等との連携を図っている。
- (2) いじめや不登校等に対応するため、小学校に「児童支援専任教諭」を平成 22 年度から段階的に配置、平成 26 年度全校配置。組織的な生徒指導（児童支援）へ向け、児童支援専任教諭を中心とした校内体制を確立。活動を保障するため、授業時数を軽減。授業等を代替する教員については、標準法の範囲では全校配当は困難であり、横浜市単独予算による配当も行なっている。

課題

SC、SSWの教職員定数への算定、義務教育費国庫負担金の対象としての位置付けが必要

- (1) いじめや不登校など、多様化・複雑化する学校現場の課題を解決するためには、専門職である SC、SSW の充実が必要。国の補助事業では、近年、国費が満額確保されておらず、令和 4 年度実績では市の超過負担が 67,240 千円*発生している。市の負担が大きくなっており、計画的な配置の拡充が困難。（※ 超過負担額には高校・特別支援学校への配置に係る補助事業費も含む）
- (2) SC 及び SSW の配置拡充を図るには、補助の全額支給に留まらず、教職員定数に算定し、義務教育費国庫負担金の対象とし、計画的な採用、人材育成を行うことが必要。

小学校の生徒指導を専任する「児童支援専任教諭」の教職員定数への算定が必要

- (1) 各地方自治体が独自に上記の制度を導入しようとすると、財政面の負担が非常に大きい。
- (2) 外部有識者によるいじめ重大事態調査等で、再発防止へ向け、組織的な対応の重要性が繰り返し提言されており、教科担任制や35人学級が導入されても、学級担任が1人で抱え込まない「チーム学校」としての校内体制の確立へ向けて、専任教諭配置の必要性、重要性は変わらない。

提案・要望内容

- 1 スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）について、学校において必要な職として教職員定数に算定し、義務教育費国庫負担金の対象として位置付けること
- 2 小学校における児童をめぐる諸問題の解決に効果のある、生徒指導を専任する「児童支援専任教諭」について、法令改正等により教職員定数に算定し、配置を全国的な制度とすること

参考1 小中学校におけるSC及びSSWへの相談件数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
SC	80,197件	78,699件	79,332件	78,054件	89,482件
SSW	2,642件	6,202件	8,744件	12,319件	14,755件

参考2 児童支援専任教諭の配置効果

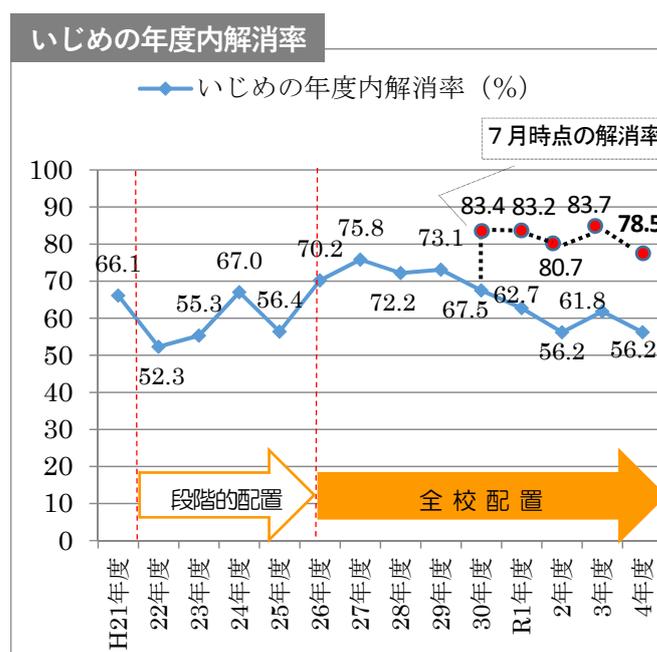
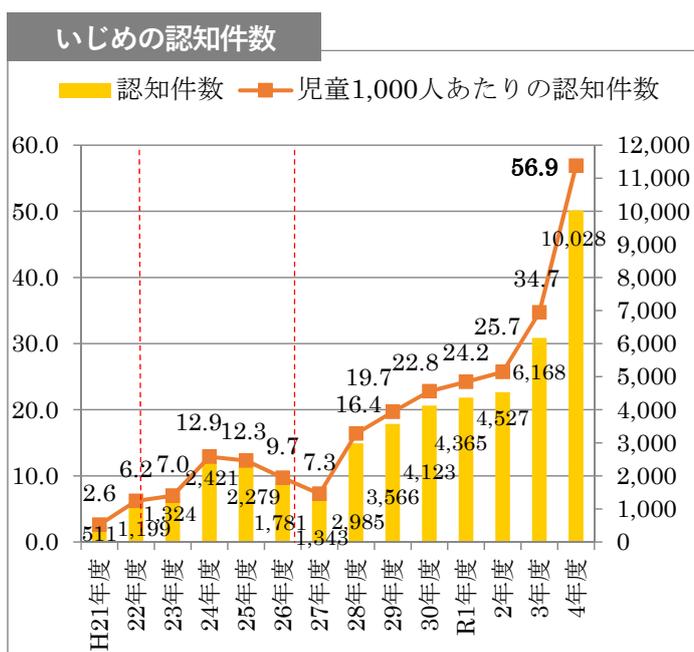
(1) 小学校の児童1,000人あたりのいじめの認知件数

配置前と比べ **21.9倍増加**（平成21年度2.6件 → 令和4年度56.9件）

(2) いじめの解消率

配置前と比べ **12.4ポイント増加**（平成21年度66.1% → 令和4年度78.5%*）

※下記グラフの年度内解消率は毎年度3月末時点。平成29年の国の方針改正により、「いじめの解消している状態」として最低3か月の目安が示された。**3か月後の令和4年7月における解消率は78.5%**となっている。



提案の担当／教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課長
教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課担当課長
教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課長

松田 肇 TEL 045-671-3706
末吉 和弘 TEL 045-671-3773
片山 哲夫 TEL 045-671-3226

横浜が目指すグローバル人材の育成に向けた取組への支援

文部科学省

- 1 ALT 配置への補助制度の拡充
- 2 小学校外国語教員における要件の緩和
- 3 義務教育段階における短期留学（ホームステイ）のための補助制度の創設

現状

国

- (1) 令和 5 年 6 月 16 日に閣議決定した教育振興基本計画では、今後の教育政策に関する基本的な方針の一つとして、グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が掲げられている。
- (2) 小学校 3 年生からの外国語活動の実施や小学校における ALT（Assistant Language Teacher 外国語指導助手）配置に対する補助など、外国語教育の充実にに向けた取組が実施されている。

横浜市

横浜市では国際都市の特色を生かし、世界の多様な文化や価値観、考え方に触れ、多様性を尊重して協働・共生しながら、世界の人々とともに、新たな価値を創造する力を持つ人材の育成に取り組んできた。また、「令和 5 年度英語教育実施状況調査」では、政令指定都市で第 2 位の結果となっており、基礎的な外国語の力がついてきていると言える。

基礎的な外国語の力をつけるための取組として、横浜市では、小学校 1 年生からの外国語教育の実施や ALT の小学校・中学校・高等学校への全校配置、国の制度を活用した小学校外国語専科教員の定数配置（32 校）を行っている。

令和 6 年度は、新たな取り組みとして「グローバルモデル校（英語イマージョン教育、メタバーススクール）」を設置し、先端技術も活用したモデル事業を試行する予定である。また、「よこはま子ども国際平和プログラム」におけるニューヨークへの児童生徒の派遣や「はまっこ留学体験」の実施など、将来、グローバル社会で活躍できる人材の育成に重点的に取り組んでいる。

- (1)「グローバルモデル校（英語イマージョン教育）」では、英語科以外の複数の教科を英語で行い、日常的に英語を活用する場面を増やすことで、ネイティブスピーカーと同じように「英語で考え、英語で語る」子どもの育成を目指す。
- (2)「グローバルモデル校（メタバーススクール）」では、メタバース空間を活用した仮想空間で、アジア・オセアニア・姉妹都市など、世界の児童生徒と時間や場所に限定されない学びやコミュニケーションを体験し、「グローバルな課題解決」に向けた交流・共同学習に取り組む。
- (3)「よこはま子ども国際平和プログラム」では、よこはま子ども国際平和スピーチコンテストに毎年 4 万人の児童生徒が参加し、市長賞を受賞した 4 名の「子どもピースメッセンジャー」をニューヨーク国連本部等へ派遣している。

- (4) 「はまっこ留学体験」では、市立中学校の生徒を対象に、横浜にしながら留学体験（ホームステイプログラム）ができるプログラムを実施している。令和5年度は20名（応募者62名）が参加し、89%の生徒が海外留学に挑戦したくなったと回答するなど、グローバルへの興味・関心を高めるうえで効果的なプログラムとなっている。

課題

グローバル人材の育成の基礎となる土台を築く外国語教育の指導体制の充実に向け、労働者派遣契約によるALT配置に対する補助制度の拡充と小学校外国語専科教員要件の緩和が必要

- (1) 教育支援体制整備事業費補助金において小学校のALT配置にかかる経費が補助対象（1/3）
- (2) 全校にALTを配置しているが、小学校におけるALTの活用は、1～2校に対し1名が配置されている状況のため十分とはいえない。
- (3) 令和6年度に向けた調査では、小学校外国語専科教員の資格を満たす教員は213校に在籍しているが、令和6年度の国の制度を活用した定数は32校（15%）にとどまっている。学校事情や本人の希望といった理由に加え、希望をしても学級数から週24時間の時数を満たすことができない学校も多い。

仮想空間（メタバース空間）を生かした本物に触れる体験を積み重ね、グローバルな視点や考え方を身に付けていくための短期留学（ホームステイ）等の海外体験への補助制度の創設が必要

- (1) 実際の留学などの海外体験において、渡航費、滞在費、教育費など費用面の負担が大きい。
- (2) 海外へ長期留学をさせることへの生徒・保護者の不安や懸念がある。

提案・要望内容

- 1 教育支援体制整備事業費補助金の割合の拡充（現行1/3）
- 2 現在の加配要件となっている週24時間の持ち時数を各自治体が定める時数へ緩和
- 3 短期留学（ホームステイ）への補助や国による短期留学先のあっせんをする制度の創設

参考1 横浜市におけるALTの配置状況（令和6年度）

	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校
学校数	337	146	13	9
ALT人数 ※1	199	149	4	18
ALT常駐配置の学校数	57	146	0	9
複数校に1名配置の学校数	280	0	12※2	0

（義務教育学校前期課程は小学校、後期課程は中学校に含む）

※1 複数名配置している学校を含む人数

※2 特別支援学校は、希望する12校が対象



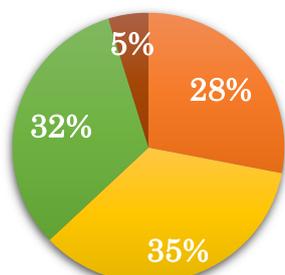
参考2 小学校外国語専科教員の国による加配の要件

- 次の条件のいずれかを満たした教員が在籍していること、且つ原則週 24 時間の専科指導を実施できることが条件

- ・ 中学校又は高等学校英語の免許状を有する
- ・ 2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験がある
- ・ CEFR B2 相当以上の英語力を有する
- ・ 海外大学、又は青年海外協力隊もしくは在学教育施設等で2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験を有する

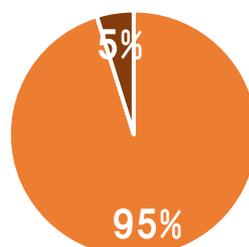
- 横浜市の小学校、義務教育学校前期課程における学級数は次のとおり

令和5年度小学校学級数



- 24学級以上（週24時間の実施が可能）
- 18～23学級（授業時数：週18～23時間）
- 12～17学級（授業時数：週12～17時間）
- 11学級以下（授業時数：6～11時間）

週12時間以上実施の場合



- 週12時間以上の実施が可能な学校
- 週12時間以上の実施が困難な学校

緩和した場合（週12時間）



- ・ 小学校外国語活動、外国語科の授業を週24時間実施できる学校の割合は **28%**
- ・ 週時数が18時間まで緩和されれば、約63%の学校が申請対象となり得る。
- ・ 週時数が12時間まで緩和されれば、約95%の学校が申請対象となり得る。

参考3 はまっこ留学体験 実施状況

- 横浜市内に住む外国籍の家庭にホームステイする「はまっこ留学体験」を令和5年度から実施
- 令和6年度は参加者を40名に拡充予定

【令和5年度実績】

開催日時：令和5年11月25日（土）から26日（日）[1泊2日]
参加者：市立中学校の生徒（1～3年生） 20名（応募者62名）
参加費用：20,000円（保護者負担）



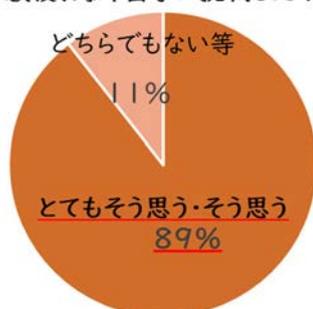
参考4 海外留学に関する意識調査

- 日本人学生は身近な国際交流経験や過去の海外経験に触発されて海外留学に関心をもつ傾向が見られる。
- 海外留学に行かない理由としては、経済的理由や治安への心配、語学力不足などが多く挙げられている。

(文部科学省「学生の海外留学に関する調査 2022」)

■横浜市「はまっこ留学体験（ホームステイプログラム）」参加者のアンケート結果

体験後、海外留学に挑戦しなくなった



【参加生徒の声】

- 英語でコミュニケーションするという積極性が生まれたと感じました。
- 英語を話すことに自信がついて、単語を繋げながら気持ちを伝えることができるようになりました！
- 留学してみたくなり、全然話せなくても一日でこんなに変わるんだと思った。
- 共通点と相違点について分析し、最善の関わり方やまた自己の表現方法を考えて、いかしていきたいと思った。

障害児の療育環境整備に係る支援の充実

こども家庭庁

- 1 児童発達支援センターの機能や役割等に見合う財政措置
- 2 障害児施設（通所・入所）に従事する職員のさらなる処遇改善、障害児相談支援における基本相談支援の実施、及び実施に伴う報酬の新設

現状

国

- (1) 「児童発達支援センター（以下、センターという。）」は、令和6年4月児童福祉法改正により、障害児支援に係る地域の中核機関と位置づけ、専門人材を配置した高度な専門機能を求められた。国補助制度は、令和5年度にこども家庭庁が「地域障害児支援体制強化事業」を創設した。
- (2) 令和6年度報酬改定で、「中核機能強化加算」がセンターの加算として新設された。
- (3) 増加する発達障害児及びその保護者への支援に係る事業費は、地域生活支援事業の対象。
- (4) 福祉・介護職員等の処遇改善の見直しがされ、事業所内で柔軟な配分が認められるようになるほか、福祉・介護職員以外の職員も対象となるなど人材確保に向けた見直しが行われた。
- (5) 障害のある児童及びその保護者への相談支援は、センターが提供する支援のほか、障害児相談支援事業所が障害児通所支援の利用に係る障害児支援利用計画の策定をしている。
- (6) 令和6年度報酬改定で、地域での連携強化に係る報酬の充実が図られた。（障害児相談支援）

横浜市

- (1) 0歳から小学校期までの障害のある児童及びその保護者への支援を目的として、昭和60年度より、センター機能を有する「横浜市地域療育センター」を整備。9センターが市内18区を分担し、相談、診療、集団療育、地域の幼稚園・保育所・小学校等への支援、障害の早期発見・早期対応のための取組等を実施。年間利用児童数は約16,000人。横浜市予算として運営費41.4億円を計上し、そのうち市費負担は39.5億円となっている。
- (2) 発達障害児増加に伴い、**地域療育センター利用希望者は10年前の約1.2倍。保育所も増加する中、保育所等からの訪問支援ニーズも増加。**令和4年度の支援回数はこのべ2,092回。
- (3) 増加する発達障害児及び保護者への支援の充実を図るため、地域療育センターの利用に当たり、「医師の診断を経て利用が開始される」仕組みから、心理職等の専門職による相談対応の充実等、**より早期に支援を開始できる仕組み**に転換。診療や法定のサービスに至る以前の支援を充実。
- (4) 地域療育センター運営費として、センターの機能や役割を果たすための人材育成・確保に必要な人件費を計上。また、障害児入所施設への市独自の人件費を補助。
- (5) 障害児通所支援を利用する際、障害児相談支援を利用することとなっているが、障害児通所支援利用児童のうち、**令和4年度末時点で障害児相談支援の利用率は約27%、事業所数は115か所。**

課題

児童発達支援センターに求められる機能や役割等に見合った財政措置が必要

- (1) 児童発達支援センターに、地域における障害児支援の「中核的役割を担う」ことを位置付けており、地域全体の障害児支援の質の向上を目指しているため、経験を有する専門人材の育成は欠か

- せないが、「地域障害児支援体制強化事業」では、補助対象が臨時職員の人件費のみであり、求められる機能や役割を果たすために必要な人材の確保・育成が可能な補助制度になっていない。
- (2) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、児童発達支援センターを対象とした「中核機能強化加算」が児童発達支援事業の報酬に上乘せする加算として新設されたが、国が示す中核拠点のベースとなる報酬体系となっていない。また中核機能強化加算の要件として、障害児通所支援等業務に5年以上従事した経験のある常勤専任の加配等が設定されており、臨時の職員に関する報酬等が対象となっている「地域障害児支援体制強化事業」の要件と矛盾が生じている。
- (3) 同事業の「巡回支援専門員整備費」は、1市町村当たりの補助となっており、自治体の規模に見合った補助額となっていない。

障害児支援の質の維持・向上のため、障害児施設全体での処遇改善、障害児相談支援の利用を拡充させるために報酬体系の見直し（基本報酬の充実）が必要

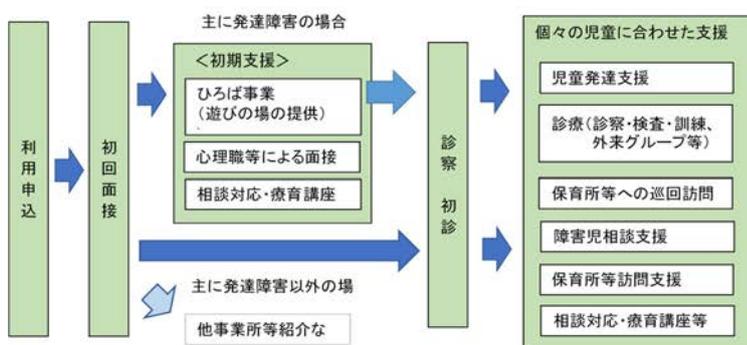
- (1) 障害児支援の質の維持・向上を図るため、障害児施設（通所・入所）に求められる質の高い人材を着実に確保できるよう、さらなる処遇改善を行うことが必要。
- (2) 児童の成長に応じたきめ細やかな相談支援が必要だが、障害児利用支援計画案策定時及びサービス利用のモニタリング時のみ算定可能な報酬体系となっており、日常生活における相談支援（基本相談支援）実施時の報酬はないため、基本相談支援に係る報酬の新設が必要。

提案・要望内容

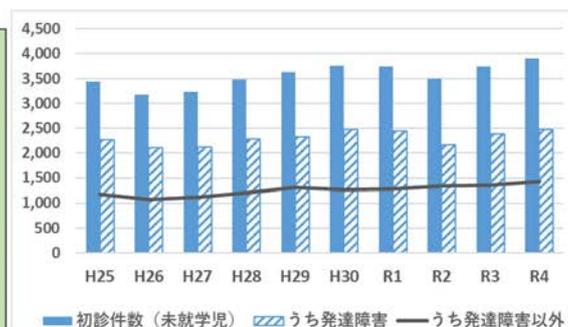
- 「児童発達支援センター」の補助については、常勤職員の人件費も補助対象とし、現行の補助額を引き上げること。また、「巡回支援専門員整備費」については1センター当たりの補助額とするなど自治体の規模に応じた補助体制とするなど、児童発達支援センターが障害児の支援に関する地域の中核機関として高度な専門的機能を発揮できるよう、必要な財政措置を講じること
- 障害児施設（通所・入所）に従事する職員のさらなる処遇改善を行うとともに、障害児相談支援の充実に向け、「基本相談支援」に関する報酬を新設すること

参考 横浜市地域療育センターの利用状況

○横浜市地域療育センターの利用の流れ



○横浜市地域療育センターの初診件数



○障害児相談支援の利用状況

	R2	R3	R4
障害児相談支援事業所数	101	108	115
障害児相談支援利用児童数 (A)	3,334	3,526	3,579
障害児通所支援利用児童数 (B)	11,693	13,271	13,600
割合 (A/B)	28.5%	26.6%	26.3%

医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実

厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁

- 1 医療的ケア児・者等のライフステージに応じた切れ目のない支援のため、児童と成人を包括した制度創設と支援内容にふさわしい人材の配置への支援
- 2 医療的ケア児・者等の実態を継続的に把握するための仕組みの構築
- 3 保育所・学校等における医療的ケア児の受入環境整備促進
- 4 医療的ケア児・者等の訪問看護利用について、保育所や学校、障害福祉サービス事業所など、居宅以外においても利用できる仕組みの構築

現状

国

- (1) 平成 28 年度の児童福祉法改正により、在宅での人工呼吸器使用や、喀痰吸引等の医療的ケアが日常的に必要な児童（以下「医療的ケア児」という）への支援が地方自治体に努力義務化。
- (2) 令和 3 年度「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医ケア児支援法」という）」が施行、保育所・学校等での受入への補助や医療的ケア児支援センターの設置を推進。

横浜市

- (1) 平成 30 年度から 18 歳以上の者及び重症心身障害児・者（以下「医療的ケア児・者等」という）も支援の対象とした横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターを養成し、「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター拠点」（機能は医療的ケア児支援センターに類似）に配置。
- (2) 著しく外出が困難な医療的ケア児等の障害児が利用する居宅訪問型児童発達支援（国は 18 歳の満年齢まで）を 18 歳以上の者が高校卒業までの間、利用継続するため市独自に費用給付を実施。
- (3) 地方自治体は、医療的ケア児・者等の正確な人数と実態の把握ができていない。
- (4) 医療的ケア児の受入れにあたり、保育所・放課後児童健全育成事業・学校等における看護師の配置等に係る予算の拡充及び学校における看護師の増員等による体制の強化。
- (5) 令和 5 年度から、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として事業を開始し 12 園認定。6 年度は新たに 12 園認定。

課題

切れ目のない支援を実現するため、支援対象の拡大と支援内容に相応しい人材の配置が必要

- (1) 児童と成人を包括した制度体系や障害福祉と医療の総合調整機能等、国による制度構築が必要。
- (2) 医療・福祉・教育等の制度全般や地域特性を理解した上でライフステージに応じた切れ目ない支援を行うため、支援内容にふさわしい人材の確保育成・配置のための補助金の増額が必要。

医療的ケア児・者等の実態を継続的に把握するための仕組みが必要

- (1) 定量的・定性的に課題と対応を検討するために、医ケア児支援法の附則に則り、政府が実態を継続的に把握するための具体的な措置を講ずることが必要。

保育所・放課後児童健全育成事業・学校等における医療的ケア児の受入れへの支援が必要

- (1) 施設や事業に応じた看護師の安定的な確保のための助成・給付の拡充、相談・支援体制の構築への支援の拡充のほか、国による医療的ケア児受入や研修に関するガイドラインの策定が必要。

医療的ケア児・者等の訪問看護利用について、居宅以外においても利用できる仕組みが必要

- (1) 医療的ケア児・者等が日常的に利用することが想定される訪問看護について、保育所や学校など、居宅外で利用できる仕組みの構築が必要。

提案・要望内容

- 1 居宅訪問型児童発達支援の高校卒業までの利用や小児科から成人の診療科へのスムーズな移行など児童から成人への移行期等における切れ目のない支援や児童と成人を包括した制度創設、コーディネーター養成や活動促進への補助金額拡充、「医療的ケア児支援センター」に関し、横浜市の「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター拠点」のような市町村の類似施設への補助適用
- 2 医ケア児支援法の附則に則り、医療的ケア児・者等の継続的な実態把握を可能とする制度の創設
- 3 医療的ケア児保育支援事業で示している基幹施設に、医療的ケア児の在籍の有無にかかわらず、複数の看護職員を配置する雇用費補助の拡充。保育所等における看護職員雇用費の拡充、放課後児童健全育成事業等における各種ガイドラインの策定等、受入環境整備促進のための支援の充実。併せて、放課後児童健全育成事業・学校に対する看護師確保支援策の強化及び職員の看護師配置推進策の実施
- 4 医療的ケア児・者等の社会生活支援のため居宅外においても訪問看護を利用できる仕組みの構築

参考 首都圏及び横浜市における医療的ケア児の状況

○首都圏の医療的ケア児（推計値）

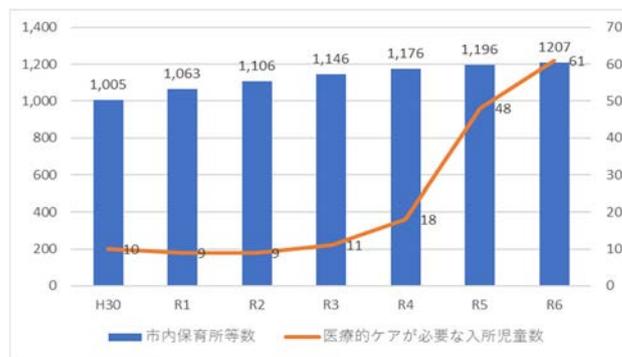
	医療的ケア児数
東京都	2,140人
神奈川県	1,094人
横浜市	※515人
埼玉県	664人
千葉県	758人
合計	4,656人

出典：令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料
「医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実に向けて」（令和元年10月11日）
（平成28年10月1日現在）

※ 神奈川県立こども医療センター「小児在宅医療患者実数調査」（平成27年度）
における推計

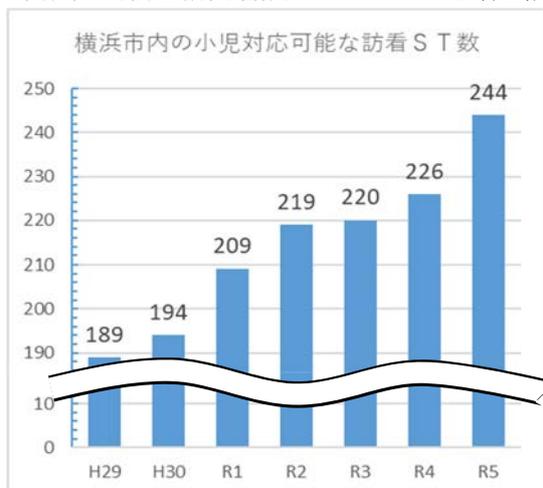
○市内保育所等における医療的ケア児の受入児童数

医療的ケアが必要な児童の入所が増えている



○訪問看護ステーションにおける医療的ケア児の受入状況

小児受入可能な訪問看護ステーションは増加傾向



出典：かながわ訪問看護ステーション一覧（神奈川県看護協会）

○横浜型医療的ケア児・者等支援にかかる国補助金の受入実績

（単位：千円）

年度	市事業費（千円）			
	（実支出額）	国補助	県補助	差額（市費）
H30	12,876	1,017	508	11,351
R1	24,725	2,570	1,285	20,870
R2	24,992	2,570	1,285	21,137
R3	28,507	2,570	1,285	24,652
R4	30,491	2,570	1,285	26,636

※地域生活支援事業費等補助金に申請
（地域生活支援促進事業補助金「医療的ケア児等総合支援事業」に補助申請）

※市事業費は横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターの養成及び拠点運営費用、協議の場や研修費用です。

提案の担当	こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課長	高島 友子	TEL 045-671-4277
	こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	八木 慶子	TEL 045-671-2706
	こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長	岡本 今日子	TEL 045-671-2365
	こども青少年局青少年部放課後児童育成課長	河原 大	TEL 045-671-4151
	健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長	中村 剛志	TEL 045-671-3569
	医療局地域医療部地域医療課在宅医療連携担当課長	石川 裕	TEL 045-671-3609
教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課担当課長	嘉代 佐知子	TEL 045-671-3187	

介護職員等の確保に向けた施策の推進

厚生労働省

- 1 介護職員等の賃金格差を是正する賃上げ実現に向けた取組の推進
- 2 介護職員等の住居費の負担軽減に向けた支援策の創設

現状

国

- (1) 介護職員等の処遇改善加算は、令和 6 年度介護報酬改定において加算率が引き上げられ、既存の 3 加算が「介護職員等処遇改善加算」に一本化されたが、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）は対象外である。また、令和 4 年の介護職員と全産業平均の賃金水準は月 6.8 万円の格差があり、他産業の賃上げの状況を踏まえると、さらなる賃金格差が広がる懸念がある。
- (2) 地域における医療と介護を総合的に確保するため、地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を創設（平成 26 年度）し、各都道府県に設置。介護人材の確保のための計画も対象としており、各都道府県が事業計画を策定して市町村に補助金を交付。

横浜市

- (1) 令和 4 年度に実施した横浜市高齢者実態調査では、市内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設の約 7 割で「職員が不足している」と回答。
- (2) 横浜市の居宅介護支援事業所のケアマネジャーは令和元年度の 3,283 人がピークで令和 5 年度は 3,118 人に減少。労働条件や労働環境で抱えている悩みは「仕事内容のわりに賃金が低い」が 65.5%で最多である（令和 4 年度横浜市高齢者実態調査）。
- (3) 介護職員等の処遇改善加算の取得支援のため、講習会や個別相談を継続的に行っている。令和 6 年 2 月の取得率は 94.4%である。
- (4) 基金を活用した人材確保策として、介護の資格取得と就労の一体的支援や、海外からの介護人材の受入れ促進等の取組を実施。また、都市部においては住居費の負担が大きいことから、介護職員住居の借上げの経費に対して全額市費負担で補助を実施。

課題

介護職員・ケアマネジャー等の処遇改善の拡大が必要

- (1) ケアマネジャーを介護職員等処遇改善加算の対象とし、業務に見合った賃金にすることが必要。
- (2) 介護職員・ケアマネジャー等と全産業平均の賃金格差解消のために更なる処遇改善措置が必要。

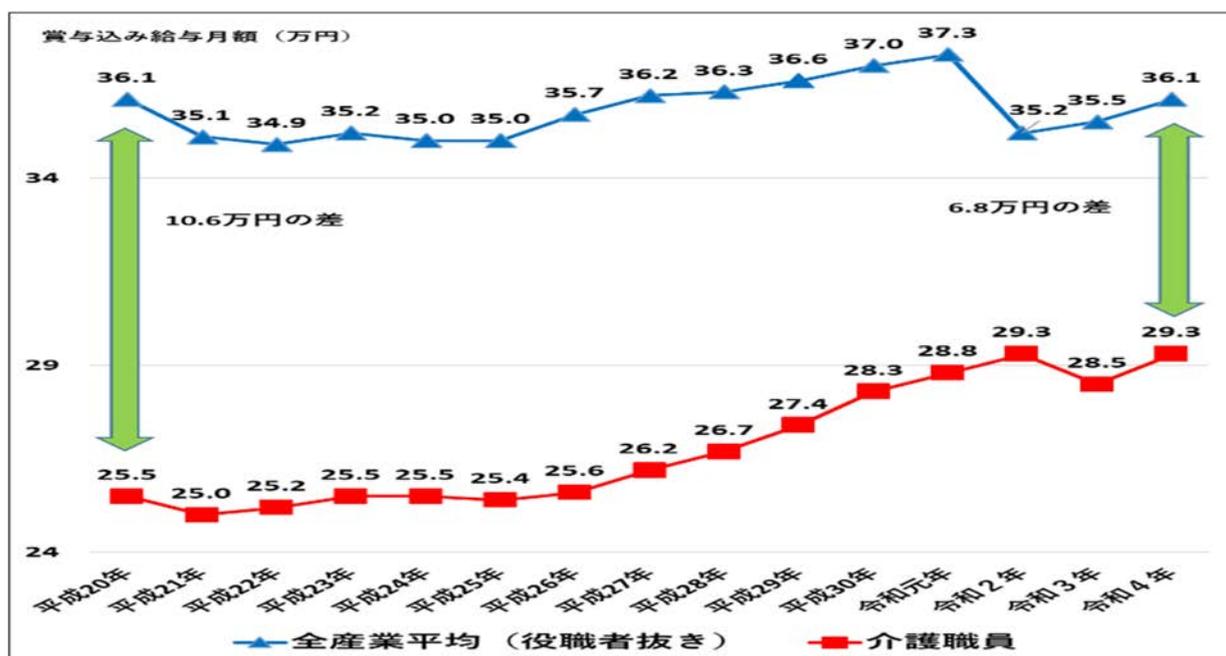
介護職員・ケアマネジャー等の住居費の負担軽減に向けた支援策の創設が必要

- (1) 住居費補助のニーズが高まり続ける一方で、全額市費負担で補助を継続するためには、補助上限数や一人当たりの補助金額を減少せざるを得ない状況。住居費負担の軽減策を安定的に実施するための財源確保が必要。

提案・要望内容

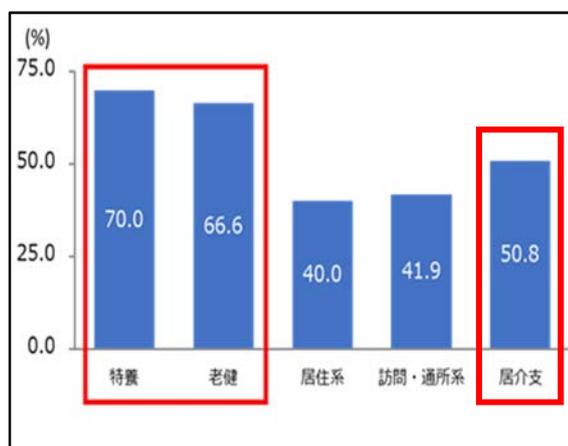
- 1 介護職員等の賃金格差を是正する賃上げ実現に向けた取組の推進
 ケアマネジャーを介護職員等処遇改善加算の対象とし、業務に見合った賃金に改善すること
 また、介護職員・ケアマネジャー等に対する更なる賃上げ実現に向けた取組として「介護職員等処遇改善支援補助金」を創設すること。財源は利用者負担につながらないよう全額国庫負担とすること
- 2 介護職員等の住居費の負担軽減に向けた支援策の創設
 基金に介護職員・ケアマネジャーの住居費補助事業を創設するなど、介護職員の住居費の負担軽減に向けた支援策を講じること

参考 1 賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移【全国】

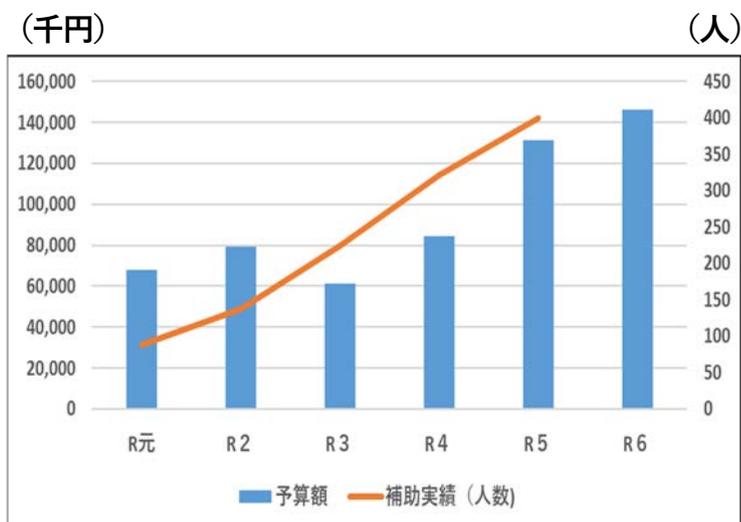


【出所】厚生労働省「令和5年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和6年3月8日開催）資料」を基に作成

参考 2 横浜市内の施設（事業所）職員の不足状況



参考 3 横浜市が実施する住居借上支援事業補助金の予算額と補助実績



提案の担当 / 健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長 鴨野 寿美夫 TEL 045-671-2355
 健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課長 平尾 光伸 TEL 045-671-4251

介護支援専門員に対する業務負担軽減等の支援

厚生労働省

- 1 介護支援専門員（ケアマネジャー）の業務範囲の整理
- 2 ケアマネジメントのプロセスを適正に評価する仕組みの構築
- 3 ケアプランデータ連携システムを導入する事業所に対する新たな加算の創設

現状

国

- (1) 居宅介護支援事業所のケアマネジャーは平成 30 年度の約 12 万人から令和 4 年度には約 11 万 2 千人に減少している。「介護支援専門員の養成に関する調査研究事業報告書（令和 5 年 3 月）」（令和 4 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）において、ケアマネジャーとして就業を継続する上で重視する点は「賃金・処遇の改善」「事務作業の軽減」「業務負担の軽減」が上位である。
- (2) 社会保障審議会介護給付費分科会の中でも、「今後ケアマネジャーの役割として、利用者及び家族の調整、主治医との調整、ヤングケアラーなどの課題についても所掌範囲となっており、業務負担が多岐にわたる。このまま進んでいくと現場を疲弊させる懸念があるため、ケアマネジャーの業務への適正な評価に加え、複合的な課題解決に取り組む支援体制の強化が必要。」との意見が出されている。
- (3) 一連のケアマネジメントプロセスを行っても、利用者の入院や死亡等によりサービス利用に至らない場合は介護報酬に結びつかず、ケアマネジャーの業務を評価する仕組みがない。
- (4) 令和 5 年 4 月よりケアプランデータ連携システムの本格運用を開始。介護現場における負担を軽減し、生産性向上を実現するための強力なツールとして利用を促進している。

横浜市

- (1) ケアマネジャーの本来業務外のシャドーワーク（介護保険外の行政手続、救急車への同乗、入院時の付き添い等）が肥大化し、大きな負担となっており、事故発生時の責任の所在も曖昧である。横浜市においても、平成 12 年と比較して、令和 2 年では「高齢単独世帯」が約 2.6 倍に増加しており、家族に代わって、ケアマネジャーがシャドーワークを担わざるを得ない状況がある。
- (2) 横浜市における令和 6 年 4 月時点のケアプランデータ連携システムの導入率は、居宅介護支援事業所で約 7.9%、居宅・地域密着型サービス事業所で約 1.5%となっており導入が進んでいない。

課題

ケアマネジャーに対する業務負担軽減等の支援が必要

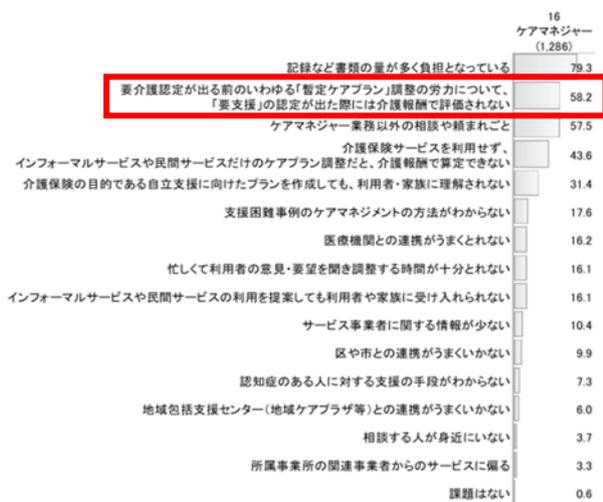
- (1) ケアマネジャーのシャドーワークを整理するため業務範囲を明確に定めた指針等が必要。
- (2) サービス利用に至らない場合でも一連のケアマネジメントプロセスを評価する仕組みが必要。
- (3) ケアプランデータ連携システムの導入促進による業務効率化の推進が必要。

提案・要望内容

- 1 ケアマネジャーの業務範囲を明確に定めた指針等を作成すること
- 2 サービス利用の有無に関わらず一連のケアマネジメントプロセスを評価する仕組みを作ること
- 3 ケアプランデータ連携システム導入促進のため、導入した事業所を評価する加算を創設すること

参考1 ケアマネジャー自身が業務を行う上での課題

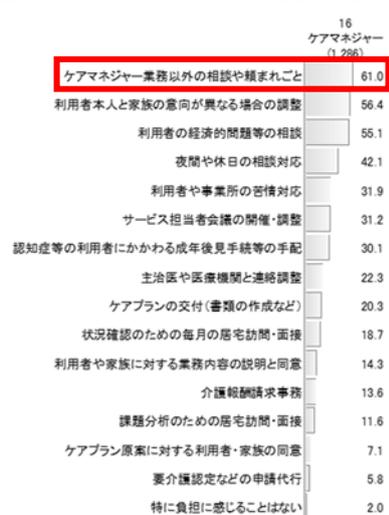
図表 II-4-⑨ ケアマネジャー自身が業務を行う上での課題



【出所】「令和4年度横浜市高齢者実態調査」抜粋

参考2 ケアマネジャー業務の中で負担になっていること

図表 II-4-⑩ ケアマネジャー業務の中で負担になっていること



【出所】「令和4年度横浜市高齢者実態調査」抜粋

参考3 ケアプランデータ連携システムの利用により期待できる効果等

- ① ケアプランの共有にかかる時間の削減や紙から介護ソフトへの転記が不要となることにより負担の軽減が期待できる
 - ② 削減された時間を反映した人件費、印刷費、通信費、交通費など、年間 81 万 6,000 円(※)のコスト削減も期待できる
- (※) 令和2年度老人保健健康増進等事業「介護分野の生産性向上に向けた ICT の更なる活用に関する調査研究」による試算

※ ライセンス料は1事業所あたり年間21,000円

介護保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化

厚生労働省

介護保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化等について

現状

国

- (1) 令和3年11月に公表された令和2年「国勢調査」結果では、我が国の高齢者人口は3,602万7千人、高齢化率は28.6%といずれも過去最高となった。今後も増加・上昇が見込まれる中、すでに65歳以上高齢者が負担する保険料基準額の全国平均は制度創設時の2倍を超えており、高齢者の保険料に対する負担感は増大している。
- (2) 国が負担する介護給付費負担金の内の5%に当たる調整交付金は、都市部において構造的に交付割合が低くなる傾向にあり、調整交付金の減額に伴う不足額は、第1号被保険者の保険料に上乗せされている状況である。

横浜市

- (1) 横浜市においては、これまで増加傾向にあった総人口の減少が始まる中、65歳以上の高齢者人口は引き続き増加傾向であり、2040年には市内人口の3人に1人が高齢者になると推計され、介護が必要になる市民が増大すると予想される。
- (2) 65歳以上の高齢者が負担する第1号保険料の月額基準額は、横浜市でも制度発足時と比較すると2倍を超えているが、2040年にはさらに上昇し、約2.6倍の8,100円程度となることが見込まれている。
- (3) 横浜市における第9期の調整交付金の割合は3.5%で計画しており、この減額に伴う不足額は約150億円で、第1号被保険者の保険料基準月額に一人当たり430円上乗せされている。

課題

介護保険財政の持続的・安定的な運営を図るために、国の責任による財政措置が必要

- (1) 高齢者人口の増大が見込まれる中で介護保険財政の持続的・安定的な運営を図るために、将来にわたって被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国の責任において財政措置を講ずる必要がある。

提案・要望内容

- 1 介護保険制度の持続的・安定的な運営を図るため、**介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げ、被保険者の保険料の上昇を抑制する財政措置を講ずること**。また、国の負担割合のうち、**調整交付金の割合にあたる5%は定率分として交付し、調整交付金は別枠化すること**

参考1 第1号保険料の月額基準額の推移

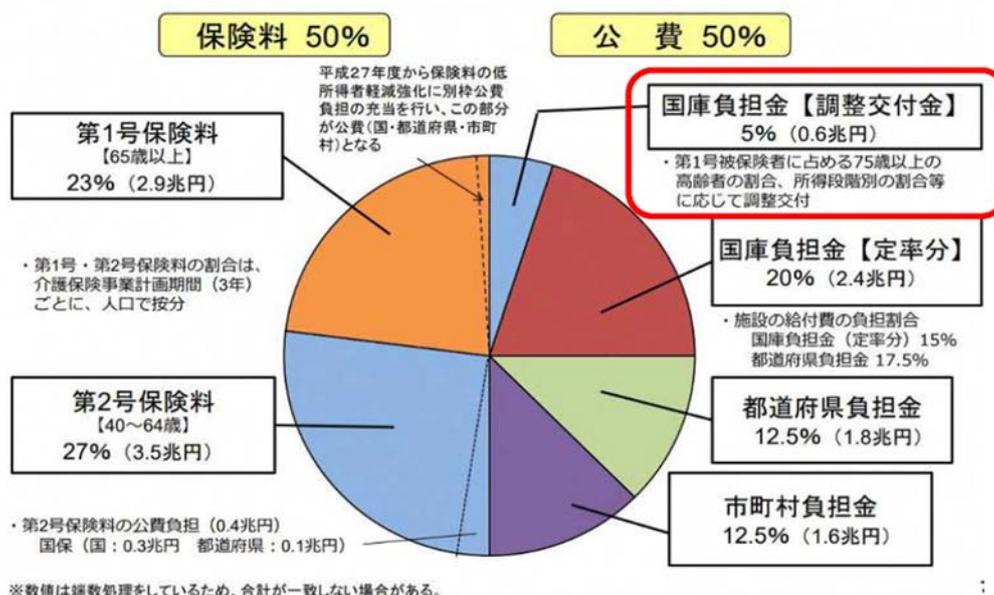
(単位：円)

	平成12～14 年度	15～17 年度	18～20 年度	21～23 年度	24～26 年度	27～29 年度	30～令和2 年度	3～5 年度	6～8 年度
保険料	3,165	3,265	4,150	4,500	5,000	5,990	6,200	6,500	6,620

参考2 介護保険の財源構成と規模

介護保険の財源構成と規模

(令和5年度予算 介護給付費：12.8兆円)
総費用ベース：13.8兆円



出典：厚生労働省 第217回 (R5.5.24) 社会保障審議会(介護給付費分科会)資料

障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充

厚生労働省

- 1 地域生活支援事業補助金及び自立支援給付費負担金の財源確保
- 2 自立生活援助に係る基本報酬・利用期間の見直し
- 3 計画相談の報酬算定構造の見直し

現状

国

- (1) 地域特性等に応じ、地方自治体が自主的に行う「**地域生活支援事業**」は、予算の範囲内で国が50%以内、都道府県が25%以内の補助率となっているが、実際の**補助率は上限に及ばない低水準**にとどまっている。また、訪問系サービスに係る自立支援給付費負担金は政令で基準額を定めているが、**実際のサービス支給量と現行の基準額との間には大きな乖離が生じている**。
- (2) 平成30年度に新設された「**自立生活援助**」について、**基本報酬が低く**、審査会を経ることで延長ができるものの、**利用期間が原則1年と短い**。全国的にも事業所・利用者が少ない。
- (3) 平成27年度から本格化した「**計画相談支援**」について、報酬が低く、**特に大都市において事業所が不足し**、やむを得ず自ら作成するセルフプランを選択している障害者が存在。

横浜市

- (1) 令和4年度における「地域生活支援事業」の**補助率は23.59%に過ぎず**、市の**超過負担額は2,657,871千円**となっている。また、訪問系サービスでは基準額が低いために**国庫負担率は30.51%に留まり**、市の**超過負担額は4,638,778千円**となっている。
- (2) 平成13年度から独自で、支援員の配置が手厚い「**障害者自立生活アシスタント事業**」を実施している。自立に向けたきめ細やかな支援を行うため、**支援期間が数年以上の方も多い**。
- (3) 障害福祉サービス利用者の**4人に1人が**、**事業所不足のためやむを得ずセルフプラン**となっている。報酬が低く兼務になりがちという事業所の声に応え、令和5年は市独自の加算を実施。

課題

地域生活支援事業補助金及び自立支援給付に係る予算を十分に確保することが必要

- (1) 「**地域生活支援事業**」と「**自立支援給付**」を行う市町村の執行体制を国が十分に保障することが必要。
- (2) 「**自立生活援助**」について、事業採算性の向上や利用期間の見直しを図ることで、サービスを利用しやすい環境の整備が必要。
- (3) 「**計画相談支援**」について、事業採算性の向上を図ることで、新規事業所の開設を促進し、計画相談の利用を希望する方が、困ることなく利用できるようにすることが必要。

提案・要望内容

- 1 「**地域生活支援事業補助金**」及び「**自立支援給付費負担金**」に係る予算を十分に確保し、規定の補助率とすること
- 2 「**自立生活援助**」の基本報酬の引上げ及び現行原則1年である利用期間の3年間への見直し
- 3 「**計画相談支援**」について、訪問等の一定の要件を整備の上、これまで無償の「**サービス調整**」や「**基本相談**」について適切に評価されるよう報酬算定構造の見直し

参考1 主な指定都市及び都の「自立生活援助」の指定状況〈単位：か所〉

	横浜	札幌	大阪	名古屋	京都	神戸	川崎	特別区
R4年1月	38	7	12	4	3	2	2	41
R6年1月	41	10	16	8	2	6	3	49

参考2 国の「自立生活援助」と横浜市独自の「障害者自立生活アシスタント事業」との比較

	【国】自立生活援助	【横浜市】障害者自立生活アシスタント
開始時期	平成30年4月	平成13年10月
対象者	地域で一人暮らしをしている方	地域で一人暮らしをしている方 一人暮らしを目指す方も含む
支援内容	月2回以上の居宅訪問を通じた相談等、常時の連絡体制・緊急対応	居宅や居宅外(職場・通所先、病院等)訪問を通じた相談等、常時の連絡体制・緊急対応
利用期間	原則1年(市町村審査会を経て更新可)	終了者の平均3年(期間の定めなし)
支援員	利用者25人に対して支援員1人が目安(別にサービス管理責任者も配置)	利用者25人に対して支援員2人が目安(1人は障害者支援の経験が5年以上)
報酬額	25人の場合年間 約515万円	利用者の人数によらず年間 約1,000万円

参考3 横浜市の計画相談の報酬単価(介護保険ケアマネジャーとの比較)

	介護保険	計画相談
標準のモニタリング頻度設定	毎月	3か月
計画作成費・モニタリング費	15,690円(共通)	17,229円・14,336円
対応回数/年	作成1回 モニタリング11回	作成1回 モニタリング3回
1ケース当たりの収入/年	188,280円	60,237円
プラン策定率	約100%※数名のセルフ有	62.9%※介護保険利用者含む

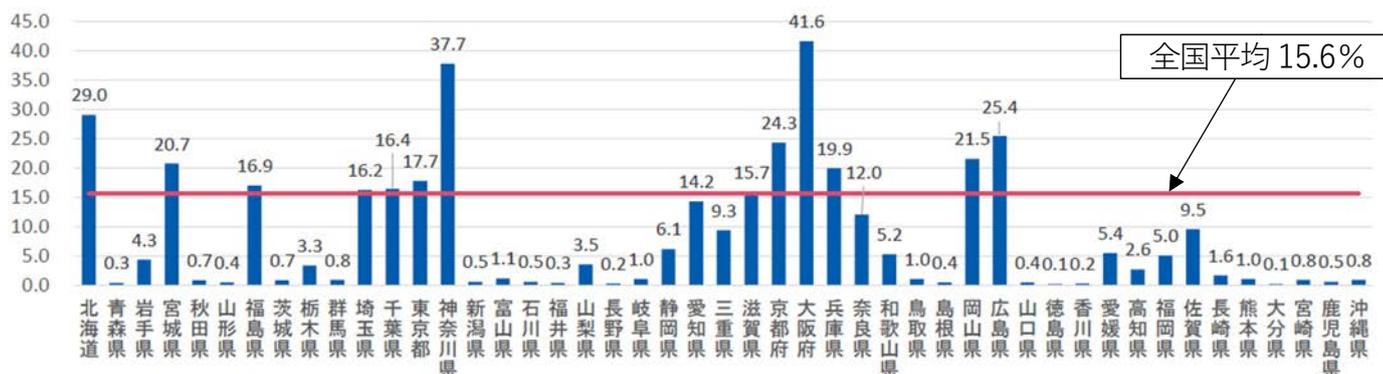
参考4 セルフプラン率(=計画相談に繋がっていない人の割合)について

県内指定都市 R5.3時点

	横浜市	川崎市	相模原市	神奈川県(全体)
対象者数(障害福祉サービス支給決定者数)	26,350人	7,743人	6,356人	64,640人
セルフプラン率	37.1%	63.8%	33.2%	37.7%

※横浜市は左表のうち、「本来は計画相談の利用を希望する方」が約24%となる。

都道府県 R5.3時点(厚生労働省「障害者相談支援事業の実施状況等について(令和5年調査)」)



提案の担当 / 健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長 中村 剛志 TEL 045-671-4133
健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課長 今井 智子 TEL 045-671-4130

補装具費支給制度における所得制限の撤廃対象の拡大

厚生労働省

補装具費支給制度における障害者に対する所得制限の撤廃

現状

国

- (1) 厚生労働省の令和6年度予算において、補装具費支給制度における18歳未満の障害児に対する所得制限撤廃について新たに示された。
- (2) 18歳以上の障害者に対する所得制限の撤廃は示されていない。
- (3) 補装具費支給制度は年齢に関わらず障害要件等を満たす方に対して行われる支援である。

横浜市

- (1) 横浜市は、法に基づき補装具費支給制度の実施主体として給付事務を行っている。
- (2) 令和6年度4月1日より、国の所得制限の撤廃の対象となる18歳未満の障害児に対しても適用の上制度を運用している。
- (3) 令和6年度以降、国の所得制限の撤廃の対象とならない18歳以上の障害者に対し、横浜市独自制度により補装具費の購入等について公費負担を7割とした助成を実施する。

課題

補装具を必要とする全ての方が、経済的負担を気にすることなく補装具を作製できるよう障害者に対する所得制限の撤廃が必要

- (1) 補装具を必要とする障害は永続的であるため、その必要性は年齢により差があるものではない。
- (2) 補装具は身体状態に合ったものが常に必要であるため、障害状況等の変化等に伴い作製し直す必要がある。また、破損や経年劣化による再作製もあり、その度に大きな経済的負担が生じる。
- (3) 身体に合わない補装具を使用することは、身体への影響や自立した日常生活に支障をきたす恐れがある。
- (4) (1)及び制度趣旨を踏まえると、当該制度の所得要件は年齢により規定されるものではなく、所得制限撤廃の対象とならない方への対応を各自治体にゆだねることは公平性を欠く状況をまねく懸念がある。
- (5) また、各自治体の財政力により公費負担額等の格差が生じることになる。

提案・要望内容

- 1 補装具を必要とする全ての方が、経済的負担を気にすることなく身体に合った補装具を作製できるよう、18歳以上の障害者に対する補装具費支給制度における所得制限の撤廃

参考1 横浜市の補装具費支給制度における支給金額（令和4年度）

種目名称	耐用年数	令和4年度支給決定額(特例補装具を除く)			
		児童(購入)		成人(購入)	
		最大値	平均	最大値	平均
義肢	1~5	1,062,756円	544,779円	1,687,626円	566,693円
装具	1~3	523,269円	126,004円	421,986円	98,860円
座位保持装置	3	1,058,993円	481,648円	2,468,665円	533,184円
視覚障害者安全つえ	2,4,5	6,635円	6,205円	8,384円	5,610円
義眼	2	174,900円	116,600円	174,900円	93,696円
眼鏡	4	34,200円	28,273円	38,902円	29,878円
補聴器	5	442,868円	115,769円	292,440円	66,713円
車椅子	6	625,972円	360,598円	583,446円	251,906円
電動車椅子	6	1,266,307円	729,951円	900,432円	564,264円
歩行器	5	128,896円	101,746円	128,896円	43,361円
歩行補助つえ	2,4	18,444円	18,444円	18,444円	11,270円
座位保持椅子	3	87,662円	76,174円		
起立保持具	3	29,044円	29,044円		
重度障害者用意思伝達装置	5			776,062円	658,828円

※ 頭部保持具及び排便補助具は実績なし、人工内耳は修理のみのため除外

参考2 横浜市における成人の再購入件数の事由について

	R2	R3	R4
支給総件数(購入)・・・(A)	3,057	3,133	3,242
上記のうち、再購入件数・・・(B)	1,625	1,700	1,790
再購入件数(B)のうち障害状況の変化を理由とするもの・・・(C)	101	100	118
再購入件数(B)のうち成長のためを理由とするもの・・・(D)	18	15	8
再購入件数(B)のうち破損等を理由とするもの・・・(E)	45	48	36
再購入件数(B)のうち耐用年数内の劣化を理由とするもの・・・(F)	7	6	4
やむを得ない再購入件数の割合・・・(C)～(F)/(B)	10.5%	9.9%	9.3%

国民健康保険の財政基盤の安定化に向けた支援の拡充

厚生労働省

- 1 将来の医療費の増加を見据えた財政支援の拡充
- 2 「決算補填等のための法定外一般会計繰入金」の段階的な解消に必要な財政支援の拡充

現状

国

- (1) 持続可能な医療保険制度の構築に向けて、負担の公平化及び医療費適正化などを推進するとともに、財政基盤の安定化のため、国費による財政支援の拡充（平成30年度以降、毎年3,400億円）や、財政運営の都道府県単位化（平成30年度）を実施。
- (2) 市町村が行っている「決算補填等目的のための法定外一般会計繰入金（以下、「法定外繰入」という。）」は、保険制度としての給付と負担の透明化などの観点から、段階的に削減・解消すべき「赤字」として位置付け。「保険者努力支援制度」（医療費適正化に向けた予防・健康づくりなどの取組への財政支援）では、各市町村への配分額の決定にあたって、法定外繰入の解消に向けた取組状況を評価する指標を設定。
- (3) 新経済・財政再生計画改革工程表2023では、法定外繰入を行っている市町村数を令和5年度までに100市町村、令和8年度までに50市町村にするKPI（重要業績評価指標）を設定。

横浜市

- (1) 国保財政の安定的な運営のために重要な取組の一つである医療費適正化に向けた取組として、「第3期横浜市国民健康保険 保健事業実施計画」（令和6年度～令和11年度）に基づき、特定健診自己負担額の無料化による受診率の向上、糖尿病性腎症重症化予防の取組などを推進。
- (2) 令和6年度予算では、約24.5億円（前年度から4億円削減）の市費を繰入し、大幅な保険料の上昇を抑制しながら、法定外繰入の段階的な削減・解消に努めている。

課題

国民健康保険の安定的な運営には、国の財政支援の更なる拡充が必要

- (1) 国民健康保険は、被保険者の所得水準が低いことや高齢者が多く医療費の水準は高いことなどから、他の医療保険とは異なる固有の構造的な課題があるため、保険料負担率が他の医療保険と比べて高くなっており、国等による財政支援があってもなお財政基盤は極めて脆弱。
- (2) 今後、被用者保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行等に伴い、被保険者数が減少する中で、医療費や後期高齢者支援金などの費用の増加が見込まれており、これまでの国費による財政支援や、各市町村が進める医療費適正化の取組では、構造的な課題の解決には不十分。
- (3) 法定外繰入について、国は早期解消を求めており、抜本的な制度改革や国費による追加の財政支援が行われない中で削減・解消を進めれば、保険料の急上昇に直結。

提案・要望内容

- 1 国民健康保険の財政基盤を安定化するため、**将来の医療費の増加を見据えた財政支援の拡充**
- 2 保険料の上昇を最小限に抑えながら**法定外繰入を段階的に解消するため、必要な財政支援の拡充**

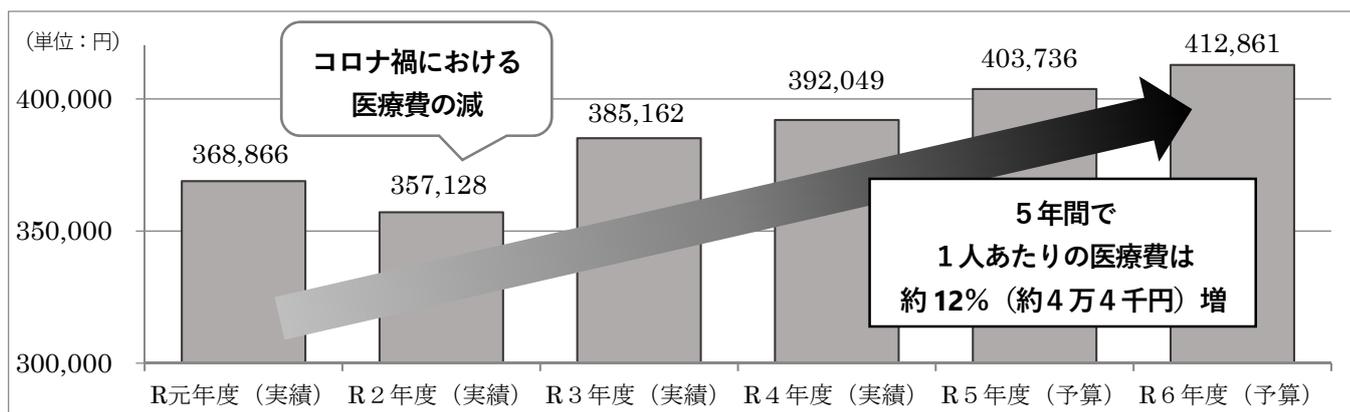
参考 1 横浜市国民健康保険への市費繰入額

(単位：億円)

	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
一般会計繰入金	311.6	279.7	274.9	278.7	275.1	275.5
うち 保険料負担緩和市費	75.9	44.5	36.5	32.5	28.5	24.5 ※

※ 1人あたりの年間の保険料に換算すると 4,252 円に相当

参考 2 横浜市国民健康保険における 1人あたりの医療費



参考 3 横浜市国民健康保険における医療費適正化の取組

データヘルス計画に基づき、健康寿命延伸・医療費適正化推進のため、主に次の取組を実施。

事業	内容	令和4年度実績
特定健診未受診者 勧奨事業	特定健診未受診者の過去健診データ、医科受診歴等を分析し、ナッジ理論を踏まえ、それぞれの特性に合わせた文書等による受診勧奨を実施。	勧奨者数：約 41 万人
特定保健指導 未利用者対策事業	住所や健診データ等から、対象者に合った文書等による利用勧奨を実施。	勧奨者数：4,153 人
糖尿病性腎症 重症化予防事業	特定健診の結果から糖尿病性腎症の重症化予防が必要と思われる対象者のうち、糖尿病治療中の方に対して、個別保健指導プログラムを実施。また、糖尿病未治療者には、保健師による電話での受診勧奨を実施。	(1) 個別保健指導 保健指導案内者数：251 人 (2) 未受診者勧奨 受診勧奨者数：13 人
重症化リスク者 適正受診勧奨	健診・レセプトデータを活用し、血圧、血糖、脂質の生活習慣病による重症化リスクがある者や重複投薬等により健康リスクがある者に対し、適正受診を促す通知勧奨を実施。	<生活習慣病等リスク者> 送付者数：4,170 人 <重複頻回リスク者> 送付者数：1,622 人
重複頻回受診 対策事業	重複・頻回受診、多種・多量服薬を行う方に対して、電話・面談等による指導を実施。	通知・電話指導：10 件 面談・訪問指導：0 件

国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止

厚生労働省

医療費の自己負担助成を行っている地方自治体に対する、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置の廃止

現状

国

- (1) 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費の自己負担に独自に現物給付で助成を実施する地方自治体に対して、負担軽減は医療費の増加に波及するため、その波及増は限られた国費の公平な配分の観点から地方自治体が負担すべきとの考え方にに基づき、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置を実施。
- (2) 子どもの医療費助成に係る減額措置は、地方自治体の少子化対策の取組を支援することを理由に、平成30年度から未就学児についてのみ廃止。令和6年度からは18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前）まで減額措置の廃止対象を拡充。
- (3) 診療報酬改定DXの一環として地方単独医療費助成制度の現物給付化を推進。

横浜市

- (1) 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費助成を実施。国庫負担金の減額措置によって、約15億円（令和4年度）の国費が減額され、その分の国民健康保険の財源を市費で補填。

課題

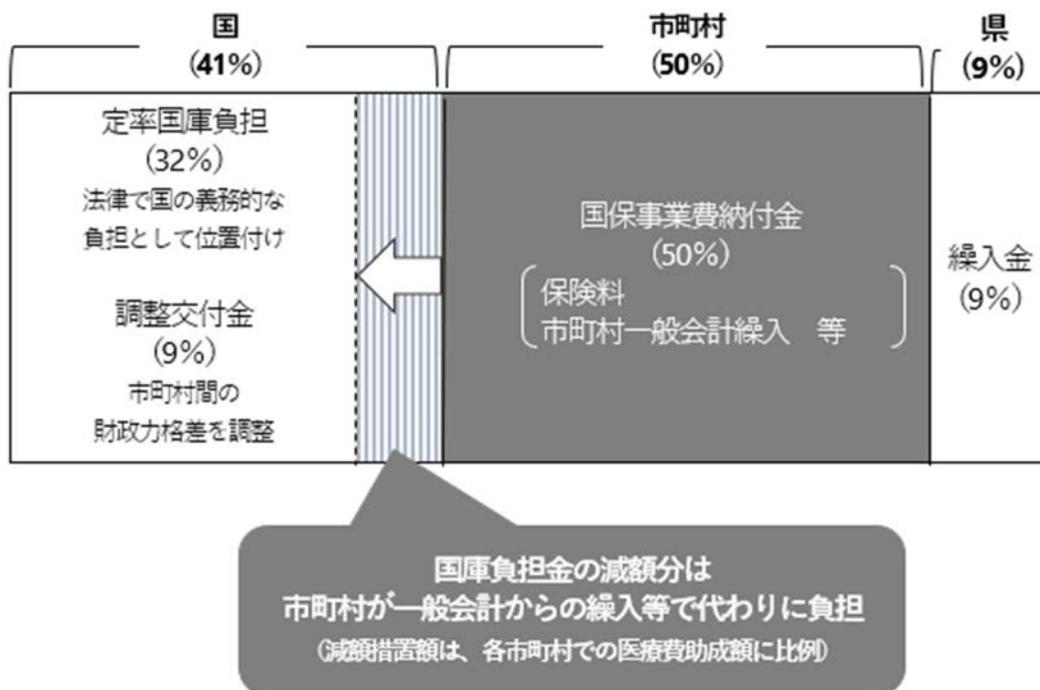
国民健康保険の国庫負担金を減額する措置の廃止が必要

- (1) 子どもに係る医療費のみならず、重度障害者・ひとり親家庭等の医療費についても、本来、国の責任で全国一律の負担軽減策が行われるべきもの。
- (2) 国は、障害者が自立し、積極的に社会に参加・貢献していくことができる地域共生社会の実現や、子ども・ひとり親家庭等への支援を推進しているにもかかわらず、独自に医療費助成を実施する地方自治体に対して国庫負担金の減額措置を行うことは、国の施策とも整合していない。
- (3) 全国のほとんどの地方自治体で独自の医療費助成が行われており、地方自治体間の医療保険制度の公平性を担保するものとしても不十分。
- (4) 本来は国が負担すべき国民健康保険の財源を地方自治体が代わりに負担することになり、子どもの医療費助成にかかる減額措置が廃止されても、廃止の効果は限定的であるため、地方自治体の財政負担は大きい。その中で、国は、減額措置に繋がる医療費助成の現物給付化を推進。

提案・要望内容

- 1 重度障害者・ひとり親家庭等の医療費の自己負担に独自の助成を行っている地方自治体に対して、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置の廃止

参考1 国民健康保険の財源構成と減額措置の部分（％は減額前の構成割合）



参考2 横浜市における国庫負担金（定率国庫負担）減額措置額

令和4年度実績		神奈川県内の実施状況（全33市町村中）	
		実施市町村数	参考（助成内容は市町村によって異なる）
重度障害者	13.6 億円	33	全市町村で助成有
子ども	0.5 億円	33	全市町村で中学3年生まで助成有
ひとり親家庭等	0.9 億円	33	全市町村で助成有
合計	15.0 億円		

外国人材の受入れ・共生のための環境整備の強化

総務省・法務省・文部科学省・内閣官房

- 1 国と地方自治体の責務を位置づける外国人との共生に係る基本法の整備
- 2 地方自治体が行う共生に向けた取組に対する財政支援の拡充及び対象事業の拡充
- 3 「外国人支援コーディネーター」の役割を踏まえた財政措置

現状

国

- (1) 平成 30 年 12 月に外国人材の受入れ・共生のための総合的対応が策定されて以降、平成 31 年に出入国在留管理庁の設置、「特定技能」の創設（法務省）、令和元年 6 月に日本語教育の推進に関する法律施行（文部科学省）が行われている。また、地域における多文化共生推進プランが令和 2 年に 14 年ぶりに改訂（総務省）し、地方公共団体において多文化共生の指針や計画の策定が進められるなど、自治体の事業に影響する制度見直しも、各省庁で進められている。
- (2) 外国人受入環境整備交付金の交付など多文化共生社会の実現に向けて取組を推進。令和 6 年にはウクライナ避難民等を対象とした補完的保護対象者制度が創設。
- (3) 外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成・認証制度について検討が重ねられている。令和 6 年度より「外国人支援コーディネーター養成研修」が開始。

横浜市

- (1) 人口減少社会における持続的な成長・発展のため、**外国人材の受入環境整備・多文化共生を推進**。外国人人口は基礎自治体の中で全国第 2 位の約 12 万人に迫っており、今後も増加の見込み。
- (2) 横浜市中期計画 2022～2025 で「多文化共生の推進」を政策に位置づけ、多様性と包摂性に富んだ共生のまちづくりを都市の目標としている。**横浜市国際交流協会・多文化共生総合相談センター及び市内 13 か所の国際交流ラウンジ・約 140 の地域日本語教室、約 500 の地域団体、多くの市民ボランティア**が、横浜ならではの公民連携のもとで共生社会の実現に向け活動。
- (3) 市内 13 か所に地域における多文化共生の拠点となる国際交流ラウンジを設置し、**生活上の困りごとの発生や予防するための情報提供や、地域との交流や関係構築などを行う取組を独自で実施**。
- (4) 姉妹都市オデーサ市との約 60 年間に及ぶ絆のもと、基礎自治体では最大規模の 160 人を超える**ウクライナ避難民**を受け入れ、中長期的な視点で支援を継続。

課題

国と地方が明確な役割分担のもと多文化共生に取り組むため、法的根拠と財源の裏付けが必要

- (1) 国における制度改正等により増加している**地方自治体の役割に対応した財政支援**と併せて、地方自治体が明確な役割分担のもとで継続的に**関連事業を実施するための法的根拠が必要**。「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」は、国と地方の明確な役割分担について位置づけられたものとなっていない。ため、国の地方自治体に対しての財政支援、施策執行体制の確保に対する根拠となっていない。

- (2) 少子高齢化に伴う労働力不足への対応や多様な人材の登用による生産性や競争力の向上を図るため、**外国人材を社会の一員として円滑に受け入れ、地域における共生を進めていくことが必要。**
- (3) 「外国人受入環境整備交付金」は外国人人口5千人以上の地方自治体に対しての上限額が一律1千万円となっているが、横浜市では市内在住の12万人に迫る外国人と多様な相談等に対応するため、**多大な経費が必要となっている。**また、外国人人口が増加するなか**一元的相談窓口のみで相談対応することは困難であり、**市内13か所にある国際交流ラウンジにおいても相談対応を行っている。
- (4) ウクライナ避難民への国の支援は補完的保護対象者の認定制度に基づく支援となり、地域生活への支援に移行しつつあるが、自治体が設置した「ウクライナ避難民相談窓口等」に対する国からの財源措置が令和5年上半期で打切りとなっている。国は、補完的保護対象者に対して各種相談対応のため、定住支援センター等に相談員を配置する等の支援を行う一方で、住民相談業務等における対応の充実を地方公共団体に求めているが、地方自治体が取り組む相談・支援に対する財源措置がない。
- (5) 外国人に対する総合的な支援を行う外国人支援コーディネーターの養成に向けた研修制度が開始したが、専門性の高い支援人材を確保するためには安定的な雇用が必要であり、**雇用に係る人件費が必要。**

提案・要望内容

- 1 外国人住民の多様なニーズに対応し、外国人との共生社会を実現するため、国と地方自治体の責務を法律に位置づけた**外国人との共生に係る基本法を整備**すること。
- 2 「外国人受入環境整備交付金」を外国人人口や指定都市の実情に見合うよう、地域の実態に応じた**交付率及び上限額の引上げなどの拡充**をすること。また、外国人人口の多い地域についてはサテライト整備・運営のための制度を設けるなど、**補助対象事業の拡充**をすること。加えて、「**補完的保護対象者**」への相談体制の充実等に係る**費用に対する財政的支援**を行うこと。
- 3 外国人支援コーディネーターは、外国人人口が増えるなかで重要な役割を果たすと期待される制度であり、これを実効性のある制度とするため養成研修の実施のみならず人材確保に向けた人件費の財政措置を行うこと

参考1 多文化共生総合相談センター、及び、国際交流ラウンジでの相談等受付件数

(※)一元的相談窓口

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
横浜市多文化共生総合相談センター(※)	5,221件	8,080件	8,624件
国際交流ラウンジ	11,803件	14,673件	15,349件
合計	17,024件	22,753件	23,973件

参考2 令和6年度外国人受入環境整備交付金の概要(抜粋)

区分	外国人住民数	交付限度額	交付率
市町村	5,000人以上	1,000万円	1/2
	1,000人~4,999人	500万円	
	500人~999人	300万円	
	500人未満	200万円	

新型コロナウイルスワクチンの定期接種に関する必要な措置

厚生労働省

- 1 新型コロナウイルスワクチンの定期接種に関し、国において令和6年度に実施する財政措置を令和7年度以降も継続して実施すること
- 2 新型コロナウイルスワクチンの価格低廉化に向けた取組を進めること

現状

国

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法の特例臨時接種として令和5年度末まで全額国費・無料で実施してきた。令和6年度秋冬からはインフルエンザワクチン等と同様の定期接種（B類）として実施することとなり、被接種者に費用負担が生じることとなった。
- (2) 昨年末、国は令和6年度の定期接種におけるワクチン価格を3,260円と見込み、手技料を合わせた接種費用について7,000円を標準として各自治体に定期接種実施を検討するよう求めた。
- (3) 国はメーカー各社から、今秋の定期接種用に供給するワクチンの価格を聴取し、価格の見込を11,600円程度に見直した。結果、昨年末に7,000円としていた接種費用を超過することが見込まれ、超過部分である8,300円について、市町村に助成金を支給することとされた。
- (4) 助成金について令和7年度以降の制度継続を現状では国は示していない。
- (5) 昨年11月の財務省の審議会において、コロナワクチンに関し「ワクチン価格の低廉化に向けて関係者が努力することが重要」との取りまとめがなされた。
- (6) 予防接種に関する基本的な計画において、ワクチン価格の低廉化に関すること並びに、国の役割として予防接種の研究開発の推進、供給確保等に必要な措置、関係者との調整及び必要な財源確保などが定められている。

横浜市

- (1) 国が示した標準的な接種費用が7,000円であったことを踏まえ、市として一部または全額の公費助成を行うことで市民の自己負担を3,000円と想定し令和6年度の予算を編成しており、定期接種を実施するための準備を進めている。
- (2) 令和7年度以降、助成金が継続されなかった場合、接種費用や自己負担が増額することに伴い、接種控えにつながる懸念がある。一方で、市による公費助成にも財政的には一定の限界がある。

課題

新型コロナウイルスワクチンの定期接種を安定的で持続可能な制度としていくためには国による財政措置とともに、ワクチン価格の低廉化に向けた取組の推進が不可欠

- (1) 定期接種は、国の責任において地方自治体の財政状況に左右されず、必要とする国民全てが等しく接種を受けられるように財政措置をするべき。
- (2) 新型コロナウイルスワクチンは、同じ定期接種（B類）のインフルエンザワクチン等と比較して価格が高額であり、定期接種を安定的で持続可能な制度としていくためには国による継続的な財政措置とともに、価格の低廉化に向けた取組が不可欠。

提案・要望内容

- 1 新型コロナワクチンの定期接種に関して、令和6年度に実施する自治体への財政措置を令和7年度以降も継続して実施すること
- 2 新型コロナワクチンの価格低廉化に向けた取組を進めること

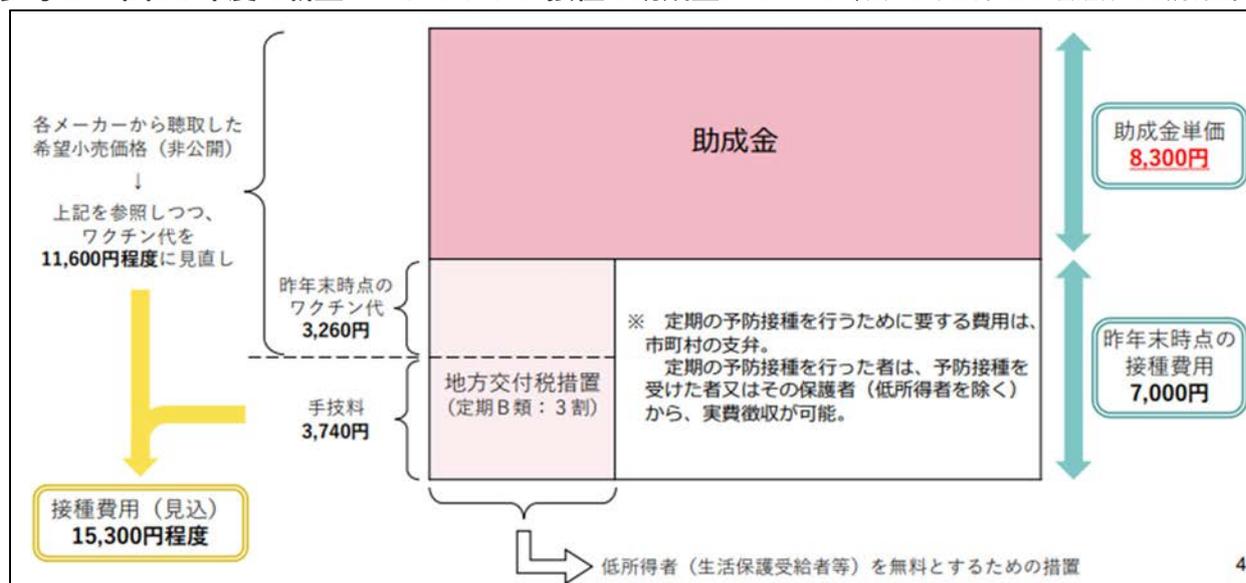
参考1 定期接種（B類）の接種費用の比較(国資料を参考に作成)

	手技料	ワクチン価格	接種費用単価
新型コロナウイルス	3,740円	11,600円程度	15,300円程度
高齢者インフルエンザ	3,740円	1,540円	5,300円程度

参考2 財政制度審議会（令和5年11月20日）令和6年度予算の編成等に関する建議（抜粋）

接種費用は、各医療機関等の任意価格となり、ワクチン価格が価格設定に大きく影響する。新型コロナワクチン接種をインフルエンザ予防接種と同様に安定的な制度の下で実施するに当たり、**ワクチン価格の低廉化に向けて関係者が努力することが重要**である。

参考3 令和6年度の新型コロナワクチン接種の助成金スキーム（令和6年3月15日自治体向け説明会資料より）



参考4 助成金についての横浜市所要額試算

令和5年秋開始接種の実績を踏まえ、助成金の横浜市所要額を試算すると、約40億円程度が必要となることが見込まれる。

参考5 予防接種に関する基本的な計画（厚生労働省告示第百二十一号）（抜粋）

第2 1 国の役割

法第二十三条の規定に基づき、予防接種に関する啓発及び知識の普及、**予防接種の研究開発の推進**及び**ワクチンの供給の確保等必要な措置**、・・・(中略)・・・

さらに、予防接種に関する海外からの情報収集及び全国的な接種率の把握等、都道府県及び**市町村(特別区を含む。以下同じ。)**での**対応が難しいものについては、国の役割として行う**必要がある。

加えて、定期の予防接種の実施主体である市町村が、住民への情報提供を含め、接種に関する一連の事務を円滑に実施できるよう、**関係者と調整を図る**とともに、定期の予防接種の対象疾病、使用ワクチン及び接種回数の見直しの検討を含めて、**必要な財源の捻出及び確保等に努める**必要がある。

第4 1 可能な限り少ない費用で望ましい効果が得られるよう、**ワクチン価格の低廉化等に向け関係者が努力**することが必要

带状疱疹ワクチン等の定期接種化と財源措置

厚生労働省

- 1 任意接種のワクチンのうち、現在、定期接種化の検討が行われているワクチンについて、接種の安全性を十分に確認した上で、早急に定期接種化を図ること特に、带状疱疹ワクチンは優先順位を上げて定期接種化の検討を進めること
- 2 新たに定期接種化するワクチンも含めて、地方財政に負担がないよう、国において財源措置すること

現状

国

- (1) 先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの数が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」を解消するため、平成 26 年に「**予防接種に関する基本的な計画**」を策定し、計画を推進。
その結果、最近 11 年間でヒブワクチン、水痘ワクチン、肺炎球菌ワクチンなど**新たに 10 種のワクチンを定期接種化**。
- (2) 一方で、**带状疱疹ワクチン**やおたふくかぜワクチンなどは、先進国の多くが定期接種に位置づけているが、日本ではいまだ任意接種。令和 5 年 11 月の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会 ワクチン評価に関する小委員会）で、5 年ぶりに議論を再開。
- (3) **定期接種の費用**は、実費徴収分を除き、市町村が全額負担（地方交付税措置あり）。

横浜市

- (1) 主に高齢者の QOL を著しく低下する恐れがあるとされる**带状疱疹**について、**公費でのワクチン接種を求める声が高まっている**。
- (2) 新たにワクチンの公的接種を推進するためには、**薬剤の安全性や有効性を見極める必要があること**や**多額の予算を要すること**など、一地方自治体単独で行うには課題が大きい。（50 歳以上対象、接種費用の 1/2 補助、接種率 10% で試算すると年間約 40 億円の予算が必要）
- (3) 最近 11 年間で新たに 10 種のワクチンが定期接種化され、**定期予防接種に係る事業費が年々増加**。一方、定期予防接種に係る費用は**全額市費負担**であり、全国最大の人口を抱える横浜市は、極めて大きな財政負担。
- (4) 国における定期接種化の議論に資するよう、令和 5 年度に引き続き、**带状疱疹及び带状疱疹後神経痛**に関して市内年代別患者数等の調査を実施。

課題

国における定期接種化の検討の加速化と地方自治体への財政支援が必要

- (1) 「予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防すること」とする予防接種基本計画の理念に沿って、**国が带状疱疹ワクチン等の定期接種化の検討を加速化**することが必要。
- (2) 予防接種は**国の責任**において希望する国民すべてが等しく接種できるようにすべき。
- (3) 定期予防接種を安定的に実施するためには、**国の責任で地方への財源措置**が必要。

提案・要望内容

- 「予防接種に関する基本的な計画」に示された「ワクチン・ギャップ」の解消に向けて、現状、任意接種となっているワクチンのうち、定期接種化の検討が行われているワクチンについては、接種の安全性を十分に確認した上で、早急に定期接種化を図ること。特に、帯状疱疹ワクチンは、市民のニーズが高いことから、優先順位を上げて検討を進めること
- 定期接種は、地方自治体の財政状況に左右されることなく、希望する国民すべてが等しく接種できるように、新たに定期接種化されるワクチンも含めて、地方財政に負担がないよう、国において財源措置すること

参考 1 予防接種に関する基本的な計画（抄） 平成 26 年 3 月 28 日厚生労働省告示

第 3 予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る目標に関する事項

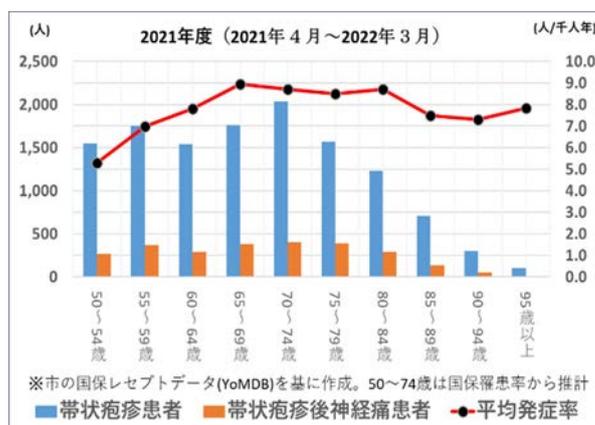
1 基本的考え方

国は、予防接種の効果的な推進のため、予防接種の現状及び課題について、予防接種に関わる多くの関係者と共通認識を持った上で、科学的根拠に基づいて目標を設定するとともに、国民及び関係者に対してその目標及び達成状況について周知する。これらの方針に基づき、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の解消、定期の予防接種の接種率の向上、新たなワクチンの開発並びに普及啓発及び広報活動の充実を当面の目標とする。

参考 2 近年定期接種化された新たなワクチン

時期	ワクチンの種類
平成 25 年 4 月	ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン
平成 26 年 10 月	水痘（水ぼうそう）ワクチン
平成 28 年 10 月	B 型肝炎ワクチン
令和元年 6 月	風しん第 5 期定期接種（MR ワクチン）
令和 2 年 10 月	ロタウイルスワクチン
令和 5 年 4 月	9 価 HPV ワクチン
令和 6 年 4 月	5 種混合ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン（15 価）

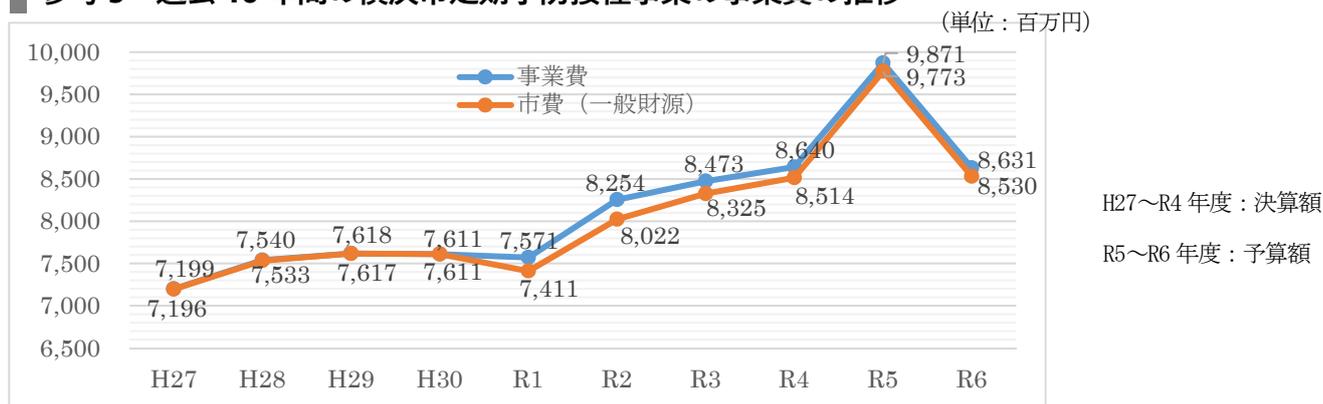
参考 3 帯状疱疹等の市内年代別新患数(推計)



参考 4 G 7 加盟国における帯状疱疹ワクチンとおたふくかぜワクチンの公費接種の状況

- 帯状疱疹ワクチン : 公費接種を実施（アメリカ、イギリス、イタリア、フランス）
一部地域で公費接種（カナダ、ドイツ） ※未実施（日本）
- おたふくかぜワクチン：日本を除く G7 加盟国すべてで公費接種

参考 5 過去 10 年間の横浜市定期予防接種事業の事業費の推移



がん検診の推進

厚生労働省

- 1 受診率目標達成に向けた職場等でのがん検診実施の強化
- 2 子宮頸がん・乳がん検診のクーポン券配付対象の拡大
- 3 子宮頸がん検診への HPV 検査単独法導入に伴う国庫補助金等による財政措置

現状

国

- (1) 第4期がん対策推進基本計画において、令和5年から令和10年の6年間で、がん検診受診率の目標を、第3期がん対策推進基本計画までの50%から60%に引き上げた。
- (2) 市区町村が実施する子宮頸がん検診及び乳がん検診において、特定の年齢の方にクーポン券を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けを行いがん検診の受診を促進するねらいで、実施に係る経費の2分の1を補助している。
- (3) 「子宮頸がん検診ガイドライン」において推奨されている「HPV検査単独法」の市町村での導入に向けて、令和6年2月に国の指針を改正。令和6年4月から、体制整備、関係者の理解・協力等が得られた市町村から順次、HPV検査単独法の導入が可能。

横浜市

- (1) がん検診受診率の向上に向けて、令和6年度は胃がん検診の自己負担額の引下げや大腸がん検診の無料化の継続などを実施。また、企業に対する働きかけとして、「横浜健康経営認証」「よこはまグッドバランス企業認定」について、認証や認定の評価項目に職場でのがん検診の受診勧奨や費用補助を実施。
- (2) 子宮頸がん検診・乳がん検診の検診初年度の受診対象者（子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳）に対してクーポン券と検診手帳を配付し、早期からの啓発及び受診機会を確保。
- (3) 令和6年度中の子宮頸がん検診のHPV検査単独法導入に向けて、関係団体と連携しながら準備を進めるほか、市民への周知や啓発を実施。

課題

がん検診受診率の向上のため、職域におけるがん検診の推進や受診機会拡大等の促進策が必要

- (1) 「第4期がん対策推進基本計画」においてがん検診の受診率の目標値を60%に引き上げたが、横浜市のがん検診受診率は胃50.2%、肺49.2%、大腸48.6%、子宮頸43.6%、乳50.5%となっており、目標達成に向けては抜本的な取組が必要。
また、検診受診者のボリュームゾーンは職域が中心であるため、市町村の取組だけでは、目標到達が現実的ではない。また、がん検診は、労働安全衛生法に基づき実施及び受診が義務付けられている一般健康診断に比べて受診率が低い。
- (2) 子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券は、対象を検診初年度に限定しており、受診の契機とするねらいに対する効果は限定的となっている。

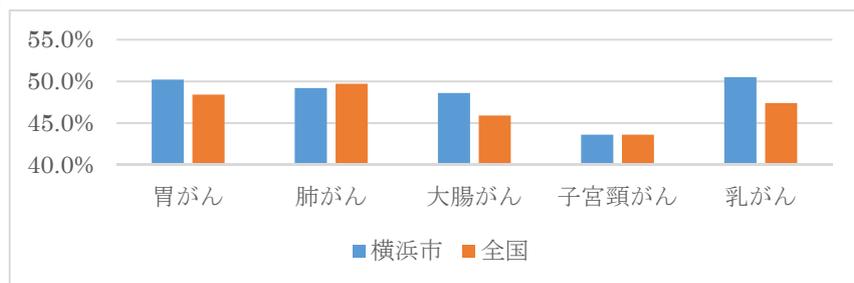
HPV 検査単独法の精度管理体制を構築し、運用していくための財政支援が必要

(1) HPV 検査単独法による検診効果を担保するためには、HPV 陽性者に対する長期の追跡を含む精度管理体制を構築し運用していくことが必要であり、従来の細胞診と比べてきめ細かな対応が求められることから、地方財政負担に対する国の追加的な財政措置が必要。

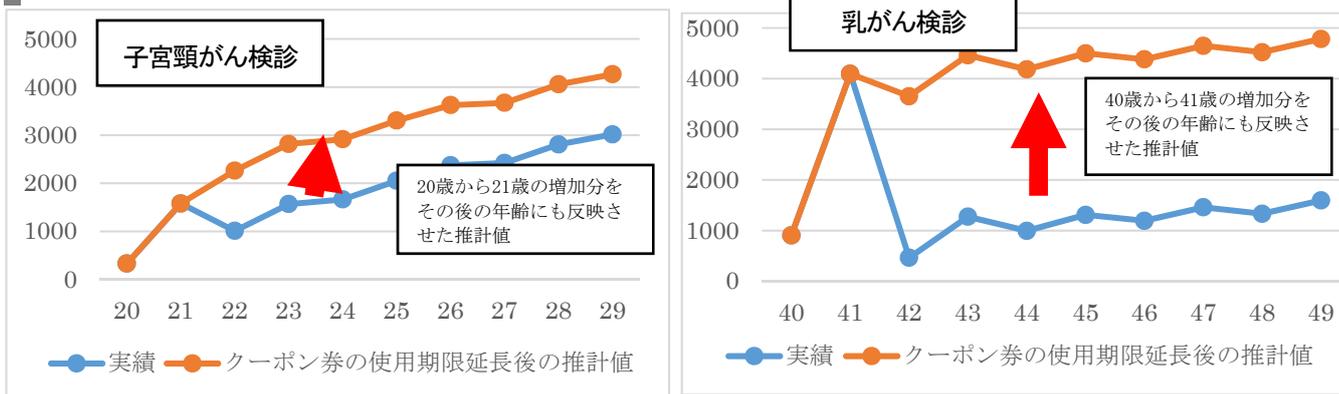
提案・要望内容

- 1 がん検診の受診率目標 60%を達成するためには、市町村の取組だけでなく、職域でのがん検診の実施を強化するため、職域のがん検診を義務化するなどの取組を国が主導すること
- 2 子宮頸がん検診・乳がん検診のクーポン券の配付について、定期的な受診の契機を増やすため、5歳刻みの節目年齢への追加的な配付や、無料クーポンの利用期間を子宮頸がんは20歳から29歳、乳がんは40歳から49歳までに延長するなど、検診初年度以外にも補助対象期間を延長できるように補助の見直しを図ること
- 3 国の指針に基づいた適切ながん検診を推進するため、市町村が子宮頸がん検診への HPV 検査単独法を導入するにあたり、追加で生じる事務について、国庫補助金等により確実に財政措置を講じること

参考 1 横浜市がん検診受診率（令和4年国民生活基礎調査）



参考 2 子宮頸がん・乳がん年代別受診者数（横浜市）



参考 3 HPV検査単独法導入に伴い必要となる業務

現在の子宮頸がん検診	HPV検査導入後の子宮頸がん検診	新たに費用が発生する業務
	検査結果に応じた受診勧奨のためのシステム構築及び運用	
	検診票（HPV検査用・追跡精検用）作成	
	検査結果に応じた受診勧奨	
検診票作成（細胞診用）	追跡精検の方への受診勧奨	検診票作成（細胞診用）
	検診票作成（細胞診用）	
受診勧奨通知作成・発送	受診勧奨通知作成・発送	

小児・AYA 世代のがん対策の推進

厚生労働省

- 1 小児・AYA 世代の患者の在宅療養に関する費用の支援が受けられる仕組みの整備
- 2 妊よう性温存治療に関する検体の凍結保存の更新料などへの助成対象の拡大

現状

国

- (1) 小児や AYA 世代（思春期・若年成人）のがん患者は、介護保険の対象外であるため、在宅で療養する際に必要となる介護サービスを利用する費用は全額自己負担となっている。
- (2) 国は、令和 3 年度からがん患者の妊よう性温存治療に係る費用の助成制度を開始したが、妊よう性温存治療から妊娠のための治療を開始するまでの間の、受精卵（胚）等の凍結保存更新の費用が対象となっていない。

横浜市

- (1) 横浜市は平成 28 年度に、介護保険の対象とならない、20 歳～40 歳未満のがん末期と診断された市民の方の在宅生活を支援するため、訪問介護や福祉用具貸与等サービス利用料等について、1 か月あたり上限 6 万円の 9 割（月 54,000 円を上限）の助成を全国に先駆けて開始。令和 2 年度に、20 歳～40 歳未満の下限を撤廃し、40 歳未満を対象とした。
- (2) 横浜市は妊よう性温存治療で凍結した検体の保存更新の費用について、令和 6 年度より助成を開始する予定。

課題

小児・AYA 世代の患者について、在宅療養に関する費用の支援が必要

- (1) 横浜市をはじめ、独自に小児・AYA 世代の患者に在宅療養に関する費用の支援を実施している自治体もあるが、自治体によって内容が異なっており、また支援を実施していない自治体もある。そのため、支援を必要とする小児・AYA 世代の患者すべてへ支援が実施される仕組みが必要。

妊よう性温存治療で凍結した検体の保存更新の費用について助成が必要

- (1) 妊よう性温存治療を受けた後、温存後生殖補助医療を受けるまでの期間は患者によって異なる。とりわけ小児がん患者はその期間が長くなる。そのため、患者にとって最適な時期に温存後生殖補助医療を受けられるように、検体の保存更新の費用についての助成が必要。横浜市をはじめ、独自に小児・AYA 世代の患者に検体の保存更新の助成を実施している自治体もあるが、自治体によって内容が異なっており、また支援を実施している自治体は極めて少ない。

提案・要望内容

- 1 小児・AYA 世代の患者の在宅療養に関する費用の支援が受けられる仕組みの整備
- 2 妊よう性温存治療に関する検体の凍結保存の更新料などへの助成対象の拡大

参考 1 横浜市の40歳未満のがん患者への支援実績

年度	R3	R4	R5
支払人数(人)	26	22	32
支出金額(円)	2,620,060	2,141,920	4,284,500

参考 2 県内他都市の40歳未満のがん患者への支援制度

自治体	対象	利用料に対する 月上限	補助	制度開始
鎌倉市	40歳未満	6万円	9割補助	H31.4月～
大和市	40歳未満	6万円	9割補助	R4.4月～
川崎市	20歳以上40歳未満	6万円	9割補助	R5.4月～
海老名市	40歳未満	6万円	9割補助	R5.4月～
相模原市	40歳未満	6万円	9割補助	R6.6月～

※令和4年度から、事業を実施する市町村に対し、神奈川県が3分の1補助を開始

参考 3 東京都のがん患者の妊よう性温存治療で凍結した検体の保存更新の助成制度

※横浜市は令和6年度施行に向けて検討中

自治体	助成期間	対象となる費用	補助対象年齢
東京都	患者の年齢が満43歳に達するか、妊娠のための治療に対する助成上限回数※に達するまで	精子、卵子、卵巣組織、胚(受精卵)：3万円/年	凍結保存時・卵巣組織再移植時に満43歳未満

※妻の年齢が39歳までに通算1回目の助成を受けた方は通算6回まで

妻の年齢が40歳から42歳までに通算1回目の助成を受けた方は通算3回まで

看護職員等における処遇改善及び人材確保に向けた取組の推進

厚生労働省

- 1 看護師養成施設に対する支援を通じた看護人材の確保
- 2 医療従事者への処遇改善

現状

国

- (1) 少子高齢化の進行により生産年齢人口が急減していく中で、求められるニーズに対応できる看護職員の確保を進めるために、養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等について関係者が一体となり総合的に進めるため、「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が昨年 10 月に告示された。
- (2) 専門実践教育訓練給付として、看護師をはじめとした専門資格を取得できる養成施設の受講料に対して給付を行っているが、講座実績に関する条件が厳しく設定されている。
- (3) 医療介護総合確保基金において、看護師養成施設に対する運営費補助を行っている。
- (4) 医療分野における有効求人倍率は全職種平均の有効求人倍率よりも高い状態で推移しているなど、人材確保難の状況は続いている。また、特に看護補助者の賃金水準に関しては、介護職員の賃金水準も下回る状況が続いている。
- (5) 令和 6 年度の報酬改定では看護職員を含む医療従事者の処遇改善について（令和 6 年度にベア +2.5%、令和 7 年度にベア +2.0%相当の）措置がなされた。一方、令和 6 年春闘の平均賃上げ率は 5.17%と前年をさらに上回る結果となっている。

横浜市

- (1) 横浜市においても少子高齢化が進行し、人口も減少に転じた。横浜市の 10 万人あたりの看護師数（令和 4 年時点）は 821.6 人と、全国平均の 1049.8 と比べて低い。また、病院勤務の常勤看護職員の離職率は令和 4 年度で 13.9%と全国平均（11.8%）より高い。
- (2) 新卒看護師の合同就職説明会への出展支援や Web サイトでの就職情報掲載など、市内病院への人材確保支援策を行っている。一方、市内病院を対象とした横浜市独自調査からは、看護師や看護補助者の採用に困難があるとの声が寄せられている。また、一部の病院では外国人材を活用し看護補助者を確保している。
- (3) 少子化や、大学の看護学部設置が進んだことなどにより、特に看護専門学校の入学者の確保が困難という声が複数寄せられている。また、校舎の老朽化を課題としてあげる学校も複数存在しており、市内には閉校した看護学校もある。

課題

看護師養成施設への支援を行うことでさらなる看護人材養成が必要

- (1) 少子化が進む中で、学校卒業後すぐの若年層だけではなく、社会人経験者も含め、多様な人材を養成していく必要がある。
- (2) 老朽化や学生の確保に課題を感じる看護師養成施設に対する更なる支援が必要である。

医療従事者への処遇改善が必要

- (1) 令和6年度診療報酬改定を受けた各医療機関における賃上げの状況についての把握が必要。
- (2) 医療機関の賃上げ状況が全産業平均の賃上げ状況を下回る場合、さらなる改善措置が必要。

提案・要望内容

- 1 看護師養成施設について、運営支援を強化するとともに、専門実践教育訓練給付制度の対象施設の要件を緩和するなど、高校からの進学だけではなく人生の様々なステージから看護師資格の取得に向け学ぶことを強力に後押しすること
- 2 令和6年の診療報酬改定における特に看護補助者を含めた医療従事者への賃上げ効果について、全産業の賃金動向も踏まえその効果を把握し、必要に応じ定期の診療報酬改定を待たず更なる施策を検討すること

参考1 専門実践教育訓練給付制度の状況

(1) 制度概要

一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練を受講し、本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合（50～80%（※）：年間上限64万円）を支給する制度。

（※）令和6年10月（雇用保険法等の改正法施行）以前の支給上限は70%。

(2) 講座実績の要件

- ・入構者の受験率80%以上
- ・合格率が全国平均以上
- ・就職・在席率80%以上

(3) 市内の認定校

対象となりうる専門学校11校のうち、認定を受けているのは5校のみ。

参考2 雇用に関する状況

(1) 有効求人倍率（令和6年2月）

全産業	1.20
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	2.34
保健師、助産師、看護師：	2.21
医療技術者	3.26
その他の保健医療従事者	1.96

(2) 医療関係職種の賞与込みの給与の推移について

出典：中央社会保険医療協議会（令和5年12月8日）会議資料より抜粋

医療関係職種の賞与込み給与の推移について

○ コメディカル（医師・歯科医師・薬剤師・看護師を除く医療関係職種）の給与の平均は全産業平均を下回っており、うち看護補助者については全産業平均を大きく下回っている状況。



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき保険局医療課において作成。

注1) 「賞与込み給与」は、「きまって支給する現金給与額（労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与額）」に、「年間賞與其他特別給与（前年1年間（原則として1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与（いわゆるボーナス）」の1/12を加えて算出した額。

注2) 「10人以上規模企業における役職者」を除いて算出。「コメディカル」とは、「看護補助者、診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士」の加重平均。

防犯対策の推進

国土交通省、総務省、内閣府

安全・安心なまちづくりに向けた防犯対策の推進

現状

国

- (1) 令和4年12月、今後5年間で国民の治安に対する更なる信頼感を醸成し、日本を世界一安全で安心な国とすべく、「『世界一安全な日本』創造戦略2022」を策定。
- (2) 防犯カメラや防犯灯を含む街灯の設置・運用を規定した法律がなく、管理方法は地方自治体で判断し、条例やガイドライン等を定めている。

横浜市

- (1) 平成17年度 「よこはま安全・安心プラン～地域防犯力の向上をめざして～」を策定。
- (2) 地域の安全・安心なまちづくりに向け、自治会町内会が地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部補助、LED防犯灯の設置・維持管理、自治会町内会等所有の地域防犯灯維持管理費への補助などを実施。
- (3) 平成20年度 市民並びに市内の滞在者及び通過者が安全で安心して暮らせる地域社会を実現することを目的に神奈川県警察と防犯対策の相互協力等に関する協定を締結。
- (4) 平成26年度 横浜市都心部における安全・安心の基盤整備のため、横浜市都心部治安対策会議を設置し、繁華街・歓楽街を対象とした合同査察を神奈川県警察等と実施。
- (5) 令和5年度横浜市市民意識調査において、市政への要望については、「地震や台風などの災害対策」に次ぎ、「防犯対策」を求める回答が多い。

課題

- (1) 地域における防犯対策は、防犯カメラや防犯灯の設置、防犯パトロール等の自主的な活動が基本となるが、費用負担や担い手不足などの課題がある。
- (2) 令和7年度「第9回アフリカ開発会議(TICAD9)」、令和9年度「GREEN×EXPO2027(2027年国際園芸博覧会)」の開催に向けて、地域、主要駅やその周辺の繁華街・歓楽街などにおいて市民と来街者が安心して過ごせるよう、より一層の適正な防犯対策を施す必要がある。
- (3) 犯罪の複雑化、凶悪化、広域化が進み、刑法犯認知件数(令和5年:16,059件)も増加傾向にある中で、治安基盤を強化するには、警察や国などの行政機関との連携がより求められる。

提案・要望内容

- 1 地域が行う防犯対策の費用負担や担い手不足を補完するため、**防犯カメラの設置や防犯灯の維持管理に係る財政支援**を実施すること
- 2 地域、主要駅やその周辺の繁華街・歓楽街などに、安全・安心に多くの市民や来街者を迎え入れることができるよう、犯罪の未然防止などに向けて、**AIカメラやIoTなどの先端技術・デジタル技術を活用した安全対策を導入する財政支援**を実施すること
- 3 警察や国などの行政機関と情報共有等の更なる連携を可能とするため、**ガイドラインの策定や手続きの簡略化など制度づくりに向けた検討**をすること

参考1 横浜市市民意識調査 市政への要望

横浜市市民意識調査「市政への要望」上位5位の経年変化（複数回答）

	1位	2位	3位	4位	5位
令和元年	地震などの災害対策 (31.0%)	病院や救急医療など地域医療 (28.8%)	防犯対策／高齢者福祉 (28.3%)		高齢者や障がい者が移動しやすい街づくり (27.1%)
2年	地震などの災害対策 (35.8%)	病院や救急医療など地域医療 (30.6%)	高齢者福祉 (29.9%)	防犯対策 (28.5%)	地球温暖化への対策 (25.7%)
3年	地震などの災害対策 (31.7%)	病院や救急医療など地域医療 (30.4%)	高齢者福祉 (28.8%)	防犯対策 (27.4%)	地球温暖化への対策 (23.9%)
4年	地震などの災害対策 (31.1%)	高齢者福祉 (28.9%)	病院や救急医療など地域医療 (28.5%)	防犯対策 (25.7%)	通勤・通学・買い物道路や歩道の整備 (23.4%)
5年	地震や台風などの災害対策 (30.2%)	防犯対策 (29.8%)	病院や救急医療など医療提供体制の充実 (29.0%)	高齢者福祉 (28.8%)	通勤・通学・買い物道路や歩道の整備 (27.5%)

参考2 横浜市の刑法犯認知件数の推移

刑法犯認知件数：警察が刑法犯について、被害の届出等によりその発生を確認した件数

(単位：件)

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
16,129	13,567	12,746	14,203	16,059

提案の担当 /

市民局地域支援部地域防犯支援課長

都市整備局都心活性化推進部都心再生課地域再生まちづくり担当課長

丹羽 仁志

遠藤 和宏

TEL 045-671-2601

TEL 045-671-4246

2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027） 開催に向けた協力・支援

農林水産省、国土交通省、経済産業省、外務省、内閣府

- 1 機運醸成と認知度向上への協力、外国等への参加招請・出展勧奨の促進
- 2 環境配慮型車両の導入を含む輸送システムの構築に向けた総合的な支援及びインフラ整備事業の推進への協力
- 3 全国レベルでの資金調達に向けた支援

現状

国

- (1) 令和4年（2022年）3月、「令和9年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（園芸博法）」が施行。
- (2) 同年4月、同法に基づき、博覧会の準備及び運営を適正かつ確実に行うことができる法人として「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会（現・公益社団法人）」を指定。
- (3) 同年11月、BIE（博覧会国際事務局）より国際博覧会として認定。AIPH（国際園芸家協会）からの承認と合わせて、最上位のA1クラスでの国際園芸博覧会の開催が正式に決定。
- (4) 令和5年（2023年）8月31日の第2回2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議にて、「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」及び「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）関連事業計画」が決定。

横浜市・公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

- (1) 令和元年（2019年）9月、AIPH総会にて国際園芸博覧会の2027年横浜開催を申請し、承認。
- (2) 令和5年（2023年）1月、2027年国際園芸博覧会基本計画を策定。
- (3) 同年3月、博覧会協会に対する寄附金が、指定寄附金として指定。
- (4) 令和6年（2024年）3月、2027年国際園芸博覧会来場者輸送基本計画を策定。

課題

引き続き、国家プロジェクトとなる国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進が必要

- (1) 横浜市内外での博覧会の認知度向上・理解促進、博覧会への出展や支援といった企業等の参加意欲の向上など機運醸成の取組の加速が必要。
- (2) 多様な主体からの参加を得るため、幅広い参加招請・出展勧奨が必要。
- (3) 来場者の利便性と地域の生活環境に配慮した輸送システムの構築の推進、博覧会会場や会場周辺インフラの整備が必要。
- (4) 全国レベルでの資金調達のために、国による取組や制度支援が必要。地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は民間資金確保の重要手段であるが、令和6年度が特例適用の期限。

提案・要望内容

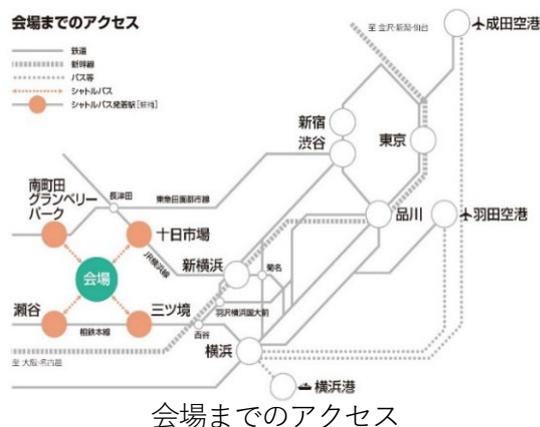
- 1 多様な主体からの参加を得るため、機運醸成と認知度向上への協力、外国等への参加招請・出展勧奨の促進
- 2 環境配慮型車両の導入や運転手の確保を含む安全で円滑な輸送システムの構築に向けた総合的な支援、政府の基本方針において関連事業計画に位置付けられた会場周辺の活性化の基盤となるインフラ整備事業やにぎわい・魅力の向上に資する事業の推進への協力
- 3 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度延長など全国レベルでの資金の調達に向けた取組の推進

参考 1 開催概要、開催場所（旧上瀬谷通信施設）

- テーマ 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
- 開催場所 旧上瀬谷通信施設（横浜市） ●開催期間 2027年3月19日～9月26日
- 参加者数 1,500万人（ICT活用や地域連携などの多様な参加形態を含む）
（有料来場者数：1,000万人以上）

- 博覧会区域 約100ha ●開催組織 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

会場は横浜市の郊外部（旭区・瀬谷区）に位置する旧上瀬谷通信施設であり、2015年に米軍から返還された約242haの広大な土地で、そのうち約100haが博覧会区域となります。GREEN×EXPO 2027では、GXの新技术、カーボンニュートラル社会の未来を示すエリアや次世代が未来の都市像を議論し、発信するエリアを設けるなど、新しい社会のショーケースを国内外に発信します。



参考 2 今後の予定など

	2024年(R6)年度	2025年(R7)年度	2026年(R8)年度
	●1000日前 (2024.6)	●500日前 (2025.11)	
土木・造園	工事始工 (2024)	工事	
主催者展示	設計	設計・工事	
参加者出展	出展参加要請・募集	出展者調整・施工	
輸送対策	計画策定	シャトルバス運行調整・ターミナル等施設調整	
ボランティア	計画策定	募集・育成	
行催事	計画策定	実施準備・参加者募集	

GREEN×EXPO 2027 開催

国際園芸博覧会 (A1) の開催状況

年	開催国 (都市)	参考 (登録博)
2015		ミラノ万博
2016	トルコ (アンタルヤ)	
2019	中国 (北京)	
2021		ドバイ万博
2022	オランダ (アルメーレ)	
2023	カタール (ドーハ)	
2025		大阪・関西万博
2027	日本 (横浜)	
2029	タイ (コラート)	

提案の担当 /

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進部 GREEN×EXPO 推進課長 河野 正樹 TEL 045-671-4627
 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進部 GREEN×EXPO 推進課担当課長 山崎 祐輔 TEL 045-671-4627
 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進部 GREEN×EXPO 推進課担当課長 中林 都 TEL 045-671-4627

脱炭素行動の加速化に向けた支援の強化

環境省、経済産業省

- 1 公共施設への太陽光発電設備の導入に係る支援の拡充
- 2 ペロブスカイト太陽電池の補助制度の新設
- 3 電気自動車等の次世代自動車の普及に係る支援の拡充
- 4 事業者の脱炭素化の取組に係る支援の拡充

現状

国

- (1) 地域脱炭素ロードマップにおいて、政府及び自治体で設置可能な建築物等に **2040年には太陽光発電設備の100%導入を目指す**とし、令和6年3月、自治体が保有する施設種別ごとの設備容量ベースでの2030年度太陽光発電設備の導入目標として4.82ギガワットを公表。
- (2) ペロブスカイト太陽電池の早期社会実装に向けて、**量産技術の確立、生産体制整備、需要の創出**に三位一体で取り組み、**サプライチェーン構築や需要創出に向け、導入目標を策定**予定。
- (3) 令和5年10月、電気自動車（EV）などの**充電器の設置目標を2030年までに従来の2倍である30万口**とする「充電インフラ整備促進に向けた指針」を公表。

横浜市

- (1) **令和6年度の脱炭素関連予算**を前年度から約2倍の約81億円に拡充し、取組を強化・加速。
- (2) PPA を活用した公共施設への太陽光発電設備の導入を進めているが、**国が目指す2040年度100%設置の5年前倒し**を目指し、従来の2倍のペースで設置を推進。
- (3) 令和6年3月に**学校法人桐蔭学園と連携し、ペロブスカイト太陽電池の新たな活用方法を市民や事業者の皆様と考える「ペロブスカイト太陽電池フォーラム」**を開催。
- (4) EVの普及拡大に向けて、**市内の急速充電器を2030年度までに400口に倍増させること**を目標に、公道やコンビニエンスストア等への設置を事業者と連携して推進。
- (5) 中小・小規模事業者の脱炭素行動を促すため、新たに**脱炭素取組宣言制度**を創設するとともに、**省エネ診断受診費用に対する補助等**を実施。

課題

地方自治体の太陽光発電設備の導入加速化に向けた支援が必要

- (1) 地域脱炭素・再エネ推進交付金（重点加速化事業）を活用した公共施設への太陽光発電設備の導入を進めているが、**交付金は、地方自治体一律の上限があり、人口や公共施設数が多い自治体では事業規模が必然的に大きくなり、支援が足りていない状況**。
- (2) 2030年度、2040年度の太陽光導入目標の達成のため、PPA等を活用した**公共施設への太陽光発電設備の導入**に対して切れ目のない支援を行うことが不可欠。

ペロブスカイト太陽電池の導入促進に向けた支援制度が必要

- (1) 脱炭素社会の実現に向けて、近い将来に市場投入が想定されるペロブスカイト太陽電池を含めた次世代型太陽電池の積極的導入が不可欠であり、国は政府・地方自治体の公共施設での率先導入を検討するとしているが、**次世代型太陽電池の導入にあたってはコストが高くなるため財政支援が必要。**

電気自動車等の次世代自動車の普及に係る支援が必要

- (1) 横浜地域の運輸部門の温室効果ガス排出量の約 8 割を自動車が占め、**電気自動車等の次世代自動車の普及促進が不可欠**であり、引き続き、**車両購入や充電器の導入に対する切れ目のない支援**を行っていくことが必要。

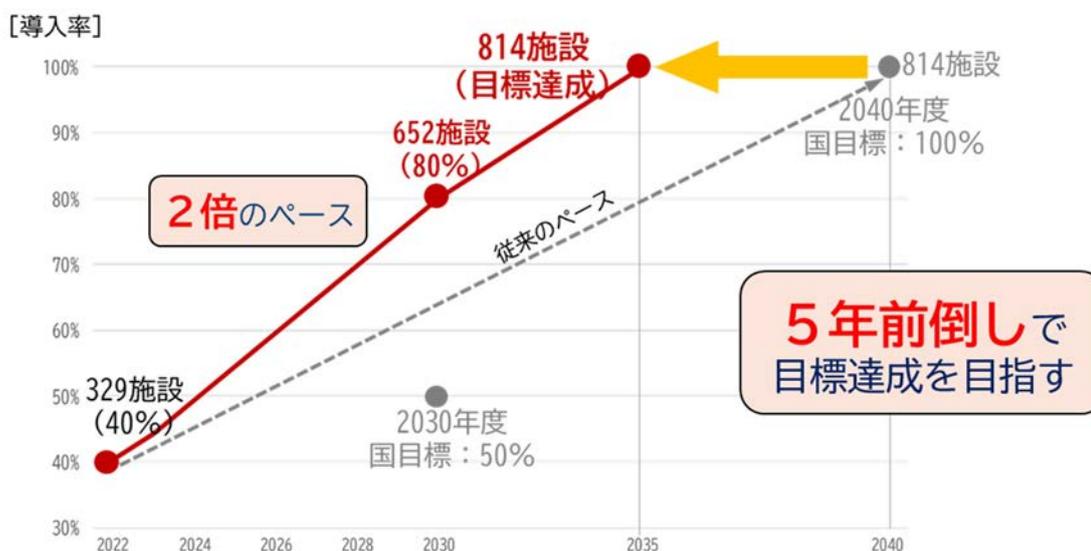
事業者の行動変容を促すため、脱炭素化の第一歩である省エネに係る更なる支援が必要

- (1) 市内 99.6%を占める中小企業の中でも、**脱炭素化に未着手である事業者の行動変容が重要。**
 (2) エネルギーコスト上昇による**中小・小規模事業者の経営逼迫への対策が必要。**

提案・要望内容

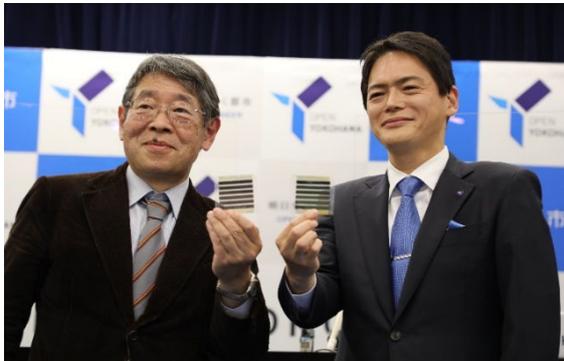
- 1 地方自治体が計画的に公共施設へ導入する**太陽光発電設備に係る補助金の拡充**
- 2 社会実装に向けて市民、事業者などの来訪者が多い施設への導入を促進するため、**ペロブスカイト太陽電池を導入する場合の補助制度の新設**
- 3 電気自動車等の次世代自動車の普及促進に不可欠な**車両購入及び EV 充電器等のインフラ整備への補助金について、予算措置等の切れ目のない支援の拡充**
- 4 **省エネ最適化診断等に係る診断機関や支援件数の更なる充実、事業者の脱炭素行動の加速化に向け、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できる交付金の創設**

参考 1 市内公共施設への太陽光発電設備の設置加速

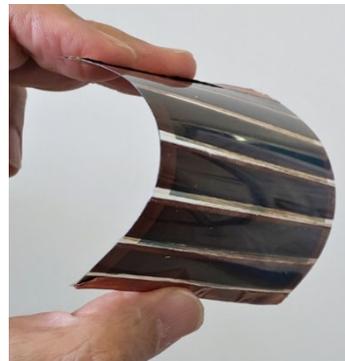


参考2 ペロブスカイト太陽電池

桐蔭横浜大学の宮坂特任教授が発明した、薄くて軽く、曲げられる、横浜発の次世代太陽電池



左：桐蔭横浜大学 宮坂特任教授



画像提供：桐蔭横浜大学

参考3 横浜市における公民連携による急速充電器の設置拡大

○公民連携による急速充電器の設置拡大

⇒ 2030年度までに現在の**2倍の400**口設置



- 公道等への充電器の設置拡大
- 新たにコンビニ等での設置促進

基礎自治体のEV急速充電器
設置状況 (口数)

自治体名	設置数 (2023)
横浜市	200
東京都港区	47
川崎市	60
相模原市	48
さいたま市	85
名古屋市	177
大阪市	87
福岡市	101

2030年度
400口



EV用公道充電器 (新港中央広場)

充電インフラ拡充によりEV購入意欲を促進

提案の担当 /

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素移行推進部カーボンニュートラル事業推進課長
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素移行推進部カーボンニュートラル事業推進課担当課長
経済局総務部企画調整課長

松下 功 TEL 045-671-2636
山本 恵幸 TEL 045-671-2666
粕谷 美路 TEL 045-671-2565

脱炭素におけるグローバルネットワーク推進への支援強化

経済産業省、環境省

脱炭素におけるグローバルネットワーク推進への支援の継続・拡充

現状

国

- (1) 令和3年6月、二国間クレジット制度（JCM）を通じた環境インフラの海外展開を一層促進するため「**脱炭素インフライニシアティブ**」を策定。「**インフラシステム海外展開戦略 2025**」（令和4年6月追補版）では、「**脱炭素社会に向けたトランジションの加速**」を重点戦略に位置づけ。
- (2) 国内都市と海外都市との連携枠組を通じて、国内都市に蓄積された環境管理のノウハウ及び脱炭素技術等をパッケージにして輸出する「**脱炭素社会実現のための都市間連携事業**」を推進。
- (3) 日本政府は、**令和5年度以降、新たに4か国とJCMに関する二国間文書を署名し、令和6年2月22日時点のパートナー国は29か国に拡大。**

横浜市

- (1) 「**ゼロカーボン市区町村協議会**」の会長都市として、国内の自治体の脱炭素化をリードするとともに、バンコク都をはじめとするアジア諸都市との連携のもと、**アジアにおける脱炭素化を先導**。令和5年11月に**第12回アジア・スマートシティ会議**を開催し、**脱炭素化に向けたアジア都市との力強いパートナーシップのための共同宣言を参加44都市・機関の賛同を得て採択**。
- (2) 令和5年4月には**市長が「世界気候エネルギー首長誓約」の理事に就任し**、10月には「**包摂的成長のためのOECDチャンピオン・メイヤーズ**」に選任されるなど、海外都市とのネットワークを一層拡大し、**世界の脱炭素化やSDGsの達成をけん引する取組を推進**。
- (3) 都市間協力をベースに、ASEANを中心とする新興国都市の課題解決と市内企業の海外インフラビジネス展開を行う**公民連携による国際技術協力（Y-PORT）事業**を通じて、市内企業の**脱炭素技術等を活用した事業形成を推進中**。令和5年1月に改定した「**横浜市地球温暖化対策実行計画**」においても、世界共通の課題である脱炭素化への貢献を基本方針の一つとし、具体的な対策として「**海外諸都市への技術協力・海外インフラビジネスの推進**」を位置づけ。
- (4) 令和9年には、気候変動などの地球規模課題に対して**グリーンイノベーションによる解決策を日本・横浜から世界に示す国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」を開催予定**。

課題

都市間連携の拡大に向けた財政支援の拡充が必要

- (1) 世界の都市間で脱炭素分野に係る知見を共有し、各都市の脱炭素施策の更なる推進や横展開につなげるためには、グローバルネットワークを有し、先進的な取組で世界の脱炭素化をけん引する自治体において、国等が主催する国際会議等を一層開催していくことが必要。
- (2) 日本政府による海外関係者の招へい事業と連携することに加え、**国際会議等の機会を通じて、都市や企業等による様々な脱炭素化の取組をパッケージで紹介する取組が行われているが、パートナーとして有望な海外都市・企業の参加を一層促進し、日本の先進都市における脱炭素化に対する海外からの高い関心に応え、日本の脱炭素化技術の海外における普及・拡大につなげていくためには、財政支援の継続・拡充が必要**。
- (3) 市内企業等の脱炭素技術の導入を促進し、海外での脱炭素化に一層貢献していくためには、政府資金による継続的な後押しが必要。

提案・要望内容

- 1 世界の都市や国際機関等が参加し脱炭素に関する先進的な知見を共有することで、日本における脱炭素化促進及びアジアをはじめとする世界の脱炭素化への貢献にもつなげるため、国等が主催する国際会議等について、海外都市や国際機関等とのグローバルネットワークを有する地方自治体における開催を拡充
- 2 自治体と連携して脱炭素技術の海外展開を進める地元事業者が、パートナーとして有望な海外都市・企業の来日を一層促進し、日本の脱炭素化技術の海外展開につなげていくため、事業者への財政支援の継続・拡充
- 3 JCM 設備補助事業や「脱炭素社会の実現のための都市間連携事業」など、海外インフラビジネスを実施する事業者の取組や、こうした事業者と連携して海外都市の脱炭素化を後押しする地方自治体の取組に対する支援制度について、補助採択件数の拡大など財政支援の継続・拡充

参考1 アジア・スマートシティ会議 アジアの脱炭素化に向けた共同宣言や現地視察の様子

アジアの脱炭素化に向けた共同宣言

- ◆ 山中市長がバンコク都知事と共同で、脱炭素化に向けたアジア都市との力強いパートナーシップを宣言
- ◆ 松澤裕環境省地球環境審議官をはじめ、世界銀行、アジア開発銀行、OECDなどが出席

海外招へい都市向け視察

鶴見区の下水処理場と汚泥リサイクル施設では循環型社会の技術を紹介し、横浜の都市インフラ技術を世界に発信。



44都市・機関の賛同のもと共同宣言



本市の水循環技術の紹介

参考2 横浜市と市内企業の公民連携による取組例

新興国都市との都市間連携のもとで、市内企業の技術導入による脱炭素事業の創出に向けて協力している。

<p>バンコク</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 気候変動対策マスタープランの策定支援 	<p>ダナン</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ダナン都市開発アクションプランの策定支援 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ホテル・工場等の省エネ診断サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ダナン市水道公社への高効率ポンプ導入 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 脱炭素技術の導入に向けたビジネスマッチング
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 工場屋上を利用した太陽光発電・エネルギーマネジメントシステム導入 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 脱炭素化に向けた公民連携ワークショップの開催 		<p>セブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 廃プラスチックリサイクル事業 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 長期都市開発計画「メガセブビジョン」の策定支援 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 浄化槽汚泥の収集処理事業 	

提案の担当 /

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局戦略企画部戦略企画課グローバル担当課長
 国際局グローバルネットワーク推進部グローバルネットワーク推進課担当課長
 国際局グローバルネットワーク推進部グローバルネットワーク推進課担当課長

安養寺 智 TEL 045-671-4933
 卯都木 優子 TEL 045-671-4889
 横内 宣明 TEL 045-671-4712

プラスチック資源循環の推進

環境省、経済産業省

- 1 拡大生産者責任の考えに基づいた費用負担の仕組みへの見直し
- 2 特別交付税措置に代わる十分かつ確実な財政措置
- 3 プラスチックごみの更なるリサイクル拡大を見据えた技術開発の加速化
- 4 製品の製造事業者等に対する再生資源の利用の義務化

現状

国

- (1) 令和4年度から市町村が実施するプラスチック製品の再商品化費用については、現行の容器包装のリサイクル制度とは異なり、**市町村の負担となるため、収集から再商品化までに要する費用の概ね2分の1**について、特別交付税措置を講ずることとしている。
- (2) 石油由来の合成繊維や合成ゴムを含むプラスチックごみのリサイクルは、循環型社会の形成に加えて、脱炭素社会実現の観点からも重要であるが、現在、**有効なリサイクル技術はプラスチック製品に限定されており、新たなリサイクル技術の社会実装は2030年代後半に本格化**。
- (3) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、製品の製造事業者等に**再生プラスチックの使用の検討を求めている**。
- (4) 製造側が必要とする質と量の再生資源が確実に供給されるよう、再資源化の取組の高度化を目指す「**資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案**」が令和6年5月に可決された。

横浜市

- (1) 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」および「2030年度温室効果ガス50%削減」を掲げる横浜市にとって、**廃棄物分野のプラスチック対策は最重要施策の一つ**であり、これまで焼却処理してきたプラスチック製品も対象とする「**プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大**」を令和6年10月に18区中9区で先行実施し、令和7年4月に全市域で実施することを表明した。
- (2) プラスチック製容器包装の分別収集、中間処理に要する費用負担は年間33億円(令和4年度)。「**プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大**」にあたっては、収集量の増に伴う費用負担の増に加え、**プラスチック製品については新たに再商品化費用も負担することとなる**。

課題

廃棄物の焼却による温室効果ガスの削減には、石油由来のプラスチックごみの焼却量削減が必要

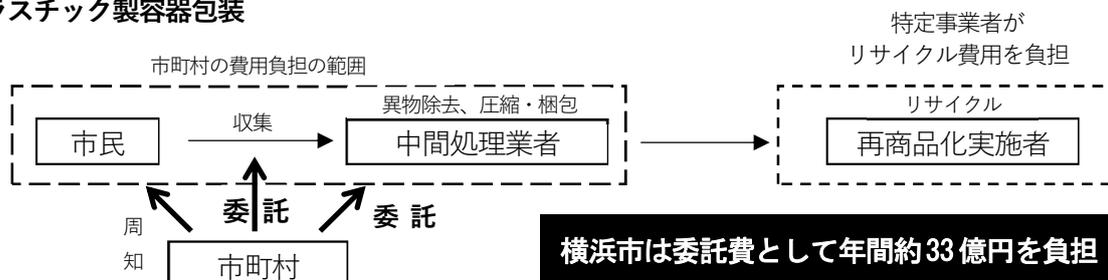
- (1) 「プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大」において、**新たに発生する費用は横浜市には大きな負担となるが、特別交付税措置では財政措置として十分ではないおそれがある**。
- (2) 2030年度温室効果ガス50%削減目標を達成するには、プラスチック製品のリサイクルだけでは困難なため、**合成繊維や合成ゴム、繊維や金属との複合品等もリサイクルすることが必要**。
- (3) 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」では、動脈側の**製造事業者等による再生資源の利用が努力義務に留まるため、プラスチックの資源循環が滞る懸念がある**。

提案・要望内容

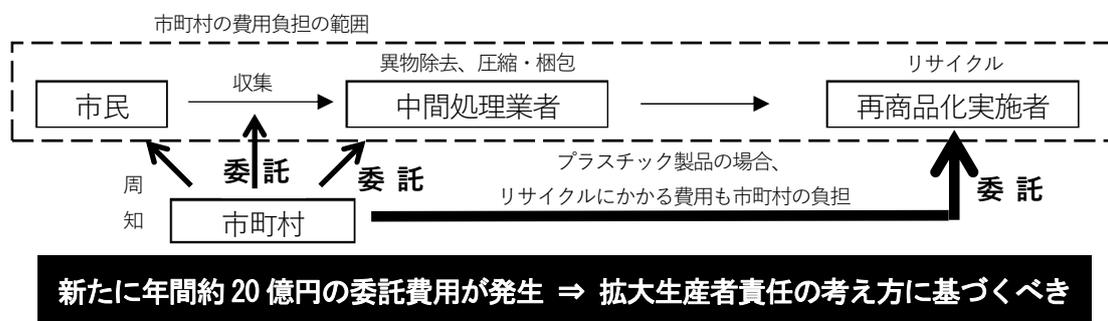
- 1 プラスチック製容器包装とプラスチック製品の分別・リサイクルについて、**拡大生産者責任の考えに基づき、分別収集・中間処理も含めた全ての費用を事業者が負担する制度に見直すこと**
特に、**プラスチック製品の再商品化費用分については優先して見直すこと**
- 2 特別交付税措置とされているプラスチック製品の分別・リサイクル費用について、事業者が負担する制度を構築するまでの間、市町村の費用負担が生じないように、**新たな交付金制度を創設するなど、実施する市町村に対し十分かつ確実な財政措置を講じること**
- 3 脱炭素化を促進するため、現在の技術ではリサイクルが困難な、**合成繊維や合成ゴム、複合品等の廃棄物のリサイクル技術の開発を加速化すること**
- 4 **動静脈連携による円滑なプラスチックの資源循環を実現するために、プラスチックを使用する製品の製造事業者等に再生資源の利用を義務化すること**

参考1 プラスチック製容器包装とプラスチック製品の分別・リサイクルにおける費用負担の比較

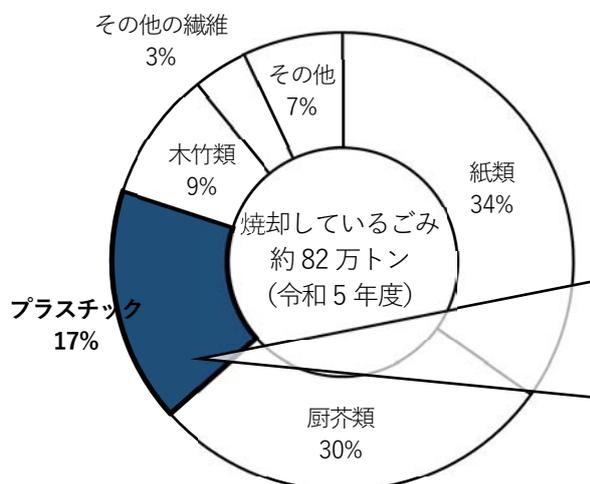
プラスチック製容器包装



プラスチック製品



参考2 横浜市中で焼却されているごみ中のプラスチックの割合



横浜市では年間約14万トンのプラスチックを焼却している。脱炭素社会の実現には、そのうち35%を占める5.0万トンの合成繊維や複合品などをリサイクルする技術の早期社会実装が必要。

有効なリサイクル技術	プラスチック製容器包装	2.9万トン (20%)
あり	プラスチック製品	1.4万トン (10%)
有効なリサイクル技術なし	合成繊維・複合品など	5.0万トン (35%)
	ごみ袋	1.1万トン (8%)
	その他	3.8万トン (27%)
	合計	14.2万トン

脱炭素化に向けた持続可能で安全・安心な港づくり

国土交通省、経済産業省

- 1 **CNP 形成のための臨海部の脱炭素化に向けた、メタノールバンカリングに係るガイドラインの整備及び船舶建造への支援**
- 2 **洋上風力発電で発電した電気を安定的かつ効率的にエネルギー需要地に届けるため、電気運搬船の普及等に向けた支援**
- 3 **埠頭における脱炭素化の推進に向けた、ブルーカーボンをはじめとする豊かな海づくりに対する支援**
- 4 **津波・高潮・高波対策として海岸保全施設等の国直轄事業による整備**
- 5 **震災に備えた耐震強化岸壁の国直轄事業による整備**

現状

国

- (1) 2021 年 9 月に行われた日本・米国・豪・印 4 か国の首脳会議〔クアッド (QUAD)〕を契機とし、国際競争力の強化に向けて、グリーン SHIPPING コリドー構築等の脱炭素の取組を進めている。

横浜市

- (1) 国や民間事業者、自治体等と連携しながらメタノールやアンモニアなどの次世代燃料の供給や電気運搬船を使ったグリーン電力の供給の可能性を検討している。

課題

CNP 形成に向け、次世代エネルギーの利活用や国・民間事業者との連携が必要

- (1) メタノールバンカリングガイドラインの策定とバンカリング船の建造補助が必要。
- (2) 関東沖を含む日本近海で風況の良い海域は存在するが、水深が深く海底送電線の敷設が困難とされており、浮体式洋上風力発電の普及に際して課題が大きい。

安全安心な港づくりに向け、大規模災害への備え、水際対策が必要

- (1) 防護レベルの津波や高潮等から人命や財産を守るため、海岸保全施設の早期整備が必要。
- (2) 震災時における緊急物資の海上輸送拠点や経済活動を支える耐震強化岸壁の早期整備が必要。

提案・要望内容

- 1 次世代燃料等輸入・供給大規模拠点の形成や利活用の推進に向けた**運用体制構築**、メタノールバンカリングに関する**ガイドラインの整備**及びメタノールバンカリング船への**建造補助制度の創設**
- 2 エネルギー需要地への安定的かつ効率的なグリーン電力供給に向け、水深 300m 以深の海域での**浮体式洋上風力発電及び電気運搬船の活用促進**
- 3 **生物共生護岸の整備**及びブルーカーボンとしての機能も担う**藻場・浅場の整備**等への支援
- 4 津波・高潮・高波への対策のために必要な**海岸保全施設等の国直轄事業による整備**
- 5 震災時における緊急物資や幹線貨物の輸送を担う**耐震強化岸壁の国直轄事業による整備**

参考 1 横浜港におけるカーボンニュートラルポート形成のイメージ

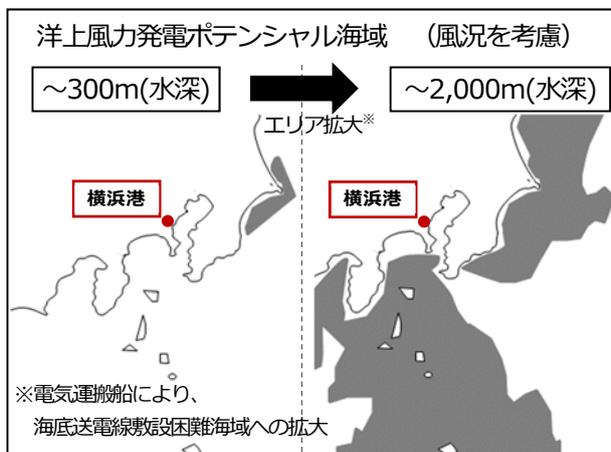


参考 2 大型メタノール燃料コンテナ船の命名式を開催



大型メタノール燃料コンテナ船の命名式（2024年4月4日）

参考 3 電気運搬船のイメージと関東沖の洋上風力発電ポテンシャルの拡大



(株)パワーエックス提供

(一社)日本風力発電協会及び(株)三菱総合研究所資料を基に横浜市作成

提案の担当	／ 港湾局政策調整部政策調整課カーボンニュートラルポート担当課長	中村 仁	TEL 045-671-7279
	港湾局政策調整部新本牧事業推進課長	石井 雅樹	TEL 045-671-7373
	港湾局政策調整部政策調整課長	荻原 浩二	TEL 045-671-2877

第9回アフリカ開発会議の横浜開催に向けた協力・支援

外務省

第9回アフリカ開発会議（TICAD9）の横浜開催に向けた協力・支援

現状

国

- (1) 令和5年8月8日、令和7年に開催される第9回アフリカ開発会議（TICAD9）の開催地を、横浜とすることが閣議にて了解された旨、外務省が発表。
- (2) 令和6年3月22日、TICAD9の日程について、「令和7年8月20日～8月22日」とすることが、閣議にて了解された旨、外務省が発表（TICAD9の会場については、未発表）。
- (3) 同日、TICAD9の準備のためのTICAD閣僚会合が、令和6年8月24日及び25日に東京において開催されることが、外務省から発表。

横浜市

- (1) 過去3回（2008年の第4回、2013年の第5回、2019年の第7回）の豊富な経験を生かし、令和4年8月、横浜市会・日本アフリカ友好横浜市議員連盟と共にTICAD9の誘致を表明。
- (2) 横浜開催日程の決定を受け、安全で円滑な会議運営に貢献するため、令和6年4月1日、市長を本部長とした庁内体制を確立するとともに、令和6年5月、市会をはじめ、市内・県内の関係各界と連携して取り組むための「第9回アフリカ開発会議横浜開催推進協議会」を設立。
- (3) 4度目のTICAD横浜開催により、2027年の「GREEN×EXPO 2027」の成功への大きな弾みとし、2050年のカーボンニュートラル達成に繋げていく。

課題

ホストシティとして、安全で円滑な会議運営に貢献し、市民の理解や市内の気運を醸成するための主催者側の協力・支援が必要

- (1) 安全で円滑な会議運営に貢献するため、ホストシティとして万全な準備を進めるには、**会場の早期の決定・公表**が必要。
- (2) 市内経済活性化のため、会議における**横浜市内事業者の活用や、サイドイベント**などにおける、市内事業者の発表や出展機会の提供等による、**アフリカ進出を後押しする支援**が必要。
- (3) 横浜開催が市民にとって意義のあるものにするため、**市民、特に次世代が積極的に参画する機会の創出や、子どもたちによるアフリカ各国の首脳級の出迎え等の機会の提供**が必要。
- (4) 横浜市が目指す市域におけるカーボンニュートラル目標達成は、我が国、世界各国の共通目標である。我が国を代表する国際会議であるTICAD9の場においてホストシティの取組をアピールすることは、横浜市だけでなく、各国の目標達成に向けた機運醸成に大変重要。

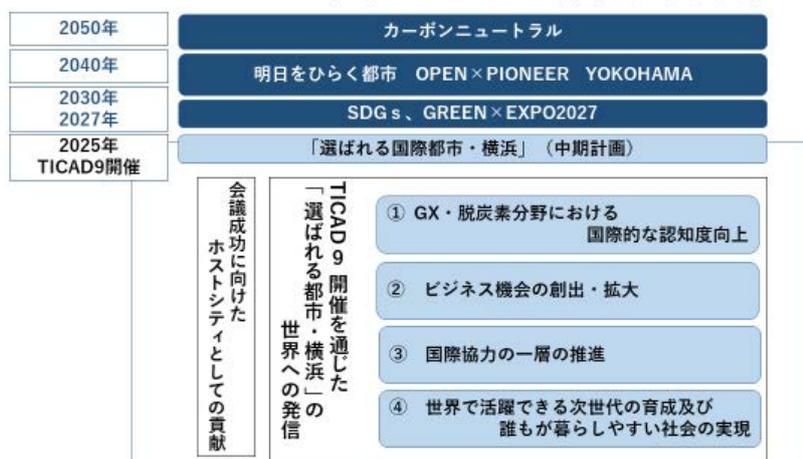
提案・要望内容

- 1 ホストシティとして、安全で円滑な会議運営に貢献するため、**会場の早期の決定・公表**
- 2 開催にあたり、**横浜の市内経済の活性化につながる横浜市内事業者の活用**の検討や、**市民の誇り**となり、**次世代の育成を推進する機会とするための協力・支援**

参考1 TICAD9の「横浜市としての取組の方向性」

TICAD9の開催を通して、グローバルMICE都市としての競争力強化と魅力向上、アフリカとのビジネスを含めた連携の強化による市内経済の活性化につなげていくとともに、2027年の「GREEN×EXPO 2027」の成功への大きな弾みとし、2050年のカーボンニュートラル達成に向け繋げていきます。

TICAD9本市としての取組の方向性



参考2 本番開催に向けた取組（開催都市決定以降）

日程	項目
令和5年度	
8月8日(火)	TICAD9の開催都市が横浜に決定
8月26日(土)	外務省主催「TICAD30周年記念行事」にブース出展
10月4日(水)	外務省による現地調査への対応
10月中旬 ～12月中旬	「アフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP)」の一環として廃棄物管理研修を実施
11月14日(火)	横浜市主催国際会議「Y-SHIP 2023」のプログラムの一環として、「Africa's Growth & Business Session」(※1)を開催。 ※1 TICAD30周年記念公式サイドイベント
12月中旬 ～R6年6月	JICA横浜パネル展 「アフリカのいま、みらい (TICAD30周年と第9回アフリカ開発会議)」(※1)をJICA横浜と連携して開催
2月14日(水) ～26日(月)	「第10回都筑・ポツワナ交流児童画展」を市庁舎1階 展示スペースで開催。初日に、アトリウムにて都筑・ポツワナ 交流アニバーサリーセレモニーを実施
3月7日(木) ～4月5日(金)	JICA主催「第11回日アフリカ・ビジネスウーマン交流プログラム」に協力。アフリカの主に英語圏から女性起(企)業家及びその支援を担当する政府職員計10名が横浜を訪問。 日本にて研修・交流: 3月22日(金)～4月5日(金)(※2) ※2 横浜滞在は3月21日(木)～29日(金)及び4月4日(木)～5日(金)
3月22日(金)	TICAD9の開催日程が決定 2025(令和7)年8月20日(水)～8月22日(金)
令和6年度	
4月1日(月)	「第9回アフリカ開発会議 横浜市開催推進本部」を庁内に設置
5月9日(木)	「第9回アフリカ開発会議 横浜開催推進協議会」設立 会 長: 横浜市長 副 会 長: 横浜商工会議所会頭、(一社)神奈川県経営者協会会長、神奈川県議会議長、横浜市会議長、日本アフリカ友好横浜市議員連盟 会長 特別顧問: 第9回アフリカ開発会議横浜誘致議員連盟 最高顧問、神奈川県知事 顧 問: 神奈川県選出国會議員有志

上記のほか、次世代育成の取組として、令和5年度には、市内小中学校とアフリカとの交流に11校の児童・生徒が参加し、アフリカへの理解を深めた(なお、これまでに延べ200校以上が交流を実施)。

提案の担当 / 国際局グローバルネットワーク推進部グローバルネットワーク推進課
アフリカ開発会議担当課長 菅井 亜紀子 Tel 045-671-4720

アジアにおける MICE 分野の国際競争力強化

国土交通省（観光庁）

- 1 国際会議誘致助成金に対する国庫補助制度の創設
- 2 MICE 施設の大規模改修に対する国庫補助制度の創設等の財政的支援

現状

国

- (1) 「日本再興戦略アクションプラン」（平成 25 年 6 月閣議決定）で、2030 年にはアジア NO.1 の国際会議開催国として不動の地位を築くという目標を掲げ、MICE 誘致のために、**横浜市をはじめ国内 12 都市を「グローバル MICE 戦略都市」（現「グローバル MICE 都市」）に選定。**
- (2) 「観光立国推進基本計画」（令和 5 年 3 月閣議決定）では、令和 7 年までにアジア最大の国際会議開催国にするという目標が設定されたことに加え、「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」（令和 5 年 5 月観光立国推進閣僚会議で策定）では、アジア NO.1 の国際会議開催国として不動の地位を築き、**令和 12 年度までに世界 5 位以内にするという目標**が掲げられ、**MICE 誘致における国際競争力の強化を国全体で取り組むべき課題**として位置付け。

横浜市

- (1) MICE 誘致における海外との都市間競争が激化し、主催者に対する助成制度や施設使用料減免等の経済的支援が開催決定の大きな要素となっていることを踏まえ、**横浜市として「大型国際コンベンション誘致助成金制度」を拡充**（令和 5 年度）。
- (2) 横浜市の MICE 施策推進の中核を担う施設である「パシフィコ横浜」は、国際会議開催件数、外国人参加者数においても 20 年以上にわたり、国内トップクラスの実績を有し、政府目標のアジア最大の国際会議開催国を目指す上で大きく貢献している。そうした中、増大する開催需要に応えるため、新たに「**パシフィコ横浜ノース**」を開業（令和 2 年 4 月）。
- (3) パシフィコ横浜は築 30 年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでおり、国際競争力強化のため、**令和 9 年度に「国立横浜国際会議場」、令和 12 年度に「展示ホール C・D」及び「アネックスホール」の大規模改修工事を予定。**

課題

アジアにおける MICE 分野の国際競争力強化のため、誘致助成金及び MICE 施設の改修が必要

- (1) アジアの競合都市においては、開催都市に加えて政府からも助成金が交付される事例が多く、一都市の助成金だけでは太刀打ちできないなど、**開催地としての日本の競争力が低下している。**
- (2) 横浜市における MICE 施策をより一層推進し、MICE 誘致における我が国の国際競争力強化に貢献するためには、事業の基盤となる**パシフィコ横浜を持続的に利活用できることが前提**となる。
- (3) パシフィコ横浜は建設から 30 年が経過し、施設や設備の劣化等が著しく進んでおり、**大規模な改修工事实施の必要**に迫られている。

- (4) 特に、東日本唯一の国立国際会議場である国立横浜国際会議場は、設備・外装・内装の経年劣化が著しいことに加え、南海トラフ地震や首都直下地震の発生の可能性が高まっている中、東日本大震災を受けて改正された建築基準法施行令に適合させ、来場者の安全を確保するため、**早急に特定天井の脱落対策工事が必要**となっている。このため、長期の休館を伴う大規模改修工事が予定されており、**多額の費用発生**が見込まれる。
- (5) パシフィコ横浜は横浜市の他の公共施設と比べても明らかに施設規模が大きく、**地方自治体や運営事業者のみで全ての大規模改修費用等を負担しきることは極めて困難**である。

提案・要望内容

- 1 国際会議誘致助成金に対する国庫補助制度の創設
- 2 国際競争力強化のため、老朽化に加えて特定天井の脱落対策工事等の安全対策を必要とする MICE 施設の大規模改修に対する国庫補助制度の創設等の財政的支援

参考 1 国・地域別 国際会議の開催件数（世界全体）（ICCA 統計）

国名	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
アメリカ	1084件 (1位)	986件 (1位)	59件 (1位)	107件 (2位)	690件 (1位)
スペイン	651件 (3位)	614件 (4位)	34件 (3位)	118件 (1位)	528件 (2位)
イタリア	594件 (6位)	595件 (5位)	28件 (6位)	92件 (5位)	522件 (3位)
ドイツ	716件 (2位)	745件 (2位)	43件 (2位)	96件 (4位)	484件 (4位)
フランス	622件 (5位)	615件 (3位)	29件 (4位)	105件 (3位)	472件 (5位)
イギリス	635件 (4位)	592件 (6位)	18件 (9位)	57件 (9位)	449件 (6位)
		↑			
日本	516件 (7位)	530件 (7位)	29件 (4位)	66件 (8位)	228件 (12位)

日本が世界 5 位以内になるためには、**コロナ前の 2019 年水準（530 件）に戻したうえで**、競合各国の伸長を踏まえると、**2 割程度開催件数を増加させる必要**がある。

参考 2 施設別国際会議開催実績

順位	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年	
	施設名	件数	施設名	件数	施設名	件数	施設名	件数	施設名	件数
1位	パシフィコ横浜	104	パシフィコ横浜	180	パシフィコ横浜	6	パシフィコ横浜	11	パシフィコ横浜	30
2位	大阪府立国際会議場	49	国立京都国際会館	68	国立京都国際会館	5	国立京都国際会館	2	国立京都国際会館	19
3位	北九州国際会議場	45	大阪府立国際会議場	58	笹川平和財団ビル	5	北九州国際会議場	2	福岡国際会議場	16
4位	国立京都国際会館	41	仙台国際センター	49			10施設	1	つくば国際会議場	10
5位	神戸国際会議場	39	つくば国際会議場	41					3施設	9

パシフィコ横浜は国内 MICE 施設で **20 年連続第 1 位**であり、「観光立国推進基本計画」及び「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」の**目標達成に向けて重要な役割**を担っている。

ディープテック・スタートアップ支援の強化

内閣府、経済産業省

研究開発型企業からのカーブアウト・スピノフによるディープテック・スタートアップ起業の促進のための企業や人材への支援の継続と拡充

現状

国

我が国の民間の研究開発投資額約 14.2 兆円のうち、約 9 割は大企業によるものであり、イノベーションにつながり得る研究開発の成果（技術シーズ）が多く蓄積されているが、事業化されないもののうち約 6 割が社内に埋もれ消滅しており、イノベーションに繋がっていない。今後イノベーションによる成果を上げていくためには、企業において開発された技術を新たな製品やサービスの実現につなげることが重要である。将来において競争力を有する事業や産業を創出していく観点から、事業会社からのカーブアウト等により、企業に蓄積された有望な技術や人材を活用してディープテック・スタートアップの創出を積極的に進める必要がある。

横浜市

- (1) 市内には、みなとみらい 21 地区をはじめ、グローバルな大企業の研究開発拠点が多数集積。
- (2) スタートアップ立地数は約 550 社と政令市において第 2 位（令和 6 年 3 月・INITIAL 社データベース上の数値）
- (3) こうしたスタートアップと研究開発拠点との連携ができる横浜市の強みを生かすため、令和 6 年度予算において技術系スタートアップの集積とアジアをリードするエコシステム形成に向けた事業展開を推進。

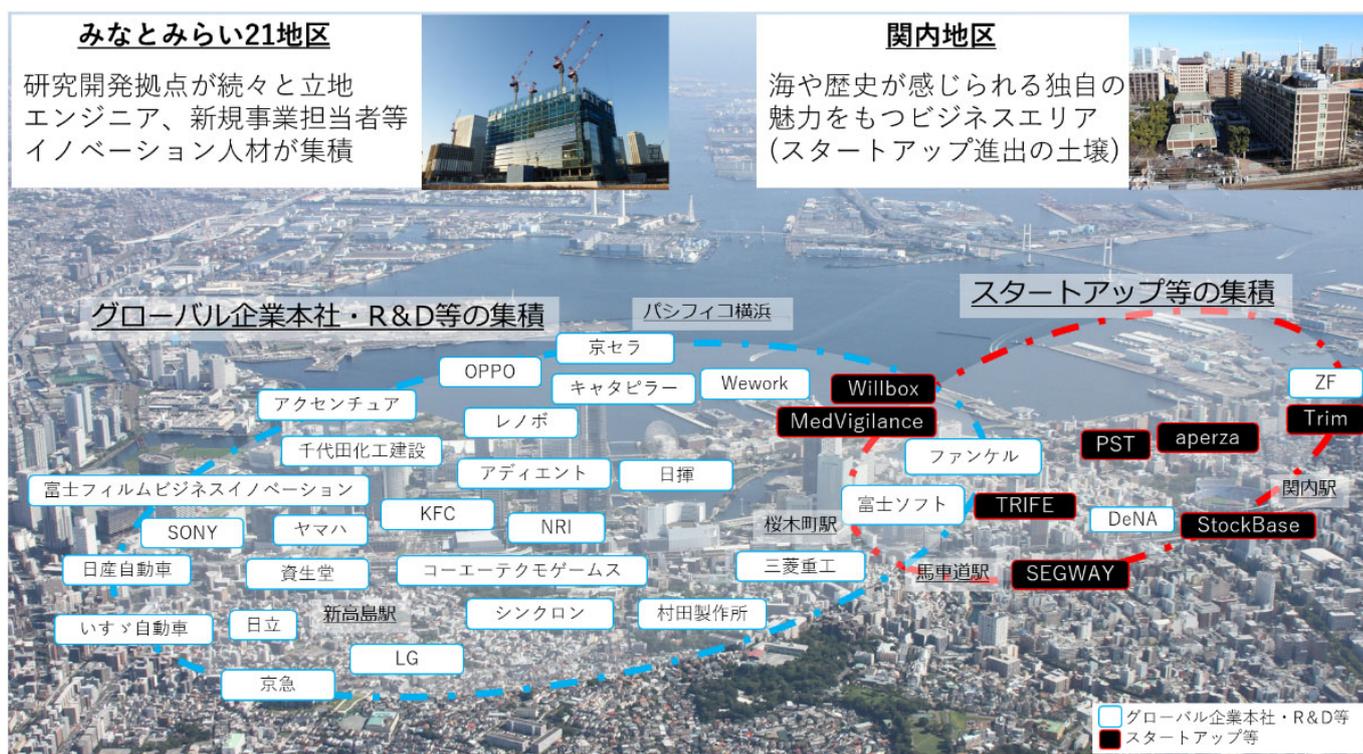
課題

- 1 **カーブアウト等によるディープテック・スタートアップ創出の一層の普及を図るため、令和 5 年度補正予算において試行実施済の現行制度（「事業会社の有する革新的な技術等のカーブアウト加速等支援事業」）を拡充するとともに、当事者となる企業及び人材だけでなく広く一般に、支援策やカーブアウト等の有効性を周知することが必要。**
- 2 **加えて、カーブアウト等によるディープテック・スタートアップの創出には、具体的なアクションに結びつける伴走支援等の施策が重要であり、特にディープテック分野の事業化には時間を要することから、地域におけるモデル実施等に対して国による息の長い支援が必要。**
 - (1) 大企業側から見た場合の、新規事業創出の手法としての効果、社員の流出防止、人材成長の場としての有効度などが可視化できていない。
 - (2) カーブアウトをする社員側の課題として、退職後に失敗した場合の生業を失うリスクに対して、元の企業への出戻りを保証するなど、個人の立場を鑑みたきめ細かい対応が必要。
 - (3) (1) (2) への対応を含め、企業が推進するための支援や伴走機能を強化するなどパッケージによる施策展開が必要。さらに成功事例を生み出し普及につなげるための施策を展開することが必要。

提案・要望内容

- 1 令和5年度補正予算において試行済の「個社に対する研究開発支援（補助）と、VC・アクセラレータ等に対する技術発掘支援（委託）の実施」の周知、継続実施及び拡充
- 2 企業や人材の実際の声を踏まえた、実効性の高い促進策を整備・推進
 - (1) カーブアウトをする社員が希望した場合に、元の企業にも出戻りできる制度策定に向けたガイドライン策定等の起業支援策の実施
 - (2) 大企業視点でカーブアウト等のメリットを認識できる研修会等の実施
 - (3) 地域エコシステムに根差した大企業等のオープンイノベーション・ネットワークを活用した企業間の学びあいや、情報の相互共有を通じてカーブアウト等の創出を推進するエリアとして、横浜をモデル的な地区と位置付け、重点的に事業を展開すること
- 3 「デジタル田園都市国家構想交付金」等による長期的な財源支援の強化

参考 みなとみらい21地区周辺の研究開発拠点の集積イメージ



経済の土台を支える中小企業・小規模企業における持続的な賃上げ実現のための支援

経済産業省

中小企業・小規模企業の持続的な賃金引上げが可能となる支援策の加速・拡充

現状

国

- (1) 「物価高を上回る所得増へ」として、持続的で構造的な賃上げの実現に向け9つの方策を提示
- (2) 中小企業については「中小企業の稼ぐ力を高めるための投資を支援し賃上げを後押し」として、「賃上げ促進等のための中小企業省力化投資補助金」や、「地方における賃上げを可能とする中堅・中小企業の成長投資補助金」を創設（いずれも2024年3月から公募開始）
- (3) 中小企業・小規模企業の賃金引上げに関する支援として「業務改善助成金」「キャリアアップ助成金」「中小企業向け賃上げ促進税制」「企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）」を実施（中小企業庁）

横浜市

- (1) 中小企業・小規模事業者については、持続的な賃上げにつながるよう、公益財団法人横浜企業経営支援財団のワンストップ経営相談窓口において、資金繰りや価格転嫁等、経営改善・業績向上に対する支援を実施。併せて、国が実施する、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた各種支援制度を紹介。
- (2) 「パートナーシップ構築宣言」に登録された事業者が有利に利用できる融資制度を創設し、適正な取引環境づくりを推進。
- (3) 国・県等との連携による神奈川版政労使会議を通じた賃金引上げの流れを中小企業に波及させる機運醸成の取組。

課題

業績の改善が見られない中で賃上げに苦心している中小・小規模企業への様々な支援が必要

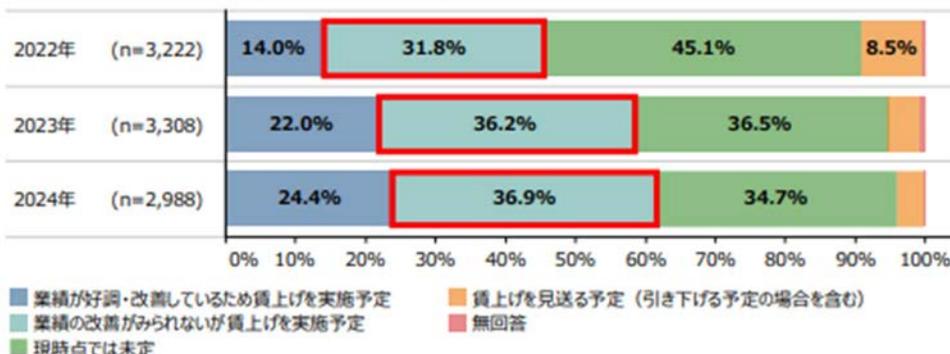
- (1) 2024年の中小企業の賃上げ率において、業績が改善しない中で人材確保や物価上昇への対応を理由に、賃上げを実施する企業が増加しており、体力的に厳しい状況を強いられている。
- (2) 人手不足は深刻であり、人材確保に加えて省力化に向けた設備投資が必要であるものの、小規模企業に投資の余力がない。
- (3) また、わが国の生産性が低い中、特に我が国421万社のうち419.8万社（99.7%）を占める中小企業の生産性を高めることは必須。
- (4) 中小企業への様々な支援により、原資の裏付けのある持続的な賃上げを維持することが「物価高を上回る所得増」の実現には必要。

提案・要望内容

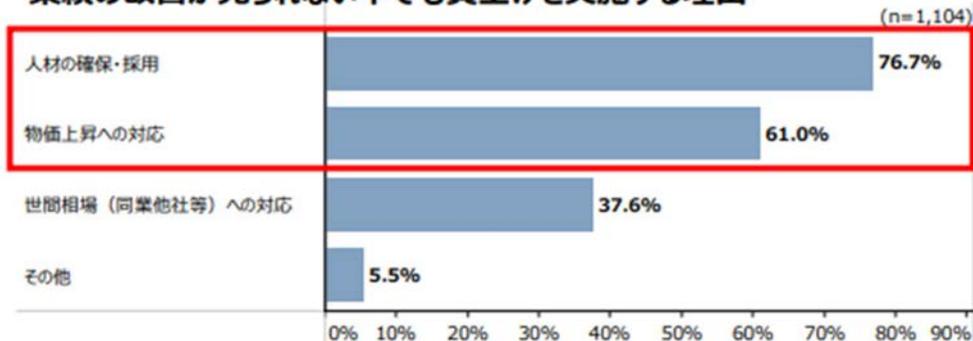
中小企業・小規模事業者の持続的な賃金引上げが可能となるよう、中小企業庁において実施されている生産性向上に関する支援や賃金引上げに関する支援等を加速・拡充すること

参考1 中小企業における賃上げの実施予定と理由
(中小企業庁「2024年版中小企業白書・小規模企業白書概要」)

中小企業における賃上げの実施予定

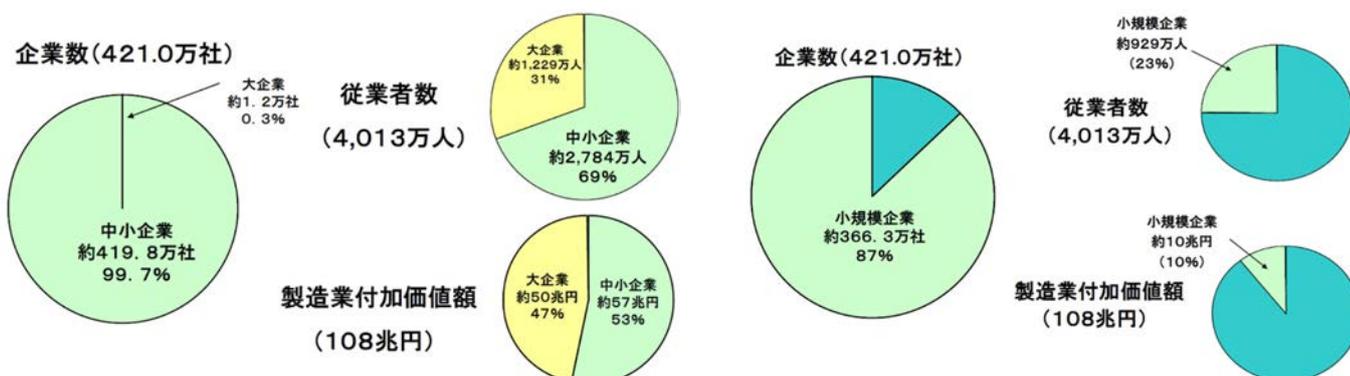


業績の改善が見られない中でも賃上げを実施する理由



資料：日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」(2024年2月14日)
(注) (下図) 2024年度の賃上げの実施予定について、「業績の改善がみられないが賃上げを実施予定」と回答した企業に限って集計している。なお、複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

参考2 我が国における中小・小規模企業の占める割合(中小企業庁HPを基に作成)



提案の担当 / 政策経営局大都市制度推進本部室広域行政課担当課長 柴 政紀 TEL 045-671-2951
 経済局中小企業振興部中小企業振興課長 松本 圭市 TEL 045-671-2575
 経済局市民経済労働部雇用労働課長 近堂 次郎 TEL 045-671-2303

郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた 旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援

財務省、農林水産省、国土交通省

- 1 GREEN×EXPO 2027 の開催に向けた土地区画整理事業、周辺道路整備事業及び都市公園事業の財政支援
- 2 新たな交通・新たなインターチェンジ・農業基盤・防災機能等の整備に関する検討支援及び財政支援
- 3 公園整備に係る国有地の取得時期や方法等に関する柔軟な対応

現状

国

- (1) 市街化調整区域内での市施行による土地区画整理事業の実施を可能とする構造改革特別区域法の改正（令和元年12月）
- (2) 市施行の土地区画整理事業について設計の概要の認可（令和4年9月）
- (3) 第2回2027国際園芸博覧会関係閣僚会議にて「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」が閣議決定（令和5年8月）
- (4) 土地区画整理事業について設計の概要の変更の認可（公共施設の配置等の変更）（令和5年9月）

横浜市

- (1) 構造改革特別区域計画を申請・認定（令和2年1月）
- (2) 郊外部の新たな活性化拠点として、農業振興と都市的土地利用の両立したまちづくりを目指し、土地利用の考え方等を示した、旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画を策定（令和2年3月）
- (3) 市施行による土地区画整理事業の都市計画決定（令和4年4月）、事業計画決定（同年10月）
- (4) （仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案）を策定（令和4年6月）
- (5) 土地区画整理事業区域内の幹線街路の一部について都市計画決定（令和5年8月）
- (6) 「観光・賑わい地区」における事業予定者を決定（令和5年9月）
- (7) （仮称）旧上瀬谷通信施設公園における都市公園を設置すべき区域の決定（令和5年10月）
- (8) 土地区画整理事業の事業計画の変更（公共施設の配置等の変更）（令和5年10月）
- (9) 「観光・賑わい地区」における事業予定者と基本協定を締結（令和6年3月）

課題

GREEN×EXPO 2027 の開催に向けたインフラ整備等を着実に進めるために、国の積極的な支援が必要

- (1) 開催に向けたインフラ整備、また開催後の郊外部の新たな活性化拠点の形成に向けた都市基盤整備を着実に進めることが必要であり、政府の基本方針に基づいた国の積極的な支援が必要。

提案・要望内容

- 1 市施行による土地区画整理事業、周辺道路整備事業及び都市公園事業について、GREEN×EXPO 2027 の開催に向けた本格的な工事の着実な進捗に合わせた**財政支援**
- 2 将来の土地利用に必要な**新たな交通・新たなインターチェンジ・農業基盤・防災機能等の整備に関する検討支援及び財政支援**
- 3 公園整備に係る**国有地の取得時期や方法及び GREEN×EXPO 2027 の開催に向けたインフラ整備に関する柔軟な対応**

参考 1 旧上瀬谷通信施設地区について

- ・平成 27 年 6 月に返還された米軍施設跡地で、ほぼ全域が市街化調整区域の首都圏においても貴重な広大な空間。
- ・市内でも有数のまとまった農地が広がり、東名高速道路や保土ヶ谷バイパスに近接する、非常にポテンシャルの高い地域。

■総面積 242.2ha
 民有地 110.0ha (45.4%) / 国有地 109.5ha (45.2%)
 市有地 22.7ha (9.4%)

■地権者数 約 250 名

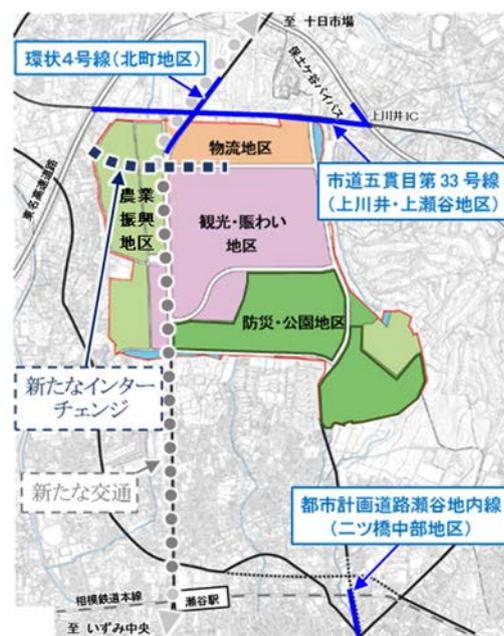
■経緯

- ・平成 27 年 6 月 上瀬谷通信施設の全域が返還
- ・令和 2 年 3 月 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画策定
- ・令和 4 年 4 月 土地区画整理事業の都市計画決定
- ・令和 4 年 10 月 土地区画整理事業の事業計画決定
- ・令和 5 年 8 月 一部幹線街路の都市計画決定
- ・令和 5 年 9 月 「観光・賑わい地区」における事業予定者決定
- ・令和 5 年 11 月 仮換地指定
- ・令和 6 年 3 月 「観光・賑わい地区」における事業予定者と基本協定締結



参考 2 基本コンセプトと土地利用計画

- ・「郊外部の新たな活性化拠点の形成～みらいまで上げるヒト・モノ・コトの行き交うまち～」をテーマに位置づけ、広大な土地や、広域における交通利便性などの特性・ポテンシャルをいかし、「農業振興」「観光・賑わい」「物流」「防災・公園」の4つの地区を配置し、まちづくりを進めている。「観光・賑わい地区」における事業予定者を令和 5 年 9 月に決定し、令和 6 年 3 月に基本協定を締結した。
- ・土地利用に伴い発生が想定される交通需要に対応するため、周辺道路整備事業（市道五貫目第 33 号線（八王子街道）・瀬谷地内線・環状 4 号線）の事業進捗を図る。
- ・市西部地域の新たな交通や、広域防災拠点と直結した新たなインターチェンジの整備に向けた検討を進めている。
- ・GREEN × EXPO 2027 が旧上瀬谷通信施設地区で開催されるため、これを契機として、豊かな環境と共生した新たな活性化拠点を形成するなど、郊外部の新たな価値を創造するまちづくりを進める。



参考 3 (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園の計画

- ・公園を整備する「防災・公園地区」は、全体が GREEN × EXPO 2027 の会場となるため、先行して公園の基盤となる植栽や園路、パークセンター等の整備を進めており、並行して GREEN × EXPO 2027 の会場整備を行っていく。
- ・GREEN × EXPO 2027 の開催後は、「環境」と「防災」をテーマとした公園として、大規模災害時に全国から集まる応援部隊を受け入れるベースキャンプ機能などを有する広域防災拠点となるとともに、GREEN × EXPO 2027 の理念や取組を踏まえ、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルといった Green の領域に取組を拡大させた「新しい公園」を目指して検討を進めている。
- ・あわせて、公園となる国有地について、GREEN × EXPO 2027 開催後の取得時期や方法について引き続き協議を進める。

■公園の概要

・公園名称：(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園 ・面積：約 65ha

提案の担当 /

脱炭素・GREEN × EXPO 推進局上瀬谷整備推進部上瀬谷整備推進課長	蒲田 仁	TEL 045-671-2061
脱炭素・GREEN × EXPO 推進局上瀬谷交通整備部上瀬谷交通整備課長	守谷 俊輔	TEL 045-671-4606
脱炭素・GREEN × EXPO 推進局上瀬谷公園企画部上瀬谷公園企画課長	大窪 和人	TEL 045-671-4226
脱炭素・GREEN × EXPO 推進局上瀬谷整備推進部上瀬谷公園整備課長	岩間 貴之	TEL 045-671-4112

市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援

外務省、財務省、国土交通省、防衛省

- 1 市内米軍施設・区域の早期全面返還
- 2 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持・向上
- 3 跡地利用の具体化促進のための積極的な支援
- 4 根岸住宅地区の跡地利用に向けた地権者等との協議による課題整理と解決

現状

国

- (1) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとした、4施設・区域の返還方針が未合意。平成16年に6施設・区域の返還方針が合意されたが、根岸住宅地区と池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地2施設・区域は未返還。
- (2) 令和6年2月、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへ新編された第5輸送中隊の運用が開始。
- (3) 平成16年の返還合意施設のうち旧富岡倉庫地区は平成21年、旧深谷通信所は平成26年に返還が実現。
- (4) 根岸住宅地区では令和元年11月の日米合意に基づき日米共同使用による原状回復作業が開始。

横浜市

- (1) 返還方針が未合意の施設・区域については、市民・市会・行政が一体となり、国に対し早期全面返還を継続的に要請。
- (2) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの第5輸送中隊の新編に対しては、適時適切な情報提供と市民生活の安全・安心に影響を及ぼすことのないよう万全な対策を要請。
- (3) 旧深谷通信所については、市内に残された貴重な資産であることを踏まえ、広大な土地や立地特性等を生かして、地域の活性化、広域的課題の解決に向けた土地利用を推進。
- (4) 根岸住宅地区では、戦後70数年にわたって土地利用が制限されてきた民有地の地権者や、不便を強いられてきた周辺住民等の想いを汲み、跡地利用基本計画に基づき、事業化を検討中。

課題

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還が必要

既に返還方針が合意されている施設・区域に加えて、横浜港の中心に位置し、活力ある横浜を担う大きなポテンシャルを有する瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとした、返還方針が合意されていない施設・区域についても、早期の返還が必要。

2 市民の安全・安心を守るため、米軍施設等周辺に配慮した対応が必要

市民の不安を払拭するため、適時適切な情報提供と万全な対策が必要。

3 跡地利用の具体化を進めるには、米軍施設として長年提供されてきた経緯を踏まえた支援が必要

跡地利用にあたっては、戦後の接収以降、米軍施設として長年にわたって土地利用が制限され、多大な負担を被ってきた経緯を踏まえ、地域の課題や市全体の広域的な課題の解決に資するよう、国有地処分条件の特段の配慮、整備費の国庫負担等が必要。

4 根岸住宅地区の跡地利用の推進に向け様々な課題の解決が必要

- (1) 土地利用が可能な状態になるまでの維持管理や補償等の様々な課題に対し、国が経緯を踏まえて地権者と丁寧に協議し、理解を得ることが必要。
- (2) 根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する方々及び周辺住民の生活環境維持・改善に向け、経緯を踏まえた国の継続的な対応が必要。

提案・要望内容

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとした、返還方針が未合意の施設・区域の返還促進
- (2) 返還方針が合意されている、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地の早期返還

2 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持・向上

- (1) 在日米軍の活動に起因する事件・事故等への迅速かつ適切な対処
- (2) 市民生活の安全・安心に配慮した施設の維持管理等の徹底
- (3) 根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地における広域避難場所機能の確保
- (4) 特に瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックでの第 5 輸送中隊の運用に対しては、適時適切な情報提供と、市民に不安を与えるような訓練・演習、物資の備蓄等の基地使用を行わないこと

3 跡地利用の具体化促進のための積極的な支援

- (1) 財政的負担の軽減に向けた国有地処分条件の弾力的な運用
- (2) 土壌汚染の処理や存置物件の撤去等の迅速かつ確実な実施
- (3) 返還施設及び返還合意施設の地権者や周辺住民等への丁寧な説明・十分な情報提供
- (4) 跡地利用に必要な都市基盤の整備や維持管理等に対する国の費用負担

4 根岸住宅地区の跡地利用に向けた地権者等との協議による課題整理と解決

- (1) 原状回復作業について、地権者等と丁寧に協議し理解を得ながら安全・確実に進めること
- (2) 土地利用が可能となるまでの期間、暫定的に存置する工作物等に対する補償内容（撤去費）や支払方法等について、地権者と丁寧に協議し整理すること
- (3) 地区全体の土地権利関係の課題について、地権者と丁寧に協議し整理すること
- (4) 地権者が土地利用可能となるまでの補償や地区全体の土地の維持管理について、地権者と丁寧に協議し整理すること
- (5) 地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯及び周辺住民の生活環境維持・改善に向け、継続的に対応すること

参考 横浜市内の米軍施設・区域

◆鶴見貯油施設 18ha 国有(0%)

◆瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック 52ha 国有 43ha(81%) 水域 11ha

◆根岸住宅地区 43ha 国有 27ha(64%) **全部返還方針を合意済**

令和 3 年 3 月「根岸住宅地区跡地利用基本計画」策定。
計画に基づき、跡地利用の事業化に向けた検討を進めている。
「文教ゾーン」は横浜国立大学医学部等の再整備の最有力候補。

○旧富岡倉庫地区 3ha 国有 3ha(100%) (H21 年 5 月返還)

平成 23 年 7 月「旧富岡倉庫地区跡地利用基本計画」が策定されていますが、社会状況の変化や周辺土地利用の変化を踏まえ、跡地利用の検討を進めている。

○旧深谷通信所 77ha 国有 77ha(100%) (H26 年 6 月返還)

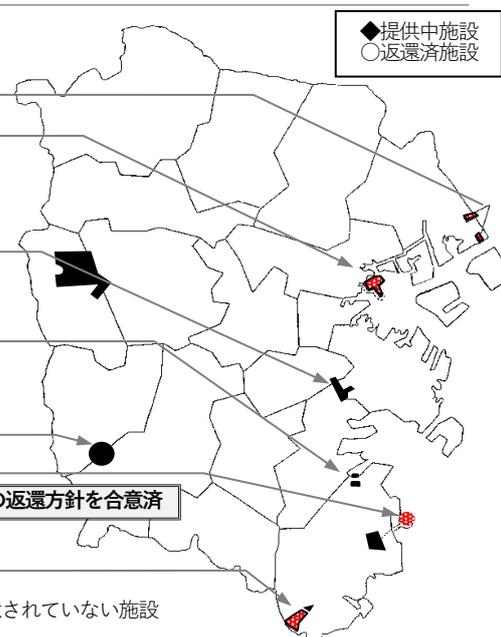
平成 30 年 2 月に「深谷通信所跡地利用基本計画」を策定。緑豊かな環境を生かした健康・スポーツの拠点形成を目指し、各施設の基本計画策定の手続きを進めている。

◆小柴水域 42ha

◆池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域) 37ha 国有 36ha(99%) **飛び地 (1ha) の返還方針を合意済**

大規模震災発生時の飛び地への確実な出入りなど、広域避難場所としての機能の確保に向けた国への要望を実施。

■ H16 に返還方針が合意された施設 ■ 返還方針が合意されていない施設



横浜都心・臨海地域における都市再生の推進

国土交通省

都市再生緊急整備地域である「横浜都心・臨海地域」で実施する都市基盤整や民間開発事業に対する支援の継続

現状

国

- (1) 地方公共団体が都市再生緊急整備地域において実施する都市再生の取組に対し、重点的に財政支援するとともに、国土交通大臣認定を受けた民間都市再生事業に対する金融・税制支援を通じて魅力ある都市拠点の形成を推進している。(現行の税制支援は令和 7 年度末までの時限措置)

横浜市

- (1) 関内・関外地区では、横浜市庁舎移転を契機に関内駅周辺で「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマに、一連の民間開発事業による活性化を進めている。令和 6 年に大規模アリーナである横浜 BUNTAI が開業し、令和 8 年の旧市庁舎街区のまちびらき、更に関内駅前港町地区・北口地区では、市街地再開発事業により、令和 12 年までに超高層ビル 2 棟が相次いで開業する予定である。これらの開発による来街者の増加に対し、回遊性の向上や歩行者の安全性・快適性を確保するため、歩行者デッキの整備及びみなど大通り等の再整備を進めている。
- (2) みなとみらい 21 地区では、令和 5 年に K アリーナ横浜が開業し、大規模街区 (60・61 街区) の事業者が決定するなど街区開発が積極的に行われている。合わせて、快適で回遊性の高い歩行者ネットワーク強化に資するよう歩行者デッキ整備 ((仮称) 高島水際線デッキ) を行うなど、ウォーカブルなまちづくりを進めている。
- (3) 横浜駅周辺では、西口の JR 横浜タワーや、横浜駅きた西口鶴屋地区等の大規模開発が完了し、東口のステーションオアシス地区市街地再開発事業の早期事業化に向け、開発機運が高まり始めている。また、広域交通結節点となる横浜駅交通ターミナル機能の再編や建物更新、帰宅困難者に対応した防災機能の確保などの検討を民間企業と連携して進めている。

課題

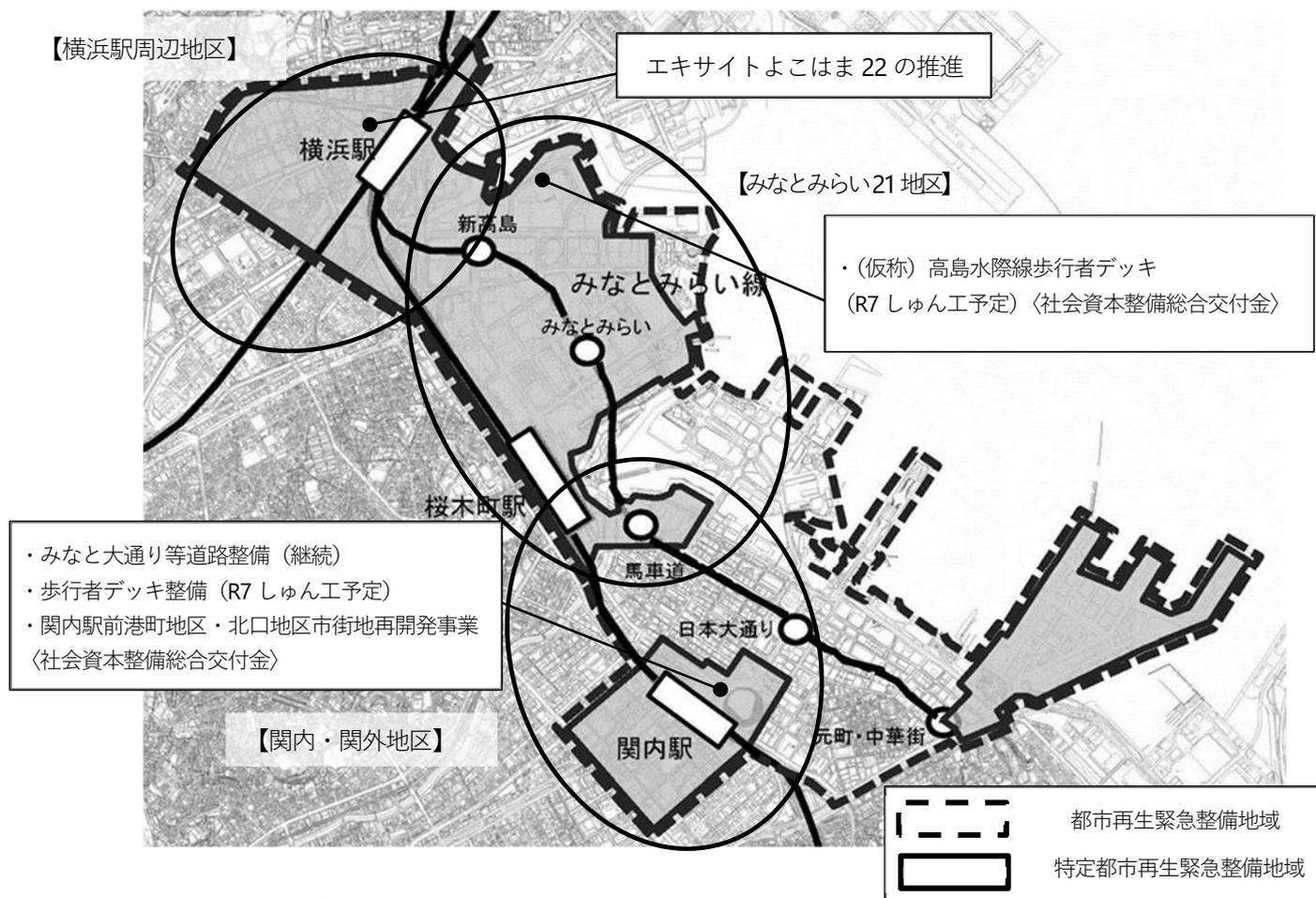
横浜都心・臨海地域におけるまちの魅力向上に向けた一層の支援が必要

- (1) 今後も人や企業を呼び込み都市の活力を向上させ、「世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心」を実現するためには、横浜市と民間事業者が行う都市再生の取組に対する支援が必要

提案・要望内容

- 1 都市再生緊急整備地域である「横浜都心・臨海地域」における、経済成長や都市の魅力・活力の向上と賑わい創出につながる事業に対する財政支援及び民間都市再生事業への税制・金融支援の継続

参考 「横浜都心・臨海地域」における具体的な整備事業等



<参考>各地区における主な都市再生の取組

横浜駅周辺地区	エキサイトよこはま 22 の推進、民間開発事業への支援、横浜駅西口駅前広場などインフラの整備
みなとみらい 21 地区	企業誘致、大規模街区等の開発促進、民間開発事業への支援、大規模集客施設の立地に伴う歩行者デッキなどインフラの整備
関内・関外地区	旧市庁舎街区の活用・再開発、民間開発事業者への支援、駅周辺や歩行者デッキなどインフラの整備



提案の担当／

都市整備局企画部企画課長	森 隆行	TEL 045-671-2007
都市整備局都心活性化推進部都心再生課長	中村 俊輔	TEL 045-671-3961
都市整備局都心活性化推進部都心再生課都心再生担当課長	島田 浩和	TEL 045-671-3972
都市整備局都心活性化推進部みなとみらい・東神奈川臨海部推進課長	浦山 大介	TEL 045-671-3679
都市整備局都心活性化推進部みなとみらい・東神奈川臨海部推進課担当課長	佐藤 行司	TEL 045-671-3501
都市整備局都心活性化推進部みなとみらい・東神奈川臨海部推進課担当課長	後藤 隆志	TEL 045-671-2672

国際コンテナ戦略港湾の取組の推進

国土交通省

- 1 コンテナ取扱機能強化のため D5 コンテナターミナル再整備をはじめとする本牧ふ頭再編、新本牧ふ頭・南本牧ふ頭の整備推進
- 2 国際コンテナ戦略港湾の国直轄事業に対する地方負担割合の低減
- 3 福利厚生施設等の充実による働きやすい労働環境への支援
- 4 物流機能を維持・向上させていくための DX の推進
- 5 国直轄事業による航路・泊地となる市有地や既存施設（上屋等）の補償
- 6 SOLAS 制限区域における確実な警備体制の確保に向けた支援

現状

世界

(1) 輸送効率向上のため船舶の大型化や寄港地の絞り込みが進展。

国・横浜市

(1) 国際コンテナ戦略港湾政策として「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の取組を推進。

課題

引き続き世界の海運動向に迅速かつ的確に対応していくことが必要

(1) 国際基幹航路等に就航するコンテナ船の大型化等に対応するため、大水深岸壁等の整備が必要。

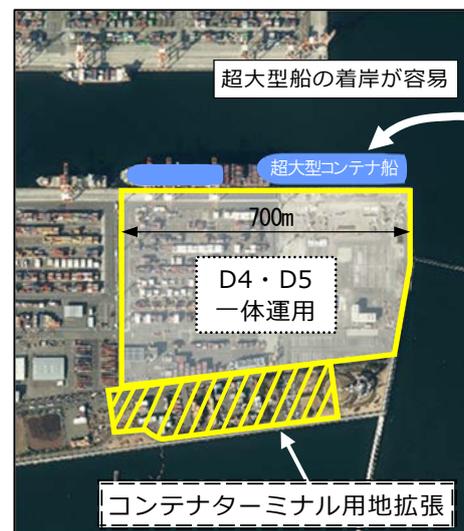
人口減少・超成熟社会の到来を踏まえ、働きやすく生産性の高い港づくりが必要

(1) 今後も物流機能を維持・向上させていくため、働きやすい環境の整備や DX の推進が必要。

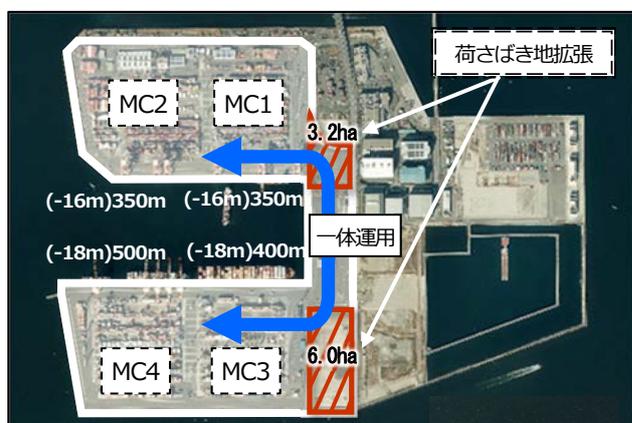
提案・要望内容

- 1 本牧ふ頭 D5 コンテナターミナル再整備、南本牧ふ頭コンテナターミナル整備に向けた用地取得と荷さばき地拡張、物流拠点としての新本牧ふ頭事業の推進
- 2 国際コンテナ戦略港湾の国直轄事業における地方負担割合低減。ターミナル用地の国有化の推進
- 3 港湾厚生施設の機能拡充・整備や港湾労働者の通勤環境改善等による働きやすく生産性の高い港づくりへの支援
- 4 荷役機械の遠隔操作などの実証事業推進や CONPAS の運用拡大への支援
- 5 本牧ふ頭の再整備に関連し、岸壁・航路・泊地とするために除却する市有地や支障となる既存施設の撤去に対する「国土交通省の直轄の公共事業の施行に伴う公共補償基準」の適用
- 6 SOLAS 制限区域の保安対策徹底のため、警備員の増員や労働環境改善に対する支援

参考1 本牧ふ頭・新本牧ふ頭における事業



参考2 南本牧ふ頭における事業



参考3 国直轄事業の地方負担割合

(新本牧ふ頭整備の例)

施設名称	負担割合	
	現在	要望
岸壁	3/10	➡ 3/10 以下
荷さばき地	1/3	
防波堤	1/3	
防波堤機能を有する 護岸	4.5/10	➡ 1/3 以下

提案の担当 / 港湾局港湾物流部物流企画課長
 港湾局政策調整部新本牧事業推進課長
 港湾局政策調整部政策調整課長
 港湾局港湾物流部物流運営課担当課長
 港湾局港湾管理部港湾管財課担当課長

川邊 哲也 TEL 045-671-2714
 石井 雅樹 TEL 045-671-7373
 荻原 浩二 TEL 045-671-2877
 山本 智 TEL 045-671-2919
 四方 圭 TEL 045-671-2867

クルーズ船受入れのための陸電設備の整備と回遊性向上

国土交通省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省

- 1 クルーズ船の受入れ機能強化のため、陸電設備の整備等への支援
- 2 港の賑わい創出や市内経済活性化のため、水上交通ネットワーク形成に寄与する水上交通拠点等の整備への支援
- 3 都心臨海部の一体化とアクセス強化のため、臨港幹線道路（新港地区～山下ふ頭～本牧ふ頭）の国直轄事業による整備

現状

世界

- (1) クルーズライン国際協会（クルーズ船社により構成された国際団体）は 2028 年までに就航船の約 7 割、2035 年までに全船を陸上から受電可能とし、港湾停泊中はエンジンを停止する予定。
- (2) 世界では欧米の多数の港でクルーズ船対応の陸電を導入済みで、中国、韓国でも導入が進む。

横浜市

- (1) 令和 5 年のクルーズ船の寄港回数は 171 回にのぼり 9 年ぶりの全国第一位。
- (2) 令和 5 年 9 月、日本のクルーズ船として初めて LNG 燃料や陸電受電装置を採用する新造エコクルーズシップ「飛鳥Ⅲ」の船籍港が横浜港に決定。

課題

クルーズの安定運航のため、陸電設備の整備、複数ターミナルへの同時着岸に向けた備えが必要

- (1) 世界のクルーズでは、陸電受電装置は標準仕様となりつつあり、令和 7 年度「飛鳥Ⅲ」の就航に向け大さん橋国際客船ターミナルに陸電（陸上から電力供給できる設備）が必要。
- (2) 船舶の電力周波数は地上と異なり、地上から提供する際に変換が必要である。整備費やランニングコストが大きな負担となるため、コストを削減するため大型蓄電池の活用の検討が必要。
- (3) クルーズ船同時着岸に向けた CIQ（出入国管理、税関、検疫）のための機材や人員の確保が必要。

観光により市内経済を活性化するためには、来街者の回遊性を向上させる取組が必要

- (1) 都心臨海部における水上交通のための発着拠点や航路の充実が必要。

都心臨海部の一体化と埠頭間のアクセス強化が必要

- (1) 港湾計画に位置付けた臨港幹線道路の国直轄事業による整備が必要。

提案・要望内容

- 1 クルーズ船の受入れに向けた、周波数変換装置及び大型蓄電池の整備をはじめとする**陸電設備の整備に対する支援**。複数ターミナルへのクルーズ船同時着岸に向けた受入れ機能強化への支援
- 2 水上交通ネットワーク形成に寄与する**新たな水上交通拠点（栈橋等）の整備**への支援
- 3 都心臨海部の一体化と埠頭間のアクセス強化のため、**臨港幹線道路の国直轄事業による整備**

花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進

国土交通省、財務省

- 1 花と緑を生かした都市の魅力や賑わいを高める取組への支援の拡充
- 2 都市部のまとまった緑の確実な保全、都市基盤整備の推進のための支援の拡充

現状

国

- (1) 地域の活性化等を図るため、ガーデンツーリズム登録制度を創設(令和元年度)、情報発信を強化。2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)の開催に向け、準備を着実に推進。
- (2) 気候変動への対応や生物多様性の確保、Well-beingの向上等の社会的要請に対応するための重点的な取組として、地方公共団体等による緑地の保全・整備の推進等のまちづくりGXを推進。
- (3) 「グリーンインフラ推進戦略2023」の策定、「グリーンインフラ実践ガイド」の公表(令和5年度)、グリーンインフラ官民連携プラットフォーム(令和元年度創設)での調査・研究など、あらゆる分野・場面でグリーンインフラの普及・実装を推進。

横浜市

- (1) 花と緑を生かし、都市の魅力・賑わいを創出する「ガーデンネックレス横浜」(ガーデンツーリズム第1回登録)は、事業者・地域・商店街等との連携により地域活性化に貢献。さらに、多様な世代の市民や企業等の花や緑に対する関心を高め、GREEN×EXPO 2027の機運醸成を推進。
- (2) 市民税の超過課税である「横浜みどり税」を財源とする「横浜みどりアップ計画」において、緑地保全制度に基づく民有緑地の保全のため、固定資産税等の軽減、維持管理支援、買入れ申し出への対応等を推進。
- (3) グリーンインフラを活用した持続可能で魅力的な都市づくりを推進するため、公園事業と下水道事業等が連携した雨水浸透機能向上、公共公益施設・民間建築物等の緑化を推進。
- (4) 都市部の緑の保全・創造や市民が保全した緑に関わるきっかけづくり、公園愛護会活動への支援強化など、豊かな緑を生かして、都市の魅力や価値を高めるため、多様な利活用を推進。

課題

花と緑を生かした都市の魅力や賑わいを高める取組への支援の拡充が必要

- (1) 横浜の更なる賑わい、GREEN×EXPO 2027の機運醸成のため、各庭園の特色や魅力を高める環境整備、全国のガーデンツーリズムに登録された協議会間の連携による国内外への情報発信の更なる強化等が必要。

都市部のまとまった緑の確実な保全、都市基盤整備の推進が必要

- (1) 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新には、相続を契機とした民有緑地の転用・売却が課題であり、相続時の負担軽減等を行うとともに、緑地としての機能の維持増進が必要。
- (2) グリーンインフラを活用した持続可能な都市基盤整備の推進には、自然環境が有する多様な機能や効果に関する定量的な評価が課題。

提案・要望内容

- 1 ガーデンツーリズムによる地域の活性化、GREEN×EXPO 2027 の機運醸成に向けて、花と緑による都市の魅力創出や魅力発信、多言語対応等の受入環境の整備等への支援の拡充、ガーデンツーリズムに登録された協議会間の広域的な連携への支援、国による国内外への情報発信の強化
- 2 都市部のまとまった緑の確実な保全、都市基盤整備の推進のための支援の拡充
 - (1) 貴重な都市緑地の積極的な保全・創出を図るための、税制上の負担軽減措置等の拡充
 - ・ 特別緑地保全地区や近郊緑地特別保全地区に指定された緑地について、相続税の農地と同様の納税猶予制度の創設、公有地化に伴う譲渡所得に対する所得税の特別控除額の引上げ
 - ・ 借地公園について、相続税の評価の控除割合の緑地並みへの引上げ、相続税の農地と同様の納税猶予制度の創設
 - ・ 公園緑地事業の用地として国有財産の買取を希望する地方自治体に対する、国有財産の 1/3 を無償貸付する優遇措置の全面適用
 - (2) グリーンインフラの定量的な評価・効果検証手法の構築

参考 1 横浜市のガーデンツーリズムの推進

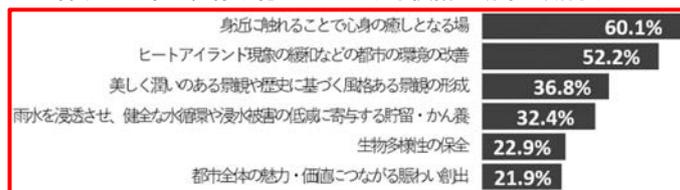
ガーデンネックレス横浜 2024 の開催状況



メイン会場：みなとエリア、里山ガーデン
 全市展開：18区で区独自の花や緑の取組
 ・ 民間事業者や飲食との連携、日本家庭園芸普及協会等と連携したイベント等を実施
 ・ GREEN×EXPO 2027 の PR、ブースの設置等 [2023 実績]
 メディア露出件数 1,795 件〈前年比約 3 倍〉
 広告換算額 14 億円〈前年比同等〉

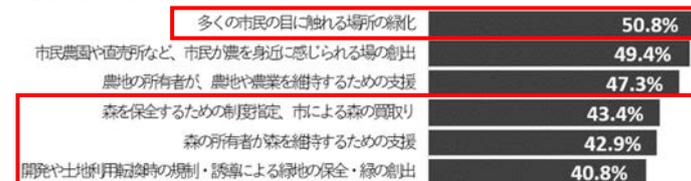
参考 2 都市部の緑に対する要請

〈暮らしの中で、緑や花にどのような役割・効果を期待するか〉



横浜の緑に関する市民意識調査（令和 4 年）
 上位 6 回答を抜粋 n=1,785 3 つまで回答

〈横浜は緑や花に関わる取組として、何をすべきか〉

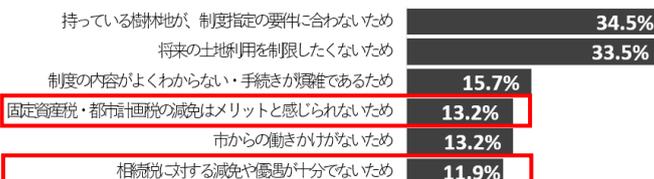


横浜の緑に関する市民意識調査（令和 4 年）
 上位 6 回答を抜粋 n=1,785 複数回答

参考 3 横浜市におけるグリーンインフラの推進



〈樹林地の緑地保全制度の指定を受けていない理由〉



横浜の緑に関する土地所有者意識調査（令和 4 年）
 10%以上の回答を抜粋 n=629 3 つまで回答

〈国有財産の買取を希望する地方自治体に対する優遇措置の全面適用〉

【現状】	国補助金 1 / 3	自治体負担分 2 / 3
【提案内容】	国から無償貸付 1 / 3	国補助金 2 / 9 自治体負担分 4 / 9

道路における防災・減災、国土強靱化の対策推進

国土交通省

- 1 道路事業における国土強靱化関係事業の推進に向けた支援
 - (1) 5か年加速化対策に必要な予算の確保と対策期間後における継続した支援
 - (2) 災害対策の更なる加速に向けた交付金制度の重点配分対象の拡大
 - (3) 事業費の確保
- 2 無電柱化の推進に向けた財源確保
 - (1) 無電柱化の推進に向けた財源確保
 - (2) 省スペース・低コスト手法の導入及び地上機器地下化等の普及・実用化

現状

国

- (1) 激甚化・頻発化する地震災害等への対応、今後加速度的に進行するインフラの老朽化対策等について、取組を加速化・深化を図り、強靱な国土づくりを進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和2年12月に閣議決定。
- (2) 老朽化対策状況の更なる見える化を図るため、直近5年間の判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設の点検結果等を地図上で閲覧できる「全国道路施設点検データベース」を公開。
- (3) 無電柱化推進計画において「電線管理者は、国及び地方公共団体と連携しつつ、地上機器や特殊部のコンパクト化・低コスト化について主体的に技術開発を進める」としている。

横浜市

- (1) 平成31年3月「横浜市強靱化地域計画」、平成30年12月「横浜市無電柱化推進計画」を策定。現在、本体工事に着手する路線が増えており、財源確保が必要。
- (2) 市が管理する橋梁1,722橋（橋長15m以上の橋梁は866橋）のうち、健全度Ⅲ判定のものは172橋、歩道橋326橋のうち、健全度Ⅲ判定のものは48橋ある。これらを早期に修繕し、予防保全型管理への移行を目指している。
- (3) 令和6年能登半島地震を受け、緊急物資の輸送機能の確保や円滑な応急対策活動のための緊急輸送路の整備や地震対策（道路がけの防災対策や橋梁・歩道橋の耐震化等）など、災害対策の取組を「地震防災対策強化パッケージ」として推進。これまでの災害対策に加えて、令和6年度から新たに緊急輸送路などの道路がけについて、4年間で集中的に対策を実施。

課題

国土強靱化の推進に向けては、中長期的な視点での支援が必要

- (1) 国土強靱化に関する交付金制度は、災害時にも地域の輸送等を支える道路整備のうち、早期に効果の発現が見込める事業が重点要件となっているが、現行、対象外である中長期的に取り組む事業（緊急輸送路整備や地震対策等）も、国土強靱化の推進に向けては、必要不可欠。
- (2) 強靱な国土づくりの実現のためには、5か年加速化対策及びそれ以降の継続した支援が必要。

無電柱化事業を推進するための支援が必要

- (1) 災害時の救急活動や応急復旧の速やかな展開など、無電柱化の効果を早期に発現させるためには、本体工事实施のための予算確保が必須。

- (2) 引き続き事業を推進するためには、直接埋設や小型ボックス活用埋設等の省スペース・低コスト手法の導入及び歩行空間確保に資する地上機器のコンパクト化・地下化の普及・実用化が必要。

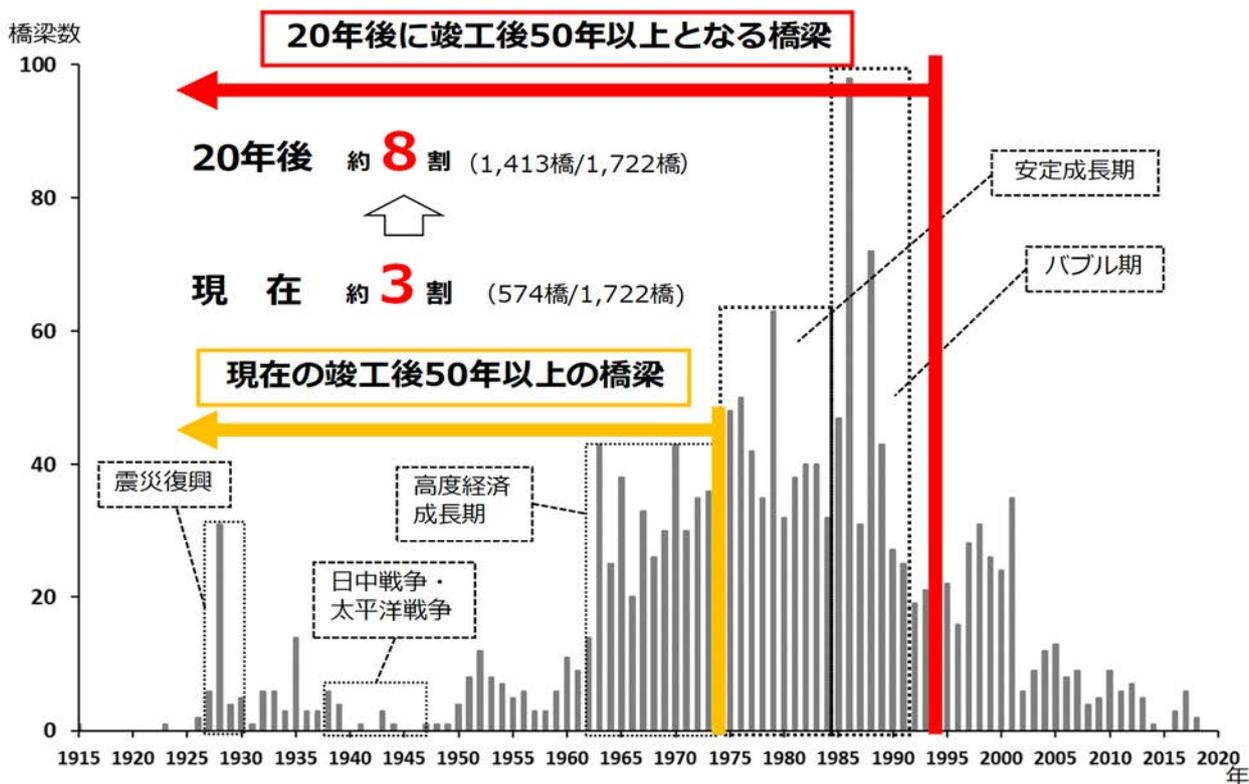
提案・要望内容

- 1 道路事業における国土強靱化関係事業の推進に向けた支援
 - (1) 道路施設の老朽化対策をはじめ、国土強靱化対策を推進するために必要な当初予算を含めた財源の確保及び、5か年加速化対策後の継続した財源の確保
 - (2) 緊急輸送路をはじめとする幹線道路ネットワークの構築や橋梁の耐震化などの地震対策等における中長期的な取組を、道路事業における国土強靱化関係事業の推進に向けた交付金制度の重点配分の対象に追加
 - (3) 国土強靱化地域計画に基づく事業として実施している、桂町戸塚遠藤線及び鴨居上飯田線の整備に係る事業費の確保
- 2 無電柱化の推進に向けた支援
 - (1) 無電柱化事業の事業費確保のための財政支援の継続
 - (2) 省スペース・低コスト手法及び地上機器コンパクト化・地下化の普及・実用化

参考 横浜市の橋梁老朽化対策の課題

市が管理する橋梁 1,722 橋のうち、約 83%にあたる 1,413 橋が 20 年後に竣工後 50 年以上となり、適切な修繕を行わなければ事故や通行止めのリスクが増大するため、現状の事後保安全管理型から、予防保全型管理への転換を目指し、コスト縮減を図りながら、効率的な維持管理を実施していく必要がある。

施工後 50 年以上の橋梁数と全体に占める割合



提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長
道路局計画調整部企画課長

故島 哲朗 TEL 045-671-2937
金子 真嗣 TEL 045-671-2746

防災・減災、国土強靱化のための流域治水対策の推進

国土交通省

- 1 河川事業の流域対策の推進に向けた必要な予算の確保
- 2 5か年加速化対策期間後における継続した支援

現状

国

- (1) 頻発・激甚化する水害に対してあらゆる関係者が協働する「流域治水」へ転換し、全ての一級水系で流域治水プロジェクトの策定を行い、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速。
- (2) 激甚化・頻発化する水災害や切迫する地震災害等への対応、今後加速度的に進行するインフラの老朽化対策等について、取組を加速化・深化を図り、強靱な国土づくりを進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和2年12月に閣議決定。

横浜市

- (1) 令和元年9月の大雨では、住宅等が近接する未改修河川で浸水被害が発生。
- (2) 令和3年9月に神奈川県と共同し、境川水系・帷子川水系・大岡川水系の流域治水プロジェクトを公表、同年3月に公表済である鶴見川水系と合わせて流域治水を推進。
- (3) 上記プロジェクトにおいて、横浜市の役割として、ポンプ場や雨水貯留施設等の整備を行う下水道事業と護岸整備や河道掘削等を行う河川事業が位置付けられている。
- (4) 令和6年4月より激甚化する自然災害に対応するため、流域治水の基盤となる下水道事業と河川事業を推進する「下水道河川局」を新設。

課題

未改修区間の早期改修及び、更なる治水安全度の向上を目指した河川整備水準の向上が必要

- (1) 護岸整備率が低い河川の未改修区間で、現在でも浸水被害が発生しており、早急な改修が必要。
- (2) 近年、地球温暖化に伴う浸水リスクが急激に高まっていることから、河川の整備水準をこれまでの時間降雨量約50mmから約60mmへ引き上げ、更なる治水安全度の向上が必要。

河川事業の流域対策の推進に向けた予算の確保が必要

- (1) ここ数年、個別補助と交付金によって所要額を確保している。河川における流域治水対策を推進するため、引き続き所要額の確保が必要。

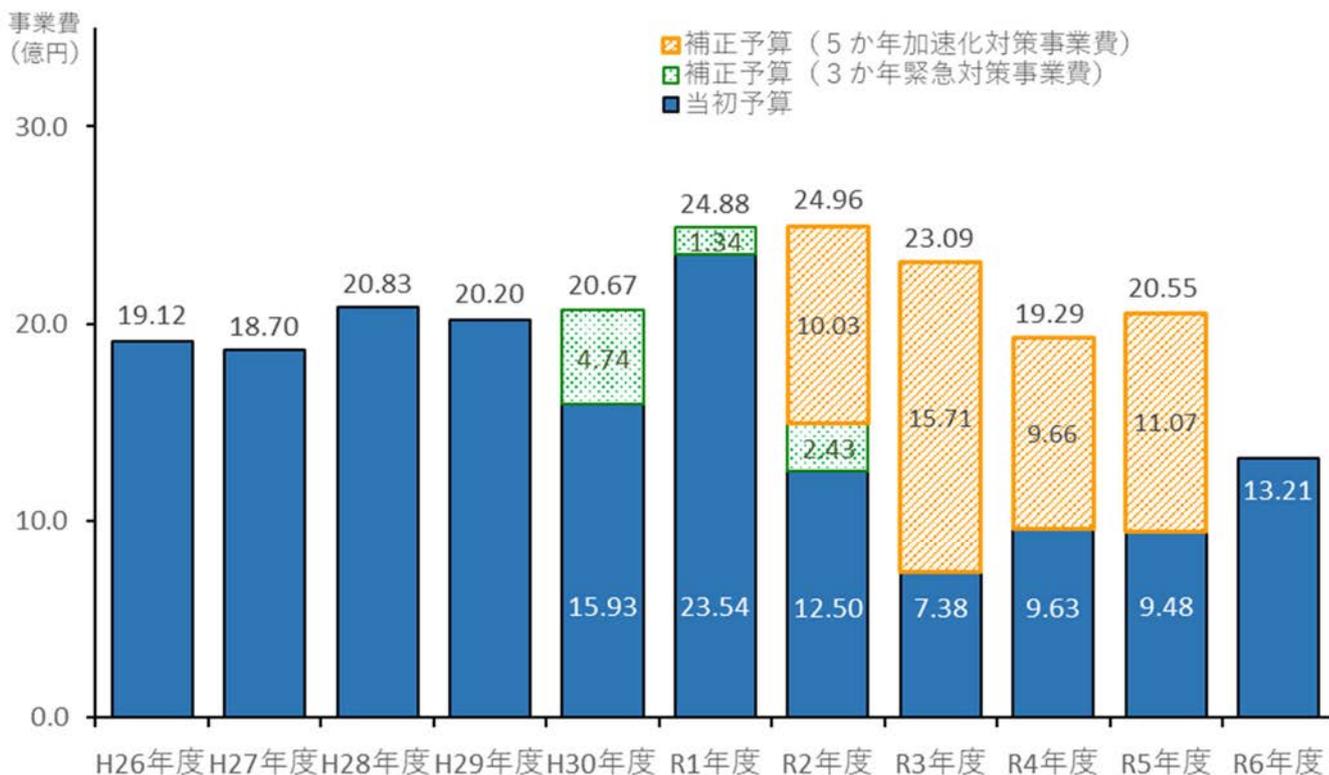
国土強靱化の推進に向けては、中長期的な視点での支援が必要

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は、令和7年度までの措置となっており、その後の措置が不透明であるが、強靱な国土づくりの実現のためには継続した支援が必要。

提案・要望内容

- 1 防災・減災、国土強靱化のための流域治水対策を推進するために、河川事業における**必要な財源の確保**
- 2 **5か年加速化対策後の継続した財源の確保**

参考1 河川補助事業の予算推移



参考2 未改修区間における被害発生状況

都市基盤河川改修事業

- ・帷子川 (護岸整備率: 72.6%)
 床上・床下浸水 31 戸 (平成 25 年 4 月 6 日大雨)
 床上・床下浸水 18 戸 (平成 26 年台風 18 号)
- ・今井川 (護岸整備率: 71.7%)
 床上・床下浸水 114 戸 (平成 16 年台風 22 号)



準用河川改修事業

- ・日野川 (護岸整備率: 45.4%)
 床上・床下浸水 45 戸 (令和元年 9 月 3 日大雨)



持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援

国土交通省、財務省

- 1 強靱な都市づくりに向けた浸水対策・地震対策・老朽化対策に対する支援の強化
- 2 脱炭素に資する下水道施設の改築に対する支援の強化
- 3 持続可能な社会の構築に向けた下水道資源の有効活用に対する支援

現状

国

- (1) 令和2年6月、「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」において、都市浸水に対する早期の安全度の向上や下水道施設の耐水化の推進等を提言。
- (2) 令和2年11月、財政制度等審議会において、「雨水公費・汚水私費」の原則を踏まえ、汚水処理に要する費用を使用料で賄い公費の投入を抑える議論が進められている。
- (3) 令和2年12月、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」閣議決定。
- (4) 令和3年5月、流域治水関連法公布、同年11月までに順次施行。下水道を含めた流域全体でのハード対策等、流域治水の実効性を高める法的枠組みを整備。
- (5) 令和3年10月、地球温暖化対策計画を改定。2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けることとしている。
- (6) 令和4年12月、食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において食料安全保障強化政策大綱を決定。2030年までに下水汚泥資源等の肥料利用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の割合拡大に係る目標を設定。

横浜市

- (1) 気候変動の影響で記録的な暴風・波浪・大雨が発生。災害対策への市民の関心も高まっている。
- (2) 汚泥処理の集約化、PFI事業、ノズルカメラによる調査等経営の効率化に向けて積極的に推進。
- (3) 設備更新に併せ高効率・省エネルギー機器を導入する等、多量のエネルギーを必要とする下水処理において、温室効果ガス排出削減に取り組んでいる。
- (4) 気候変動に伴う浸水対策や、老朽化した下水道施設の更新、脱炭素化等への対応のため、下水道整備費が増加。
- (5) B-DASH事業に採択されたリン回収に関する実証事業を開始し、下水汚泥資源の肥料原料としての活用や肥料の流通に向けた仕組みづくりを推進。
- (6) 下水道と河川が一体となった「流域治水」や膨大な下水道施設のアセットマネジメントに強力に取り組むため、令和6年4月に「下水道河川局」を新設。

課題

強靱な都市づくりの資する浸水対策・地震対策・老朽化対策の推進のため確実な財源確保が必要

- (1) 横浜駅周辺をはじめとする都市機能が集積する地区や郊外部の雨水幹線、雨水排水施設の耐水化等計画的な基盤整備による浸水対策の着実な推進のため、所要額の確保が必要。
- (2) 地震災害による市民生活への影響を最小化するため、令和6年能登半島地震も踏まえ、引き続き、災害時のトイレ機能の確保と下水道施設の耐震化を推進するため、所要額の確保が必要。
- (3) 下水道施設の老朽化による汚水処理機能の低下は、市民生活や経済活動へ甚大な影響を与えるため、所要額の確保が必要。

脱炭素に資する下水道施設の改築を推進のため確実な財源の確保が必要

- (1) 公衆衛生の確保や温室効果ガスの排出量の少ない汚泥焼却炉の導入、下水処理の省エネルギー化による温室効果ガス排出削減など下水道が担う公共的・公益的役割の維持・向上のため、下水道施設の改築に係る所要額の確保が必要。

持続可能な社会の構築に資する下水道資源の活用に対し、継続的な支援が必要

- (1) 下水道汚泥の肥料利用を推進するためには、肥料開発の継続な支援とともに、安定的な流通経路の確保が必要。

提案・要望内容

- 強靱な都市づくりに向けた浸水対策・地震対策・老朽化対策に対する支援の強化
 - 都市の強靱化につながる浸水対策や地震対策、老朽化対策のハード整備を引き続き推進するため「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る下水道事業における所要額の確保および必要な額の確実な配分
 - 下水道事業を継続的かつ計画的に実施し、安定的に汚水処理機能を確保していくため、下水道施設の改築に係る国費負担の継続
- 温室効果ガス排出削減等地球温暖化対策にも寄与する下水道施設の改築に係る所要額の確保
- 下水道資源の肥料利用拡大に向け、肥料開発および流通経路確保の支援

参考1 雨水幹線の整備



図1：新羽末広幹線（Φ3,000mm～8,500mm）

参考2 横浜市行政における下水道事業の温室効果ガス排出割合

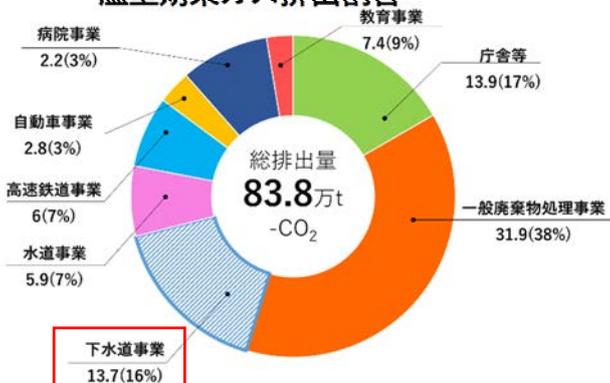
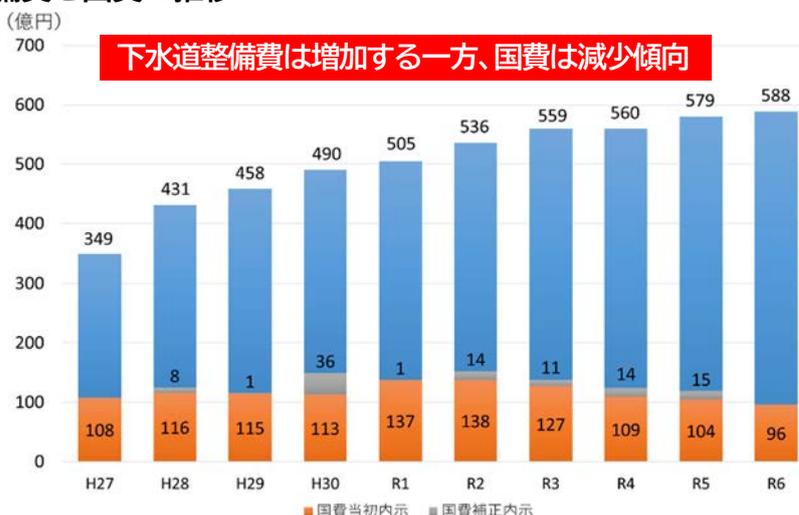


図2：横浜市役所温室効果ガス排出状況（2021年実績）

参考3 下水道整備費と国費の推移



大規模地震に備えた水道施設の更新・耐震化への支援

国土交通省

- 1 水道施設の更新・耐震化の推進に対する財政措置の強化及び水道事業の運営基盤強化に向けた継続的な財政支援
- 2 水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援制度の創設

現状

国

- (1) 「国土強靱化基本計画」に基づく「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和3～7年度）」（令和2年12月11日閣議決定）の重点対策の一つに、「水道施設の耐災害性強化対策及び上水道管路の耐震化対策」を掲げ、同取組を加速化・深化。
- (2) 令和6年度より水道整備・管理行政の機能強化を目的に、社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省に、厚生労働省所管の水道整備・管理行政を移管。

横浜市

- (1) 節水機器の普及・高性能化、企業のコスト削減、今後の人口減少に伴い、使用水量は一層減少。
- (2) 水道施設の老朽化が進んでおり、浄水場の再整備や管路の更新・耐震化、保全・維持管理を推進。
- (3) 水道施設の更新・耐震化の資金確保のため、**企業債充当率の見直し**（令和6年度以降、40%→50%程度）を実施。

課題

水道施設の耐震化の推進や運営基盤の強化に対する財政措置の強化や継続的な支援が必要

- (1) 令和6年能登半島地震では、**水道施設が被害を受け、広範囲で長期間断水が発生した**。首都直下地震など切迫する大規模地震に備え、水道施設の更新・耐震化に向けた財政措置の強化が必要。
- (2) 「防災・安全交付金」は、「**水道料金が平均以上であること**」や「**法定耐用年数以内の施設であること**」などが採択基準として定められており、要件の緩和・拡充が必要。
- (3) **西谷浄水場再整備事業は長期にわたり多くの費用が必要**であり、交付を受けている「水道施設再編推進事業」については、制度の継続と交付要望額の予算確保が必要。

水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援の確立が必要

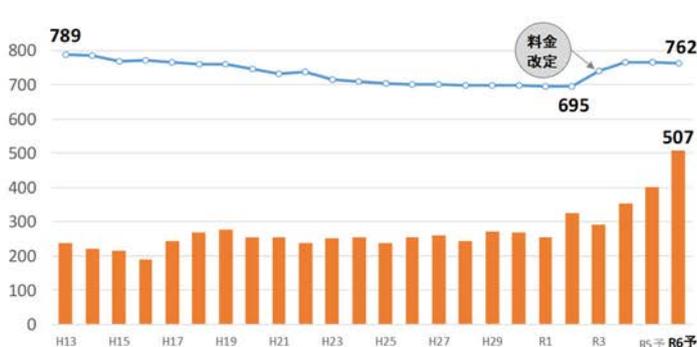
- (1) 老朽化した浄水場等の更新や長寿命化を図るための事業及び水道システムの再構築事業を対象とする新たな補助金・交付金制度の創設が必要。

提案・要望内容

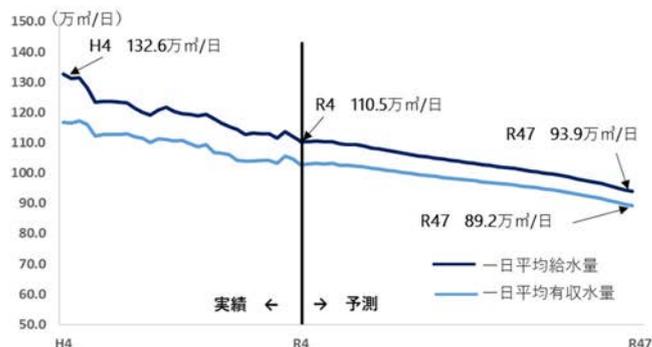
- 1-1 水道施設における災害対策を推進するため、**防災・安全交付金の採択基準の緩和や対象施設の拡充、並びに交付率の引上げ**による財政措置の強化
- 1-2 水道事業の運営基盤強化を図るため、「**水道施設再編推進事業**」の継続と交付要望額の予算確保
- 2 **アセットマネジメントによる水道施設の更新及び長寿命化事業**並びに、近隣水道事業者と連携しバックアップ機能強化と併せた施設の統廃合を行う**再構築事業に対する財政支援制度の創設**

参考 1 財政状況と給水量の見込み

- 水道料金収入の減少や物価高騰等の影響により、財政状況は依然厳しい状況にある。
- 多くの水道施設が更新期を迎え、更新費用の増大が見込まれている。
- 横浜市では人口が減少に転じており、令和47年度の給水量は約17万m³/日減少する見込み。



水道料金収入と建設改良費の推移



一日平均給水量と一日平均有収水量の実績と予測

参考 2 西谷浄水場の再整備

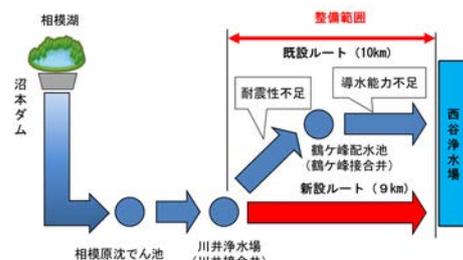
- 「自然流下系施設の優先的整備」方針に基づき、川井浄水場（平成25年度完成）に続き、西谷浄水場の再整備に着手
- DB や DBO 方式の採用により民間の技術・ノウハウを活用するとともに、工程の短縮や事業費の縮減を図る

	R3	R4	～	R8	R9	～	R14	～	R22
浄水処理施設 (DB方式) 616億円		R4年4月契約 R14年度完了(見込) 契約期間はR22年度まで							
排水処理施設 (DBO方式) 55億円*		R3年6月契約 R9年度完了(見込) 契約期間はR10年度まで*							
相模湖系導水路 (DB方式) 284億円		R3年4月契約 R9年度完了(見込) 契約期間はR14年度まで							

※運営（運転・維持管理）分等を除く事業費と契約期間



「西谷浄水場再整備事業」の整備範囲



「相模湖系導水路改良事業」の整備範囲

参考 3 耐震化の現状と見通し

- 導水施設・浄水施設・配水池の耐震化率は、西谷浄水場の再整備及び、小雀浄水場の廃止により、令和22年度末に100%となる予定
- 高度経済成長期に布設した管路の更新需要が増加するため、横浜市独自の想定耐用年数を基に、適切に更新の前倒しや先送りを行うことで、事業量を平準化して更新・耐震化を推進
- 災害時に大きな影響を及ぼす可能性がある大口径管路（主に口径400mm以上）や、震度7・液状化が推定される地域に布設された管路の耐震化のペースを早め、これらの管路の40年後の耐震率100%を目指す（令和5年度末）

施設	導水施設	浄水施設	配水池等	送配水管 (全口径)	送配水管 (主に口径400mm以上)
耐震化率	69%	51%	96%	33%	52%

地震防災対策等の強化について

国土交通省、総務省

- 1 木造密集市街地における火災・延焼対策に向けた支援の拡充
- 2 地震対策等の継続的な推進に向けた防災・減災対策関連の地方債の事業期間延長等による財政支援

現状

国

- (1) 「国土強靱化基本計画」に基づく「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、地震対策の推進等を重点対策に位置づけ、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めている。
- (2) 1月1日に発生した能登半島地震では、地震による建物倒壊や津波に加え、火災により多くの被害が発生した。大規模な火災が発生した輪島市の中心市街地は、木造建築物が多く、1か所の火元から約5haもの範囲に延焼が広がった。
- (3) 東日本大震災等を教訓として、平成23年度以降、地方単独事業等を対象とした緊急防災・減災事業債をはじめ、防災・減災対策関連の地方債メニューが創設された。その後、対象事業の拡充や期限の延長がなされ、直近では令和6、7年度までの時限措置となっている。

横浜市

- (1) 令和6年能登半島地震を受け、建物の倒壊等による被害防止や火災による被害の軽減等に向けた災害対策の取組を「地震防災対策強化パッケージ」として推進。また、今回の震災で顕在化した課題を踏まえ、今後の震災対策の指針となる新たな地域防災戦略の策定に取り組んでいる。
- (2) 令和5年度から14年度までを計画期間とする「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」に基づき、密集市街地の建築物の不燃化や道路、公園などの延焼拡大防止に効果のある基盤整備等に取り組んでいる。
- (3) 防災・減災対策の実施にあたり、厳しい財政状況の中、地方債を活用しながら、必要財源の確保に取り組んでいる。

課題

老朽建築物の除却・建替えを進めるためには建替えに対する財政措置等の拡充が必要

- (1) 住宅市街地総合整備事業の交付金制度では、除却に対する交付金は十分であるのに対し、建替えに対する交付上限額は実際の費用に見合っておらず、地域の建物更新が進まない要因の1つとなっている。

防災・減災対策を推進するために財源確保が必要

- (1) 緊急防災・減災事業債等の防災・減災関連の地方債については、地方自治体にとって重要な財源であるが、時限措置のものも多く、地震対策等を進めていく上での懸念材料となっている。

提案・要望内容

- 1 木造密集市街地での老朽化した木造建築物対策の促進に向け、**住宅市街地総合整備事業における建替えの交付上限額を引き上げる**とともに、**国庫負担割合を一律 1/2 へ引き上げる**など地方自治体への支援を拡充すること
- 2 地方自治体が防災・減災対策を継続的に実施・強化していくため、時限措置とされている緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債について、**事業期間を延長するなど、必要な財政措置を行うこと**

参考 1 木造密集市街地における防災・減災の主な取組

建替えの交付金額が低いことが、建物更新が進まない要因の1つとなっている



参考 2 防災・減災対策関連の地方債

地方債の名称	対象事業	事業期間
緊急防災・減災事業債	実施する緊急性が高く、即効性のある防災・減災対策のための施設整備等	令和3年度～ 令和7年度
緊急自然災害防止対策事業債	緊急的に自然災害防止のために実施する防災インフラの整備（道路防災、治山、砂防、河川等）	令和3年度～ 令和7年度
緊急浚渫推進事業債	緊急的に実施する必要がある河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）	令和2年度～ 令和6年度
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等	令和3年度～ 令和7年度

高速道路の整備推進

国土交通省

- 1 横浜環状南線・横浜湘南道路及び IC アクセス道路等の整備推進
 - (1) 地域の安全安心と施工の安全を最優先とした早期開通への整備推進
 - (2) トンネルの掘進状況を踏まえつつ早期の開通時期明示
 - (3) 本線の事業費増加分に対するコスト縮減や地方負担軽減対策の検討
 - (4) 横浜環状南線の脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進
 - (5) IC アクセス道路等の事業費確保

現状

国

- (1) 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、圏央道で唯一開通時期が示されていない区間。
- (2) 令和4年8月4日、圏央道連絡調整会議において、横浜環状南線及び横浜湘南道路の開通時期の見直しについて公表。
- (3) 令和5年1月18日、事業評価監視委員会において、横浜環状南線及び横浜湘南道路の事業費の大幅な増額について公表。

横浜市

- (1) 横浜環状南線及び横浜湘南道路の完成により、国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力が強化され、保土ヶ谷バイパス等市内幹線道路の混雑緩和が見込まれる。
- (2) 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、有料道路事業と直轄国道事業の合併施行であり、事業費の増額は市の財政負担に大きな影響。
- (3) 本線の整備効果を最大限に発揮させるために、IC アクセス道路等の一部について、個別補助制度を活用し計画的かつ集中的に整備中。
- (4) 横浜環状南線の環境影響評価の手続きにおいて、脱硝装置の導入を市長意見として出したほか、地元からの請願が横浜市会において全会一致で採択。

課題

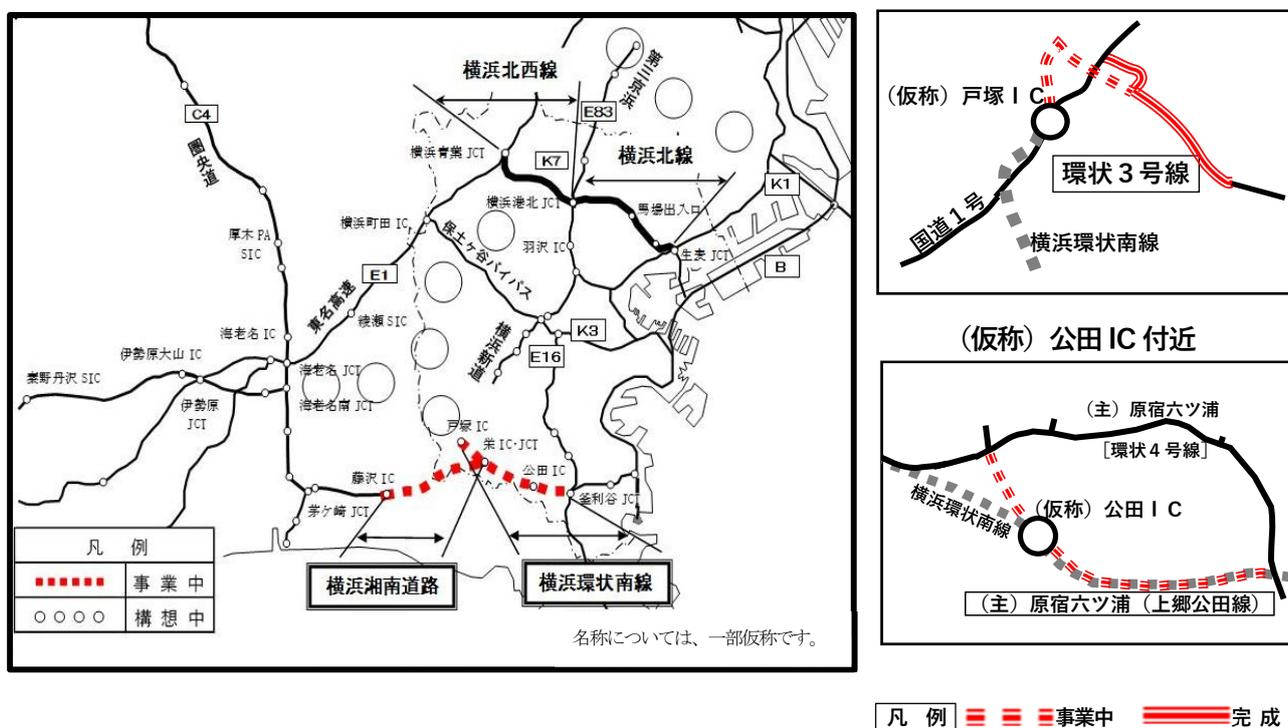
生産性の高い物流ネットワーク構築のため、横浜環状南線・横浜湘南道路の早期開通が必要

- (1) 経済の好循環をもたらす圏央道の整備効果を十分に発揮するため、**未整備区間である横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通が必要。**
- (2) 本線及び IC アクセス道路等の早期整備を通じてストック効果を最大限に発現するため、国と地方が一体となった連携が必要。

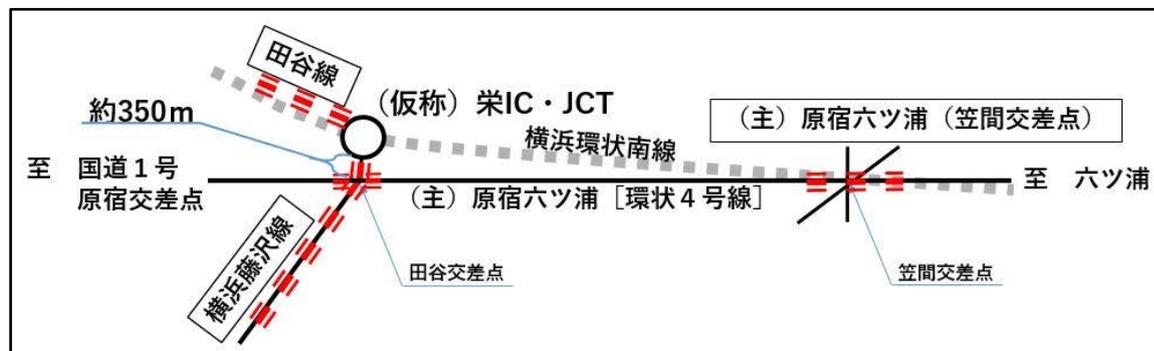
提案・要望内容

- 1 横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通及び IC アクセス道路等の整備推進
 - (1) 地域の安全安心と施工の安全を最優先とした**早期開通への整備推進**
 - (2) トンネルの掘進状況を踏まえつつ**早期の開通時期明示**
 - (3) 本線の事業費増加分に対する**コスト縮減や地方負担軽減対策の検討**
 - (4) **横浜環状南線の整備における脱硝装置の設置等**、環境に配慮した取組の推進
 - (5) **IC アクセス道路**（環状3号線、市道下倉田第406号線（田谷線）、横浜藤沢線、主要地方道原宿六ツ浦（上郷公田線））及び**通学路整備と併せ IC アクセスにも資する道路**（主要地方道原宿六ツ浦（笠間交差点））の整備に係る**事業費の着実な確保**

参考1 横浜環状南線・横浜湘南道路 IC アクセス道路位置図



参考2 (仮称) 栄 IC・JCT アクセス道路等位置図



市内幹線道路等の整備と連続立体交差事業の推進

国土交通省

- 1 連続立体交差事業の推進
- 2 幹線道路ネットワーク整備への支援拡充と道路関係予算の更なる拡大
- 3 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の推進
- 4 子どもの移動経路における交通安全対策に資する幹線道路等整備に対する支援
- 5 直轄国道の整備推進及び補助国道の事業費確保

現状

国

- (1) 交通事故防止と駅周辺の交通利便性確保のため、踏切道改良促進法に基づき改良すべきとされた踏切道の対策について、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を令和3年度に創設。
- (2) 国や県、指定都市等で構成する「神奈川県移動性向上委員会」や「神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ」を通じ、渋滞対策の取組を推進している。
- (3) 国の道路関係予算は平成9年度のピーク時から半減し、事業の進捗に影響。
- (4) 千葉県八街市の交通事故を受け実施した通学路合同点検に基づき、ソフト対策の強化とあわせて実施する交通安全対策について、計画的かつ集中的な支援を可能とする個別補助制度を創設。

横浜市

- (1) 相模鉄道本線の鶴ヶ峰駅付近の連続立体交差事業については、令和4年6月に事業認可を取得し、11月から工事着手。現在、用地取得を進めるとともに、全区間で工事を実施中。
- (2) 補助国道及び市内幹線道路は、直轄国道と一体的に幹線道路ネットワークを形成し、機能する必要があるが、市の都市計画道路整備率は令和5年3月時点で70%に満たず、整備が停滞。
- (3) 中期計画では、令和3年度末時点における市内の主要渋滞箇所129箇所をおおむね10年で2割削減することを目標としている。
- (4) 幹線道路の整備が不十分なため、子どもの移動経路（通学路等）である生活道路に車両が流入。
- (5) 子どもの通学路交通安全対策として、ETC2.0などのビッグデータを活用して、ソフト・ハードの交通安全対策を行う「子どもの通学路交通安全対策事業」を令和5年度に新規事業化。

課題

連続立体交差事業を推進するための支援が必要

- (1) 連続立体交差事業は、多額の費用と時間を要するため、安定的な国の支援が必要。

幹線道路ネットワーク整備への支援が必要

- (1) 横浜市の都市計画道路整備率は、指定都市の中でも最低水準なため、根本的な混雑解消が必要。
- (2) 市内の道路の混雑解消に向けて、「神奈川県移動性向上委員会」における主要渋滞箇所の対策を国の重点施策の対象とすることが必要。
- (3) 子どもの移動経路への通過交通を転換するため、幹線道路整備実現に向けた国の支援が必要。
- (4) 子ども通学路安全対策事業の実施にあたり、地域の実態に合わせた柔軟な制度の拡充が必要。

提案・要望内容

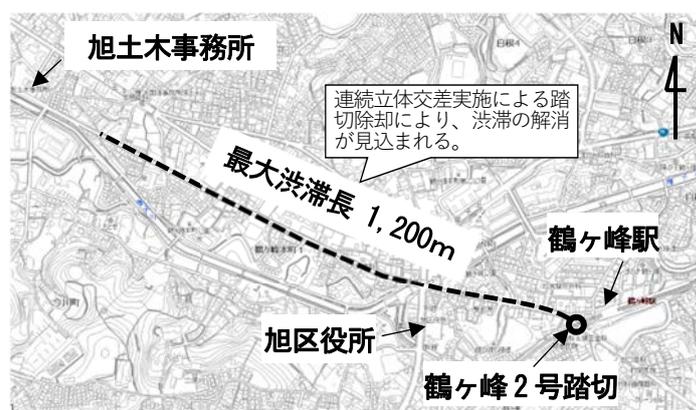
- 1 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の推進に必要な事業費の確保
- 2 主要渋滞箇所の解消等、渋滞対策に向けた幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充と道路関係予算の更なる拡大
- 3 一般国道 1 号（戸塚警察署交差点、横浜新道～藤沢バイパス間）の渋滞対策、第三京浜保土ヶ谷 PA 付近における横浜方面の出入口設置、横浜新道の付加車線設置等の推進。横浜港などを発着する物流への影響等にも配慮した、第三京浜や横浜新道の激変緩和措置の継続及び高速道路料金の合理的な割引制度や、混雑状況に応じた料金施策の実現。渋滞対策検討等のための ETC2.0 データのオープンデータ化
- 4 交通安全対策に資する山下長津田線（鴨居地区）、桜木東戸塚線（平戸地区）及び横浜逗子線（釜利谷六浦地区）の整備推進への継続的な支援。生活道路の交通安全対策に資する ETC2.0 データの利活用に関する継続した支援
- 5 直轄国道（一般国道 1 号戸部付近及び一般国道 246 号荏田付近の現道拡幅、一般国道 16 号屏風ヶ浦交差点の改良、一般国道 357 号）の着実な整備、老朽化した横断歩道橋の早期補修及び補助国道（一般国道 1 号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区）の整備に係る事業費の確保

参考 1 連続立体交差事業の整備効果

■ 鶴ヶ峰 2 号踏切における渋滞の様子



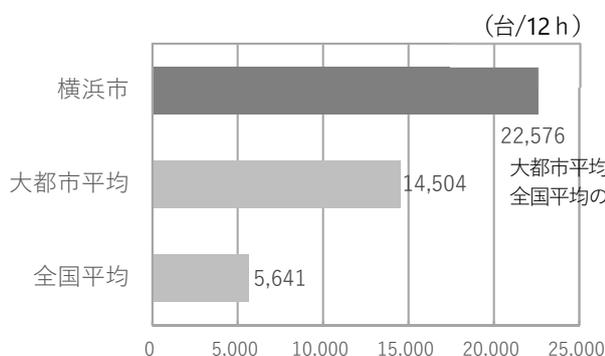
■ 鶴ヶ峰 2 号踏切の最大渋滞長 (R2.9.10 測定)



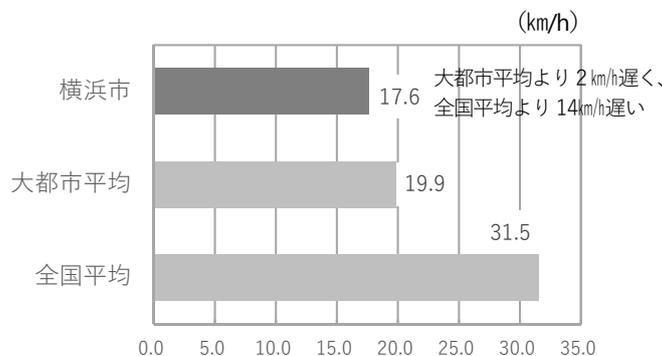
参考 2 横浜市における道路交通の状況

(※出典：令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査)

■ 平均交通量 (平日 12 時間) ※



■ 朝夕旅行速度※



提案の担当 / 道路局道路政策推進部道路政策推進課長
道路局計画調整部事業推進課長
道路局計画調整部企画課長
道路局横浜環状道路調整課長
道路局建設部建設課鉄道交差調整担当課長

金澤 英俊 TEL 045-671-2775
故島 哲朗 TEL 045-671-2937
金子 真嗣 TEL 045-671-2746
古性 敏幸 TEL 045-671-3985
土村 浩二 TEL 045-671-2757

鉄道をはじめとする持続可能な交通に向けた取組への支援

国土交通省

- 1 充実した鉄道ネットワークの構築（高速鉄道3号線の延伸）に向けた支援
- 2 駅機能の改善や高度化に向けた支援
- 3 地域に適した移動サービスの維持・充実に向けた取組への支援

現状

国

- (1) 交通政策審議会答申第198号において、高速鉄道3号線の延伸、横浜環状鉄道などの路線が「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置づけ。
- (2) 駅利用者の安全確保や利便性向上を目的とした駅の総合的な改善に対して補助金を交付し、整備を促進。また、令和3年に、「鉄道駅バリアフリー料金制度」を創設し、鉄道利用者が費用を負担する仕組みにより、バリアフリー設備の整備を促進。さらに、「今後の都市鉄道整備の促進策のあり方に関する検討会」を設置し、受益者負担のあり方、制度・運用の改善策等を検討中。
- (3) 令和5年4月に、改正地域交通法が成立し、地域公共交通の再構築を図る「共創・MaaS実証プロジェクト」や国が指定する交通不便地域を運行する「地域内フィーダー路線（バス路線等）への補助」等支援メニューを強化。

横浜市

- (1) 高速鉄道3号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）について、平成31年1月に、事業化を判断。令和2年1月に、本路線に関する概略ルート・駅位置について、横浜市・川崎市の両市で合意。令和2年9月に、横浜市条例に基づく環境影響評価計画段階配慮書の手続きを実施。事業の着手に向け、横浜市・川崎市が連携し早期の鉄道事業許可申請を目指して協議・調整を進めるとともに、新駅周辺のまちづくりについて検討。
- (2) 駅施設に求められる多様化するニーズを踏まえ、周辺まちづくりと一体となった改札口の設置、こどもや高齢者等への配慮、利便施設の設置など、駅機能の改善や高度化について検討。
- (3) 市街地においても山坂が多く駅やバス停から離れた地域が点在。地域交通の導入に向け、期間限定の国の共創補助を活用して実証実験を実施。また、生活交通の基幹となるバス路線の維持に市として補助金を交付。国補助も見据えた施策推進に向け、地域公共交通計画の作成を予定。

課題

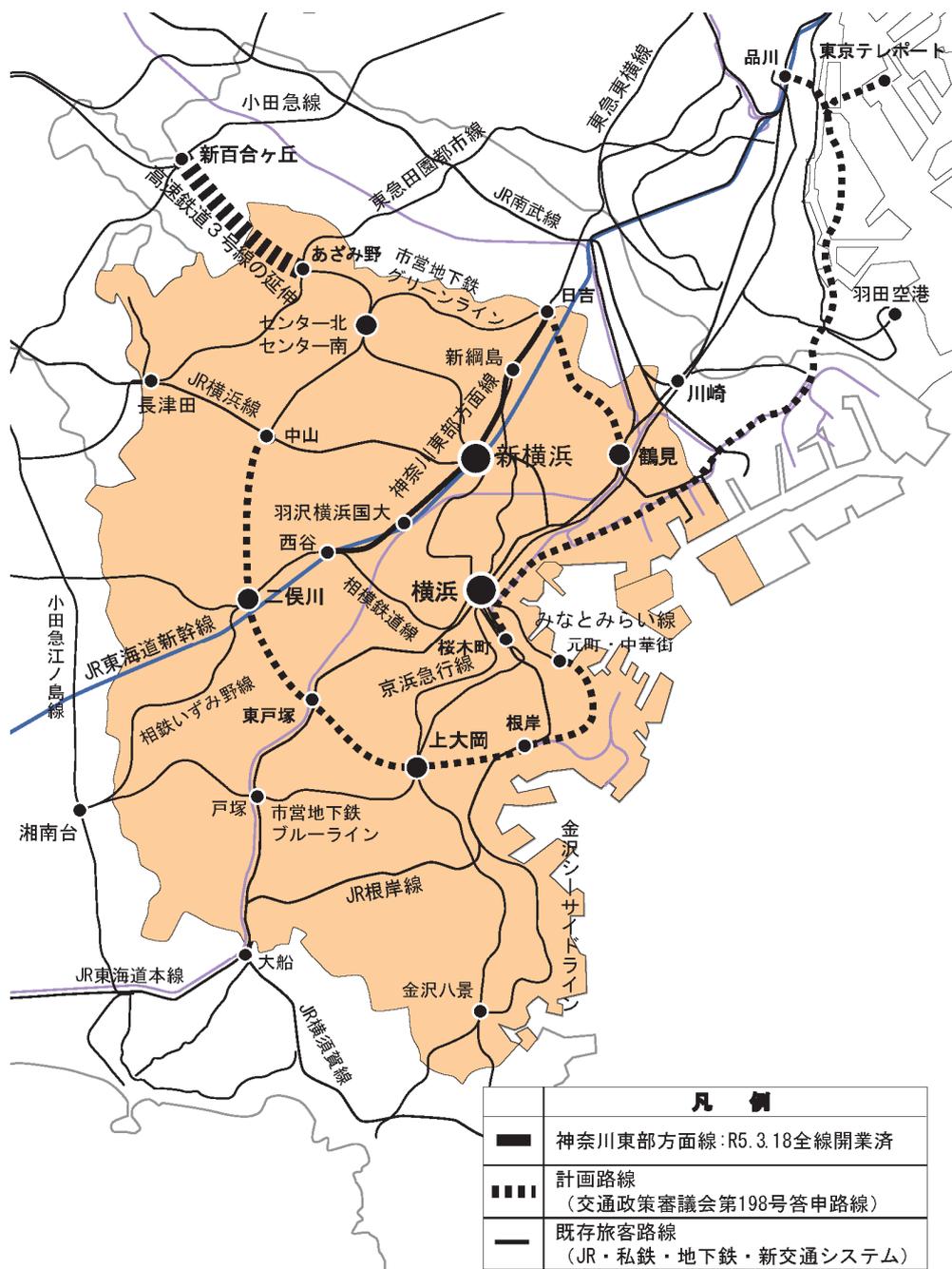
充実した鉄道ネットワークの構築、利用者の安全確保・利便性向上の取組への国の支援が必要

- (1) 高速鉄道3号線延伸の早期事業着手に向け、鉄道事業許可及び財源の確保が必要。
- (2) 鉄道駅バリアフリー料金制度を導入している鉄道路線における駅のバリアフリー化に対し、鉄道駅総合改善事業などの補助制度の活用ができず、自治体の意向が反映できない状況。
- (3) 地域に適した新たな交通の導入・定着を図るには、複数年にわたる実証実験が必要。また、運行補助に係る交通不便地域の指定の基準について、国の示す定義を駅及びバス停から1kmとするのではなく、生活実態や地域特性を適切に反映するため「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省都市局）」の徒歩圏域である駅まで800m、バス停まで300mとすることが必要。

提案・要望内容

- 1 充実した鉄道ネットワーク構築のため、交通政策審議会答申へ位置づけられた**高速鉄道3号線延伸の鉄道事業許可及び財源確保に向けた取組の支援**
- 2 駅機能の改善や高度化の実現に向け、**既存の補助制度の拡充や柔軟な運用**、鉄道駅バリアフリー料金制度を導入している鉄道路線において自治体の意向が反映できる**仕組みの創設**
- 3 地域に適した移動サービスの維持・充実に向け、**複数年度に渡る実証実験期間を通じた財政支援や、生活実態や地域特性を踏まえた運行補助対象の設定など柔軟な制度の運用**

参考 交通政策審議会答申第198号（平成28年4月）に位置づけられた路線（横浜市関連）



提案の担当	／ 都市整備局都市交通部都市交通課長	森田 真郷	TEL 045-671-3515
	交通局工務部建設改良課長	六渡 淳一	TEL 045-671-3172
	都市整備局都市交通部都市交通課都市交通経営担当課長	八子 俊昇	TEL 045-671-3122

公共施設の老朽化対策の推進

文部科学省、環境省、国土交通省、総務省

- 1 老朽校舎の改築及び長寿命化改修に係る補助制度の拡充
- 2 学校施設環境改善交付金の所要額確保
- 3 廃棄物処理施設等の整備に関する更なる支援の拡充及び二酸化炭素排出削減に寄与する設備改修に対する支援の新設
- 4 公共施設等適正管理推進事業債の更なる対象事業の拡大及び恒久化

現状

国

- (1) 地方自治体に対し公共施設の維持管理・更新等を着実に行えるようにするため、「**公共施設等総合管理計画**」及び「**個別施設計画**」の内容の充実化等を指示。
- (2) 学校施設の老朽化がピークを迎える中、新時代の学びに対応した教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備が必要。改築（建替え）に比べ工事費縮減や廃棄物抑制を見込むことができる長寿命化改修への転換を進める方針。中長期的な将来推計を踏まえ、トータルコストの縮減に向けて計画的かつ効率的な施設整備を推進。
- (3) 焼却工場等の廃棄物処理施設の整備には交付金等による支援を実施しているが、施設・設備により交付メニュー（交付率や支援対象）が異なる。
- (4) 公共施設等適正管理推進事業債は、令和 3 年度までの措置とされていたが、**事業期間が令和 8 年度まで延長された**。「長寿命化事業」は、依然として、一部公共施設・インフラに対象が限定。

横浜市

- (1) 高度経済成長期以降に大量かつ集中的に公共施設を整備。**一部の施設は既に老朽化が深刻化し、今後多くの課題を抱えた老朽化施設が急速に増加。**
- (2) 令和 4 年 12 月に**公共施設等総合管理計画を全面改訂**。令和 7 年度までに公共施設・インフラの 31 の個別施設計画を順次改定、内容の充実化を進めつつ、**計画的な維持管理・更新等を着実に行うことが必要。**
- (3) 学校施設は、高度経済成長期以降の学齢期人口の急増に伴って、大量かつ集中的に整備。そのうち一部の施設は既に老朽化が進行し、今後も多くの課題を抱えた老朽化施設が急速に増加。
- (4) 膨大な数の学校施設の老朽化対策に加え、エレベータ設置等のバリアフリー化や照明の LED 化等の改修、空調機器の更新、防犯対策設備の整備も必須。
- (5) 校地面積が狭いうえ増改築を繰り返してきたため、施設配置や形状が複雑、校庭面積が狭い小・中学校が大半。特殊な校舎配置（校地外周に沿って増築された口の字型校舎など）は、グラウンド面積の確保が難しく、教室間の移動がしづらく校舎内の見回りにも時間を要するなど、使い勝手や管理に支障。
- (6) 老朽化に加え、これらの学校運営上の課題を解決する目的で、「横浜市小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」に基づき改築（建替え）を進めているが、建替えを要する学校数が膨大であり、事業費の確保が困難。

- (7) 安定したごみの収集・運搬・処理・処分が求められている中で焼却工場等の廃棄物処理施設の老朽化が進んでいるが、財源不足から効果的な対策が進められない。
- (8) 脱炭素社会の実現に向けて、焼却工場で創出した電気や熱は、CO₂排出ゼロの環境にやさしいエネルギーとして注目されている。

課題

膨大な学校施設の老朽化対策の計画的な実施のための財源確保と制度の見直しが必要

- (1) 校舎配置や形状が複雑、グラウンド面積が狭いといった課題は、既存施設を活用する長寿命化改修では解決が困難であり、建替えによる施設の集約化や高層化等が必要。
- (2) 建替えを要する学校の多くは築70年が迫っており、安定した事業実施のため、一部の学校を築70年より前倒して建替え事業量を平準化。しかし、一部校舎を解体し建替えスペースを確保しながら工事を進めなければならず長期化傾向となる。
- (3) 築70年を超えて使用が見込まれる学校施設を一時的に長寿命化し、建替え時期を後ろ倒す平準化も行っていく。また、一部は建替えに代えて長寿命化改修を実施。建替え時期を後ろ倒すための10～30年程度の長寿命化は、必須工事の条件が合わず長寿命化改修に係る国庫補助が活用できないため、改修事業が進めにくい状況。
- (4) 老朽化対策に加えて、エレベータ設置等のバリアフリー化や照明のLED化、空調機器の更新、学校防犯対策設備の整備などを厳しい財政状況の中で進める必要がある。
- (5) 学校施設環境改善交付金は、国の当初予算で十分な金額が確保できず、補正予算で各地方自治体が必要な額を計上することが常態化しつつある。例えば、令和5年度補正予算を全額繰越して令和6年度に工事する場合、交付金の繰越は1回までと決められているため、入札不調等により令和6年度中に工事が完了しない場合、翌年度（令和7年度）に繰越できないという問題が生じる。そのため、所要額を当初予算で確保することが必要。

廃棄物処理施設等の整備及び二酸化炭素排出削減に係る整備改修における財政負担の軽減が必要

- (1) 大きな財政負担を伴う、焼却工場の新設・更新及び基幹改良には、国からの財政支援が必須。
- (2) 中継輸送施設等の廃棄物処理施設や収集事務所・し尿受入施設等といった老朽化した関連施設を計画的に補修するためには、財政面での支援が必要。
- (3) 基幹改良以外のCO₂排出削減に寄与する設備改修には財政措置がなされておらず、先行的な取組が困難。

長寿命化や安全確保を柱とする公共施設の保全更新の計画的な実施のための財源確保が必要

- (1) 公共施設のメンテナンスサイクルを計画的かつ確実に循環させ、老朽化対策を推進するためには、国の財政面での支援が必要不可欠。

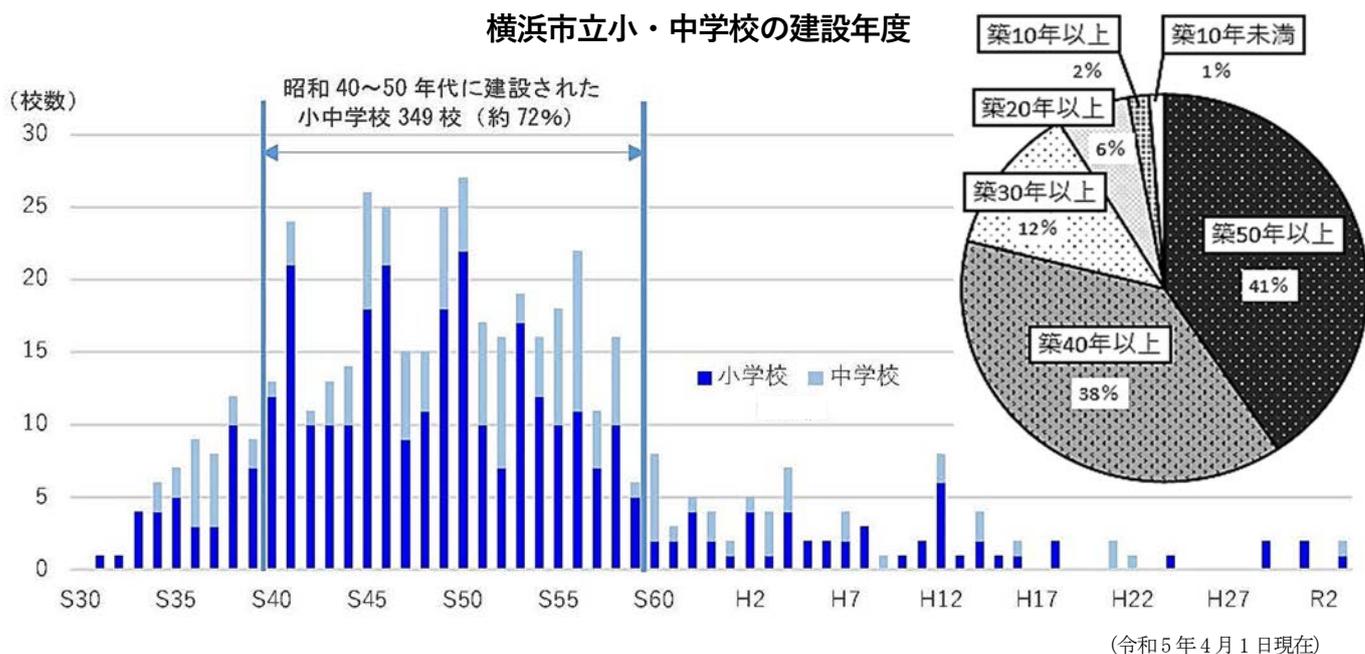
提案・要望内容

- 1 特殊な校舎配置である学校施設の改築（建替え）や長寿命化改修が長期間を要することを考慮して、整備事業全体について国庫補助事業の採択をされること。また、耐用年数評価等の結果を踏まえ、屋上防水改修や断熱性確保等の必要最低限の改修工事に絞った場合でも対象となるよう、長寿命化改良事業の補助要件を拡充

- 2 学校施設環境改善交付金について、国の整備目標に係るバリアフリー化、照明のLED化、空調機器の更新、学校防犯対策設備の設置など学校施設に係る事業の実施に柔軟な対応が可能となるよう補助制度を拡充するとともに、必要とする所要額を当初予算において確保
- 3 **廃棄物処理施設等の整備に関する更なる支援の拡充及び二酸化炭素排出削減に寄与する設備改修に対する支援の新設**
 - (1) 廃棄物処理施設の新設・更新及び基幹改良について交付対象の拡大及び交付率の引上げ
 - (2) 中継輸送施設等の廃棄物処理施設や収集事務所・し尿受入施設等の関連施設についても交付対象を拡大
 - (3) 基幹改良以外の、CO₂排出削減に寄与する焼却工場の設備改修に対して、新たな財政措置を実施
- 4 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する公共施設等適正管理推進事業債について、**老朽化対策等の課題が生じている全ての施設に対象を拡充し、令和8年度までの時限措置を、地方自治体が長期的な視点で公共施設等の老朽化対策を計画的に実施できるよう恒久化**

参考1 横浜市立小・中学校の年度別整備と老朽化の状況

横浜市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて学校施設を集中的に整備。従来は築40～50年程度で改築を行っていたが、現状では4割以上の学校が築50年以上経過。



参考2 廃棄物処理施設の老朽化



焼却工場 穴の開いたボイラ水管



ボイラ水管穴あき詳細



資源化施設 老朽化したコンベヤ

参考3 循環型社会形成推進交付金等の対象施設・設備の拡充

			現状・課題	提案内容
廃棄物処理施設	工場新設・更新	交付対象設備及び率	ボイラー・蒸気タービンなどの高効率エネルギー回収設備のみ1/2 その他の設備については1/3	一律で1/2
	基幹改良	対象施設	対象は工場・資源化施設 中継輸送施設※・最終処分場は対象外	中継輸送施設※、 最終処分場も対象
		対象設備	対象の設備はCO ₂ 排出削減に寄与するもの その他の設備は対象外	中央監視制御装置等の 重要設備の基幹改良も対象
	上記以外	工場のCO ₂ 排出削減に寄与する改修	基幹改良以外のCO ₂ 排出削減に寄与する改修（蒸気タービン改修やLED化、インバータ化などの省エネ改修）、更なるCO ₂ 排出削減に大きく寄与する設備や新技術（CCUなど）には財政措置がなされていない	財政措置の新設
関連施設の新設・更新 (収集事務所・し尿受入施設など)			財政措置がなされていない 老朽化対策に支障	対象施設の拡大

※中継輸送施設は、昭和50年代から全国に先駆けて横浜市が導入した処理体制であり、効率的な収集運搬体制の構築だけでなく、焼却工場数の効率化や大規模化に伴う発電能力増大化にもつながるため、施設の更新は、二酸化炭素の排出抑制に寄与する。

参考4 焼却工場における発電実績

[kWh]

令和4年度	鶴見工場	旭工場	金沢工場	都筑工場	計
発電電力量	81,043,310	44,672,120	119,453,980	93,775,800	338,945,210

参考5 公共施設等適正管理推進事業債の横浜市活用実績

(単位：百万円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公共施設等適正管理推進事業債		2,497	2,289	2,534	2,176
長寿命化 (公共用建物)	施設の使用年数を、法定耐用年数を超えて延長させる事業	1,539	1,104	1,212	1,174
長寿命化 (道路施設)	所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業	957	957	1,016	957
長寿命化 (都市公園)	所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業	—	215	132	6
脱炭素化	(令和4年度のみ。令和5年度からは独立した地方債メニュー)			101	
除却	施設の除却を行う事業	1	13	73	39

提案の担当	／	教育委員会事務局施設部教育施設課担当課長	杉浦 達彦	TEL 045-671-3502
		教育委員会事務局施設部教育施設課担当課長	倉本 一昭	TEL 045-671-3186
		資源循環局適正処理計画部施設課長	荒井 昌典	TEL 045-671-2527
		資源循環局適正処理計画部施設計画課長	舛谷 健之	TEL 045-671-4145
		財政局ファミリーマネジメント推進部ファミリーマネジメント推進課担当課長	加藤 忠義	TEL 045-671-3801
		財政局財政部資金課長	古川 聡	TEL 045-671-2185

国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大

国土交通省

- 1 分離・分割発注の推進、地元企業が参画しやすい発注方式の拡大
- 2 WTO 及び緊急随意契約案件を除いた発注額の増大

現状

国

- (1) 公共事業の地元企業への発注を基本方針とするとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく公共事業の発注者向けの「発注関係事務の運用に関する指針」（令和2年1月改正）において、災害時の対応を含め、地域において社会資本の維持・管理を担う企業を確保することの重要性が掲げられている。

横浜市

- (1) 「横浜市中企業振興基本条例」（平成22年制定）に基づき、市が発注する公共事業において、市内中小企業者の受注機会の増大を推進。
- (2) 国及び国の関係機関が発注する公共事業についても、「横浜市内公共事業発注者連絡会」（平成23年度から毎年開催）等を通じて、市内中小企業者の受注機会の増大を推進。

課題

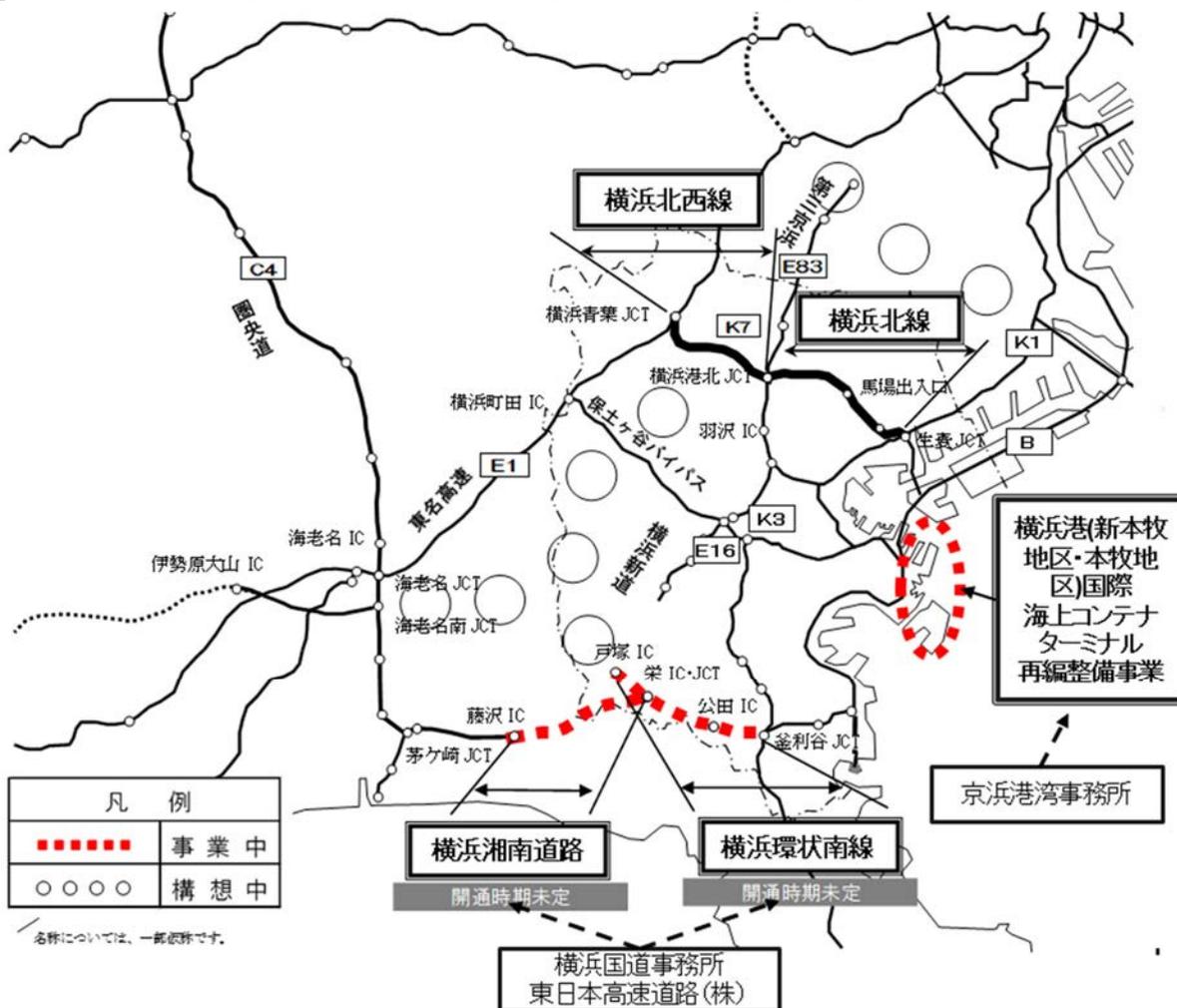
地域経済の活性化と担い手確保の観点から、市内中小企業者の受注機会の増大が必要

- (1) 横浜環状道路や横浜港の整備など、国及び国の関係機関による大規模事業の推進や維持・管理工事の実施にあたって、地元経済の活性化と、地域における社会資本の維持管理を担う企業の確保の観点から、市内中小企業者の受注機会の増大が必要。
- (2) 国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注実績は、「横浜市内公共事業発注者連絡会」を設立した平成23年度から増加傾向で令和2年度は過去最大となる一方、令和4年度は過去最少になるなど国等の発注状況により増減が大きく、安定的な受注量確保が課題となっている。
- (3) 今後、需要増大が見込まれる公共施設の保全更新に安定的・継続的に対応するとともに、災害発生時の際の地域の守り手でもある市内中小企業者の受注機会確保は必要不可欠である。

提案・要望内容

- 1 分離・分割発注の推進
- 2 地元企業が参画しやすい発注方式の拡大
 - ・地域の精通度・貢献度を評価する発注方式の推進。特に、地域における社会資本の維持・管理を担う企業の確保の観点からの維持・管理工事の地元企業への優先発注
 - ・地元企業が参画可能な共同企業体への発注
- 3 WTO 及び緊急随意契約案件を除いた発注額の増大

参考1 横浜市内における国及び国の関係機関による主な大規模公共事業



参考2 国及び国の関係機関による公共事業の発注額と市内企業受注額

	平成 23 年度	…	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
発注額	960 億円	…	1,088 億円	2,589 億円	1,617 億円	682 億円
(WTO や緊急随意契約案件を除いた場合の額)	(504 億円)	…	(666 億円)	(1,575 億円)	(421 億円)	(346 億円)
うち 市内企	55 億円	…	62 億円	181 億円	111 億円	27 億円

※集計対象は、「横浜市内公共事業発注者連絡会」のメンバー等である、国土交通省（横浜国道事務所・京浜港湾事務所・京浜河川事務所・横浜営繕事務所・川崎国道事務所）、東日本高速道路(株)（横浜工事事務所・京浜管理事務所）、首都高速道路(株)（更新・建設局・神奈川局）。

※各機関の発注額は、横浜市域外も含む

デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進

総務省、デジタル庁

- 1 マイナンバーカード交付・更新に係る費用の全額国費負担
- 2 マイナンバーカード電子証明書の更新手続オンライン化の実現

現状

国

- (1) マイナンバーカードは令和6年4月末時点で保有枚数が約9,238万枚、保有率は73.7%を達成。
- (2) 「マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡る事を目指す」という方針の下、市区町村に交付体制を強化することを通知し、マイナンバーカード申請・交付に係る事務費を補助金として令和5年度まで交付してきた。
- (3) 令和5年12月22日総務省通知により、各自治体に対して継続した円滑な取得環境の整備及び健康保険証廃止に向けた普及促進に取り組むことについて通知。
- (4) 令和元年度以降、毎年度一定数の電子証明書の更新及びカードの更新が発生。
- (5) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においてはマイナンバーカード更新のオンライン化について検討していくことを明示したが、次期マイナンバーカードタスクフォースの最終とりまとめにおいては、カードの更新手続については対面による厳格な本人確認を継続し、電子証明書の更新については窓口負担の軽減方策を更に検討を進めることとなった。

横浜市

- (1) 令和6年4月末時点で保有率は73.9%。国の方針に合わせて設置した18区役所の交付窓口及び平日夜間、土日祝日の交付に対応した市内4箇所の特設センターは、令和6年度以降も引き続き開設。
- (2) 令和6年度以降は毎年度大量の電子証明書の更新及びカード更新需要を想定。特に、令和7年度は最大となることを想定。
- (3) カード保有者の増加に伴い、カード及び電子証明書更新業務の対応数及び住民異動時の継続利用処理の負担も増加。カード紛失や記載欄満欄等に伴う再発行手続も窓口で発生。

課題

カード交付・更新に係る費用の継続した支援が必要

- (1) すべての市民を対象とするマイナンバーカードの交付及び再発行や更新業務のために必要な体制であり、引き続き国による財源措置が必要。
- (2) これまでカードを交付した方に対する電子証明書・カードの更新に係る事務が恒常化。現行の更新手続が継続される場合は、マイナンバーカード交付体制と同規模の更新のための体制が必要。
- (3) **今後の大量更新を見据えて**、特設センターを引き続き開設するために、単年度の財源措置では物件の賃貸借契約が非常に困難。**更新事務に係る財源措置については単年度ではなく複数年にわたって明示**していただくとともに、更新業務を恒常的業務と位置づけ、交付数に対応した更新業務に係る安定的な財源措置が必要。

更新手続の現行の制度を変更しない限り、自治体窓口に来所することが必要

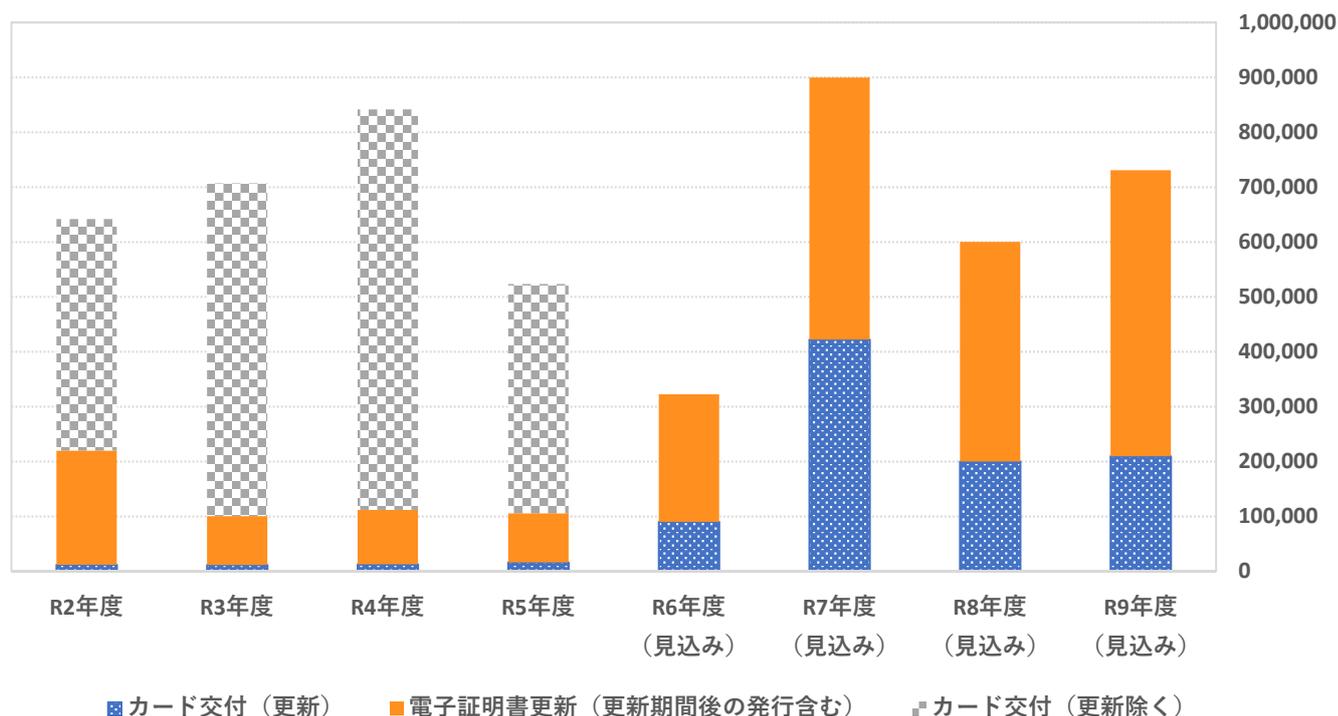
- (1) 自治体の行政手続効率化と国民の利便性向上ために、行政手続のオンライン化が進められており、更新手続においてもオンライン化の実現が求められる。
- (2) 電子証明書の更新手続オンライン化実現に向けては、対面確認に相当する身元確認保証レベル及び制度面・システム面を早期に整理していくことが必要。
なお、手続のオンライン化が実現しない限り、自治体窓口における対面の確認が必要になるため、十分な窓口体制を確保するために国費による安定的な財源措置が必要。

提案・要望内容

- 1 国の方針達成に向けたマイナンバーカードの交付及び電子証明書・カードの更新体制の維持に係る費用の全額国費負担
- 2 自治体窓口の負担軽減のため、マイナンバーカード電子証明書の更新手続オンライン化の実現

参考1 横浜市のマイナンバーカード及び電子証明書の発行・更新数

マイナンバーカード・電子証明書の更新対象者数（年度毎）



「特別市」の早期法制化の実現

総務省

- 1 「特別市」の法制化の実現に向けた次期地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進
- 2 地方自治法の改正により導入された制度の運用状況の検証

現状

国

- (1) 現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから 67 年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えている。
- (2) 第 33 次地方制度調査会の答申では、特別市や指定都市への権限・財源の移譲について示されておらず、「特別市」などの大都市制度改革に関する議論は進んでいない。

横浜市

- (1) 令和 4 年 2 月に、「『特別自治市』の早期実現に関する決議」を横浜市会が可決。
- (2) 令和 4 年 7 月に、横浜市・川崎市・相模原市共同で「住民目線から見た『特別市』の法制化の必要性 ～神奈川から実現する新しい自治のかたち～」を発表。
- (3) 令和 4 年 12 月に、従来の大綱を改訂し、特別市に対して示されている懸念・課題への横浜市の基本的見解を新たに明示した「横浜特別市大綱」を公表。
- (4) 横浜市会が国への要望活動を実施し、「特別市の法制化に関する要望書」を総務省、衆参両院総務委員会等に提出。

課題

指定都市制度の抜本的な改革と特別市の早期実現が必要

- (1) 地域によって都道府県・市町村間の事務分担は大きく異なるため、従来の基礎自治体・広域自治体の二層制を前提としない、**地域の実情に応じた多様な地方自治制度が必要**。
- (2) 我が国における大都市制度の新たなカテゴリーとして、**日本全体の成長力を高め、経済を活性化し、大都市・横浜が持つ力を最大限発揮できる「特別市」制度の早期実現を日本の国家戦略として推進することが必要**。
- (3) 第 30 次地方制度調査会の答申では、「都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市に近づけることを目指すこととし、特別市を創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある」とされている。
- (4) 指定都市制度の課題を抜本的に解決するためにも、「特別市」などの大都市制度改革に関し、次期地方制度調査会での調査審議が必要。
- (5) 第 30 次地方制度調査会の答申を踏まえ、指定都市制度の見直しとして平成 28 年に地方自治法の改正により制度化された総合区と指定都市都道府県調整会議については、導入から 8 年が経過しており、現在までの運用状況の検証と課題を明らかにすることが必要。

提案・要望内容

- 1 指定都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるよう、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区設置以外の新たな選択肢として、「特別市」の法制化の実現に向けた次期地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進
- 2 総務省の大都市制度検討組織（大都市制度専門官）と新たな研究会における、第30次地方制度調査会答申を踏まえ地方自治法の改正により制度化された総合区と指定都市都道府県調整会議の運用状況の検証

参考1 現在の大都市制度の状況

大都市制度

制度化済	指定都市制度 <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第252条の19第1項 大都市に関する特例 ・都道府県が担う児童福祉に関する事務などを実施 ・事務と財源のアンバランスや二重行政の問題等から、指定都市市長会では制度の見直しを要望しており、更なる強化検討が必要
制度化済	特別区設置制度（いわゆる都構想） <ul style="list-style-type: none"> ・東京都の特別区制度を準用 ・手続きは大都市地域における特別区の設置に関する法律による ・指定都市等関係市町村を廃止し特別区に再編。市民に身近な行政は公選制区長のもと特別区へ、広域行政は広域自治体へと事務・財源を再編し、二重行政を解消
未制度化	「特別市」制度 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎自治体をベースとし道府県の区域外となる新たな一層制の地方自治体を設け二重行政を解消。 ・第30次地方制度調査会で意義が認められるも、検討にあたり課題が示されており、対応策の提示とこれに沿った対応が必要である

時代に即応した多様な大都市制度実現の1つの方策として、広域自治体の区域外となる「特別市」の法制化を提言する。

地域の実情に応じて、上記からふさわしい大都市制度を選択できるようにすべき。

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）をもとに作成

参考2 「特別市」制度の法的位置づけの整理

項目	考え方
性格	特別地方公共団体
区域	都道府県の区域外とする（一層制自治体）
事務	基礎的な地方公共団体として、市及び市域内における都道府県に属する事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整及び補完事務を除く）、その他区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理 圏域において地域の実情に応じて近隣自治体との連携の中心的な役割を担う
税財源の調整	区域内における地方税は特別市が一元的に賦課徴収する（市民目線では地方税の納税先が一元化される）（地方税法等の改正が必要）
区	行政区（市の内部組織）とし、法人格を有しないこととする 行政区においてさらなる住民自治機能の強化に努める

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）をもとに作成

持続可能な市政の基盤となる「地方税財政制度」の充実

総務省、内閣府

- 1 税制・税源配分の見直しと自主財源の充実・強化
- 2 一般財源総額及び地方交付税の充実・確保
- 3 臨時財政対策債の見直し
- 4 ふるさと納税制度の見直し
- 5 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度延長

現状

国

- (1) 地方財政審議会は、**持続可能な確固たる税財政基盤の構築が不可欠**であるとし、**地方税の充実確保と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築、地方交付税の機能の適切な発揮**が必要と意見。さらに、エネルギー・食料品等の価格の上昇が続く中、地方自治体は、物価高騰対策や生活困窮者等の支援等に積極的に取り組むことが期待される。
- (2) 令和6年度地方財政計画では、**一般財源総額（交付団体ベース）が62.7兆円（前年度+0.6兆円）確保**されるとともに、**地方交付税総額**について、**前年度を0.3兆円上回る18.7兆円が確保**。また、**臨時財政対策債は、制度創設以来最低の0.5兆円とされた**。
- (3) 骨太の方針2021で示された「地方一般財源総額同水準ルール」は令和6年度までとされている。
- (4) 企業版ふるさと納税は**寄附金額・件数ともに増加傾向**にあるが、**令和6年度が特例適用の期限**

横浜市

- (1) 令和4年6月策定「**横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン**」で「**持続的な財政**」を定義し基本方針を定め、同年12月策定「**横浜市中期計画2022～2025**」で財政運営の取組を明示。
- (2) 他方、市が持続的に発展し、**日本をけん引する都市として国にも貢献**するためには、**地方税財政制度という制度的環境が、社会経済動向や大都市の実態に合ったものであることも不可欠**。
- (3) **GREEN×EXPO2027の開催等**、今後も民間資金を活用した**地方創生プロジェクト**を強力に推進するため、**企業版ふるさと納税の仕組みが不可欠**。

課題

社会経済動向や大都市の特性を踏まえた地方税財政制度の充実、適時適切な見直しが必要

- (1) 高齢化の進展や物価高等、財政需要が増大する中、**大都市の特性や実態を踏まえ自主財源の安定的確保や財政運営の自立性向上につながる税制と税源配分の実現、財源保障の充実が必要**。
- (2) **臨時財政対策債**は大都市への配分割合が高く、理論上の元利償還費が基準財政需要額に算入されとしても、市債残高に対する一定の割合を占めており、**抜本的な見直しが必要**。

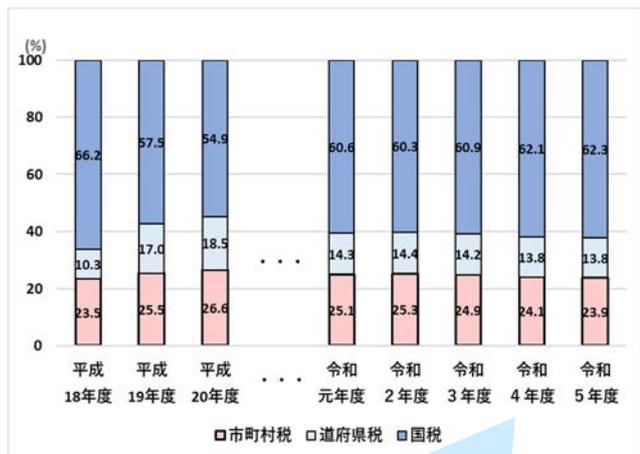
提案・要望内容

- 1 (1) **個人所得課税の国・地方間の税源配分是正・配分割合拡充、固定資産税の安定的確保、法人所得課税及び消費・流通課税の地方・大都市への配分割合の拡充**
- (2) **大都市特例事務に係る経費について、税源移譲による不足額の制度的措置**

- 2 (1) 国・地方の財政の持続性確保を前提に、不可避免的に増加する社会保障関係費や物価高等、国の経済及び財政規模拡大に応じた、地方全体の一般財源総額の前年度水準にとどまらない充実
- (2) 大都市特有の財政需要や行政サービスのコスト構造の地方交付税の算定への的確な反映
- 3 必要な地方歳出確保の上で、今後も折半対象財源不足が発生しないよう、法定率の引上げをはじめ交付税財源の確保、臨時財政対策債で元利償還費を賄う状況の改善
- 4 特例控除額への定額上限設定等、ふるさと納税の本来の趣旨に沿った早急な制度の見直し
- 5 寄附を通じた官民連携の更なる推進に向け、企業版ふるさと納税の特例適用期限の延長

参考 1 横浜市等の税制に関する状況

<個人所得課税の配分割合の推移>



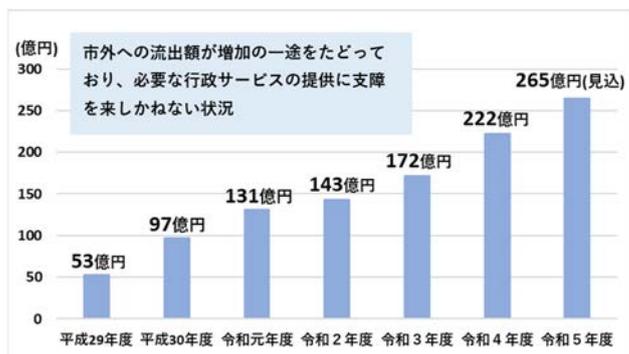
市町村の配分割合は、税源移譲（平成19年度実施）後においても、依然として低い状況で推移している。

（指定都市『大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和6年度）』を加工）

<企業版ふるさと納税の活用実績の推移>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業数	1事業	3事業	4事業	5事業
寄附件数	1件	11件	13件	27件
寄附実績	10,000千円	14,500千円	8,990千円	184,100千円

<横浜市のふるさと納税による税収影響額（交付税措置は未考慮）>（決算）



<所得階層別のふるさと納税実施者割合と一人当たり控除額>

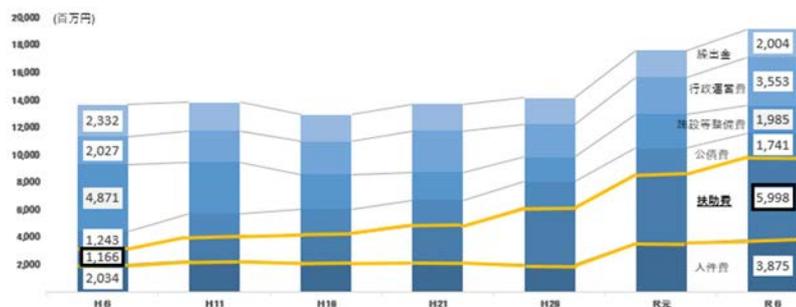


（指定都市『令和6年度税制改正要望事項』を加工）

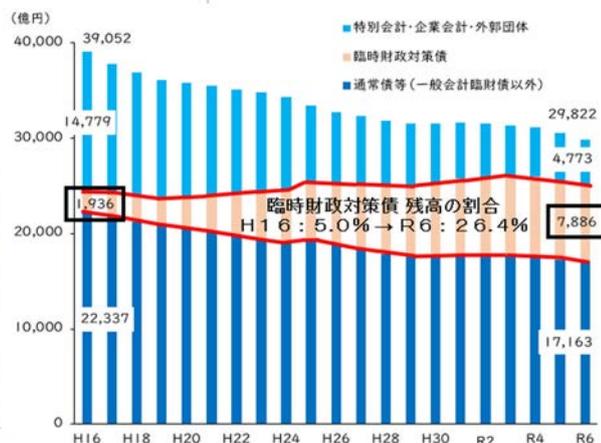
参考 2 横浜市の財政に関する状況

<一般会計歳出予算額の推移>

歳出予算は増加傾向にあり、とりわけ扶助費は30年間で約5倍に増加している。



<一般会計が対応する借入金残高の推移>



提案の担当 / 財政局主税部税制課長
財政局財政部資金課長
政策経営局経営戦略部財源確保推進課ふるさと納税担当課長

永森 秀 TEL 045-671-2188
古川 聡 TEL 045-671-2185
西海 友希代 TEL 045-671-4809

地方分権改革の推進

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

- 1 指定都市に対する事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しの更なる推進及び税財源の充実・強化
- 2 提案募集方式における地方の提案の積極的受け止め
- 3 河川管理権限移譲に係る河川占用料等徴収事務の移譲推進

現状

国

- (1) 地方分権改革は、平成 5 年の「地方分権の推進に関する決議」から始まり、平成 26 年からは、地方からの発意に根差した取組として「提案募集方式」を導入。
- (2) まち・ひと・しごと創生法（地方創生法）に「東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持」と規定。

横浜市

- (1) 地方分権一括法や神奈川県の記事処理特例条例等により、権限移譲を進めている。
- (2) 平成 30 年に「災害救助法の一部を改正する法律」が改正され、大規模災害時の応急救助の実施権限が、国が指定する救助実施市（横浜市は平成 31 年 4 月に指定）に対して移譲。
- (3) 令和 2 年に「横浜市神奈川県調整会議」を開催（川崎市と合同）、コンビナート地域の高圧ガス保安法（令和 7 年移譲予定）事務や、急傾斜地崩壊対策事業に係る事務・権限について協議。
- (4) 河川法に基づき、市域内の県知事管理河川の管理権限の移譲を推進。平成 15 年に砂田川、梅田川、16 年に鳥山川（一部区間）、23 年に平戸永谷川、24 年に宇田川、令和 5 年に舞岡川・名瀬川の管理権限を移譲。

課題

指定都市が地域の実情に応じた対応ができるよう、更なる地方分権改革が必要

- (1) 地域の実情を把握している指定都市が、多様化・複雑化する地域課題や住民ニーズに的確に対応するとともに、持続可能な形で住民サービスを提供し、自らの発想と創意工夫による課題解決を行うため、市民生活に直結する分野で指定都市が求めている事務・権限の移譲が必要。
- (2) 河川の管理権限の移譲後（県→市）、河川占用等の許可事務は市に移譲されるが、河川占用料の徴収事務は河川法に基づき引き続き県で行うことになっており、許可から徴収までの事務手続きが二つの自治体にまたがっている。一連の事務手続きの一本化により実際の管理者が適正な管理のための財源として徴収することができるよう、事務・権限の移譲が必要。
- (3) 東京一極集中は是正されておらず指定都市が地方創生のけん引役としての役割は果たすことのできる状況になっていない。（東京都区部への人口増減値が、令和 4 年：約 4 万 6 千人増、5 年：約 7 万 3 千人増、令和 2 年の基金が指定都市の約 6 倍、地方債残高が 13 分の 1）

提案・要望内容

- 1 基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ**指定都市に対する、事務・権限の移譲**や、**義務付け・枠付け**（法律による計画策定の努力義務等）の**見直し**の更なる推進及び**指定都市が地方創生のけん引役として役割を果たせるよう税財源の充実・強化**を図ること
- 2 **提案募集方式**については、導入の趣旨を踏まえ、**市民生活の向上に資するものについては、支障事例にかかわらず地方の発意に基づき提案を受け止める方向で取り組むこと**
- 3 河川法に基づき県が行っている占用料等に関する事務について、**河川管理者が許可事務から徴収事務まで行えるよう、法改正に取り組むこと**

参考 1 横浜市が希望する事務・権限移譲の重点項目

項目	権限移譲の効果
私立幼稚園に係る事務・権限及び財源移譲 ① 私立幼稚園の設置等の認可・指導 ② 私立学校審議会の設置・運営 ③ 補助金交付に係る事務	子ども・子育て支援新制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、待機児童対策、幼児教育・保育の質の向上、新制度の給付対象施設への移行促進など、幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能になる。
医療計画の策定等、医療法に係る事務・権限及び財源の移譲	二次医療圏が市域で完結し、医療政策の実績も有している横浜市が、地域特性に応じた医療計画を自ら策定し、地域医療介護総合確保基金を主体的に活用できる仕組みを構築することで、医療需要を的確に反映させた医療機能の分化・連携を迅速かつ効果的に進めることが可能になる。 また、市に医療審議会の設置を可能とすることで、既に事務・権限の移譲を受けている医療法人の設立認可等について、移譲された権限がより実体を伴ったものとなるとともに、手続を効率的に進めることが可能になる。
一級河川（指定区間）・二級河川の管理に係る事務・権限及び財源の移譲	市内域で流域が完結する一級河川（指定区間）・二級河川について、一元的に市が管理し、河川法に基づき県に徴収されている占用料等についても、管理者が適正な管理のための財源として徴収することで、事務手続きの簡略化、下水道や流域を含めた総合的な治水対策や、まちづくりと一体となった河川整備を行うことが可能になる。
急傾斜地法に係る事務・権限及び財源の移譲	横浜市では、総合的な崖地対策として「啓発活動」、「予防対策」、「発災・復旧対応」などに取り組んでいるが、「予防対策」、「復旧対応」のうち「急傾斜地崩壊対策事業」については県が事業主体となっている。横浜市が担うことで、手続簡素化や市独自の崖地対策と併せた対応が可能になる。
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務・権限・財源の移譲	人口・人流が集中する指定都市において、ワクチンの効率的かつ迅速な供給・接種体制の構築が可能になるなど、指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる。

参考 2 これまでに実現した横浜市の主な提案結果

- ・ 児童扶養手当の減額措置の適用除外に必要な届出の負担軽減（令和元年）
- ・ 保育所等利用待機児童数調査（10月1日現在）の廃止（指定都市共同提案）（令和3年）
- ・ 地域型保育給付費等の支出に係るルールの見直し（令和5年）

参考 3 河川の管理及び占用料について（河川法）

第10条第2項 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分にあって、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

第24条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

第32条第1項 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

第3項 流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。

提案の担当 / 政策経営局大都市制度推進本部室広域行政課担当課長 柴 政紀 TEL 045-671-2109
 下水道河川局河川部河川管理課長 高野 政和 TEL 045-671-2819

三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進

総務省

三大都市圏における、指定都市等を核とした近隣市町村との連携を促進し、継続的に取り組むための新たな支援制度の創設

現状

国

- (1) 第32次地方制度調査会は、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃に顕在化する諸課題に対応するため、地域や組織の枠を超えた市町村間の連携の必要性を答申。三大都市圏における「地域の未来予測」を踏まえた広域連携による取組の積極的な推進、関係市町村が担う役割に応じた適切な財政措置の必要性等についても指摘。
- (2) 地方圏では、核となる都市と近隣市町村とで形成する「連携中枢都市圏」に地方交付税措置も含めた財政支援が行われるなど、広域連携の取組が推進。

横浜市

- (1) 平成30年度、隣接7市と「8市連携市長会議」を開催し、2040年頃の広域的な課題を見据え、水平・対等な関係による圏域全体の発展を目指し、連携策の協議を開始。また、8市の人口等の将来推計を分析・整理し、「8市の未来予測等報告書」としてとりまとめた。
- (2) 令和3年度から「専門人材の育成・確保」「海洋プラスチックごみ削減」に向けた具体の検討を始めるとともに、4年度からは、「8市の未来予測等報告書」に基づき、2040年頃に顕在化する諸課題について市長間での議論、連携を視野に入れた研究・検討を進めている。

課題

三大都市圏においても、中長期的課題検討を広域連携で取り組むための支援制度が必要

- (1) デジタル田園都市国家構想総合戦略等に基づき、国が促進している新たな分野での広域連携の支援は、「連携中枢都市圏」、「定住自立圏」のみを対象としており、三大都市圏内においては、課題認識をもつ市町村が、限られた独自予算の中で任意に取り組んでいるのが実情。
- (2) 三大都市圏が対象となっている「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組に対する支援は、実施期限が設けられ、予算措置方法も特別別交付税措置であるなど、基礎自治体同士間で連携するために必要な支援制度となっていない。

提案・要望内容

- 1 三大都市圏においても、指定都市等を核に、近隣の市町村と相互補完的、双務的な役割分担に基づく連携を更に推進し、新たな分野も含めた課題解決に継続的に取り組めるよう、「連携中枢都市圏」の対象に三大都市圏を追加するなど、新たな広域連携支援制度を創設すること
- 2 新たな制度創設までの経過措置として、「地域の未来予測」に基づく広域連携事業に対する支援の仕組みについて、事業開始までの準備期間を考慮した実施期限の柔軟化や、自治体間での役割分担の実情に応じた予算措置を行うこと

参考 1 横浜市と隣接 7 市^{*}との連携 ※川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市

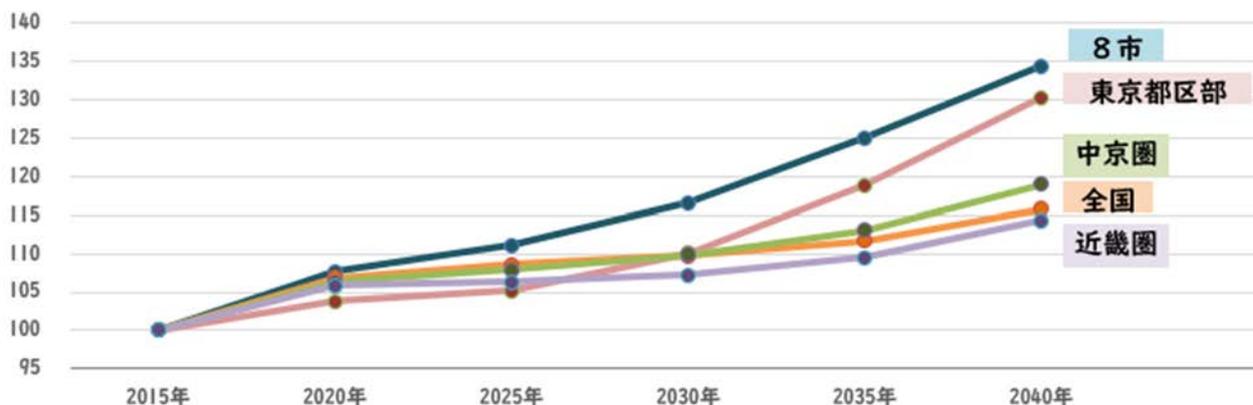
- **8 市連携市長会議の開催**（令和 4 年 7 月 29 日）
 【合意事項】「専門人材の育成・確保」、「プラスチックごみの発生抑制のための啓発活動」
 「2040 年頃に深刻化する高齢化やインフラの老朽化等の課題について、研究・検討を進めること」
- **専門人材の育成・確保に関する検討会**（令和 3 年 10 月～）
 8 市の専門人材の不足に対応するため、再任用終了後の 65 歳以上の人材活用について協議・検討し、「65 歳以上の専門人材活用に向けた取組」を令和 6 年 4 月採用事務から運用開始。
- **海洋プラスチックごみ削減のための啓発活動に関する検討会**（令和 3 年 10 月～）
 海洋プラスチックごみの発生抑制のための啓発活動や取組等を検討。
 8 市での一斉清掃や啓発パネル等の巡回展示の実施、啓発動画作成。
- **8 市連携スタディミーティング（若手職員勉強会）の開催**（令和 2 年度～）
 2040 年頃に 8 市の中核を担う世代の職員を対象に、広域連携に対する意識醸成や、職員間の将来にわたるネットワークの構築を目指し、広域的な課題の解決に向けた連携政策の提案書を作成するワークショップ等を含む研修（全 5 回）を開催。
- **これまでの主な連携事例**
 災害時の相互応援、待機児童対策、図書館の相互利用、観光施策の取組 等



8 市連携スタディミーティング

参考 2 横浜市と隣接 7 市（8 市）の将来推計

- 高齢者人口の推移（2015 年 = 100 として指数化）



出典：令和 3 年 6 月「8 市の未来予測等に関する報告書」
 （総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」から作成）

参考 3 連携中枢都市圏構想

- 人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策。
- 連携中枢都市圏構想の推進に向けた国の主な財政措置の概要

<p>1 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する普通交付税措置 等 <p>2 地域活性化事業債の充当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当 	<p>3 人材の活用に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域外における専門性を有する人材の活用へ措置 <p>4 民間主体の取組支援に対する財政措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置 ・ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引上げ
---	---

提案・要望項目 府省別一覧

内閣府

- 2-(16) 防犯対策の推進 p83
- 3-(1) 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援 p85
- 4-(3) ディープテック・スタートアップ支援の強化 p101
- 11-(2) 持続可能な市政の基盤となる「地方税財政制度」の充実 p143
- 11-(3) 地方分権改革の推進 p145

内閣官房

- 2-(10) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備の強化 p69

こども家庭庁

- 1-(1) 妊婦健康診査等にかかる公費負担の充実 p1
- 1-(2) 「小1の壁」の打破に向けた取組の推進 p3
- 1-(3) 多様な働き方を選択できる社会の実現及び多様な保育ニーズへの対応と充実 p5
- 1-(5) 子どもの医療費助成の充実 p11
- 1-(6) 子育て・教育に係る経済的支援の拡充 p13
- 1-(7) 「こども家庭センター」設置に伴う一体的な相談支援体制確保に係る財政措置 p15
- 1-(8) 妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業の創設に向けた情報連携システムの早急な構築及び自治体への財政的支援 p19
- 1-(9) 産後ケア提供体制を確保するための基準の統一化とケアの質の確保に向けた取組の推進 p21
- 1-(10) 児童養護施設・乳児院等における専門的支援の充実に向けた人材確保及び職員配置 p23
- 1-(11) 児童相談所及び一時保護所の体制強化 p25
- 1-(12) 全ての幼児教育・保育の質の確保・向上 p27
- 1-(13) 保育者確保に向けた更なる取組の推進 p29
- 1-(14) 待機児童対策の更なる推進 p31
- 1-(15) 小学生の放課後対策の推進 p33
- 1-(16) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p35
- 2-(1) 障害児の療育環境整備に係る支援の充実 p51
- 2-(2) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p53

デジタル庁

- 10-(1) デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進 p139

総務省

- 2-(10) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備の強化 p69
- 2-(16) 防犯対策の推進 p83
- 8-(5) 地震防災対策等の強化について p125
- 9-(4) 公共施設の老朽化対策の推進 p133
- 10-(1) デジタル社会の基盤であるマイナンバーカード普及促進 p139
- 11-(1) 「特別市」の早期法制化の実現 p141
- 11-(2) 持続可能な市政の基盤となる「地方税財政制度」の充実 p143
- 11-(3) 地方分権改革の推進 p145
- 11-(4) 三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進 p147

法務省

- 2-(10) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備の強化 p69
- 6-(3) クルーズ船受入れのための陸電設備の整備と回遊性向上 p113

外務省

- 3-(1) 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援 p85
- 4-(1) 第9回アフリカ開発会議の横浜開催に向けた協力・支援 p97
- 5-(2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p107

財務省

- 5-(1) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p105
- 5-(2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p107
- 6-(3) クルーズ船受入れのための陸電設備の整備と回遊性向上 p113
- 7-(1) 花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進 p115
- 8-(3) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p121

文部科学省

- 1-(12) 全ての幼児教育・保育の質の確保・向上 p27
- 1-(13) 保育者確保に向けた更なる取組の推進 p29
- 1-(18) デジタル・AI時代を見据えた教育DXの推進 p39
- 1-(19) 充実した教育環境のための支援スタッフの配置及び教員確保のための処遇改善 p41
- 1-(20) 小中学校における食育の推進・学校給食の充実にむけた支援 p43
- 1-(21) いじめや不登校等に対応するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び児童支援専任教諭の定数化 p45
- 1-(22) 横浜が目指すグローバル人材の育成に向けた取組への支援 p47
- 2-(2) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p53
- 2-(10) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備の強化 p69
- 9-(4) 公共施設の老朽化対策の推進 p133
- 11-(3) 地方分権改革の推進 p145

厚生労働省

- 1-(3) 多様な働き方を選択できる社会の実現及び多様な保育ニーズへの対応と充実 p5
- 1-(4) 出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計 p9
- 1-(16) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p35
- 1-(17) ひきこもり地域支援センターに関する財政支援の拡充 p37
- 2-(2) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p53
- 2-(3) 介護職員等の確保に向けた施策の推進 p55
- 2-(4) 介護支援専門員に対する業務負担軽減等の支援 p57
- 2-(5) 介護保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化 p59
- 2-(6) 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充 p61
- 2-(7) 補装具費支給制度における所得制限の撤廃対象の拡大 p63
- 2-(8) 国民健康保険の財政基盤の安定化に向けた支援の拡充 p65
- 2-(9) 国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止 p67
- 2-(11) 新型コロナワクチンの定期接種に関する必要な措置 p71
- 2-(12) 带状疱疹ワクチン等の定期接種化と財源措置 p73
- 2-(13) がん検診の推進 p75
- 2-(14) 小児・AYA世代のがん対策の推進 p77
- 2-(15) 看護職員等における処遇改善及び人材確保に向けた取組の推進 p79
- 6-(3) クルーズ船受入れのための陸電設備の整備と回遊性向上 p113
- 11-(3) 地方分権改革の推進 p145

農林水産省

- 3-(1) 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援 p85
- 5-(1) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p105

経済産業省

- 3-(1) 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援 p85
- 3-(2) 脱炭素行動の加速化に向けた支援の強化 p87
- 3-(3) 脱炭素におけるグローバルネットワーク推進への支援強化 p91
- 3-(4) プラスチック資源循環の推進 p93
- 3-(5) 脱炭素化に向けた持続可能で安全・安心な港づくり p95
- 4-(3) ディープテック・スタートアップ支援の強化 p101
- 4-(4) 経済の土台を支える中小企業・小規模企業における持続的な賃上げ実現のための支援 p103
- 6-(3) クルーズ船受入れのための陸電設備の整備と回遊性向上 p113

国土交通省

- 2-(16) 防犯対策の推進 p83
- 3-(1) 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）開催に向けた協力・支援 p85
- 3-(5) 脱炭素化に向けた持続可能で安全・安心な港づくり p95
- 4-(2) アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化 p99
- 5-(1) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p105
- 5-(2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p107
- 6-(1) 横浜都心・臨海地域における都市再生の推進 p109
- 6-(2) 国際コンテナ戦略港湾の取組の推進 p111
- 6-(3) クルーズ船受入れのための陸電設備の整備と回遊性向上 p113
- 7-(1) 花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進 p115
- 8-(1) 道路における防災・減災、国土強靱化の対策推進 p117
- 8-(2) 防災・減災、国土強靱化のための流域治水対策の推進 p119
- 8-(3) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p121
- 8-(4) 大規模地震に備えた水道施設の更新・耐震化への支援 p123
- 8-(5) 地震防災対策等の強化について p125
- 9-(1) 高速道路の整備推進 p127
- 9-(2) 市内幹線道路等の整備と連続立体交差事業の推進 p129
- 9-(3) 鉄道をはじめとする持続可能な交通に向けた取組への支援 p131
- 9-(4) 公共施設の老朽化対策の推進 p133
- 9-(5) 国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大 p137
- 11-(3) 地方分権改革の推進 p145

環境省

- 3-(2) 脱炭素行動の加速化に向けた支援の強化 p87
- 3-(3) 脱炭素におけるグローバルネットワーク推進への支援強化 p91
- 3-(4) プラスチック資源循環の推進 p93
- 9-(4) 公共施設の老朽化対策の推進 p133

防衛省

- 5-(2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p107



横浜市 政策経営局 大都市制度推進本部室 大都市制度・広域行政部 広域行政課
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
Tel : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/yobo/>